

熊本市公報

第 1398 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

条 例

○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第 46 号）	514
○熊本市税条例等の一部を改正する条例（条例第 47 号）	515

規 則

○熊本市農業委員会への事務委任規則の一部を改正する規則（規則第 11 号）	518
○熊本市城南地区囑託員設置規則を廃止する規則（規則第 12 号）	520
○熊本市火の君文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 13 号）	521
○桜町地区・花畑地区における広場予定地の管理に関する規則（規則第 14 号）	522
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 15 号）	527
○熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 16 号）	528
○熊本市植木文化ホール条例施行規則（規則第 17 号）	529
○熊本市医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第 18 号）	548
○熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則（規則第 19 号）	549
○地方公営企業法第 3 9 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（規則第 20 号）	550
○熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 21 号）	551
○熊本市くまもと工芸会館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 22 号）	552
○熊本市道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則（規則第 23 号）	553
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 24 号）	555
○熊本市長職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則（規則第 25 号）	566
○熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 26 号）	567
○熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第 27 号）	572
○熊本市物品会計規則の一部を改正する規則（規則第 28 号）	573
○熊本市会計規則の一部を改正する規則（規則第 29 号）	578
○熊本市予算決算規則の一部を改正する規則（規則第 30 号）	579
○熊本市火災予防規則の一部を改正する規則（規則第 31 号）	580
○熊本市危険物規制に関する規則の一部を改正する規則（規則第 32 号）	582
○熊本市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第 33 号）	583

○熊本市消防吏員の階級及び規制に関する規則の一部を改正する規則（規則第 34 号）	585
○熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 35 号）	590
○熊本市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 36 号）	604
○熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則及び熊本市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 37 号）	605
○熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 38 号）	610
○熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則（規則第 39 号）	657
○熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 40 号）	658
○社会福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則（規則第 41 号）	659
○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（規則第 42 号）	660
○熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（規則第 43 号）	662
○熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 44 号）	682
○熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第 45 号）	684
○熊本市生活困窮者自立支援法施行細則（規則第 46 号）	685
○熊本市開発許可の基準等に関する条例第 5 条に規定する土地の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則（規則第 47 号）	708
○保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則（規則第 48 号）	709
○熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則（規則第 49 号）	712
○熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則（規則第 50 号）	723
○熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 51 号）	734
○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（規則第 52 号）	735
○熊本市自治推進委員会規則の一部を改正する規則（規則第 53 号）	742
○熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 54 号）	743
訓 令	
○熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 1 号）	744
○熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 2 号）	745
○熊本市職員表彰に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 3 号）	746
○熊本市事務決裁に関する訓令及び熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 4 号）	747
○熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 5 号）	753
○熊本市消防表彰に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 6 号）	755
○熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 7 号）	756
○熊本市市有財産審議会に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 8 号）	758
○熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 9 号）	759
○熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部を改正する訓令（訓令第 10 号）	761

○熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 11 号）	762
○交通安全推進員に関する訓令を廃止する訓令（訓令第 12 号）	763
○熊本市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令（訓令第 13 号）	764
○熊本市文書に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 14 号）	765
○熊本市広報紙発行に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 15 号）	773
○熊本市人権教育推進会議等に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 16 号）	774
○熊本市市政経営会議に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 17 号）	775
○熊本市経営戦略会議に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 18 号）	777
○熊本市総合計画策定に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 19 号）	779
告 示	
○使用料及び手数料等の徴収又は収納事務委託（告示第 155 号）	781
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 156 号）	781
○介護保険法による指定居宅介護支援事業所の指定（告示第 157 号）	781
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 158 号）	782
○放置自転車の移動及び返還（告示第 159 号）	782
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 160 号）	783
○放置自転車の移動及び返還（告示第 161 号）	783
○差押調書及び配当計算書の公示送達（告示第 162 号）	784
○差押調書（謄本）の公示送達（告示第 163 号）	784
○差押調書及び配当計算書の公示送達（告示第 164 号）	784
○放置自転車の移動及び返還（告示第 165 号）	785
○介護保険法による指定居宅介護支援事業所の指定（告示第 166 号）	785
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 167 号）	785
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 169 号）	786
○差押調書の公示送達（告示第 170 号）	786
○江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例 施行規則第 2 条第 2 項に基づく告示（告示第 171 号）	786
○江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例 施行規則第 8 条に規定する市が指定する回収箱又は回収いけすについて（告示第 172 号）	788
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 173 号）	790
○国道の区域変更（告示第 174 号）	790
○国道の供用開始（告示第 175 号）	791
○市道の区域変更（告示第 176 号）	791
○市道の供用開始（告示第 177 号）	791
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物件（告示第 178 号）	792
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 179 号）	793
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 180 号）	793

○生活保護法等による医療機関の指定 (告示第 182 号)	794
○生活保護法による指定医療機関の変更 (告示第 183 号)	794
○生活保護法による指定医療機関の廃止 (告示第 184 号)	795
○生活保護法による指定医療機関の休止 (告示第 185 号)	795
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 186 号)	795
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 187 号)	796
○介護保険法による指定居宅介護支援事業所の指定 (告示第 188 号)	796
○介護保険法による指定居宅サービス事業所等の廃止 (告示第 189 号)	797
○指定地域密着型サービス事業者等の廃止 (告示第 191 号)	797
○平成 27 年度固定資産税に係る価格等の決定 (告示第 192 号)	797
○身体障害者福祉法第 15 条 1 項に規定する医師の指定 (告示第 193 号)	797
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援 医療機関の指定 (告示第 194 号)	798
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援 医療機関の辞退 (告示第 195 号)	799
○差押調査及び配当計算書の公示送達 (告示第 196 号)	799
○介護保険法による地域密着型サービス事業所の指定 (告示第 197 号)	799
○市税督促状の公示送達 (告示第 198 号)	800
○市道告示内容の訂正告示 (告示第 199 号)	800
○市道告示内容の訂正告示 (告示第 200 号)	801
○市道告示内容の訂正告示 (告示第 201 号)	801
○市道告示内容の訂正告示 (告示第 202 号)	802
○道路の指定 (告示第 203 号)	802
○指定道路の解除 (告示第 204 号)	803
○市道の区域変更 (告示第 205 号)	803
○市道の供用開始 (告示第 206 号)	824
○県道の区域変更 (告示第 207 号)	834
○県道の供用開始 (告示第 208 号)	834
公 告	
○道路位置の指定 (公告第 253 号)	835
○農業振興地域整備計画の変更及び通知 (公告第 258 号)	835
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 259 号)	836
○熊本市田井島南土地区画整理組合の解散認可 (公告第 263 号)	836
○熊本市都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の事業計画の縦覧 (公告第 265 号)	836
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 266 号)	837
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 268 号)	837
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 269 号)	837

○開発行為に関する工事の完了（公告第 270 号）	838
○開発行為に関する工事の完了（公告第 271 号）	838
○大規模小売店舗立地法による届出概要（公告第 275 号）	838
○開発行為に関する工事の完了（公告第 279 号）	840
○開発行為に関する工事の完了（公告第 282 号）	840
○開発行為に関する工事の完了（公告第 284 号）	840
○開発行為に関する工事の完了（公告第 286 号）	841
○建築基準法による一団地の認定（公告第 288 号）	841
○農業振興地域整備計画の案の縦覧（公告第 290 号）	841
○開発行為に関する工事の完了（公告第 292 号）	842
○開発行為に関する工事の完了（公告第 293 号）	842
○開発行為に関する工事の完了（公告第 294 号）	842
○開発行為に関する工事の完了（公告第 298 号）	843
○開発行為に関する工事の完了（公告第 299 号）	843
○特定非営利活動促進法に基づく認定特定非営利活動法人の認定の決定（公告第 302 号）	843
○平成 27 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（公告第 303 号）	844
○開発行為に関する工事の完了（公告第 305 号）	844
○開発行為に関する工事の完了（公告第 307 号）	844
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 8 号）	845
東 区	
○住民票の職権消除（東区告示第 3 号）	845
消 防 局	
○熊本市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令（消防局訓令第 3 号）	845
○熊本市火災予防規程の一部を改正する規程（消防局告示第 1 号）	846
○防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程の一部を改正する規程（消防局告示第 2 号）	854
○熊本市消防団協力事業所表示制度に関する規程（消防局告示第 3 号）	855
○熊本市防火対象物の消防用設備等の公表に関する規程（消防局告示第 4 号）	864
○熊本市火災予防条例告示の一部改正（消防局告示第 5 号）	872
交 通 局	
○熊本市交通局電気設備保安規程の全部を改正する規程（交通局規程第 8 号）	872
○熊本市交通局電気設備保安規程(300KW 未満)を廃止する規程（交通局規程第 9 号）	878
○熊本市交通局事務分掌規程の全部を改正する規程（交通局規程第 10 号）	878
○熊本市交通局事務決裁規程の全部を改正する規程（交通局規程第 11 号）	880

○熊本市交通局文書規程の全部を改正する規程（交通局規程第 12 号）	883
○熊本市交通局公印保管使用規程の一部を改正する規程（交通局規程第 13 号）	894
○熊本市交通局就業規程の一部を改正する規程（交通局規程第 14 号）	894
○熊本市交通局被服貸与規程の一部を改正する規程（交通局規程第 15 号）	895
○熊本市交通局会計規程の一部を改正する規程（交通局規程第 16 号）	898
○熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（交通局規程第 17 号）	898
○熊本市交通局職員提案規程の全部を改正する規程（交通局規程第 18 号）	899
○熊本市交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程（交通局規程第 19 号）	901
○熊本市電気軌道及び乗合自動車共通無料乗車券の様式を定める規程の全部を改正する規程（交通局規程第 20 号）	901
○熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程（交通局規程第 21 号）	902
○熊本市電気軌道安全管理規程の一部を改正する規程（交通局規程第 22 号）	905

上下水道局

○熊本市上下水道事業企業職員職名規程等の一部を改正する規程（上下水道局規程第 1 号）	906
○熊本市上下水道局保安勤務規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 2 号）	907
○熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の収納事務の委託（上下水道局告示第 16 号）	907
○熊本市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 3 号）	907
○熊本市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 4 号）	908
○熊本市上下水道局就業規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 5 号）	908
○熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（上下水道局規程第 6 号）	908
○熊本市上下水道局文書規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 7 号）	909
○熊本市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 8 号）	912

病 院 局

○熊本市病院局就業規程の一部を改正する規程（病院局規程第 2 号）	927
○熊本市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程（病院局規程第 3 号）	927
○熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程（病院局規程第 4 号）	933
○熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（病院局規程第 5 号）	934
○熊本市病院事業企業職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程（病院局規程第 6 号）	935
○熊本市病院事業を行う施設の診療科目に関する規程の一部を改正する規程（病院局規程第 7 号）	936

教育委員会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（教委規則第 4 号）	936
○熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則（教委規則第 5 号）	937
○熊本市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則（教委規則第 6 号）	938

○熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (教委規則第 7 号)	939
○熊本市博物館の登録に関する規則 (教委規則第 8 号)	939
○熊本市社会教育委員会議規則 (教委規則第 9 号)	943
○熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則 (教委規則第 10 号)	944

監 査

○包括外部監査結果の公表について (監委公告第 7 号)	945
------------------------------------	-----

人事委員会

○平成 1 8 年改正条例附則第 8 項から第 1 0 項まで及び平成 1 8 年改正教育職条例附則 第 6 項から第 8 項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則 (人委規則第 12 号)	968
○平成 1 8 年改正条例附則第 5 項及び平成 1 8 年改正教育職条例附則第 3 項の規定による 最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則 (人委規則第 13 号)	969
○熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則 (人委規則第 14 号)	969
○熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (人委規則第 15 号)	973
○熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 (人委規則第 16 号)	974

条 例

条 例 第 4 6 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和 5 0 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5」に改める。

第 1 2 条の 3 第 1 号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第 8 1 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額」を加え、同条第 2 号中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5」に、「その他」を「、法第 8 1 条の 2 第 1 項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

附則中第 1 1 項を削り、第 1 2 項を第 1 1 項とし、第 1 3 項を第 1 2 項とし、第 1 4 項を第 1 3 項とする。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 7 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例等の一部を改正する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第 1 条 熊本市税条例 (昭和 2 5 年告示第 8 9 号) の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項の表第 1 号オ中「法人税法第 2 条第 1 6 号」を「法第 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第 1 7 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額 (保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 4 5 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第 4 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 資本金等の額を有する法人 (保険業法に規定する相互会社を除く。) の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 2 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第 1 4 6 条第 2 項中「又は第 2 8 項」を「、第 2 8 項又は第 3 0 項から第 3 3 項まで」に改める。

附則第 1 1 条の見出し中「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」を「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」に改める。

附則第 1 1 条の 2 の見出し中「平成 2 5 年度又は平成 2 6 年度」を「平成 2 8 年度又は平成 2 9 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 2 5 年度分又は平成 2 6 年度分」を「平成 2 8 年度分又は平成 2 9 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 2 5 年度適用土地」を「平成 2 8 年度適用土地」に、「平成 2 5 年度類似適用土地」を「平成 2 8 年度類似適用土地」に、「平成 2 6 年度分」を「平成 2 9 年度分」に改める。

附則第 1 2 条 (見出しを含む。) 中「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」を「平

成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」に改める。

附則第 1 2 条の 3 中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 1 7 号）を「地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 2 号）」に、「附則第 1 0 条第 1 項」を「附則第 1 8 条第 1 項」に、「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」を「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」に改める。

附則第 1 3 条（見出しを含む。）中「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」を「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」に改める。

附則第 1 5 条の 2 第 1 項中「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」を「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 2 7 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 9 条（見出しを含む。）中「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」を「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」に改める。

附則第 1 9 条の 2 中「附則第 1 0 条第 1 項」を「附則第 1 8 条第 1 項」に、「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」を「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」に改める。

附則第 2 0 条（見出しを含む。）及び附則第 2 0 条の 4 の見出し中「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」を「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」に改める。

附則第 2 1 条中「第 1 1 項、第 1 5 項から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 6 項、第 3 0 項、第 3 5 項若しくは第 4 0 項」を「第 1 3 項、第 1 7 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 7 項若しくは第 4 2 項」に、「第 2 8 項」を「第 3 0 項から第 3 3 項まで」に改める。

（熊本市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 熊本市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 3 号中「第 6 4 条の改正規定」を「第 6 4 条第 2 号アの改正規定（「3, 6 0 0 円」に係る部分を除く。）」に、「附則第 4 条」を「附則第 4 条第 1 項」に改め、同条第 5 号中「第 3 4 条第 1 項及び」の次に「第 6 4 条第 1 号の改正規定、同条第 2 号アの改正規定（「3, 6 0 0 円」に係る部分に限る。）並びに同号イ及び同条第 3 号の改正規定並びに」を加え、「附則第 5 条」を「附則第 4 条

第 2 項、第 5 条」に改める。

附則第 4 条中「第 6 4 条」を「第 6 4 条第 2 号ア（「3, 6 0 0 円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 新条例第 6 4 条第 1 号、第 2 号ア（「3, 6 0 0 円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第 3 号の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 2 7 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）第 2 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 2 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

規 則 第 11 号

平成 27 年 3 月 17 日

熊本市農業委員会への事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市農業委員会への事務委任規則の一部を改正する規則

熊本市農業委員会への事務委任規則（平成 24 年規則第 135 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を第 3 号とし、同条第 1 号中「農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下この号において「法」という。）」を「法」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）第 59 条の 2 の規定に基づき市が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの
- ア 法第 18 条第 1 項の規定による許可に関する事務
 - イ 法第 18 条第 3 項の規定による意見の聴取に関する事務
 - ウ 法第 49 条第 1 項の規定による立入調査等に関する事務（ア及びイに掲げる事務に係るものに限る。）
 - エ 法第 49 条第 3 項の規定による立入調査等の通知等に関する事務（ア及びイに掲げる事務に係るものに限る。）
 - オ 法第 49 条第 5 項の規定による損失の補償に関する事務（ア及びイに掲げる事務に係るものに限る。）
 - カ 法第 50 条の規定による報告の徴取に関する事務（ア及びイに掲げる事務に係るものに限る。）

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 1 2 号

平成 2 7 年 3 月 1 7 日

熊本市城南地区嘱託員設置規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市城南地区嘱託員設置規則を廃止する規則

熊本市城南地区嘱託員設置規則（平成 2 2 年規則第 1 2 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 13 号

平成 27 年 3 月 17 日

熊本市火の君文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市火の君文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市火の君文化ホール条例施行規則（平成 22 年規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表大道具類の部演台の項を削り、同表音響機器類の部 D A T デッキの項を削り、同表照明機器類の部舞台フットライトの項を次のように改める。

舞台前ライト	1 式	200 円
--------	-----	-------

別表照明機器類の部第 1 ボーダーライトの項を削り、同表映写機類の部 O H P（スクリーン含む。）の項及びビデオデッキの項を削り、同表その他の器具類の部テーブルクロスの項を削る。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 14 号

平成 27 年 3 月 18 日

桜町地区・花畑地区における広場予定地の管理に関する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

桜町地区・花畑地区における広場予定地の管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市が桜町地区から花畑地区にかけて設置する広場（以下「広場」という。）の予定地の一部（以下「広場予定地」という。）の管理について熊本市行政財産使用条例（昭和 39 年条例第 17 号。以下「条例」という。）及び熊本市財産規則（昭和 39 年規則第 52 号。以下「財産規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広場予定地の区域)

第 2 条 広場予定地の区域は、熊本市中央区花畑町 7 番 6、7 番 7 及び 7 番 8 の区域とする。

(使用の許可)

第 3 条 広場予定地は、広場の設置に関する意見又は情報の収集のための効果が見込まれる場合その他市長が認める場合は、条例第 2 条第 5 号の規定により、これを使用させることができる。

2 前項の規定による広場予定地の使用の許可を受けようとする者は、財産規則第 19 条及び第 48 条の規定にかかわらず、広場予定地使用許可申請書(様式第 1 号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出は、使用日（使用しようとする日が引き続き 2 日以上あるときは、その初日。以下この項において同じ。）の属する月前 6 月の月の初日から使用日前 1 月までに行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 市長は、第 2 項の申請書を審査し、広場予定地の使用を適当と認めるときは、当該申請者に広場予定地使用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

5 前項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項に規定する許可書の交付を受ける際、使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用可能時間）

第 4 条 前条第 1 項の規定による使用の許可により広場予定地を使用することができる時間は、午前 9 時から午後 9 時まで（準備又は物品の搬入若しくは搬出のために使用する時間は除く。）とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用期間の制限）

第 5 条 広場予定地の使用期間は、引き続き 7 日を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用の不許可）

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広場予定地の使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 広場予定地を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 広場予定地の管理上支障があるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、使用が不適當であるとき。

（行為の禁止）

第 7 条 何人も、広場予定地において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められること。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となること。
- (3) 著しく騒音を発すること等により広場予定地の利用者及び近隣の住民に著しく迷惑をかけること。
- (4) 広場予定地を損傷し、又は汚損すること。
- (5) 土地の形質を変更すること。
- (6) 市長の許可なく、はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(7) 正当な理由がなく、凶器、爆発性物質等の危険物を持ち込むこと。

(8) 指定された場所以外に車両等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車を除く。）を乗り入れること。

（入場の制限等）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁止し、又は広場予定地からの退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品を携帯する者

(2) 広場予定地の秩序を乱すと認められる者

（雑則）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、広場予定地の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までの間に、熊本市財産規則の規定に基づいて提出された広場予定地に係る申請書等の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

様式第 1 号（第 3 条第 2 項関係）

広場予定地使用許可申請書	
年 月 日	
熊本市長（宛）	
申請者 住 所	
氏 名	
印	
（連絡先）	
熊本市行政財産使用条例第 3 条第 1 項の規定に基づく使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。	
催事等の名称	
催事等の目的及び内容	※ 企画書等詳細が分かる書類を添付してください。
使用期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
使用時間	時 分 ～ 時 分
使用範囲	<input type="checkbox"/> 全面 ・ <input type="checkbox"/> 一部（ m ² ） ※ 一部の場合は、その範囲及び面積が確認できる平面図等の書類を添付してください。
集客予定人数	人
附属設備等	<input type="checkbox"/> 使用する（電気・水道・排水・その他： ） <input type="checkbox"/> 使用しない
使用料	市の指示のとおりとする。
使用料免除申請	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 （有の場合その理由： ）
その他条件	市の指示のとおりとする。

備考 該当する□にレ印を記入してください。

様式第 2 号（第 3 条第 4 項関係）

第 号

広場予定地使用許可書

年 月 日

申請者 住所

氏名 様

(連絡先)

熊本市長

印

広場予定地の使用について、次のとおり許可します。

催事等の名称	
催事等の目的及び内容	
使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
使用時間	時 分 ~ 時 分
使用範囲	<input type="checkbox"/> 全面 ・ <input type="checkbox"/> 一部 (m ²)
集客予定人数	人
附属設備等	<input type="checkbox"/> 使用する (電気・水道・排水・その他 :) <input type="checkbox"/> 使用しない
使用料	円
使用料免除申請	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (有の場合その理由 :)
使用条件	

規 則 第 15 号

平成 27 年 3 月 20 日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成 8 年規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表(7)観光文化交流局の表文化振興課の項事務分掌の欄中第 18 号を第 19 号とし、第 9 号から第 17 号を 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次のように加える。

(9) 田原坂西南戦争資料館の使用料に関すること。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 23 日から施行する。

規 則 第 16 号

平成 27 年 3 月 20 日

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等事務分掌規則（平成 24 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表(1)区役所の表各区役所まちづくり交流室(かい)の項事務分掌の欄中第 13 号中「植木文化センターの管理」を「植木文化ホールの管理及び運営」に改め、第 18 号を第 19 号とし、第 15 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 14 号を第 15 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(14) 植木文化ホールの使用許可及び使用料に関する事（植木まちづくり交流室に限る。）。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 23 日から施行する。

規 則 第 17 号

平成 27 年 3 月 23 日

熊本市植木文化ホール条例施行規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市植木文化ホール条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市植木文化ホール条例（平成 26 年条例第 55 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第 2 条 条例第 3 条の規定により熊本市植木文化ホール（以下「文化ホール」という。）の施設等を使用しようとする者は、熊本市植木文化ホール使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、同表の右欄に定める日から行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

ホールを使用する場合（ホールと併せて楽屋、控室又はリハーサル室兼軽運動室を使用する場合を含む。）	使用日の属する月前 12 月の月の初日（初日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日。以下同じ。）
舞台を使用する場合（舞台と併せて楽屋又は控室を使用する場合を含む。）	使用日の属する月前 3 月の月の初日
リハーサル室兼軽運動室を使用する場合	使用日の属する月前 3 月の月の初日

3 市長は、第 1 項の申請書を審査し、文化ホールの施設等の使用を許可したときは、熊本市植木文化ホール使用許可書（様式第 2 号）を当該申請者に交付するものとする。

る。

(使用中止の届出)

第 3 条 文化ホールの施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用開始前に使用を取りやめたときは、熊本市植木文化ホール使用中止届（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する届は、ホールの使用に係るものにあつては使用日前 30 日までに、その他にあつては使用日の前日までに提出しなければならない。

(使用許可変更の申請)

第 4 条 使用者は、使用開始前に文化ホールの使用許可に係る軽微な事項を変更しようとするときは、熊本市植木文化ホール使用許可変更申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 使用開始前に文化ホールの使用許可に係る使用日時を変更しようとする者は、1 回に限り、前項に規定する申請をすることができる。
- 3 第 1 項に規定する申請書は、使用日の前日までに提出しなければならない。ただし、前項に規定する使用日時の変更（ホールの使用に係るものに限る。）については、使用日前 30 日までに提出しなければならない。
- 4 使用者は、使用許可の変更後の使用料が既納の使用料を上回るときは、使用許可の変更後の使用料から既納の使用料に相当する額を控除した額を次条の規定による許可を受けた際に納めなければならない。

(使用変更許可書の交付)

第 5 条 市長は、前条の規定による変更申請に相当の理由があると認め、当該変更申請を許可したときは、熊本市植木文化ホール使用変更許可書（様式第 5 号）を使用者に交付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し)

第 6 条 市長は、使用者が条例第 5 条第 1 項の規定に該当すると認めるときは、熊本市植木文化ホール使用許可取消（変更・停止）通知書（様式第 6 号）を使用者に交付するものとする。

(附属設備の使用料)

第 7 条 文化ホールの附属設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の納付)

第 8 条 使用者は、使用許可の際、使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 9 条 条例第 6 条第 3 項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、熊本市植木文化ホール使用料減免申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第 10 条 条例第 7 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、熊本市植木文化ホール使用料還付申請書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

2 還付を受けられる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 7 条第 1 号又は第 3 号に該当するとき 既納使用料の全額
- (2) 条例第 7 条第 2 号に該当するとき 既納使用料の 5 割に相当する額

(休館日)

第 11 条 文化ホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日(当該月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用時間の範囲)

第 12 条 文化ホールの施設等を使用できる時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 条例別表第 1 の使用時間区分には、準備、練習、物品の搬入等使用に必要な一切の時間を含むものとする。

3 文化ホールの施設は、引き続き 3 日間を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(入場料等を徴収する場合において規則で定める場合)

第 13 条 条例別表第 1 備考第 3 項に規定する入場料その他これに類するものを徴収

する場合において規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 不特定多数の入場者から入場料の徴収を行う場合
- (2) 不特定多数の入場者から入場の対価として実費に相当する額を超えて会費、賛助金、寄附金等を徴収する場合
(商業活動等をする場合において規則で定める場合)

第 14 条 条例別表第 1 備考第 3 項に規定する商業活動その他これに類する目的で使用する場合において規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 第 17 条第 5 号ただし書の規定に基づき、商品の広告、宣伝又は販売のために使用する場合
- (2) 営利団体等（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人をいう。以下同じ。）が自ら講習会に使用する場合
- (3) 営利団体等が顧客又は株主のための文化講演会、観劇会又は演奏会に使用する場合
- (4) 演奏会の開催者とその参加者から参加の対価として実費に相当する額を超えて参加費を徴収する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合
(特別設備許可申請書等)

第 15 条 条例第 9 条ただし書の規定により、使用者が文化ホールに特別な設備をしようとするときは、熊本市植木文化ホール特別設備許可申請書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、熊本市植木文化ホール特別設備許可書（様式第 10 号）を使用者に交付するものとする。
(毀損滅失届)

第 16 条 使用者は、文化ホールの施設等を毀損し、又は滅失したときは、熊本市植木文化ホール施設等毀損（滅失）届（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。
(使用者の遵守事項)

第 17 条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入場者の秩序を維持するために必要な整理員を置くこと。

- (2) 収容人員は、施設の定員を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (4) 施設内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 施設内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (6) 使用許可を受けない部分及び器具を使用しないこと。
- (7) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携帯しないこと。
- (8) 条例第 8 条の規定に該当する者の入館を拒否し、又は退場を命ぜられた者を退場させること。
- (9) 使用開始前に文化ホール職員との打合せを十分に行うこと。

（雑則）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 23 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

附属設備使用料

区分	品名	単位	1 回の使用料
舞台照 明器具	フットライト	1 列	520 円
	花道フットライト	1 列	520 円
	アッパーホリゾンライト	1 式	1,050 円
	ローアホリゾンライト	1 式	1,050 円
	第 1 ボーダーライト	1 列	1,050 円
	第 2 ボーダーライト	1 列	1,050 円
	第 1 サスペンションフライダクト	1 列	1,050 円
	第 2 サスペンションフライダクト	1 列	1,050 円
	第 3 サスペンションフライダクト	1 列	1,050 円
	サス・ボーダー用スポット	1 台	210 円
	アッパーホリゾンフライダクト用吊下器具	1 台	520 円
	天井反射板ライト	1 式	1,570 円
	シーリングライト	1 台	210 円
	第 1 フロントサイドライト	1 台	210 円
	第 2 フロントサイドライト	1 台	210 円
	センターピンスポットライト	1 台	520 円
	ミラーボール	1 台	1,050 円
	エフェクトマシーン	1 式	1,050 円
	スタンド（丸大型）	1 台	100 円
	スポットライト（1 k w）	1 台	210 円
スポットライト（500 w）	1 台	100 円	
星球	1 式	1,050 円	
舞台音 響器具	レコードプレーヤー	1 台	520 円
	カセットデッキ	1 台	520 円
	CDプレーヤー	1 台	520 円
	MDプレーヤー	1 台	520 円

	ステージフロントスピーカー	1 式	1,050 円
	固定はね返りスピーカー	1 式	630 円
	ウォールスピーカー	1 式	520 円
	はね返りスピーカー	1 台	520 円
	マイクエレベーター装置	1 式	520 円
	ワイヤレスマイク	1 本	520 円
	三点吊マイク装置	1 式	520 円
	コンデンサー型マイク	1 本	520 円
	ダイナミック型マイク	1 本	520 円
	マイクスタンド	1 本	50 円
舞台大	平台	1 枚	150 円
小道具	所作台	1 式	2,100 円
	開き足	1 台	150 円
	箱馬	1 個	20 円
	めくり台	1 台	100 円
	金びょうぶ	1 双	730 円
	毛せん	1 枚	150 円
	地がすり	1 枚	310 円
	長座布団	1 枚	100 円
	上敷	1 枚	100 円
	演台セット (演台・花台・脇台)	1 式	310 円
	司会者台	1 台	150 円
	指揮者台	1 台	150 円
	指揮者用譜面台	1 台	100 円
	演奏者用譜面台	1 台	50 円
	コントラバス用椅子	1 台	100 円
	紗幕	1 枚	310 円
	姿見	1 台	100 円
	反射板	1 式	2,200 円

ピアノ	コンサートピアノ	1 台	3,150 円
等楽器	グランドピアノ	1 台	2,100 円
その他 の器具 類	ビデオプロジェクター	1 台	1,050 円
	DVDプレーヤー	1 台	520 円
	16mm 映写機	1 台	2,100 円
	スライドプロジェクター	1 台	1,050 円
	OHP (小型スクリーン含む。)	1 台	520 円
	スクリーン	1 張	1,050 円
	持込器具	1kw まで ごとに	210 円
	道具幕	1 枚	520 円
	スモークマシン	1 台	310 円
	ジョーゼット	1 式	1,050 円

備考 使用の回数は、条例別表第 1 の表の使用時間区分の 1 区分の使用を 1 回として計算する。ただし、リハーサル室兼軽運動室を単独で午後 6 時から午後 8 時まで、又は午後 8 時から午後 10 時まで使用する場合には、1 回の使用料の額の 2 分の 1 の額を使用料とする。

様式第 1 号（第 2 条第 1 項関係）

			許可番号第	号
熊本市植木文化ホール使用許可申請書				
年 月 日				
熊本市長（宛）				
住所（所在地） 〒				
申請者 団体名等				
氏名（代表者名）				
連絡先 担当者氏名		電話	FAX	
熊本市植木文化ホールの使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。				
なお、使用に際しましては、関係条例・規則及びこれらに基づく指示に従うことを誓約します。				
催事等の名称				
催事等の内容			集合予定人数	人
使用施設名	使用日時 (準備、片付け時間を含む。)	入場料等・商業活動等 (対象時間)	使用料	割増料
	年 月 日 曜 時 ~ 時	無・有(時~ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ~ 時	無・有(時~ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ~ 時	無・有(時~ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ~ 時	無・有(時~ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ~ 時	無・有(時~ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ~ 時	無・有(時~ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ~ 時	無・有(時~ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ~ 時	無・有(時~ 時)	円	円
使用料・割増料計			円	
附属設備使用料			円	
冷暖房設備使用料			円	
合計			円	
備考				

※ 1 太枠内は記入しないでください。

※ 2 該当事項に○印を付けてください。

様式第 2 号（第 2 条第 3 項関係）

		許可番号第 号	
熊本市植木文化ホール使用許可書			
年 月 日			
住所（所在地）			
申請者 団体名等			
氏名（代表者名） 様			
熊本市長			
次のとおり熊本市植木文化ホールの使用を許可します。			
なお、使用に際しましては、関係条例・規則及びこれらに基づく指示に従ってください。			
催事等の名称			
催事等の内容			集合予定人数 人
使用施設名	使用日時 （準備、片付け時間を含む。）	入場料等・商業活動等 （対象時間）	使用料 割増料
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有（時～時）	円 円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有（時～時）	円 円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有（時～時）	円 円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有（時～時）	円 円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有（時～時）	円 円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有（時～時）	円 円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有（時～時）	円 円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有（時～時）	円 円
使用料・割増料計			円
附属設備使用料			円
冷暖房設備使用料			円
合計			円
許可条件			

様式第 3 号 (第 3 条関係)

熊本市植木文化ホール使用中止届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
熊本市長 (宛) <div style="margin-left: 40px; margin-top: 5px;">住所 (所在地) 〒</div> <div style="margin-left: 40px; margin-top: 5px;">申請者 団体名等</div> <div style="margin-left: 40px; margin-top: 5px;">氏名 (代表者名)</div> <div style="margin-left: 40px; margin-top: 5px;">連絡先 担当者氏名 電話 FAX</div> <div style="margin-left: 40px; margin-top: 5px;">年 月 日付けで許可のあった熊本市植木文化ホールの使用について、次の理由により中止 したいので届けます。</div>	
許可番号	第 号
使用施設名	使用日時
	年 月 日 曜 時 ~ 時
	年 月 日 曜 時 ~ 時
	年 月 日 曜 時 ~ 時
	年 月 日 曜 時 ~ 時
	年 月 日 曜 時 ~ 時
既納使用料	円
中止理由	
使用料収納年月日	年 月 日
還付申請額	円
備考	

※ 太枠内は記入しないでください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

熊本市植木文化ホール使用許可変更申請書		
		年 月 日
熊本市長（宛）		
住所（所在地） 〒		
申請者 団体名等		
氏名（代表者名）		
連絡先 担当者氏名	電話	FAX
年 月 日付けで許可のあった熊本市植木文化ホールの使用について、次のとおり変更したいので申請します。		
許可番号	第 号	
変更項目	変更前	変更後
催事等の名称		
催事等の内容		
使用施設名		
使用日時	年 月 日 曜 時 ～ 時	年 月 日 曜 時 ～ 時
入場料等・商業活動等		
使用料		
附属設備		
冷暖房設備		
変更理由		
追加使用料・割増料計		円
追加附属設備使用料		円
追加冷暖房設備使用料		円
合計		円
備考		

※ 太枠内は記入しないでください。

様式第 5 号（第 5 条関係）

熊本市植木文化ホール使用変更許可書		
		年 月 日
住所（所在地）		
申請者 団体名等		
氏名（代表者名） 様		
熊本市長		
年 月 日付けで申請のあった熊本市植木文化ホール使用許可変更については、次のとおり許可します。		
許可番号	第 号	
変更項目	変更前	変更後
催事等の名称		
催事等の内容		
使用施設名		
使用日時	年 月 日 曜 時 ～ 時	年 月 日 曜 時 ～ 時
入場料等・商業活動等		
使用料		
附属設備		
冷暖房設備		
変更理由		
追加使用料・割増料計		円
追加附属設備使用料		円
追加冷暖房設備使用料		円
合計		円
許可条件		

様式第 6 号 (第 6 条関係)

熊本市植木文化ホール使用許可取消 (変更・停止) 通知書

第 号
年 月 日

住所 (所在地) _____

申請者 団体名等 _____

氏名 (代表者名) _____

熊本市長 印

年 月 日第 号をもって許可した熊本市植木文化ホールの使用については、次の理由により取消し (変更・停止) をすることを通知します。

理由

様式第 7 号 (第 9 条関係)

熊本市植木文化ホール使用料減免申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>	
熊本市長 (宛)	
住所 (所在地) _____	
申請者 団体名等 _____	
氏名 (代表者名) _____	
熊本市植木文化ホールの施設等を次のとおり使用したいので、使用料の減免をお願いします。	
行事等名称	
行事等内容	
使用日時	年 月 日 曜 時～ 時
使用区分	
冷暖房	1 使用しない 2 使用する (使用時間 時～ 時)
附属設備	1 使用しない 2 使用する
集合予定人数	人
減免の理由	
備考	

処理状況

決定	減額	免除
理由		
使用料	既定使用料	円
	減免額	円
	支払額	円
許可番号	年 月 日第 号	

※ 太枠内は記入しないでください。

様式第 8 号（第 10 条関係）

熊本市植木文化ホール使用料還付申請書		
		年 月 日
熊本市長（宛）		
住所（所在地） 〒		
申請者 団体名等		
氏名（代表者名）		
連絡先 担当者氏名	電話	FAX
年 月 日付けで許可のあった熊本市植木文化ホールの使用について、次の理由により使用 できませんので使用料の還付を申請します。		
許可番号	第 号	
使用施設名	使用日時	
	年 月 日 曜 時	～ 時
	年 月 日 曜 時	～ 時
	年 月 日 曜 時	～ 時
	年 月 日 曜 時	～ 時
	年 月 日 曜 時	～ 時
既納使用料	円	
不使用理由		
使用料収納年月日	年 月 日	
区分	還付申請額	既納使用料
使用料・割増料計	円	円
附属設備使用料	円	円
冷暖房設備使用料	円	円
合計	熊本市植木文化ホール条例施行規則第 10 条第 2 項第 号の規定により 円	
備考		

※ 太枠内は記入しないでください。

様式第 9 号 (第 15 条第 1 項関係)

熊本市植木文化ホール特別設備許可申請書	
年 月 日	
熊本市長 (宛)	
住所 (所在地) 〒	
申請者 団体名等	
氏名 (代表者名)	
連絡先 担当者氏名	電話 FAX
年 月 日付けで許可のあった熊本市植木文化ホールの使用について特別の設備をしたいので、次のとおり申請します。	
許可番号	第 号
催事等の名称	
使用施設名	
特別設備の理由	
設置場所・日時	
特別設備の概要 (名称・形状・寸法・その他)	
備考	

様式第 10 号（第 15 条第 2 項関係）

熊本市植木文化ホール特別設備許可書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
住所（所在地） 申請者 団体名等 氏名（代表者名） 様 <div style="text-align: right;">熊本市長</div> 年 月 日付けで申請のあった熊本市植木文化ホールの特別設備については、次のとおり許可します。	
許可番号	第 号
催事等の名称	
使用施設名	
特別設備の理由	
設置場所・日時	
特別設備の概要 （名称・形状・寸法・その他）	
許可条件	

様式第 11 号 (第 16 条関係)

熊本市植木文化ホール施設等毀損 (滅失) 届

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所 (所在地) _____

申請者 団体名等 _____

氏名 (代表者名) _____

電話 _____

熊本市植木文化ホールの施設等を次のとおり毀損 (滅失) したのでお届けします。

つきましては、熊本市植木文化ホール条例第 14 条の規定に基づきご指示の方法によりその損害を賠償します。

毀損 (滅失) した日時	年 月 日 時
毀損 (滅失) した箇所又は物品	
毀損 (滅失) の内容又は程度	
処理状況	
備考	

※ 太枠内は記入しないでください。

規 則 第 18 号

平成 27 年 3 月 24 日

熊本市医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市医療法施行細則の一部を改正する規則

熊本市医療法施行細則（平成 4 年規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 58 号、様式第 43 号の 16 及び様式第 44 号の 11 中「第 57 条第 4 項」
を「第 57 条第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 19 号

平成 27 年 3 月 24 日

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則（昭和 27 年規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号イ中「次長、」を削り、同号エ中「、室長」を削り、第 2 号ア中「、技監」の次に「、総括契約担当審議員」を加え、同号ウ中「所長」の次に「、室長」を加え、第 3 号エ中「課長補佐級」を「主幹級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 号の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 20 号

平成 27 年 3 月 24 日

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和 45 年規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号イ中「次長、」を削り、同号エ中「、室長」を削り、第 2 号ア中「、技監」の次に「、総括契約担当審議員」を加え、同号ウ中「所長」の次に「、室長」を加え、第 3 号エ中「課長補佐級」を「主幹級」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 21 号

平成 27 年 3 月 25 日

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成 20 年規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「ものを除く。）」の次に「若しくは同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業」を加える。

別表アの表備考に次のように加える。

- 5 平成 27 年 3 月 31 日に山鹿植木広域行政事務組合の職員であった者で引き続き本市職員となったものの職員の区分については、同日に本市職員であった者との均衡を失しないよう別に定める。

別表イの表備考に次のように加える。

- 4 平成 27 年 3 月 31 日に山鹿植木広域行政事務組合の職員であった者で引き続き本市職員となったものの職員の区分については、同日に本市職員であった者との均衡を失しないよう別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 22 号

平成 27 年 3 月 25 日

熊本市くまもと工芸会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市くまもと工芸会館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市くまもと工芸会館条例施行規則（平成 3 年規則第 93 号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

区分	品名	単位	1 回の使用料
照明器具類	スポットライト	1 式	2,000 円
映写器具類	テレビ	1 台	800 円
	プロジェクター	1 台	1,000 円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 23 号

平成 27 年 3 月 26 日

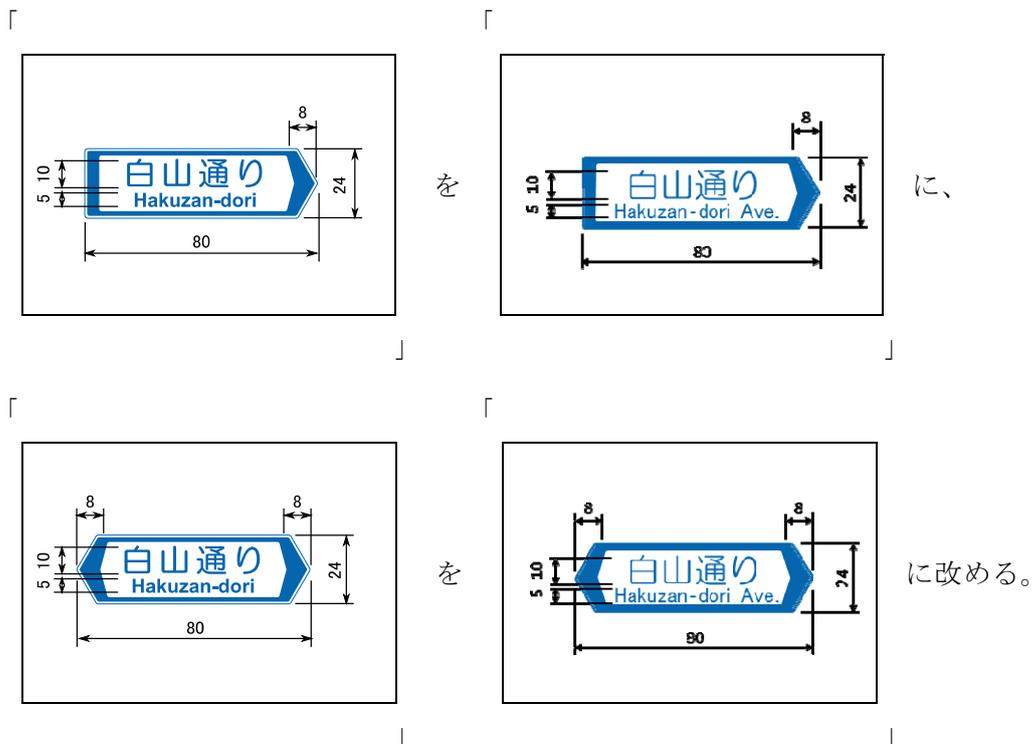
熊本市道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則

熊本市道路標識の寸法を定める規則（平成 25 年規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表(1)案内標識の表中「(116-A)」を「(116の2-A)」に、「(116-B)」を「(116の2-B)」に、「(116の2-A)」を「(116の3-A)」に、「(116の2-B)」を「(116の3-B)」に、「(116の2)」を「(116の4)」に、「(116の3)」を「(116の5)」に、「(116の4)」を「(116の6)」に、



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 24 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成 8 年規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「局に」を「組織に」に改め、「同条に規定する局及び研究所の」を削る。

第 3 条中第 17 項を削り、第 16 項を第 17 項とし、同条第 15 項中「、計量検査所及び熊本駅西土地地区画整理事業所」を「及び計量検査所」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条中第 14 項を第 15 項とし、第 3 項から第 13 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長政策総室に室長を置く。

第 3 条第 18 項中「、男女共生推進室」を削り、「資産マネジメント推進室」の次に「、債権管理推進室、男女共生推進室」を加え、「、マイス推進室」を削る。

別表(2)企画振興局の表を削る。

別表(1)総務局の表総務厚生課の項事務分掌の欄中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 20 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表法制課の項事務分掌の欄第 1 号中「総括」の次に「及び例規集の編集」を加え、同欄第 2 号、第 3 号及び第 4 号までを次のように改める。

(2) 議案に関すること（予算及び決算に係るものを除く。）。

(3) 訴訟（市営住宅の滞納家賃及び市税に係るものを除く。）の総括に関すること。

(4) 庁内における法務支援に関すること。

別表(1)総務局の表法制課の項事務分掌の欄中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を第 7 号とし、第 10 号を第 8 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(9) 熊本市情報公開条例（平成 1 0 年条例第 3 3 号）に基づく開示請求及び不服申立てに係る受付等並びに同条例の運用の総括に関する事。

(10) 熊本市個人情報保護条例（平成 1 3 年条例第 4 3 号）に基づく届出、開示請求及び不服申立てに係る受付等並びに同条例の運用の総括に関する事。

別表(1)総務局の表法制課の項事務分掌の欄中第 1 1 号を削り、同欄第 1 2 号中「市政に係る資料」を「市政情報プラザにおける市政に係る資料等」に改め、同号を同欄第 1 1 号とし、同欄中第 1 3 号を削り、第 1 4 号を第 1 2 号とする。

別表(1)総務局の表を別表(2)総務局の表とし、同表の前に次の 1 表を加える。

(1) 市長政策総室

課等	事務分掌
秘書課	(1) 秘書に関する事。 (2) 渉外に関する事。 (3) 行幸啓等に関する事。 (4) 儀式交際に関する事。
政策企画課	(1) 総室内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事。 (2) 総室内事務の連絡調整に関する事。 (3) 市政全般の総合的企画及び調整に関する事。 (4) 重要な事業計画の調整、調査及び分析に関する事。 (5) 行政評価に関する事。 (6) 広域行政に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (7) 大都市制度の調査研究に関する事。 (8) 高校及び大学等との連携の推進に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (9) 指定都市市長会に関する事。 (10) 国への提言に関する事。 (11) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和

	<p>31 年法律 162 号) に係る総合的調整に関すること。</p> <p>(12) 東京事務所との連絡調整に関すること。</p> <p>(13) その他市長の特命事項に関すること。</p> <p>(14) 総合計画審議会に関すること。</p> <p>(15) まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定委員会に関すること。</p>
--	---

別表(3) 財政局の表財政課の項事務分掌の欄第 10 号中「及び資産マネジメント推進室」を「、資産マネジメント推進室及び債権管理推進室」に改め、同表納税課の項事務分掌の欄中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同表に次のように加える。

債権管理推進室(かい)	<p>(1) 債権管理に係る調査研究、総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 債権管理業務に係る支援に関すること。</p>
-------------	---

別表(8) 都市建設局の表都市政策課の項事務分掌の欄中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 多核連携都市推進協議会に関すること。

別表(8) 都市建設局の表建築指導課の項事務分掌の欄中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号。以下「マンション建替え円滑化法」という。)に基づく除却の必要性のあるマンションの認定及び要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例の許可に関すること。

別表(8) 都市建設局の表建築審査室(かい)の項事務分掌の欄第 6 号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表熊本駅周辺整備事務所の項事務分掌の欄第 4 号中「熊本駅西土地区画整理事業所(かい)」を「熊本駅西土地区画整理事業」に改め、同表熊本駅西土地区画整理事業所(かい)の項を削り、同表鉄道高架関連整備室(かい)の項事務分掌の欄第 1 号中「並びに」を「、」に改め、「連続立体交差事業」の次に「並びに熊本駅西土地区画整理事業」を加え、同表建築計画課の項事務分掌の欄第 1 号中「住宅施策の企画及び調整」を「住宅政策の総合的な企画、調整及び推進」に改め、同欄中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同欄第 4 号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平

成 1 4 年法律第 7 8 号)」を「マンション建替え円滑化法」に改め、「こと」の次に「(他課の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同欄第 3 号とし、同欄中第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同表住宅課の項事務分掌の欄第 2 号中「建設及び」を削り、同欄第 3 号中「入退去」を「入居、退去」に改め、同表河川課の項事務分掌の欄に次の 1 号を加える。

(9) 公有水面の埋立てに関する事（漁港を除く。）。

別表(8)都市建設局の表工務課（各土木センターかい）の項事務分掌の欄中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同表城南地域整備室（西部土木センターかい）の項事務分掌の欄中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 1 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

高規格道路 建設推進課 （北部土木 センターか い）	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1) 地域高規格道路等の調査、設計及び工事施行に関する事。
--	--

別表(8)都市建設局の表植木地域整備室（北部土木センターかい）の項事務分掌の欄第 5 号及び第 7 号中「及び同意」を「の申請受付」に改め、同欄第 1 0 号中「境界立会」の次に「の申請受付」を加え、同欄第 1 4 号中「使用」の次に「の申請受付」を加え、同表植木中央土地区画整理事業所の項事務分掌の欄第 8 号中「街なか居住・街並み形成促進事業」を「街なか居住・街並み形成推進事業」に改め、同欄中第 1 1 号を削り、同表を別表(9)都市建設局の表とする。

別表(7)観光文化交流局の表シティプロモーション課の項事務分掌の欄中第 9 号を削り、第 1 0 号を第 9 号とし、第 1 1 号を第 1 0 号とし、同表マイス推進室（かい）の項事務分掌の欄第 1 号中「スポーツ大会」を「イベント」に改め、同欄第 2 号中「整備」の次に「及び開業準備」を加え、同項を同表マイス推進課の項とし、同表観光振興課の項事務分掌の欄第 9 号中「マイス推進室」を「マイス推進課」に改め、同表スポーツ振興課の項事務分掌の欄中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 6 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) スポーツコンベンション（スポーツに関する国際会議その他の大規模な会議、大会等をいう。）の誘致及び受入れに係る企画及び調整に関する事。

別表(7)観光文化交流局の表を別表(8)観光文化交流局の表とする。

別表(6)農水商工局の表産業政策課の項事務分掌の欄中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号から第22号までを2号ずつ繰り上げ、同表企業立地推進東京出張所(かい)の項を削り、同表商工振興課の項事務分掌の欄中第15号を第19号とし、第9号から第14号までを4号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の4号を加える。

(9) 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づく商工会議所の定款変更の認可等に関する事。

(10) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)に基づく商工会及び商工会議所等の基盤施設計画の認定等に関する事。

(11) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく砂利採取計画の認可等に関する事(河川区域等で行う砂利採取計画を除く。)

(12) 採石法(昭和25年法律第291号)に基づく採石業者の採取計画の認可等に関する事。

別表(6)農水商工局の表農業政策課の項事務分掌の欄中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同表担い手推進室(かい)の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

(5) 農業金融に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

別表(6)農水商工局の表水産振興センターの項事務分掌の欄中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公有水面の埋立てに関する事(漁港に限る。)

別表(6)農水商工局の表を別表(7)農水商工局の表とする。

別表(5)環境局の表環境共生課の項事務分掌の欄に次の2号を加える。

(9) 生物多様性地域戦略(仮称)検討委員会に関する事。

(10) 生物多様性地域戦略(仮称)策定業務受託事業者選考委員会に関する事。

別表(5)環境局の表廃棄物計画課の項事務分掌の欄中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 戸島ふれあい広場及び扇田ふれあい広場に関する事。

別表(5)環境局の表を別表(6)環境局の表とする。

別表(4)健康福祉子ども局の表保護管理援護課の項事務分掌の欄第8号中「こと」の次に「(他課の所管に属するものを除く。)」を加え、同欄第9号中「ホームレス」の次に「に係る事務の総括」を加え、「(他課の所管に属するものを除く。)」を削り、同欄第11号中「生活困窮者自立促進支援」を「生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)」に改め、同欄中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同表障がい保健福祉課の項事務分掌の欄中第8号を削り、第9号を第8号とし、同欄第10号中「障害児福祉手当」を「特別児童扶養手当、障害児福祉手当」に改め、同号を同欄第9号とし、同欄中第11号を第10号とし、第12号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、第25号を削り、同表子ども支援課の項事務分掌の欄第19号中「の支払」を削り、同欄第20号中「の支払及び徴収」を削り、同表青少年育成課の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

(20) 放課後子ども総合プラン運営推進委員会に関すること。

別表(4)健康福祉子ども局の表保育幼稚園課の項事務分掌の欄第1号中「保育所」を「市立保育所」に改め、同欄第3号中「の設置認可等」を「及び幼保連携型認定こども園の設置認可等並びに家庭的保育事業等の認可等」に改め、同欄第4号中「保育所」を「市立保育所」に改め、同欄第5号中「保育所」の次に「、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等」を加え、同欄第6号を次のように改める。

(6) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子どものための教育・保育給付に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

別表(4)健康福祉子ども局の表保育幼稚園課の項事務分掌の欄第7号中「の保育料の徴収」を「等の保育料」に改め、同欄中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を削り、同表を別表(5)健康福祉子ども局の表とする。

別表(3)財政局の表の次に次の1表を加える。

(4) 市民局

課等	事務分掌
オンブズマン事務局	(1) オンブズマン制度の調査研究に関すること。 (2) 熊本市オンブズマン条例(平成23年条例第10号)に基づく苦情の申立ての受付に関すること。

	<p>(3) 熊本市オンブズマン条例に基づく苦情の処理等に係る事務に関する事。</p> <p>(4) その他オンブズマン及び専門調査員に関する事。</p>
区政推進課	<p>(1) 局内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事。</p> <p>(2) 局内事務の連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 区政の推進に係る調査研究に関する事。</p> <p>(4) 地域コミュニティ活動推進に係る総合調整に関する事。</p> <p>(5) 町界町名及び住居表示に関する事。</p> <p>(6) 市の境界及び行政区域に関する事。</p> <p>(7) 自衛官募集に関する事。</p> <p>(8) 区役所における戸籍、住民基本台帳等に係る事務の総合的な企画及び調整に関する事。</p> <p>(9) 戸籍、住民基本台帳等に係る広報及び研修に関する事。</p> <p>(10) 戸籍、住民基本台帳等に係る情報システム及び情報セキュリティに関する事。</p> <p>(11) 区役所との連絡調整に関する事。</p> <p>(12) 合併引継事務に関する調整及び総括に関する事。</p> <p>(13) 社会保障・税番号制度推進室（かい）に関する事。</p> <p>(14) 熊本市行政区画等審議会に関する事。</p> <p>(15) 町界町名審議会に関する事。</p> <p>(16) 市民局指定管理者候補者選定委員会に関する事。</p>
社会保障・ 税番号制度	<p>(1) 社会保障・税番号制度に係る調査及び研究に関する事。</p>

推進室（かい）	(2) 社会保障・税番号制度に係る総合的企画、調整及び運用に関すること。
広報課	(1) 広報に関すること。 (2) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。 (3) 報道機関との連絡及び市政記者室に関すること。
広聴課	(1) 広聴活動に関すること。 (2) 市民意識の把握に関すること。 (3) パブリックコメントに関すること。 (4) コールセンターに関すること。 (5) 庁内案内に関すること。 (6) 市民の法律相談その他の特別相談に関すること。
情報政策課	(1) 情報政策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 (2) 熊本市総合行政情報システムの運用及び管理に関すること。 (3) 熊本市情報ネットワークシステムの運用及び管理に関すること。 (4) 情報システムの最適化に関すること。 (5) 情報セキュリティに関すること。
統計課	(1) 基幹統計調査に関すること。 (2) 市勢統計調査の企画及び実施に関すること。 (3) 各種統計調査資料の加工及び分析に関すること。 (4) 統計調査事務の連絡調整に関すること。 (5) 統計資料及び刊行物の編さん及び保存に関すること。 (6) 統計情報室に関すること。

市民協働課	<ul style="list-style-type: none">(1) 市民協働の推進に係る総合的企画及び調整に関すること。(2) 市民公益活動支援に係る総合的企画及び調整に関すること。(3) 特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）に関すること。(4) 市民活動支援センターに関すること。(5) 熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成 2 7 年条例第 1 3 号）に関すること。(6) 市民生活の安全に係る総合的企画及び調整に関すること。(7) 防犯に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。(8) 犯罪被害者等の支援に係る連絡調整に関すること。(9) 交通安全思想の普及及び高揚並びに交通安全運動の推進に関すること。(10) 交通安全行政の総合施策の策定並びに関係機関との連絡調整及び協調に関すること。(11) 交通事故相談に関すること。(12) 熊本市違法駐車等の防止に関する条例（平成 4 年条例第 1 7 号）に関すること。(13) 男女共生推進室（かい）に関すること。(14) 自治推進委員会に関すること。(15) 安全安心まちづくり推進協議会に関すること。(16) 交通安全対策会議に関すること。(17) 市民公益活動支援基金運営委員会に関すること。(18) 自治基本条例見直し委員会に関すること。
-------	--

	<p>(19) 市民活動支援センター運營業務受託事業者選考委員会に関する事。</p> <p>(20) 市民公益活動支援基金に関する事。</p> <p>(21) 交通遺児援助基金に関する事。</p>
男女共生推進室(かい)	<p>(1) 男女共同参画の推進に係る総合的企画及び調整に関する事。</p> <p>(2) 男女共同参画センターはあもにいに関する事。</p> <p>(3) くまもと市男女共同参画会議に関する事。</p>
生涯学習推進課	<p>(1) 地域コミュニティセンターの設置及び廃止に関する事。</p> <p>(2) 地域公民館活動の支援に係る総合調整に関する事。</p> <p>(3) 地域公民館連絡協議会その他社会教育的団体の支援に関する事。</p>
人権推進総室	<p>(1) 人権に係る総合的企画及び調整に関する事。</p> <p>(2) 人権に係る問題の調査研究に関する事。</p> <p>(3) 人権啓発に係る施策の企画及び推進に関する事。</p> <p>(4) その他人権に関する事(他課の所管に属するものを除く。)</p> <p>(5) ふれあい文化センター(かい)に関する事。</p> <p>(6) 植木ふれあい文化センター(かい)に関する事。</p> <p>(7) 祖崇廟納骨堂に関する事。</p>
ふれあい文化センター(かい)	<p>(1) ふれあい文化センターの管理及び運営に関する事。</p> <p>(2) ふれあい文化センターの使用許可及び使用料に関する事。</p> <p>(3) ふれあい文化センター運営委員会に関する事。</p>
植木ふれあい文化センター	<p>(1) 植木ふれあい文化センターの管理及び運営に関する事。</p>

ター (かい)	(2) 植木ふれあい文化センターの使用許可及び使用料に関すること。 (3) 植木ふれあい文化センター運営委員会に関すること。
---------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則の一部改正)
- 2 犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則 (平成 18 年規則第 85 号) の一部を次のように改正する。
第 11 条中「企画振興局」を「市民局」に改める。
(熊本市男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)
- 3 熊本市男女共同参画推進条例施行規則 (平成 21 年規則第 30 号) の一部を次のように改正する。
第 6 条第 1 号及び第 11 条中「企画振興局」を「市民局」に改める。

規 則 第 25 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市長職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則

熊本市長職務代理者の順序に関する規則（昭和 50 年規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号中「企画振興局長」を「財政局長」に改め、第 3 号中「財政局長」を「市民局長」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 26 号

平成 27 年 3 月 24 日

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等事務分掌規則（平成 24 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 1 号中「飽田天明分室」の次に「及び城南分室」を加え、同項第 1 4 号中「総務課、城南まちづくり交流室、住民課、保健福祉課及び産業振興課」を「城南まちづくり交流室」に改める。

第 3 条第 4 項を削り、同条第 5 項第 1 号中「南区役所幸田総合出張所」の次に「、南区役所城南総合出張所」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項第 2 号中「飽田天明分室」の次に「、城南分室」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条中第 7 項を第 6 項とする。

別表(1)区役所の表総務企画課の項事務分掌の欄中第 19 号を削り、第 20 号を第 19 号とし、第 21 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 25 号を削り、第 26 号を第 24 号とし、第 27 号を第 25 号とし、第 28 号を第 26 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(27) 植木地域における本市が所有する温泉の管理に関する事（北区役所に限る。）。)

別表(1)区役所の表総務企画課の項中第 29 号を第 28 号とし、第 30 号を第 29 号とし、同表まちづくり推進課の項事務分掌の欄第 6 号中「認可」の次に「及び当該団体が所有する不動産に係る証明」を加え、同欄中第 20 号を削り、第 21 号を第 20 号とし、第 22 号を第 21 号とし、第 23 号を第 22 号とし、第 24 号を削り、第 25 号を第 23 号とし、第 26 号から第 31 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同欄第 32 号中「申込み（植木地域におけるものを除く。）」を「交付に係る届出」に改め、同号

を同欄第 30 号とし、同欄中第 33 号を第 31 号とし、第 34 号から第 40 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 41 号を第 39 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(40) 廃棄物手数料の減免に関すること（第 30 号に掲げるもの及び他課の所管に属するものを除く。）。

別表(1)区役所の表まちづくり推進課の項事務分掌の欄中第 42 号を第 41 号とし、第 43 号を第 42 号とし、第 44 号及び第 45 号を削り、同欄第 46 号中「温泉の管理及び関係団体」を「温泉泉源の関係団体」に改め、同号を同欄第 43 号とし、同欄第 47 号中「スポーツ施設」の次に「及び茶室」を加え、同号を同欄第 44 号とし、同欄中第 48 号を第 45 号とし、第 49 号を第 46 号とし、第 50 号を第 47 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(48) 城南地域における飲用水の水質管理に係る補助事業に関すること（南区役所に限る。）。

別表(1)区役所の表まちづくり推進課の項事務分掌の欄中第 51 号を第 49 号とし、第 52 号から第 61 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同表各区役所まちづくり交流室（かい）の項事務分掌の欄中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号を削り、第 17 号を第 15 号とし、第 18 号及び第 19 号を削り、同表区民課の項事務分掌の欄中第 34 号を第 35 号とし、第 19 号から第 33 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 18 号中「住民基本台帳」を「住民基本台帳等」に改め、同号を同欄第 19 号とし、同欄中第 17 号を第 18 号とし、第 16 号を第 17 号とし、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

(16) 社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関すること。

別表(1)区役所の表福祉課の項事務分掌の欄中第 48 号を第 49 号とし、第 39 号から第 47 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同欄第 38 号中「障害児福祉手当」を「特別児童扶養手当、障害児福祉手当」に改め、同号を同欄第 39 号とし、同欄中第 37 号を第 38 号とし、第 36 号を削り、同欄第 35 号中「特定疾患」を「指定難病」に改め、同号を同欄第 37 号とし、同欄中第 34 号を第 36 号とし、第 30 号から第 33 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同欄第 29 号中「障がい者福祉タクシー事業」の次に「及び障がい者燃料費助成事業」を加え、同号を同欄第 31 号とし、同欄中第 28 号を第 30 号とし、第 16 号から第 27 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 15 号の次に次の 2 号を加える。

(16) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

(17) 無料低額診療事業に係る診療券の記載に関する事。

別表(1)区役所の表保健子ども課の項事務分掌の欄第9号中「特定健康診査」を「生活保護受給者等の特定健康診査」に改め、同欄第25号中「保育所」の次に「等」を加え、同号を同欄第26号とし、同号の前に次の1号を加える。

(25) 子どものための教育・保育給付に係る支給認定及び保育料の決定に関する事。

別表(1)区役所の表農業振興課（中央区役所を除く。）の項事務分掌の欄中第34号を第35号とし、第33号を第34号とし、第32号を第33号とし、第31号の次に次の1号を加える。

(32) 城南分室（かい）に関する事（南区役所に限る。）。

別表(1)区役所の表各区役所農業振興課分室（かい）の項事務分掌の欄第3号中「こと」の次に「(城南分室を除く。）」を加え、同欄中第23号を第26号とし、第22号を第25号とし、第21号を第22号とし、同号の次に次の2号を加える。

(23) 雁回山遊歩道整備事業に関する事（城南分室に限る。）。

(24) 雇用促進住宅舞原宿舍専用水道に関する事（城南分室に限る。）。

別表(1)区役所の表各区役所農業振興課分室（かい）の項事務分掌の欄中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 農業集落排水処理施設の管理及び運営に関する事（城南分室に限る。）。

別表(1)区役所の表各区役所農業振興課分室（かい）の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

(27) 県営会富地区農地整備事業換地委員会に関する事（飽田天明分室に限る。）。

別表(2)出張所の表各総合出張所（南区役所城南総合出張所を除く。）の項事務分掌の欄第4号中「南区役所天明総合出張所」の次に「、南区役所城南総合出張所」を加え、同欄中第63号を第73号とし、第62号を第72号とし、第61号を第71号とし、第60号を第69号とし、同号の次に次の1号を加える。

(70) 城南まちづくり交流室（かい）に関する事（南区役所城南総合出張所に限る。）。

別表(2)出張所の表各総合出張所（南区役所城南総合出張所を除く。）の項事務分掌の欄中第59号を第68号とし、第55号から第58号までを9号ずつ繰り下げ、第54号を第61号とし、同号の次に次の2号を加える。

(62) 城南福祉センターの管理及び運営に関すること（南区役所城南総合出張所に限る。）。

(63) 城南福祉センターの使用許可及び使用料に関すること（南区役所城南総合出張所に限る。）。

別表(2)出張所の表各総合出張所（南区役所城南総合出張所を除く。）の項事務分掌の欄中第 5 3 号を第 6 0 号とし、同欄第 5 2 号中「南区役所天明総合出張所」の次に「、南区役所城南総合出張所」を加え、同号を同欄第 5 9 号とし、同欄中第 5 1 号を第 5 8 号とし、第 5 0 号を第 5 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(57) 城南地域における飲用水の水質管理に係る補助事業の受付に関すること（南区役所城南総合出張所に限る。）。

別表(2)出張所の表各総合出張所（南区役所城南総合出張所を除く。）の項事務分掌の欄中第 4 9 号を第 5 5 号とし、第 4 1 号から第 4 8 号までを 6 号ずつ繰り下げ、第 4 0 号を第 4 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(46) 障がい者福祉タクシー事業及び障がい者燃料費助成事業に関すること。

別表(2)出張所の表各総合出張所（南区役所城南総合出張所を除く。）の項事務分掌の欄中第 3 9 号を第 4 4 号とし、第 2 1 号から第 3 8 号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 2 0 号を第 2 3 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(24) 公的個人認証に係る事務に関すること（南区役所城南総合出張所に限る。）。

(25) 社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関すること（個人番号カードの交付に関するものを除く。）。

別表(2)出張所の表各総合出張所（南区役所城南総合出張所を除く。）の項事務分掌の欄中第 1 9 号を第 2 2 号とし、第 6 号から第 1 8 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 5 号を第 8 号とし、同号の前に次の 3 号を加え、同項を各総合出張所の項とする。

(5) 城南地域における合併引継事務に関すること（南区役所城南総合出張所に限る。）。

(6) 城南地域における新市基本計画主要事業の推進に関すること（南区役所城南総合出張所に限る。）。

(7) 城南地域における防犯灯設置に関すること（南区役所城南総合出張所に限る。）。

別表(2)出張所の表各総合出張所まちづくり交流室(城南まちづくり交流室を除く。)(かい)の項事務分掌の欄に次の 3 号を加え、同項を各総合出張所まちづくり交流室の項とする。

(8) 火の君文化ホールの管理及び運営に関する事(城南まちづくり交流室に限る。)

(9) 火の君文化ホールの使用許可及び使用料に関する事(城南まちづくり交流室に限る。)

(10) 萱木集会所の管理及び運営に関する事(城南まちづくり交流室に限る。)

別表(2)出張所の表西区役所芳野分室(西区役所河内総合出張所かい)の項事務分掌の欄中第24号を第26号とし、第15号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第14号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 障がい者福祉タクシー事業及び障がい者燃料費助成事業に関する事。

別表(2)出張所の表西区役所芳野分室(西区役所河内総合出張所かい)の項事務分掌の欄中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関する事(個人番号カードの交付に関する事を除く。)

別表(2)出張所の表南区役所城南総合出張所の項から産業振興課(南区役所城南総合出張所かい)の項までを削り、同表総合出張所以外の各出張所の項事務分掌の欄中第33号を第34号とし、第18号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関する事(個人番号カードの交付に関する事を除く。)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則(平成26年規則第49号)の一部を次のように改める。

附則第2項中「(南区役所城南総合出張所の課を除く。)」を削る。

規 則 第 27 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則

熊本市防犯灯補助金交付規則（昭和 48 年規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び熊本市城南地区囑託員設置規則（平成 22 年規則第 12 号）第 3 条第 1 項に規定する団体」及び「これらを」を削る。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 28 号

平成 27 年 3 月 28 日

熊本市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市物品会計規則の一部を改正する規則

熊本市物品会計規則（昭和 40 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 5 号中「若しくは企業立地推進東京出張所」を削る。

別表第 2 会計総室の項の次に次のように加える。

市長政 策総室	秘書課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
	政策企画課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務

別表第 2 企画振興局の部を削り、同表中

「

財政課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
-----	----------	-----------

」

を

「

財政課	財政課主査（庶務 担当）	課、資産マネジメント推 進室及び債権管理推進室 に属する物品事務
資産マネジメント推 進室		
債権管理推進室		

」

に改め、財政局の部の次に次のように加える。

市民局	オンブズマン事務局	主査（庶務担当）	事務局に属する物品事務
	区政推進課	区政推進課主査	課及び室に属する物品事

社会保障・税番号制度 推進室	(庶務担当)	務
広報課	主査 (庶務担当)	課に属する物品事務
広聴課	主査 (庶務担当)	課に属する物品事務
情報政策課	主査 (庶務担当)	課に属する物品事務
統計課	主査 (庶務担当)	課に属する物品事務
市民協働課	市民協働課主査	課及び室に属する物品事
男女共生推進室	(庶務担当)	務
生涯学習推進課	主査 (庶務担当)	課に属する物品事務
人権推進総室	主査 (庶務担当)	室に属する物品事務
ふれあい文化センタ ー	主査 (庶務担当)	センターに属する物品事 務
植木ふれあい文化セ ンター	主査 (庶務担当)	センターに属する物品事 務

別表第 2 農水商工局の部企業立地推進東京出張所の項を削り、同表中

「

シティプロモーショ ン課	シティプロモー ション課主査 (庶 務担当)	課、国際室及びマイス推 進室に属する物品事務
国際室		
マイス推進室		

」

を

「

シティプロモーショ ン課	シティプロモー ション課主査 (庶 務担当)	課及び室に属する物品事 務
国際室		
マイス推進課	主査 (庶務担当)	課に属する物品事務

」

に改め、同表都市建設局の部熊本駅西土地区画整理事業所の項を削り、同表中

「

北部土木センター総務課	総務課主査（庶務担当）	総務課、工務課、維持課、用地課及び河川公園整備課に属する物品事務
北部土木センター工務課		
北部土木センター維持課		
北部土木センター用地課		
北部土木センター河川公園整備課		

」

を

「

北部土木センター総務課	総務課主査（庶務担当）	総務課、工務課、維持課、用地課、河川公園整備課及び高規格道路建設推進課に属する物品事務
北部土木センター工務課		
北部土木センター維持課		
北部土木センター用地課		
北部土木センター河川公園整備課		
北部土木センター高規格道路建設推進課		

」

に改め、同表都市政策研究所の項の前に次のように加える。

東京事務所	主査（庶務担当）	事務所に属する物品事務
-------	----------	-------------

別表第 2 南区役所の部農業振興課飽田天明分室の項の次に次のように加える。

農業振興課城南分室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
-----------	----------	-----------

別表第 2 中

「

城南総合出張所総務課	総務課主査（庶務担当）	総務課、城南まちづくり交流室、住民課、保健福祉課及び産業振興課に属する物品事務
城南総合出張所城南まちづくり交流室		
城南総合出張所住民課		
城南総合出張所保健福祉課		
城南総合出張所産業振興課		

」

を

「

城南総合出張所	城南総合出張所主査（庶務担当）	出張所及び室に属する物品事務
城南総合出張所城南まちづくり交流室		

」

に、

「

総合支援課	総合支援課主査（庶務担当）	課及び室に属する物品事務
教育相談室		

」

を

「

総合支援課	総合支援課主査	課、教育相談室及び特別
-------	---------	-------------

	(庶務担当)	支援教育室に属する物品
教育相談室		事務
特別支援教育室		

」

に改め、同表教育委員会の部植木図書館の項の次に次のように加える。

とみあい図書館	館長	館に属する物品事務
---------	----	-----------

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 29 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 各地域整備室の項の次に次のように加える。

都市政策研究 所	副所長	所管に係る収入金の収納	都市政策研究所勤務 の職員である分任出 納員
-------------	-----	-------------	------------------------------

別表第 1 各区役所総合出張所（南区役所城南総合出張所を除く。）の項を同表各区役所総合出張所の項とし、同表中南区役所城南総合出張所総務課の項から南区役所城南総合出張所産業振興課の項までを削り、同表植木図書館の項の次に次のように加える。

とみあい図書 館	館長	所管に係る収入金の収納	
-------------	----	-------------	--

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 30 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則

熊本市予算決算規則（昭和 39 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「局及び研究所」を「組織」に改め、同条第 2 号中「総務局の各課（法制課及び行政経営課を除く。）、企画振興局の各課」を「秘書課、政策企画課、総務厚生課、人事課」に改め、「税制課」の次に「、区政推進課、広報課、広聴課、情報政策課、統計課、市民協働課、生涯学習推進課」を、「シティプロモーション課」の次に「、マイス推進課」を加え、「教育委員会事務局の各課の長」を「教育政策課長、学務課長、施設課長、教職員課長、総合支援課長、指導課長、健康教育課長」に改める。

様式第 3 号 2 (3)カ中「勸奨退職」を「早期退職」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 31 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則

熊本市火災予防規則（昭和 63 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第 18 条の 2 条例第 47 条の 2 第 3 項の公表の対象となる防火対象物は、令別表第 1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16 の 2）項及び（16 の 3）項に掲げる防火対象物であって、法第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第 4 条第 1 項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第 47 条の 2 第 3 項の公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第 18 条の 3 条例第 47 条の 2 第 1 項の規定による公表は、前条第 1 項の立入検査の結果を通知した日の翌日から起算して 30 日を経過した日において、なお当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、継続して行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市のホームページへの掲載

(2) 消防本部及び当該違反が認められた防火対象物の所在地を管轄する消防署における書類の備置き

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める方法

3 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第 2 項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

(2) 前条第 2 項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置)

7 平成 27 年 4 月 1 日前に旧山鹿植木広域行政事務組合の消防法等に関する規則(昭和 55 年規則第 7 号)又は旧山鹿植木広域行政事務組合火災予防条例施行規則(昭和 55 年規則第 8 号)の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

8 旧鹿本郡植木町の区域に存する法第 23 条の規定に基づくたき火又は喫煙の制限に関する標識で、平成 27 年 4 月 1 日において旧山鹿植木広域行政事務組合の消防法等に関する規則第 20 条の規定により既に設置され、又は設置の工事に着手されていたもののうち、第 4 条の規定に適合しないものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 32 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市危険物規制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市危険物規制に関する規則の一部を改正する規則

熊本市危険物規制に関する規則（昭和 63 年規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

- 5 平成 27 年 4 月 1 日前に旧山鹿植木広域行政事務組合の消防法等に関する規則（昭和 55 年規則第 7 号）の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 33 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

熊本市火薬類取締法施行細則（平成 16 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項に見出しとして「(高遊原南消防組合の消防事務の移管、宇城広域連合からの脱退等に伴う経過措置)」を付する。

附則に次の 1 項を加える。

(山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更等に伴う経過措置)

- 3 平成 27 年 4 月 1 日前に法、政令及び省令の規定による申請、届出その他の手続のため熊本県知事又は山鹿植木広域行政事務組合の管理者に対して提出された書類（旧鹿本郡植木町の区域に係るものに限る。）でこの規則に定める書類に相当するものがあるときは、当該書類は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

様式第 3 号（その 2）中

「	スターマイン	号玉	ぽか物	を	「	スターマイン (合計 台)	号玉	ぽか物	に、			
			割物					割物				
		号玉	ぽか物	を			「	スターマイン (合計 台)		号玉	ぽか物	に、
			割物								割物	
		号玉	ぽか物	を			「	スターマイン (合計 台)		号玉	ぽか物	に、
			割物								割物	
	号玉	ぽか物	を	「	スターマイン (合計 台)	号玉	ぽか物	に、				
		割物					割物					

					割 物
--	--	--	--	--	-----

」

「

種類	数量	種類	数量
仕掛花火 (枠)		小型煙火	
水中花火			
ナイガラ (m)			

」

を

「

種類	数量	特記事項

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市火薬類取締法施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規 則 第 34 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則（昭和 39 年規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

- 4 平成 27 年 3 月 31 日において現に旧山鹿植木広域行政事務組合消防吏員服制規則（平成 13 年規則第 2 号）の規定により貸与されている被服は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間、使用することができる。

別表救急帽の項を削り、同表活動服の項中

「

色	華紺とし、えり及び背面上部（図中網掛け部分）にオレンジ色を配する。
---	-----------------------------------

」

を

「

色又は地質	華紺（一部にオレンジ色を配色）の難燃性繊維の織物
-------	--------------------------

」

に改め、「とし、えりたて止めのマジックテープ付き」及び

「

水上隊ワッ	左上腕部につける。
-------	-----------

ペン	形状及び寸法は、図のとおりとする。
二輪隊ワッ	左上腕部につける。
ペン	形状及び寸法は、図のとおりとする。

を削り、色 を 色又は地質 に、「に各 1 個のふたつき箱型ポケッ
」

トをつけ、ふたはボタンとマジックテープで止める。尻ポケットは」を「及び右後方
に各 1 個のポケットをつけ」に改め、同表冬救急服の項中

「

階級章	活動服上衣と同様とし、胸部右のポケット上部につける。
-----	----------------------------

」

を

「

階級章	活動服上衣と同様とし、右胸部のポケット上部につける。
指導救命	右胸部のポケット上部につける。
士ワッペ	形状及び寸法は、図のとおりとする。
ン	

」

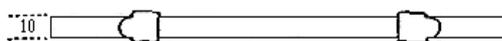
に改め、同表救助服の項中「とし、えりたて止めのマジックテープ付き」を削り、同
表ベストの項中「火災調査室用」を「火災調査用」に改める。

図中

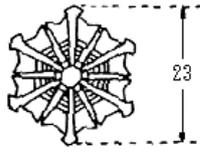
救急帽



あごひも



き章

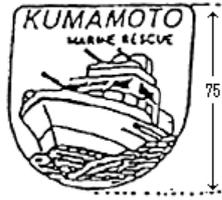


」

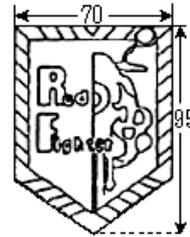
及び

「

水上隊ワッペン



二輪隊ワッペン



」

を削り、

「

救急救命士ワッペン

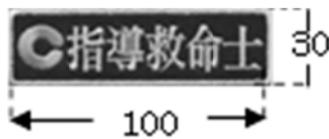


」

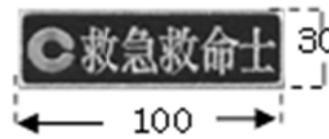
を

「

指導救命士ワッペン



救急救命士ワッペン



」

に、

「

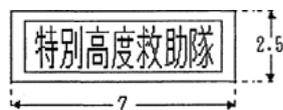
特別高度救助隊腕ワッペン



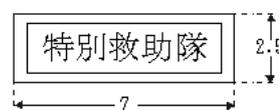
特別救助隊腕ワッペン



特別高度救助隊胸ワッペン



特別救助隊胸ワッペン



」

を

「

特別高度救助隊腕ワッペン



特別救助隊腕ワッペン



特別高度救助隊胸ワッペン



特別救助隊胸ワッペン



」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸与中の活動服については、この規則による改正後の熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に貸与中の救急救命士ワッペンについては、この規則による改正後の熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間、使用することができる。

規 則 第 35 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「議員」の次に「及び会派の経理責任者」を加える。

第 3 条中「議員」の次に「及び会派」を加える。

第 4 条中「議員」の次に「及び会派の経理責任者」を加える。

第 5 条中「様式第 5 号」を「様式第 7 号」に改め、同条を第 7 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（変更交付申請）

第 5 条 会派の経理責任者は、半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動が生じた場合は、政務活動費変更交付申請書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

（変更交付決定）

第 6 条 市長は、前条の規定により申請のあった会派について交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派に対し政務活動費交付決定（変更）通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

様式を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

[議員用]

年 月 日

熊本市長

(宛)

議員名

印

政務活動費交付申請書

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条の規定により、下記のとおり交付の申請をします。

記

交付申請額（ 年度分） 円

[会派用]

年 月 日

熊本市長

(宛)

会 派 名

経 理 責 任 者

印

政務活動費交付申請書

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条の規定により、下記のとおり交付の申請をします。

記

所属議員数 人 (年 月 日現在)

交付申請額 (年度分) 円

様式第 2 号 (第 2 条関係)

[議員用]

予 算 書

年度熊本市議会政務活動費予算書

議員名 _____

1 収 入

(単位 : 円)

科 目	予 算 額
交付金	
計	

2 支 出

(単位 : 円)

科 目	予 算 額
調査研究費	
研修費	
資料作成費	
資料購入費	
広報費	
広聴費	
会議費	
人件費	
事務所費	
事務通信費	
要請・陳情活動費	
計	

3 主な事業計画

--

[会派用]

予 算 書

年度熊本市議会政務活動費予算書

会派名 _____

経理責任者 _____

1 収 入 (単位：円)

科 目	予 算 額
交付金	
計	

2 支 出 (単位：円)

科 目	予 算 額
調査研究費	
研修費	
資料作成費	
資料購入費	
広報費	
広聴費	
会議費	
人件費	
事務所費	
事務通信費	
要請・陳情活動費	
計	

3 主な事業計画

--

様式第 3 号（第 3 条関係）

[議員用]

熊本市指令第 号
年 月 日

議員名 様

熊本市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 3 条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（年額） 円

[会派用]

熊本市指令第 号
年 月 日

議員名 様

熊本市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 3 条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第 4 号（第 4 条関係）

[議員用]

年 月 日

熊本市長

(宛)

議員名

印

政務活動費交付請求書

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金

円

ただし、

年

月分～

年

月分

[振込先]

金融機関・支店名	
預金種目・口座番号	
口 座 名 義	

[会派用]

年 月 日

熊本市長

(宛)

会 派 名

経 理 責 任 者

印

政務活動費交付請求書

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金

円

ただし、

年

月分～

年

月分

[振込先]

金融機関・支店名	
預金種目・口座番号	
口 座 名 義	

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

熊本市長

(宛)

会 派 名

経 理 責 任 者

印

政務活動費変更交付申請書

年 月 日付けで申請した政務活動費について、申請事項に変更があったので、熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり交付の申請をします。

記

区 分	新	旧	変 更 年 月 日
所属議員数			
交付申請額			

様式第 6 号 (第 6 条関係)

熊本市指令第 号
年 月 日

会 派 名
経理責任者

様

熊本市長 印

政務活動費交付決定 (変更) 通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度政務活動費の交付変更について下記のとおり決定したので、熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条の規定により通知します。

記

政務活動費交付決定 (変更) 額 年額 円

様式第 7 号（第 7 条関係）

[議員用]

年 月 日

熊本市長

(宛)

議員名

印

政務活動費返還届

年度政務活動費について、下記のとおり返還いたします。

記

- 1 返還金 円
- 2 返還期日 年 月 日
- 3 返還理由

[会派用]

年 月 日

熊本市長

(宛)

会 派 名

経 理 責 任 者

印

政務活動費返還届

年度政務活動費について、下記のとおり返還いたします。

記

- 1 返還金 円
- 2 返還期日 年 月 日
- 3 返還理由

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 36 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 87 号）の施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日とする。

規 則 第 3 7 号

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則及び熊本市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則及び熊本市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

(熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則の一部改正)

第 1 条 熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則 (平成 2 3 年規則第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

様式第 7 号及び様式第 8 号中

「熊本市総合体育館・青年会館」を「施設名 _____」に、

「退場時刻 _____」

「入場時刻 _____」

「超過時間 _____」

を

「 _____
退場時刻 _____

「 _____
入場時刻 _____

「 _____
超過時間 _____」

に改める。

(熊本市体育施設条例施行規則の一部改正)

第 2 条 熊本市体育施設条例施行規則 (平成 2 3 年規則第 2 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「若しくはプール」を「、プール若しくはトレーニング室」に改め

る。

第 3 条中「又はプール」を「、プール又はトレーニング室」に改める。

第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 9 条から第 1 6 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 8 条第 1 項中「別表」を「別表第 2」に改め、同条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(附属設備使用料)

第 6 条 城南総合スポーツセンターの附属設備使用料は、別表第 1 に定めるとおりとする。

別表中「第 8 条」を「第 9 条」に、「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に、同表体育館の項中

「富合雁回館」を「富合雁回館
城南総合スポーツセンター」に、同表中

「

	熊本市城南B&G海洋センター	5月1日から9月30日まで	5月1日から9月30日まで	午前10時から午後9時まで
--	----------------	---------------	---------------	---------------

」

を

「

	熊本市城南B&G海洋センター	5月1日から9月30日まで	5月1日から9月30日まで	午前10時から午後9時まで
トレーニング室	城南総合スポーツセンター	1月4日から12月28日まで	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで

」

に改め、同表備考中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加え、同表を別表第 2 とする。

2 城南総合スポーツセンタートレーニング室は、毎週火曜日を供用しない日とする。ただし、火曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を供用しない日とする。

附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 (第 6 条関係)

区分	単位	1 回の使用料
----	----	---------

映写機類	液晶プロジェクター	1 台	1,000円
------	-----------	-----	--------

様式第 3 号中

「

(4) 城南 B & G 海洋センタープール使用券（個人使用券）

No. _____	No. _____
城南 B & G 海洋センター 使用施設 プール	城南 B & G 海洋センター 使用施設 プール
使用券 { 高校生以上 中学生以下 } の別	使用券 { 高校生以上 中学生以下 } の別
1 回 円	1 回 円
年 月 日	年 月 日
熊本市	熊本市

」

の次に

「

(5) トレーニング室使用券（個人使用券）

施設名	施設名
No. _____	No. _____
_____個人使用券	_____個人使用券
時間 円	時間 円
(超過 1 時間につき 円)	(超過 1 時間につき 円)
	退場時刻 _____
	入場時刻 _____
	超過時間 _____
熊本市	熊本市

」

を加える。

様式第 4 号中

「

(3) 武道場・弓道場・アーチェリー場使用券（回数券）

<p style="text-align: right;">No. _____</p> <p>施設名</p> <p>使用施設 〔 武道場・弓道場 〕 の別</p> <p> 〔 アーチェリー場 〕</p> <p>回数券 〔 一 般 〕 の別</p> <p> 〔 高校生以下 〕</p> <p>1 回 円</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">熊本市</p>	<p style="text-align: right;">No. _____</p> <p>施設名</p> <p>使用施設 〔 武道場・弓道場 〕 の別</p> <p> 〔 アーチェリー場 〕</p> <p>回数券 〔 一 般 〕 の別</p> <p> 〔 高校生以下 〕</p> <p>1 回 円</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">熊本市</p>
--	--

」

の次に

「

(4) トレーニング室使用券（回数券）

<p>施設名</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p>_____ 個人使用券</p> <p>時間 円</p> <p>(超過 1 時間につき 円)</p> <p style="text-align: center;">熊本市</p>	<p>施設名</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p>_____ 個人使用券</p> <p>時間 円</p> <p>(超過 1 時間につき 円)</p> <p>退場時刻 _____</p> <p>入場時刻 _____</p> <p>超過時間 _____</p> <p style="text-align: center;">熊本市</p>
--	--

」

を加える。

様式第 9 号中「第 7 条」を「第 8 条」に改める。

様式第 10 号中「第 10 条」を「第 11 条第 1 項」に改める。

様式第 11 号中「第 10 条」を「第 11 条第 2 項」に改める。

様式第 12 号中「(第 11 条)」を「(第 12 条)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則又は熊本市体育施設条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

規 則 第 38 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 8 条関係)

総括表 身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)

氏 名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	男 ・ 女
住 所			
① 障害名(部位を明記) <input type="checkbox"/> 視力障害 <input type="checkbox"/> 視野障害 <input type="checkbox"/> 視力・視野障害			
② 原因となった疾病・外傷名 交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()			
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所			
④ 参考となる臨床経過・手術経過・身体所見・検査所見(エックス線写真を含む)			
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日			
⑤ 総合所見(検査所見とADL所見との整合性等)			
[将来再認定]			
<input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する 再認定の時期 年 月			
<input type="checkbox"/> 再認定は不要			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
年 月 日			
診療担当科名 科 15条指定医師氏名 印			
病院又は診療所の名称			
所 在 地 〒			
電 話 番 号			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見【障害程度等級についても参考意見を記入】			
障害の程度は、 <u> </u> 級相当に (身体障害者福祉法別表に掲げる障害に) 該当する。			
※早見表による根拠			
障害部位	等級	項 目	指 数
視力障害			
視野障害			
合 計			
注意 1 障害名欄には現在起こっている障害、例えば視力障害や視野障害等を選択し、原因となった疾病・外傷名欄には、糖尿病性網膜症、緑内障性視神経萎縮等原因となった疾患名を記入してください。			
2 治療又は手術後の症状が固定した状態で記入してください。			
3 障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。			

視覚障害の状況及び所見

1 視 力

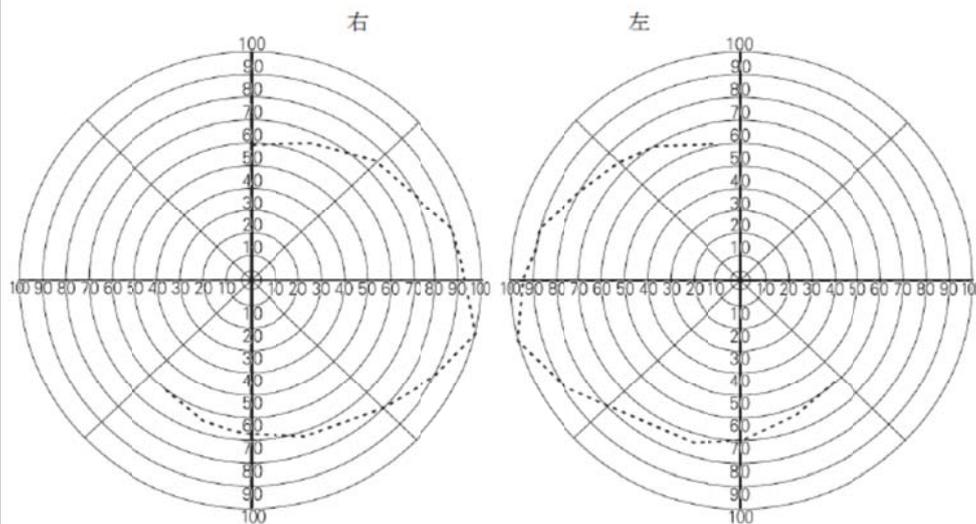
	裸 眼	矯 正
右	(× DCyl DAx)
左	(× DCyl DAx)

2 視 野 (視標 I / 4)

視野狭窄の別

<input type="checkbox"/> 求心性	<input type="checkbox"/> 交叉性	<input type="checkbox"/> 半盲性	<input type="checkbox"/> その他()
------------------------------	------------------------------	------------------------------	---------------------------------

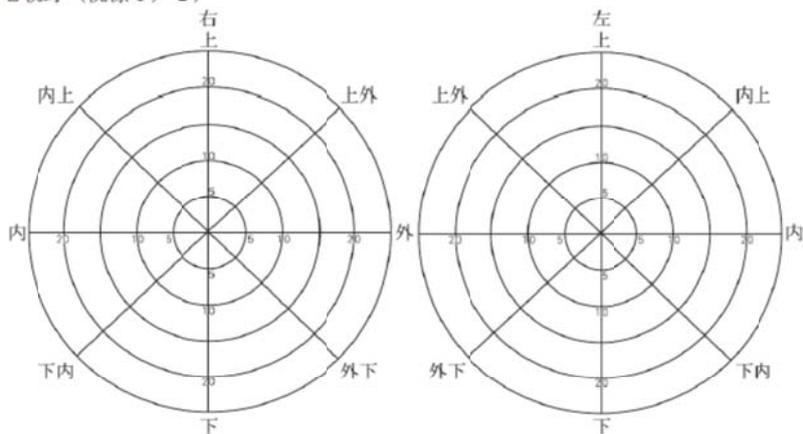
※視標 I / 4 が測定不能の場合は、ゴールドマン視野検査結果 (V / 4) の写しを添付すること。



※視野障害の計測は点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。

注) 視能率を測定するのは、求心性視野狭窄により両眼の中心視野がそれぞれ I / 2 の視標で 10 度以内の場合です (輪状暗点があるものについて、中心の残存視野がそれぞれ I / 2 の視標で 10 度以内のものも含む)。

3 中心視野 (視標 I / 2)



右	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計①	視能率②	損失率③
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	(① ÷ 560 × 100) %	(100 - ②) %

左	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計④	視能率⑤	損失率⑥
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	(④ ÷ 560 × 100) %	(100 - ⑤) %

$$\frac{(\text{③と⑥のうち大きい方}) + (\text{③と⑥のうち小さい方}) \times 3}{4}$$

両眼の損失率
%

4 現 症

	右	左
外 眼		
中間透光体		
眼 底		

5 手 術

手術予定	有 (目的:) <input type="checkbox"/> 視覚障害の軽減見込み無し	有 (目的:) <input type="checkbox"/> 視覚障害の軽減見込み無し
------	---	---

※手術予定がある場合、手術目的を記入すること (例: 白内障、網膜剥離等)。

※手術により障害の軽減が見込まれる場合には、手術施行後の症状が安定した状態で記入すること。

総括表 身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害用)

氏 名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	男 ・ 女
住 所			
① 障害名(部位を明記)			
② 原因となった 疾病・外傷名		交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()	
③ 疾病・外傷発生日 年 月 日・場所			
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真を含む)			
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日			
⑤ 総合所見			
〔将来再認定〕			
<input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する			
再認定の時期 年 月			
<input type="checkbox"/> 再認定は不要			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
年 月 日			
診療担当科名		科	15条指定医師氏名
病院又は診療所の名称			
所 在 地 〒			
電 話 番 号			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕			
障害の程度は、 _____ 級相当に (身体障害者福祉法別表に掲げる障害に) 該当する。			
※早見表による根拠			
	障 害 部 位	等 級	項 目
	聴覚障害		指 数
	平衡機能障害		
	音声機能障害		
	言語機能障害		
	そしゃく機能障害		
	合 計		
※ 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の重複については、指数合算による等級繰上げはできません。			
注意			
1 障害名欄には現在起こっている障害、例えば両感音性難聴等を記入し、原因となった疾病・外傷名欄には、先天性難聴等原因となった疾患名を記入してください。			
2 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能障害の場合は、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。			
3 治療又は手術後の症状が固定した状態で記入してください。			
4 障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。			

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見

〔はじめに〕（認定要領を参照のこと）
 この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。
 なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合には、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない）。
 聴 覚 障 害 → 『1 「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
 平 衡 機 能 障 害 → 『2 「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 → 『3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
 そ しゃ く 機 能 障 害 → 『4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(4) 聴力検査の結果(Aのみ又はA及びBの両方を記載すること)

A 純音による検査

オージオメータの型式 _____

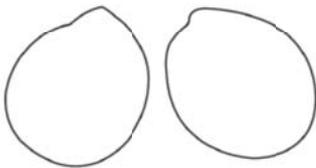
	500	1000	2000	Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				
110				
dB				

(2) 障害の種類

右	伝音性難聴	左	伝音性難聴
	感音性難聴		感音性難聴
	混合性難聴		混合性難聴

(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



イ 語音による検査

最高語音明瞭度

右	%	dB
左	%	dB

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

(1) 平衡機能の状態

- 四肢体幹に器質的異常がなく他覚的に平衡機能障害を認める
- その他 ※(3)その他所見欄に記入

(2) 姿勢・歩行能力の状態

- 閉眼にて起立不能（3級相当）
- 閉眼で直線歩行中 10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの（3級相当）
- 閉眼で直線歩行中 10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの（5級相当）
- 閉眼で11m以上直線歩行が可能なもの（非該当）

(3) その他の所見

[]

<p>3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見 ※所見を記入</p> <p>()</p> <p>(1) 音声機能障害 音声を全く発することができないもの(3級) <input type="checkbox"/> 無喉頭(喉頭摘出等) <input type="checkbox"/> 喉頭の障害又は形態異常 <input type="checkbox"/> 発声筋麻痺による音声機能障害 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>音声の障害のため、音声のみを用いて意思を疎通することが困難なもの(4級) <input type="checkbox"/> 喉頭の障害又は形態異常 <input type="checkbox"/> 発声筋麻痺による音声機能喪失 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>※ 音声機能障害の場合は、「障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動(場とレベル)の具体的状況例」を添付すること(表出面のみ記載)。</p> <p>(2) 言語機能障害 言語機能を喪失したもの(家庭において、家族又は肉親との会話の用をなさないもの)(3級) <input type="checkbox"/> 聴覚障害を伴う言語機能障害 <input type="checkbox"/> 運動障害性構音障害 <input type="checkbox"/> 器質性構音障害(唇顎口蓋裂等の後遺症によるものを含む) <input type="checkbox"/> 失語症 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>言語機能の著しい障害(家族又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人にはほとんど用をなさないもの)(4級) <input type="checkbox"/> 聴覚障害を伴う言語機能障害 <input type="checkbox"/> 運動障害性構音障害 <input type="checkbox"/> 器質性構音障害(唇顎口蓋裂等の後遺症によるものを含む) <input type="checkbox"/> 失語症 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>※ 言語機能障害の場合は、「障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動(場とレベル)の具体的状況例」を添付すること。</p>
<p>4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見</p> <p>(1) 障害程度の等級 そしゃく・嚥下機能の障害(喪失)(3級)※経管栄養以外に方法のないもの <input type="checkbox"/> 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの <input type="checkbox"/> 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの <input type="checkbox"/> 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>そしゃく機能の著しい障害(4級) <input type="checkbox"/> 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの <input type="checkbox"/> 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの <input type="checkbox"/> 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの <input type="checkbox"/> 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの <input type="checkbox"/> その他()</p>

(2) 障害の程度及び検査所見

①そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他 ()

b 各器官(口唇・下顎・舌・軟口蓋・咽喉頭等)の所見

※異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。<参考1>

c 嚥下状態の検査と所見

※嚥下状態について詳細に記載すること。<参考2>
 ※検査方法: VF VE その他 ()

<参考1> 各器官の観察点
 口唇・下顎: 運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
 舌: 形状、運動能力、反射異常
 軟口蓋: 挙上運動、反射異常
 声帯: 内外転運動、梨状窩の唾液貯留

<参考2>
 各器官の観察点
 ・口腔内保持の状態
 ・口腔から咽頭への送り込みの状態
 ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
 ・食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み
 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点
 ・摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
 ・誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

②咬合異常

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他 ()

b 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察すること)

()

c そしゃく機能(口唇・口蓋裂では上下顎の咬合関係や形態異常等を観察すること)

()

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定すること。100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動(場とレベル)の具体的状況例

〔 3級の欄の音声言語機能のレベルに該当すれば3級と判定する
 3級の欄の項目が可能でも、4級の欄のレベルであれば4級と判定する 〕

※ それぞれの項目について、できる場合は (○) を、できない場合は (×) をご記入下さい。

障 害 等 級	コミュニケーション のレベル コミュニケーションの場	理 解 面	○ ×	表 出 面	○ ×
		3 級	本人 ↓↑ 家族 状況依存度が 高い	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族の名前がわかる ・住所がわかる ・日付、時間がわかる ・部屋の中の物品を言われてわかる ・日常生活動作に関する指示がわかる 〈風呂に入って、STに行つて、薬を2錠飲んで…〉 	
4 級	本人 ↓↑ 家族 周辺 状況依存度が 低い	<ul style="list-style-type: none"> ・問診の質問が理解できる ・治療上の指示が理解できる 〈PT、薬の飲み方…〉 ・訪問者の用件がわかる ・電話での話がわかる ・尋ねた道順がわかる ・おつかいができる〈どこで、何を、いくつ、いくら、誰に、いつ〉 		<ul style="list-style-type: none"> ・病歴、病状が説明できる (通じる) ・治療上のことについて、質問ができる (通じる) ・家族に内容を伝えることができる ・訪問者に用件を質問できる (通じる) ・用件を家族に伝えることができる ・電話で応答できる ・家族に内容を伝えることができる〈いつ、誰、何、どこ〉 ・知り合いに電話をかけて用件を伝えることができる (通じる) ・行先を言える (通じる) ・道順を尋ねることができる (通じる) ・買物をことばでできる (通じる) 〈何をいくつ、いくら〉 	
【特記事項】					

年 月 日

医師氏名

印

(別紙)

歯科医師による診断書・意見書

氏 名	年 月 日生	男 ・ 女
住 所		
現 症		
原因疾患名		
治療経過		
今後必要とする治療内容 (1) 歯科矯正治療の要否 (2) 口腔外科的手術の要否 (3) 治療完了までの見込み 向後 年 月		
現症をもとに上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に 該当する ・ 該当しない 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 〒 電話番号 診療担当科名 科 15 条歯科医師氏名 印		

総括表 身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)

氏 名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	男 ・ 女
住 所			
① 障害名(部位を明記)			
② 原因となった 疾病・外傷名		交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所			
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真・CT・MRI等を含む)			
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日			
⑤ 総合所見(脳血管疾患の場合は、部位及び大きさ・発生前後の身体状況の相違について記載)			
〔将来再認定〕			
<input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する			
再認定の時期 年 月			
<input type="checkbox"/> 再認定は不要			
人工関節置換術又は人工骨頭置換術日(年 月 日)			
⑥ その他参考となる合併症状(認知症等、障害に影響する傷病)			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
年 月 日			
診療担当科名		科	15条指定医師氏名
病院又は診療所の名称			
所 在 地 〒			
電 話 番 号			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕			
障害の程度は、_____級相当に(身体障害者福祉法別表に掲げる障害に)該当する。			
※早見表による根拠			
障害部位	等級	項 目	指 数
合 計			
注意 1 障害名欄には現在起こっている障害、例えば上肢機能障害(右手関節強直、右肩関節機能全廃等)を記入し、原因となった疾病・外傷名欄には、慢性関節リウマチ等原因となった疾患名を記入してください。			
2 治療又は手術後の症状が固定した状態で記入してください。			
3 障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。			

肢体不自由の状況及び所見

1 神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入)

- (1) 感覚障害(下記図示): なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- (2) 運動障害(下記図示): なし・し緩性麻痺・けい性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・
腱反射(亢進・減弱・消失)・病的反射・その他()
- (3) 起因部位: 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他()
- (4) 排尿・排便機能障害: なし・あり
- (5) 形態異常: なし・あり

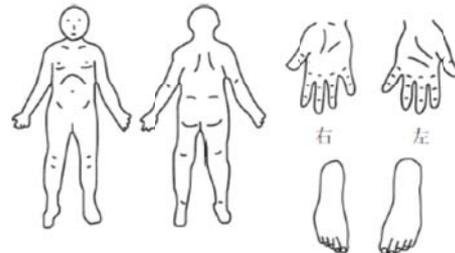
参考図示

2 計測

右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力kg	

計測法:

上肢長: 肩峰→機骨茎状突起
 下肢長: 上前腸骨棘→(脛骨)内果
 上腕周径: 最大周径
 前腕周径: 最大周径
 大腿周径: 膝蓋骨上縁上10cmの周径
 (小児等の場合は別記)
 下腿周径: 最大周径



× 変形 ■ 切断 斜線 感覚障害 横線 運動障害

上腕切断	健側上腕長cm	
	患側断端長cm	
大腿切断	健側大腿長cm	
	患側断端長cm	
下腿切断	健側下腿長cm	
	患側断端長cm	

計測法:

上腕切断: 腋窩レベル～上腕断端までの距離
 大腿切断: 股レベル～大腿断端までの距離
 下腿切断: 内側膝関節裂隙～下腿断端までの距離

※ 3、4、5については、壁づたい、つえ及び補装具等を使用しない場合での状況を記入すること。

3 歩行能力 正常に可能・ m歩行可能・歩行不能

4 起立位 正常に可能・ 分間以上困難・不能

5 片脚での起立位保持 (可・不可)

6 動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×、()の中のものを使う時はそれに○(下記 注参照)

寝返りする		洋式便器に座る		いすに腰かける		横座り		あぐら		正座	
-------	--	---------	--	---------	--	-----	--	-----	--	----	--

新聞紙をつまむ	右	左	背中を洗う	
丸めた週刊誌を握る	右	左	排泄の後始末をする	
コップで水を飲む	右	左	かぶりシャツを着て脱ぐ	
はしで食事をする	右	左	ズボンをはいて脱ぐ(自助具)	
さじで食事をする(自助具)	右	左	靴下をはく	
字を書く	右	左	立つ(手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具)	
ブラシで歯をみがく(自助具)	右	左	家の中の移動(壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす)	
顔を洗いタオルでふく			屋外を移動する(家の周辺程度)(つえ、松葉づえ、車いす)	
タオルを絞る			二階まで階段を上って下りる(手すり、つえ、松葉づえ)	
ひもを結ぶ			公共の乗物を利用する	

注: 身体障害者福祉法の等級は機能障害 (impairment) のレベルで認定されますので()の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

関節可動域(ROM)と筋力テスト(MBT) (この表は必要な部分を記入) 検査日 (年 月 日)

筋力テスト ()		関節可動域	筋力テスト ()		関節可動域		筋力テスト ()	
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90			90 60 30 0 30 60 90		90 60 30 0 30 60 90 120 150 180			
() 前屈		後屈 () 頸	() 左屈		右屈 ()			
() 前屈		後屈 () 体幹	() 左屈		右屈 ()			
右 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90		() 屈曲	() 伸展	() 屈曲	() 伸展	左		
() 外転		内転 () 肩	() 内旋		外旋 ()			
() 外旋		内旋 ()	() 内旋		外旋 ()			
() 屈曲		伸展 () 肘	() 伸展		屈曲 ()			
() 回外		回内 () 前腕	() 回内		回外 ()			
() 掌屈		背屈 () 手	() 背屈		掌屈 ()			
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展		屈曲 ()			
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展		屈曲 ()			
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展		屈曲 ()			
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展		屈曲 ()			
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展		屈曲 ()			
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展		屈曲 ()			
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展		屈曲 ()			
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展		屈曲 ()			
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展		屈曲 ()			
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展		屈曲 ()			
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90		() 屈曲	() 伸展	() 屈曲	() 伸展	近位指節間関節 (PIP)		
() 外転		内転 () 股	() 内旋		外旋 ()			
() 外旋		内旋 ()	() 内旋		外旋 ()			
() 屈曲		伸展 () 膝	() 伸展		屈曲 ()			
() 底屈		背屈 () 足	() 背屈		底屈 ()			

備考 筋力と動作・活動状況に乖離がある場合は、その理由を必ず記入すること。

- 注：1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
 3 関節可動域の図示は、のように両端に太線をひき、その間を線で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〽)を引く。
 4 筋力については、徒手筋力テスト段階5により、表()内に0～5 (又は×△○印)を記入する。
 ×印は筋力消失又は著減(筋力0、1、2該当)、△印は筋力半減(筋力3該当)、○印は筋力正常又はやや減(筋力4、5該当) (ただし、○印については、筋力正常若しくはやや減、又は、4若しくは5の区別を明記する。)

- 5 (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
 6 DIPその他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
 7 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

× (2) 伸展 屈曲 (3) △

- 備考 1 異常がある部位は全て記入すること。
 2 手指の欠損部位を示す場合には、おや指については指骨間関節以上その他の指については近位指節間関節を欠くか否かを明示すること。

二つ以上の障害が重複する場合の取扱い

- 1 二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。

合計指数	18以上	17～11	10～7	6～4	3～2	1
認定等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級

- 2 合計指数の算定方法

- (1) 合計指数は次の等級別指数表により、各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとす。

障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
指 数	18	11	7	4	2	1	0.5

- (2) 合計指数算定の特例

同一の上肢又は下肢に重複して障害がある場合の当該 1 上肢又は 1 下肢に係る合計指数は、機能障害のある部位(機能障害が 2 か所以上あるときは上位の部位とする。)から上肢又は下肢を欠いた場合の障害等級に対応する指数の値を限度とする。

(例) 右上肢のすべての指を欠くもの 3級 等級別指数 7
 手関節の全廃 4級 " 4
 合計指数 11

上記の場合、指数の合計は11となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は7となる。

右上肢を手関節から欠くもの 3級 等級別指数 7
 (例) 左上肢の肩関節の全廃 4級 等級別指数 4
 " 肘関節 " 4級 " 4
 " 手関節 " 4級 " 4
 合計指数 12

上記の場合、指数の合計は12となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は11となる。

左上肢の肩関節から欠くもの 2級 等級別指数 11

総括表 身体障害者診断書・意見書(脳原性運動機能障害用)

氏 名	明治 大正昭和 生平成	年	月	日	男 ・ 女																
住 所																					
① 障害名(部位を明記)																					
② 原因となった 疾病・外傷名																					
交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()																					
③ 疾病・外傷発生年月日																					
年 月 日・場所																					
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真を含む)																					
障害固定又は障害確定(推定)																					
年 月 日																					
⑤ 総合所見																					
[将来再認定]																					
<input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する 再認定の時期 年 月																					
<input type="checkbox"/> 再認定は不要																					
⑥ その他参考となる合併症状																					
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 診療担当科名 科 15条指定医師氏名 印 病院又は診療所の名称 所 在 地 〒 電 話 番 号																					
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入]																					
障害の程度は、_____級相当に (身体障害者福祉法別表に掲げる障害に) 該当する。																					
※早見表による根拠																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">障 害 部 位</th> <th style="width:10%;">等 級</th> <th style="width:40%;">項 目</th> <th style="width:30%;">指 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動機能障害</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						障 害 部 位	等 級	項 目	指 数	上肢機能障害				移動機能障害				合 計			
障 害 部 位	等 級	項 目	指 数																		
上肢機能障害																					
移動機能障害																					
合 計																					
注意 1 障害名欄には現在起こっている障害、例えば脳原性運動機能障害(上下肢不随意運動)等を記入し、原因となった疾病・外傷名欄には、脳性麻痺等原因となった疾患名を記入してください。 2 治療又は手術後の症状が固定した状態で記入してください。 3 障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。																					

脳原性運動機能障害用

1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害

〈ひも結びテスト結果〉

1 度目の 1 分間 _____ 本

2 度目の 1 分間 _____ 本

3 度目の 1 分間 _____ 本

4 度目の 1 分間 _____ 本

5 度目の 1 分間 _____ 本

計 _____ 本

イ 一上肢機能障害 (該当するものを○で囲むこと)

〈5 動作の能力テスト結果〉

- a 封筒をはさみで切るときに固定する (可能・不可能)
- b 財布から硬貨を出す (可能・不可能)
- c 傘をさす (可能・不可能)
- d 健側の爪を切る (可能・不可能)
- e 健側のそで口のボタンをとめる (可能・不可能)

2 移動機能障害 (該当するものを○で囲むこと)

〈下肢・体幹機能評価結果〉

- a つたい歩きをする。 (可能・不可能)
- b 支持なしで立位を保持し、その後10m歩行する (可能・不可能)
- c いすから立ち上り10m歩行し、再びいすに座る (可能・不可能) _____ 秒
- d 50cm幅の範囲内を直線歩行する (可能・不可能)
- e 足を開き、しゃがみこんで再び立ち上る (可能・不可能)

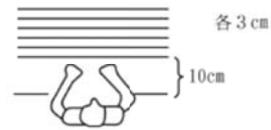
(注) この様式は、脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

(備考) 上肢機能テストの具体的方法

ア ひも結びテスト

事務用とじひも(概ね43cm規格のもの)を使用する。

- ① とじひもを机の上、被験者前方に区のように置き並べる。
- ② 被験者は手前のひもから順にひもの両端をつまんで、軽くひと結びする。
(注)○上肢を体や机に押し付けて固定してはいけない。
○手を机上に浮かしてむすぶこと。
- ③ むすび目の位置は問わない。
- ④ ひもが落ちたり、位置から外れたときには検査担当者が戻す。
- ⑤ ひもは検査担当者が随時補充する。
- ⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。



イ 5動作の能力テスト

- a 封筒をはさみで切るときに固定する。
患手で封筒をテーブルの上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。患手を健手で持って封筒の上ののせてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。
- b 財布から硬貨を出す。
財布を患手で持ち、空中に支え(テーブル面上ではなく)、健手で硬貨を出す。ジッパーを開けて閉めることを含む。
- c 傘をさす。
開いている傘を空中で支え、10秒間以上まっすぐ支えている。
立位ではなく座位のままでよい。肩にかついではいけない。
- d 健側の爪を切る。
大きめの爪切り(約10cm)で特別の細工のないものを患手で持って行う。
- e 健側のそで口のボタンをとめる。
のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンをかける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。

総括表 身体障害者診断書・意見書(心臓機能障害18歳以上用)

氏 名	明治 大正 昭和 平成	年	月	日生	男 ・ 女
住 所					
① 障害名(部位を明記)		心臓機能障害			
② 原因となった 疾病・外傷名		交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()			
③ 疾病・外傷発生年月日		年	月	日	場所
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真を含む)					
障害固定又は障害確定(推定)					
年 月 日					
⑤ 総合所見					
【将来再認定】 <input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する 再認定の時期 年 月 <input type="checkbox"/> 再認定は不要					
⑥ その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 診療担当科名 科 15条指定医師氏名 印 病院又は診療所の名称 所 在 地 〒 電 話 番 号					
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、_____級相当に_____（身体障害者福祉法別表に掲げる障害に）該当する。					
注意 1 原因となった疾病・外傷名欄には、狭心症、心筋梗塞、大動脈弁閉鎖不全症等原因となった疾患名を記入してください。 2 治療又は手術後の症状が安定した状態で記入してください。 3 障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。					

心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)

(該当するものを○で囲むこと)

1 臨床所見 (年 月 日)

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ア 動 悸 (有 ・ 無) | キ 浮 腫 (有 ・ 無) |
| イ 息 切 れ (有 ・ 無) | ク 心 拍 数 (回 / 分) |
| ウ 呼 吸 困 難 (有 ・ 無) | ケ 脈 拍 数 (回 / 分) |
| エ 胸 痛 (有 ・ 無) | コ 血 圧 (最大 ・ 最小) |
| オ 血 痰 (有 ・ 無) | サ 心 音 (清 ・ 濁 ・ その他 ()) |
| カ チアノーゼ (有 ・ 無) | シ B N P 値 () |

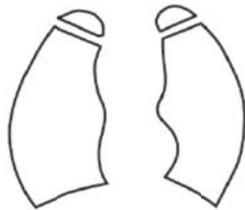
(NT-proBNPでも可)

ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状・頻度・持続時間・発作年月日・心電図所見等を記入

セ その他の臨床所見

- ・心エコー所見 (年 月 日)
- ・左室駆出率 (LVEF) () %

2 胸部エックス線所見 (年 月 日)



心胸比 () %

他所見 ()

3 心電図所見 (年 月 日)

- | | |
|--|----------------------|
| ア 陳 旧 性 心 筋 梗 塞 | (有 ・ 無) |
| イ 心 室 負 荷 像 | (有 (右室、左室、両室) ・ 無) |
| ウ 心 房 負 荷 像 | (有 (右房、左房、両房) ・ 無) |
| エ 脚 ブ ロ ッ ク | (有 (右、左) ・ 無) |
| オ 完 全 房 室 ブ ロ ッ ク | (有 ・ 無) |
| カ 不 完 全 房 室 ブ ロ ッ ク | (有 第 度 ・ 無) |
| キ 心 房 細 動 (粗 動) | (有 ・ 無) |
| ク 期 外 収 縮 | (有 (心室性・上室性) ・ 無) |
| ケ S T の 低 下 | (有 mV ・ 無) |
| コ 第 I 誘導、第 II 誘導及び胸部誘導 (ただし、V1を除く)のいずれかのTの逆転 | (有 ・ 無) |
| サ 運動負荷心電図におけるSTの0.1mV以上の低下 | (有 ・ 無) |

心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)

4 その他の所見 (該当する場合は記入すること)

5 活動能力の程度

- 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの (非該当)
- 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの (4級相当)
- 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの (4級相当)
- 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰返し必要としているもの (3級相当)
- 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰返してアダムスストークス発作が起こるもの (1級相当)

6 人工弁移植、弁置換 (有・無) 手術日 (年 月 日)

7 ペースメーカ (有・無) 手術日 (年 月 日)

8 ペースメーカ「有」の場合のみ次を記入すること。

●ペースメーカの適応度 (クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ)

※ 「不整脈の非薬物治療ガイドライン (2011年改訂版)」(2010年合同研究班報告)におけるエビデンスと推奨度のグレードについて、当てはまるものに○をすること。

●身体活動能力(運動強度)検査日・判断日 (年 月 日) (メッツ)

※ メッツ値について、症状が変動(重くなったり軽くなったり)する場合は、症状がより重度の状態(メッツ値が一番低い値)を記載すること。

総括表 身体障害者診断書・意見書(心臓機能障害18歳未満用)

氏 名	年 月 日生	男 ・ 女
住 所		
① 障害名(部位を明記) 心臓機能障害		
② 原因となった 疾病・外傷名		交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()
③ 疾病・外傷発生年月日		年 月 日・場所
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真を含む)		
		障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日
⑤ 総合所見		
		[将来再認定] <input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する 再認定の時期 年 月 <input type="checkbox"/> 再認定は不要
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 診療担当科名 科 15条指定医師氏名 印 病院又は診療所の名称 所 在 地 〒 電 話 番 号		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、_____級相当に(身体障害者福祉法別表に掲げる障害に)該当する。		
注意 1 原因となった疾病・外傷名欄には、狭心症、心筋梗塞、大動脈弁閉鎖不全症等原因となった疾患名を記入してください。 2 治療又は手術後の症状が安定した状態で記入してください。 3 障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。		

心臓の機能障害の状況及び所見(18歳未満用)

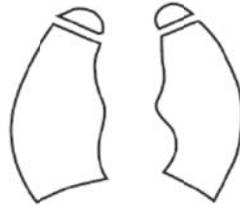
(該当するものを○で囲むこと)

1 臨床所見 (年 月 日)

- | | |
|-------------------|---------------|
| ア 著しい発育障害 (有・無) | オ チアノーゼ (有・無) |
| イ 心音・心雑音の異常 (有・無) | カ 肝腫大 (有・無) |
| ウ 多呼吸又は呼吸困難 (有・無) | キ 浮腫 (有・無) |
| エ 運動制限 (有・無) | |

2 検査所見

(1) 胸部エックス線所見 (年 月 日)



心 胸 比
() %

- | |
|-------------------|
| ア 心胸比0.56以上 (有・無) |
| イ 肺血流量増又は減 (有・無) |
| ウ 肺静脈うっ血像 (有・無) |

(2) 心電図所見 (年 月 日)

- | |
|-------------------------|
| ア 心室負荷像 (有<右室、左室、両室>・無) |
| イ 心房負荷像 (有<右房、左房、両房>・無) |
| ウ 病的不整脈 [種類] (有・無) |
| エ 心筋障害像 [所見] (有・無) |

(3) 心エコー図、冠動脈造影所見 (年 月 日)

- | |
|--------------------|
| ア 冠動脈の狭窄又は閉塞 (有・無) |
| イ 冠動脈瘤又は拡張 (有・無) |
| ウ その他 () |

3 養護の区分

- 6か月～1年ごとの観察(非該当)
- 1か月～3か月ごとの観察(4級相当)
- 症状に応じて要医療(4級相当)
- 継続的要医療(3級相当)
- 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的治療を要するもの(1級相当)

総括表 身体障害者診断書・意見書(じん臓機能障害用)

氏 名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	男 ・ 女
住 所			
① 障害名(部位を明記)	じん臓機能障害		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()		
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日	場 所	
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真を含む)			
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日			
⑤ 総合所見			
[将来再認定]			
<input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する 再認定の時期 年 月			
<input type="checkbox"/> 再認定は不要			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 診療担当科名 科 15条指定医師氏名 印 病院又は診療所の名称 所 在 地 〒 電 話 番 号			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、_____級相当に (身体障害者福祉法別表に掲げる障害に) 該当する。			
注意 1 原因となった疾病・外傷名欄には、慢性糸球体腎炎等原因となった疾患名を記入してください。 2 治療又は手術後の症状が固定した状態で記入してください。 3 障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。			

じん臓の機能障害の状況及び所見

- 1 身長 () cm ・体重 () kg
- 2 じん臓機能 (年 月 日)
- ア 内因性クレアチニンクリアランス値 (ml/分) エ 24時間尿量 (ml/日)
- イ 血清クレアチニン濃度 (mg/dl) オ 尿所見 ()
- ウ 血清尿素窒素濃度 (mg/dl)
- 3 その他参考となる検査所見 (胸部エックス線写真、眼底所見、心電図等) (年 月 日)

- 4 臨床症状 (該当する項目が有の場合は、裏づける所見を記入すること) (年 月 日)

臨床症状	有 無 (どちらかに○)	裏づける所見 (有の場合に記載)
ア じん臓不全に基づく末梢神経症	有 無	所見
イ じん臓不全に基づく消化器症状	有 無	<input type="checkbox"/> 食思不振 <input type="checkbox"/> 悪心 <input type="checkbox"/> おう吐 <input type="checkbox"/> 下痢
ウ 水分電解質異常	有 無	Na () mEq/l K () mEq/l Ca () mg/dl P () mg/dl <input type="checkbox"/> 浮腫 <input type="checkbox"/> 乏尿 <input type="checkbox"/> 多尿 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> 肺うっ血 <input type="checkbox"/> その他 ()
エ じん臓不全に基づく精神異常	有 無	所見
オ X線写真所見における骨異栄養症	有 無	<input type="checkbox"/> 高度 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 軽度
カ じん臓貧血	有 無	Hb () g/dl Ht () % 赤血球数 () × 10 ⁴ /mm ³
キ 代謝性アシドーシス	有 無	HCO ₂ () mEq/l
ク 重篤な高血圧症	有 無	最大血圧/最小血圧 () / () mmHg
ケ じん臓不全に直接関連するその他の症状	有 無	所見

- 5 現在までの治療内容

- 6 慢性透析治療の実施の有無

- 有 (年 月 日 導入)
- 開始予定 (年 月 日 導入予定 ・ 未定)
- 無

- 7 日常生活の制限による分類

- 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの (非該当)
- 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの (4 級相当)
- 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないがそれ以上の活動は著しく制限されるもの (3 級相当)
- 自己の身の日常生活活動を著しく制限されるもの (1 級相当)

総括表 身体障害者診断書・意見書(呼吸器機能障害用)

氏 名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	男・女
住 所			
① 障害名 (部位を明記)	呼吸器機能障害		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()		
② 疾病・外傷発生日	年 月 日・場 所		
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見 (エックス線写真を含む) ※フローボリューム曲線を添付すること。			
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日			
在宅酸素療法		人工呼吸管理 (含 NPPV)	
<input type="checkbox"/> 有 酸素吸入量 安静時 () L/分、労作時 () L/分	<input type="checkbox"/> 有 () 時間		
<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無		
⑤ 総合所見			
[将来再認定]			
<input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する			
再認定の時期 年 月			
<input type="checkbox"/> 再認定は不要			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
年 月 日			
診療担当科名	科	15条指定医師氏名	印
病院又は診療所の名称			
所 在 地 〒			
電 話 番 号			
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入]			
障害の程度は、_____ 級相当に (身体障害者福祉法別表に掲げる障害に) 該当する。			
注意 1 原因となった疾病・外傷名欄には、肺結核後遺症、慢性閉塞性肺疾患、肺線維症等原因となった疾患名を具体的に記入してください。			
2 治療又は手術後の症状が安定した状態で記入してください。			
3 障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。			

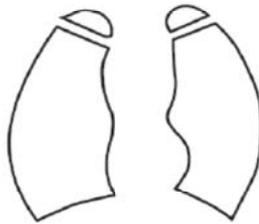
呼吸器の機能障害の状況及び所見

1 身体計測 身長 () cm ・ 体重 () kg

2 活動能力の程度

- 階段を人並みの速さで登れないが、ゆっくりなら上れる (非該当)
- 階段をゆっくりでも登れないが、途中休みながらなら上れる (4 級相当)
- 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける (4 級相当)
- ゆっくりでも少し歩くと息切れがする (3 級相当)
- 息苦しくて身のまわりのこともできない (1 級相当)

3 胸部エックス線写真所見 (年 月 日)



- ア 胸 膜 癒 着 (無 ・ 軽 度 ・ 中 等 度 ・ 高 度)
- イ 気 腫 化 (無 ・ 軽 度 ・ 中 等 度 ・ 高 度)
- ウ 繊 維 化 (無 ・ 軽 度 ・ 中 等 度 ・ 高 度)
- エ 不 透 明 肺 (無 ・ 軽 度 ・ 中 等 度 ・ 高 度)
- オ 胸 郭 変 形 ([無 ・ 軽 度 ・ 中 等 度 ・ 高 度])
- カ 心 ・ 縦 隔 の 変 形 (無 ・ 軽 度 ・ 中 等 度 ・ 高 度)

4 換気機能 (年 月 日)

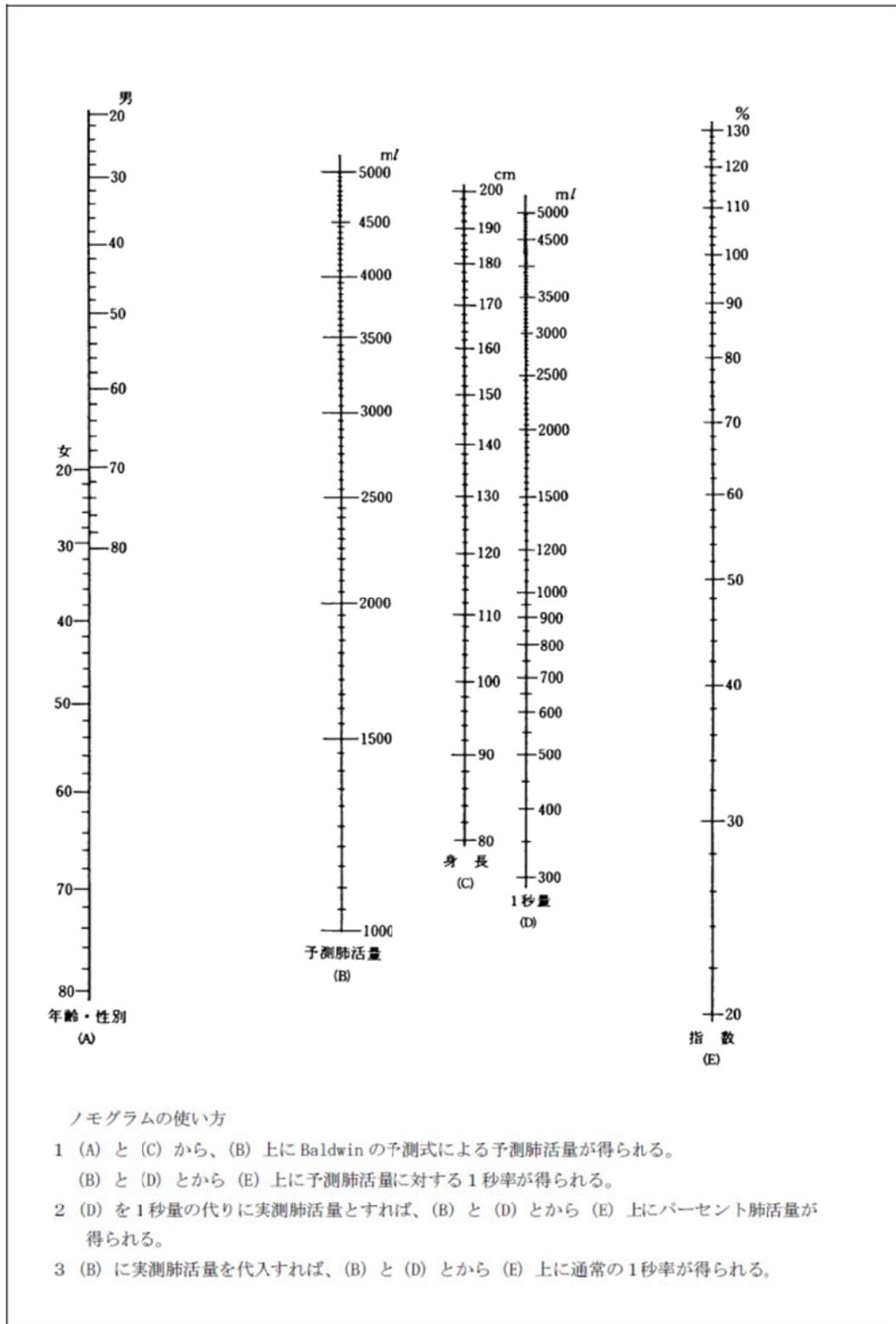
- ア 予測肺活量 ml
- イ 実測肺活量 ml
- ウ 1 秒量 ml
- エ 予測肺活量 1 秒率 % $(= \frac{ウ}{ア} \times 100)$
- (ア・エについては、次のノモグラムを使用すること)

5 動脈血ガス (年 月 日) ※可能な限りルームエア一で測定すること。

- ア O₂ 分圧 : Torr
- イ CO₂ 分圧 : Torr
- ウ pH :
- エ BE :
- オ 採血より分析までに時間を要した場合 時間 分
- カ 耳朶血を用いた場合 : ()
- キ ルームエア一での測定が困難な場合、その理由及び採血時の酸素投与量を記載すること。

6 その他の臨床所見

- ア SpO₂ 安静時 % 歩行時 %
- イ その他



裏面

1 活動能力の程度と予測肺活量 1 秒量、動脈血ガス O_2 分圧に不均衡がある場合について

活動能力の程度と予測肺活量 1 秒量（以下「指数」という。）及び動脈血ガス O_2 分圧（以下「 O_2 分圧」という。）に不均衡がある場合は、呼吸器機能障害以外の原因が活動能力の低下に関与していないか慎重に検討する必要があります。もし、活動能力の低下を説明する他の原因がなく、指数・ O_2 分圧以外の検査で活動能力の低下を証明できるなら、その所見を診断書の臨床経過欄等に記載してください（例えば労作時の O_2 分圧（ SpO_2 でも可）等）。

2 指数と O_2 分圧に不均衡がある場合について

換気機能障害を測るための指数と、ガス交換機能障害を測るための O_2 分圧との間には、相当程度の相関関係があるのが一般的です。しかしながら、指数と O_2 分圧のレベルに不均衡が生じる場合もあり、こうした場合には、指数の方が O_2 分圧より誤差を生じやすいことにも配慮し、努力呼出曲線などの他のデータを活用したり、 CO_2 分圧や PH 値の数値も参考にし、総合的な障害等級の判断をお願いします。

なお、このように指数と O_2 分圧に不均衡がある場合については、障害等級をどのような理由で判断したかについて記載いただくようお願いいたします（判断の根拠となった他の検査データがある場合は、そのデータの記載または添付をお願いします。）。

3 動脈血ガスの検査について

認定基準に示された数値は、急性増悪期ではなく安定期、しかも安静時、ルームエア吸入時のものです。したがって診断書に記入するのはこの状況下での数値となりますが、ルームエアでの測定が困難な場合は、その理由及び採血時の酸素投与量を記載してください。また、ルームエアでの SpO_2 のデータがあれば、参考となりますので併せて御記入ください。

総括表 身体障害者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸機能障害用)

氏 名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	男 ・ 女
住 所			
① 障害名(部位を明記)	<input type="checkbox"/> ぼうこう機能障害 <input type="checkbox"/> 直腸機能障害 <input type="checkbox"/> ぼうこう・直腸機能障害		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()		
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日・場所		
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真を含む)			
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日			
⑤ 総合所見 (ストマについては、永久的な造設に関して記載)			
[将来再認定]			
<input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する 再認定の時期 年 月			
<input type="checkbox"/> 再認定は不要			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 診療担当科名 科 15条指定医師氏名 印 病院又は診療所の名称 所 在 地 〒 電 話 番 号			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、_____ 級相当に (身体障害者福祉法別表に掲げる障害に) 該当する。			
注意 1 原因となった疾病・外傷名欄には、ぼうこう腫瘍、クローン病等原因となった疾患名を記入してください。 2 治療又は手術後の症状が固定した状態で記入してください。 3 障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。			

ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見

〔記入上の注意〕

- ・ 「ぼうこう機能障害」及び「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・ 1～3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□にレを入れ、必要事項を記述すること。
- ・ 障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。

1 ぼうこう機能障害

尿路変向(更)のストマ

(1) 種類・術式

- ① 種類 腎瘻 腎盂瘻
尿管瘻 ぼうこう瘻
回腸(結腸)導管
その他[]

② 術式:[]

③ 手術日:[]年 []月 []日

④ 閉鎖予定 無 有 ([]年 []月頃)

(2) ストマにおける排尿処理の状態

長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

有

(理由)

軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)

ストマの変形

不適切な造設箇所

無



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

高度の排尿機能障害

(1) 原因

神経障害

先天性:[]
 (例:二分脊椎 等)

直腸の手術
 ・術式:[]
 ・手術日:[]年 []月 []日

自然排尿型代用ぼうこう

・術式:[]
 ・手術日:[]年 []月 []日

(2) 排尿機能障害の状態・対応

カテーテルの常時留置

自己導尿の常時施行

完全尿失禁

その他

[]

2 直腸機能障害

□ 腸管のストマ

(1) 種類・術式

- ① 種類
 - 空腸ストマ 回腸ストマ
 - 上行結腸ストマ 横行結腸ストマ
 - 下行結腸ストマ S状結腸ストマ
 - その他 [_____]

② 術 式 : [_____]

③ 手術日 : [_____ 年 _____ 月 _____ 日]

④ 閉鎖予定 無 有 (_____ 年 _____ 月頃)

(2) ストマにおける排便処理の状態

○長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

- 有 (理由)
 - 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)
 - ストマの変形
 - 不適切な造設箇所
- 無



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

□ 治癒困難な腸瘻

(1) 原因

- ① 放射線障害
 - 疾患名 : [_____]
- ② その他
 - 疾患名 : [_____]

(2) 瘻孔の数 : [_____] 個

(3) 腸瘻からの腸内容のもれの状態

- 大部分
- 一部分

(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態

- 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)
- その他

[_____]



(腸瘻及びびらんの部位等を図示)

高度の排便機能障害

(1) 原因

-
- 先天性疾患に起因する神経障害

[_____]

(例：二分脊椎 等)

-
- その他

-
- 先天性鎖肛に対する肛門形成術

手術日：[_____ 年 月 日]

-
- 小腸肛門吻合術

手術日：[_____ 年 月 日]

(2) 排便機能障害の状態・対応

-
- 完全便失禁

-
- 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある

-
- 週に 2 回以上の定期的な用手摘便が必要

-
- その他

[_____]

3 障害程度の等級

(1 級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの
- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの
- 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの
- 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
- 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

(3 級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもつもの
- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
- 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの
- 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
- 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
- 高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

(4 級に該当する障害)

- 腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの
- 治癒困難な腸瘻があるもの
- 高度の排尿機能障害又は高度な排便機能障害があるもの

総括表 身体障害者診断書・意見書(小腸機能障害用)

氏 名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	男 ・ 女
住 所			
① 障害名(部位を明記) 小腸機能障害			
② 原因となった 疾病・外傷名		交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日		年 月 日・場所	
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真を含む)			
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日			
⑤ 総合所見			
[将来再認定]			
<input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する 再認定の時期 年 月			
<input type="checkbox"/> 再認定は不要			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 診療担当科名 科 15条指定医師氏名 印 病院又は診療所の名称 所 在 地 〒 電 話 番 号			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、_____級相当に (身体障害者福祉法別表に掲げる障害に) 該当する。			
注意 1 原因となった疾病・外傷名欄には、小腸間膜血管閉塞症、クローン病等原因となった疾患名を記入してください。 2 治療又は手術後の症状が固定した状態で記入してください。 3 障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。			

小腸の機能障害の状況及び所見

身長 _____ cm

体重 _____ kg

体重減少率 _____ % (観察期間 : _____ 年 月 ~ _____ 年 月)

1 小腸切除の場合

(1) 手術所見 : 切除小腸の部位 _____ 長さ _____ cm

残存小腸の部位 _____ 長さ _____ cm

手術施行医療機関名 _____ (できれば手術記録の写を添付する)

(2) 小腸造影所見((1)が不明のとき)※小腸造影の写を添付する。

推定残存小腸の長さ、その他の所見

2 小腸疾患の場合

病変部位、範囲、その他の参考となる所見

(注) 1 及び 2 が併存する場合はその旨を併記すること。

[参考図示]



切除部位 

病変部位 

3 栄養維持の方法(該当項目に○をする)

① 中心静脈栄養法:

- ・ 開 始 日 (年 月 日)
- ・ カテーテル留置部位 ()
- ・ 装 具 の 種 類 ()
- ・ 最近 6 か月間の実施状況 (最近 6 か月間に 日間)
- ・ 療 法 の 連 続 性 (持続的 ・ 間欠的)
- ・ 熱 量 (1日当たり Kcal)

② 経腸栄養法:

- ・ 開 始 日 (年 月 日)
- ・ カテーテル留置部位 ()
- ・ 最近 6 か月間の実施状況 (最近 6 か月間に 日間)
- ・ 療 法 の 連 続 性 (持続的 ・ 間欠的)
- ・ 熱 量 (1日当たり Kcal)

③ 経口摂取:

- ・ 摂取の状態 (普通食、 軟食、 流動食、 低残渣食)
- ・ 摂 取 量 (普通量、 中等量、 少量)

4 便の性状 : (下痢、 軟便、 正常)

排便回数 : 1日 () 回

5 検査所見 (測定日 年 月 日)

赤 血 球 数	$10^4/\text{mm}^3$	血 色 素 量	g/dl
血 清 総 蛋 白 濃 度	g/dl	血 清 ア ル ブ ミ ン 濃 度	g/dl
血 清 総 コ レ ス テ ロ ール 濃 度	mg/dl	中 性 脂 肪	mg/dl
血 清 ナ ト リ ウ ム 濃 度	mEq/l	血 清 カ リ ウ ム 濃 度	mEq/l
血 清 ク ロ ー ル 濃 度	mEq/l	血 清 マ グ ネ シ ウ ム 濃 度	mEq/l
血 清 カ ル シ ウ ム 濃 度	mEq/l		

(注) 1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。

2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による一日当たり熱量は1週間の平均値によるものとする。

3 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。

4 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く)又は小腸疾患による小腸機能障害程度については再認定を要する。

5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6か月間の観察期間を経て行うものとする。

総括表 身体障害者診断書・意見書(免疫機能障害13歳以上用)

氏 名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	男 ・ 女
住 所			
① 障害名(部位を明記)	免疫機能障害		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()		
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日	場 所	
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真を含む)			
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日			
⑤ 総合所見			
〔将来再認定〕			
<input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する 再認定の時期 年 月			
<input type="checkbox"/> 再認定は不要			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 診療担当科名 科 15条指定医師氏名 印 病院又は診療所の名称 所 在 地 〒 電 話 番 号			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、_____級相当に (身体障害者福祉法別表に掲げる障害に) 該当する。			
注意 1 原因となった疾病・外傷名欄には、HIV感染等原因となった疾患名を記入してください。 2 治療又は手術後の症状が固定した状態で記入してください。 3 等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。			

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見(13歳以上用)

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月 日

(1) HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

	検 査 法	検 査 日	検 査 結 果
判 定 結 果		年 月 日	陽 性 ・ 陰 性

注1 酵素抗体法(ELISA)、粒子凝集法(PA)、免疫クロマトグラフィー法(IC)等のうち1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果 ※ いずれか1つの検査による確認が必要

	検 査 法	検 査 日	検 査 結 果
抗 体 確 認 検 査 の 結 果		年 月 日	陽 性 ・ 陰 性
H I V 病 原 検 査 の 結 果		年 月 日	陽 性 ・ 陰 性

注2 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法(IFA)等の検査をいう。

注3 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

2 エイズ発症の状況

HIVに感染していて、エイズを発症している者の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠	
-------------	--

注4 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生労働省エイズ動向委員会、2007)に規定するものをいう。

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不 能 ・ 可 能
--------------------------	-----------

3 CD4 陽性Tリンパ球数(／ μ l)

検 査 日	検 査 値	平 均 値
年 月 日	／ μ l	／ μ l
年 月 日	／ μ l	

注5 左欄には、4週間以上間隔をおいて実施した連続する2回の検査値を記載し、右欄にはその平均値を記載すること。

4 検査所見及び日常生活活動制限の状況

(1) 検査所見

検査日	年 月 日	年 月 日
白血球数	／ μ l	／ μ l

検査日	年 月 日	年 月 日
Hb量	g/dl	g/dl

検査日	年 月 日	年 月 日
血小板数	／ μ l	／ μ l

検査日	年 月 日	年 月 日
HIV-RNA量	copy/ml	copy/ml

注6 4週間以上の間隔をおいて実施した連続する2回以上の検査結果を記入すること。

検査所見の該当数 [個]

(2) 日常生活活動制限の状況

以下の日常生活活動制限の有無について該当する方を○で囲むこと。

日常生活活動制限の内容	左欄の状況の有無
1日に1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある	有 ・ 無
健常時に比し10%以上の体重減少がある	有 ・ 無
月に7日以上の変動の発熱(38℃以上)が2か月以上続く	有 ・ 無
1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある	有 ・ 無
1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある	有 ・ 無
「身体障害認定基準」10ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(1)のアの(ア)のjに示す日和見感染症の既往がある	有 ・ 無
生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である	有 ・ 無
軽作業を超える作業の回避が必要である	有 ・ 無
日常生活活動制限の数[個]	

注7 「日常生活活動制限の数」の欄には「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。

注8 「生鮮食料品の摂取禁止」の他に、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長期にわたる密な治療」、「厳密な服薬管理」、「人混みの回避」が同等の制限に該当するものであること。

総括表 身体障害者診断書・意見書(免疫機能障害13歳未満用)

氏 名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	男 ・ 女
住 所			
① 障害名(部位を明記)		免疫機能障害	
② 原因となった 疾病・外傷名		交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()	
② 疾病・外傷発生年月日		年 月 日・場所	
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真を含む)			
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日			
⑤ 総合所見			
[将来再認定]			
<input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する 再認定の時期 年 月			
<input type="checkbox"/> 再認定は不要			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 診療担当科名 科 15条指定医師氏名 印 病院又は診療所の名称 所 在 地 〒 電 話 番 号			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入]			
障害の程度は、 _____ 級相当に _____ (身体障害者福祉法別表に掲げる障害に) 該当する。			
注意 1 原因となった疾病・外傷名欄には、HIV感染等原因となった疾患名を記入してください。 2 治療又は手術後の症状が固定した状態で記入してください。 3 等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。			

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見(13歳未満用)

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月 日

※小児のHIV感染は、原則として以下の(1)及び(2)の検査により確認される。

※(2)についてはいずれか1つの検査による確認が必要である。ただし、周産期に母親がHIVに感染していたと考えられる検査時に生後18か月未満の小児については、さらに以下の(1)の検査に加えて、(2)のうち「HIV病原検査の結果」又は(3)の検査による確認が必要である。

(1) HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

	検査法	検査日	検査結果
判定結果		年 月 日	陽性 ・ 陰性

注1 酵素抗体法(ELISA)、粒子凝集法(PA)、免疫クロマトグラフィー法(IC)等のうち1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

	検査法	検査日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性 ・ 陰性
HIV病原検査の結果		年 月 日	陽性 ・ 陰性

注2 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法(IFA)等の検査をいう。

注3 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

(3) 免疫学的検査所見

検査日	年 月 日
IgG	mg/dl

検査日	年 月 日
全リンパ球数(①)	/μl
CD4陽性Tリンパ球数(②)	/μl
全リンパ球数に対するCD4陽性Tリンパ球数の割合(〔②〕/〔①〕)	%
CD8陽性Tリンパ球数(③)	/μl
CD4/CD8比(〔②〕/〔③〕)	

2 障害の状況

(1) 免疫学的分類

検 査 日	年 月 日	免疫学的分類
CD4 陽性Tリンパ球数	/ μ l	重度低下・中等度低下・正 常
全リンパ球数に対するCD4陽性Tリンパ球数の割合	%	重度低下・中等度低下・正 常

注4 「免疫学的分類」欄では10ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害「身体障害認定基準」(2)のイの(イ)による程度を○で囲むこと。

(2) 臨床症状

ア 重度の症状

指標疾患がみられ、エイズと診断される小児の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠

注5 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生労働省エイズ動向委員会、2007)に規定するものをいう。

イ 中等度の症状 (以下の臨床症状の有無(既往を含む)について該当する方を○で囲むこと)

臨 床 症 状	症状の有無
30日以上続く好中球減少症(<1,000/ μ l)	有・無
30日以上続く貧血(<Hb 8g/dl)	有・無
30日以上続く血小板減少症(<100,000/ μ l)	有・無
1か月以上続く発熱	有・無
反復性又は慢性の下痢	有・無
生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染	有・無
生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎	有・無
生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症	有・無

6 か月以上の小児に 2 か月以上続く口腔咽頭カンジダ症	有 ・ 無
反復性単純ヘルペスウイルス口内炎(1年以内に2回以上)	有 ・ 無
2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹	有 ・ 無
細菌性の髄膜炎、肺炎または敗血症	有 ・ 無
ノカルジア症	有 ・ 無
播種性水痘	有 ・ 無
肝炎	有 ・ 無
心筋症	有 ・ 無
平滑筋肉腫	有 ・ 無
HIV腎症	有 ・ 無
臨床症状の数 [個]	

注6 「臨床症状の数」の欄には「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。

ウ 軽度の症状（以下の臨床症状の有無(既往を含む)について該当する方を○で囲むこと）

臨 床 症 状	症状の有無
リンパ節腫脹(2か所以上で0.5cm以上。対称性は1か所とみなす。)	有 ・ 無
肝腫大	有 ・ 無
脾腫大	有 ・ 無
皮膚炎	有 ・ 無
耳下腺炎	有 ・ 無
反復性又は持続性の上気道感染	有 ・ 無
反復性又は持続性の副鼻腔炎	有 ・ 無
反復性又は持続性の中耳炎	有 ・ 無
臨床症状の数 [個]	

注7 「臨床症状の数」の欄には「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。

総括表 身体障害者診断書・意見書(肝臓機能障害用)

氏 名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	男 ・ 女								
住 所											
① 障害名(部位を明記) 肝臓機能障害											
② 原因となった 疾病・外傷名											
		交通・労災・その他の事故 疾病・先天性・その他()									
③ 疾病・外傷発生年月日											
		年 月 日・場所									
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真を含む) (注) 肝臓移植を実施した者であって、抗免疫療法を実施しているものは、次ページの記載は省略可能。											
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">肝臓移植の実施</td> <td style="padding: 2px;">有 ・ 無</td> <td style="padding: 2px;">実施年月日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">抗免疫療法の実施</td> <td style="padding: 2px;">有 ・ 無</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日	抗免疫療法の実施	有 ・ 無		
肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日								
抗免疫療法の実施	有 ・ 無										
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日											
⑤ 総合所見											
			[将来再認定] <input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する 再認定の時期 年 月 <input type="checkbox"/> 再認定は不要								
⑥ その他参考となる合併症状											
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 診療担当科名 科 15条指定医師氏名 印 病院又は診療所の名称 所 在 地 〒 電 話 番 号											
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、_____級相当に (身体障害者福祉法別表に掲げる障害に) 該当する。											
注意 1 原因となった疾病・外傷名欄には、例えば単に肝硬変という記載にとどめることなく、C型 肝炎ウイルスに起因する肝硬変、ウィルソン病による肝硬変等のように種類が明らかなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記載してください。 2 治療又は手術後の症状が固定した状態で記入してください。 3 等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。											

肝臓機能障害の状況及び所見

1 障害の変動に関する因子（※下記のいずれかが「×」の場合は障害認定の対象となりません）

	第 1 回検査	第 2 回検査
180 日以上アルコールを摂取していない	○ ・ ×	○ ・ ×
改善の可能性のある積極的治療を実施	○ ・ ×	○ ・ ×

2 肝臓機能障害の重症度

	検査日（第 1 回）		検査日（第 2 回）	
	年 月 日		年 月 日	
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし ・ I ・ II III ・ IV ・ V		なし ・ I ・ II III ・ IV ・ V	
腹水	なし ・ 軽度 ・ 中程度以上 (概ね ℓ)		なし ・ 軽度 ・ 中程度以上 (概ね ℓ)	
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	

合計点数	点	点
------	---	---

注 1 90 日以上 180 日以内の間隔をおいて実施した連続する 2 回の診断・検査結果を入力すること。

注 2 点数は、Child-Pugh 分類による点数を記入すること。

注 3 1 級、2 級については血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち 1 項目以上が 3 点の状態が連続して 2 回以上続くことが必要。

<Child-Pugh 分類>

	1 点	2 点	3 点
肝性脳症	なし	軽度 (I ・ II)	昏睡 (III 以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ 超	2.8~3.5g/dℓ	2.8 g/dℓ 未満
プロトロンビン時間	70% 超	40~70%	40% 未満
血清総ビリルビン値	2.0 mg/dℓ 未満	2.0~3.0 mg/dℓ	3.0 mg/dℓ 超

注 4 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム (1981 年) による。

注 5 腹水は、原則として超音波検査、体重増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね 1ℓ 以上を軽度、3ℓ 以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね 40 kg 以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によるコントロールができないものを中程度以上とする。

3 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限			
補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値 5.0 mg/dℓ以上		有・無
	検査日	年 月 日	
	血中アンモニア濃度 150 μg/dℓ		有・無
検査日	年 月 日		
血小板数 50,000/mm ³ 以下		有・無	
検査日	年 月 日		
症状に影響する病歴	原発性肝がんの治療の既往		有・無
	確定診断日	年 月 日	
	特発性細菌性腹膜炎治療の既往		有・無
	確定診断日	年 月 日	
	胃食道静脈瘤治療の既往		有・無
	確定診断日	年 月 日	
現在の B 型肝炎又は C 型肝炎ウイルスの持続的感染		有・無	
最終確認日	年 月 日		
日常生活活動の制限	1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月 7 日以上ある		有・無
	1 日に 2 回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に 7 日以上ある		有・無
	有痛性筋けいれんが 1 日に 1 回以上ある		有・無
該当個数		個	

第 2 条 熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第 20 条中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第 4 条第 1 項」を「第 3 条の 2」に改める。

様式第 6 号聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見の表中

「

イ 語音による検査

最高語音明瞭度

」

を

「

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

有 無

イ 語音による検査

最高語音明瞭度

※聴覚障害で身体障害者手帳を所持していない者に対し、2 級を診断する場合には、他覚的聴覚検査結果の写しを添付すること。

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び次項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日前において、第 2 条の規定による改正前の熊本市身体障害者福祉法施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規 則 第 39 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則（平成 24 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則に見出しとして「(区役所等の職員の兼務)」を付し、本則を本則第 1 条とし、本則に次の 1 条を加える。

（中央区役所区民課職員の兼務）

第 2 条 中央区役所区民課において、身分事項に関する事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、他の区役所区民課で同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 4 0 号

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市福祉事務所事務分掌規則（昭和 3 5 年規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条保健子ども課の項第 3 号中「保育の実施」を「保育の利用」に改め、同項第 4 号及び第 5 号を次のように改める。

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 3 号に該当する者の証明に関すること。

(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の申請の受付等及び償還金の徴収に関すること。

第 4 条保健子ども課の項に次の 1 号を加える。

(6) 母子家庭等自立支援給付金の申請の受付等に関すること。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 4 1 号

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

社会福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

社会福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

社会福祉事務に関する権限委任規則（平成 6 年規則第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 項第 2 号エ中「その他の適切な保護を加える」を「必要な保育を確保するための措置を講じる」に改め、同項第 3 号ア中「第 6 条第 1 項第 3 号」の次に「及び第 2 項第 3 号」を加え、同号イからカまでを削る。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 4 2 号

平成 2 7 年 3 月 3 0 日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成 1 2 年規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 4 2 条第 2 項」を「第 4 2 条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「第 5 4 条第 2 項」を「第 5 4 条第 3 項」に改める。

第 9 条の 2 中「第 5 1 条の 3 第 2 項」を「第 5 1 条の 4 第 2 項」に、「第 6 1 条の 3 第 2 項」を「第 6 1 条の 4 第 2 項」に、「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に改め、同条第 1 号中「第 5 1 条の 2 第 2 項第 1 号」を「第 5 1 条の 3 第 2 項第 1 号」に、「第 6 1 条の 2 第 2 項第 1 号」を「第 6 1 条の 3 第 2 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 5 1 条の 2 第 2 項第 2 号」を「第 5 1 条の 3 第 2 項第 2 号」に、「第 6 1 条の 2 第 2 項第 2 号」を「第 6 1 条の 3 第 2 項第 2 号」に改める。

第 1 0 条第 1 項第 1 号の表及び第 2 号の表中「及び第 2 号」を削り、「第 3 条第 3 号」を「第 3 条第 2 号及び第 3 号」に、「第 1 0 号」を「第 1 3 号」に改める。

第 1 3 条第 1 項第 1 号の表、第 2 号の表及び第 3 号の表中「第 1 0 号」を「第 1 2 号」に改め、同条第 2 項第 2 号中「第 3 条第 3 号」を「第 3 条第 2 号又は第 3 号」に改める。

附則第 7 項第 1 号中「平成 2 7 年 2 月 2 8 日」を「平成 2 8 年 2 月 2 9 日」に改め、同号ア中「設定されている」を「設定された」に改め、「避難指示解除準備区域」の次に「(平成 2 7 年 4 月 1 日前に指定が解除されたものを除く。)」を加え、同号イ中「特定避難勧奨地点 (」を「原子力災害対策特別措置法第 2 0 条第 2 項の規定による指示

において設定された避難指示解除準備区域（平成 27 年 4 月 1 日前に指定が解除されたものに限る。）に該当したため、又は特定避難勧奨地点（」に、「現に設定されている」を「平成 26 年 4 月 1 日以後に指定が解除された」に改め、「者」の次に「（以下「旧避難指示解除準備区域等の被災被保険者」という。）のうち合計所得金額が 633 万円未満のもの」を加え、同号ウ中「現に設定されているものを除く」を「平成 26 年 4 月 1 日前に指定が解除されたものに限る」に改め、同項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号を同項第 3 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (2) 旧避難指示解除準備区域等の被災被保険者のうち合計所得金額が 633 万円以上のもの 平成 27 年 9 月 30 日

附則第 10 項中「附則第 7 項第 1 号に規定する被災被保険者にあつては東日本大震災の発生した月の翌月から 4 8 月、同項第 2 号に規定する被災被保険者にあつては東日本大震災の発生した月の翌月から 4 2 月」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる期間」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 附則第 7 項第 1 号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から 6 0 月
- (2) 附則第 7 項第 2 号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から 5 4 月
- (3) 附則第 7 項第 3 号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から 4 2 月
- (4) 附則第 7 項第 4 号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から 1 8 月

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 9 条の 2 並びに附則第 7 項及び第 10 項の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則 第 43 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成 27 年条例第 13 号。第 3 条第 2 項各号列記以外の部分を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定の申出)

第 3 条 条例第 3 条の規定による申出は、指定特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該各号に掲げる書類により証明すべき事実を特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）又はこれに基づく命令、条例若しくは規則の規定に基づき当該申出者から提出された書類をもって確認することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 条例第 4 条各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び条例第 6 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (3) 実績判定期間における各事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並び

に実績判定期間における年間役員名簿（実績判定期間において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての実績判定期間における各事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに実績判定期間における各事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

(4) 役員名簿

(5) 定款等

3 前項の申出書に添付する書類には、それぞれ副本 1 通を添付しなければならない。

（特定非営利活動に係る事業の要件）

第 4 条 条例第 4 条第 2 号アの規則で定める基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するものであることとする。

(1) 不特定かつ多数の市民の利益に資するものであること。

(2) その事業活動の内容が本市の計画又は施策の方向性に沿うものであること。

(3) その事業活動の内容が本市における地域課題の解決に取り組むものであること。

（特定非営利活動法人以外からの支持に係る要件）

第 5 条 条例第 4 条第 2 号イの規則で定める基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が 1 年を超える場合は、当該期間をその初日以後 1 年ごとに区分した期間（最後に 1 年未満の期間を生じたときは、その 1 年未満の期間）。以下この条において同じ。）における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所が明らかな寄附金に限る。以下この号において同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が 3, 0 0 0 円以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下この号において同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一に

する他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を 1 人とみなした数) の合計数に 1 2 を乗じてこれを当該実績判定期間の月数 (暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。以下同じ。) で除して得た数が 2 0 以上であること。

(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、特定非営利活動に報酬その他の対価 (食費、交通費等の実費に相当する額を除く。) を受けないで従事した個人 (氏名及び住所が明らかな者に限る。) (当該特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。) の数 (当該事業年度において同一の者が特定非営利活動に 2 回以上従事した場合については、その個人を 1 人として算定した数) の合計数に 1 2 を乗じて得た数を当該実績判定期間の月数で除して得た数が 1 0 以上であること。

(3) 実績判定期間における各事業年度において、国又は地方公共団体等、民間企業、地縁による団体 (地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 6 0 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体をいう。) 等 (以下「支持団体」という。) からの支持を受け、又は支持団体との連携により実施した事業であって公益の増進に資するもの (当該事業が支持団体の営利を主たる目的とするものを除く。) と市長が認めるものの数の合計数に 1 2 を乗じて得た数を当該実績判定期間の月数で除して得た数が 1 以上であること。

(特定非営利活動の情報発信に係る要件)

第 6 条 条例第 4 条第 2 号ウの規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) インターネットの利用によるもの
- (2) 公共施設等への書面の設置によるもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者への公開の方法として市長が認めるもの

(特殊の関係)

第 7 条 条例第 4 条第 3 号ア (ア) の規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- (1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- (2) 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

(3) 前 2 号に掲げる関係のある者の配偶者及び 3 親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(特定の法人との関係)

第 8 条 条例第 4 条第 3 号ア(イ)の規則で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の 1 0 0 分の 5 0 以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある 1 若しくは 2 以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある 1 若しくは 2 以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 1 0 0 分の 5 0 以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 1 0 0 分の 5 0 以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

(役員又は使用人である者との特殊の関係)

第 9 条 条例第 4 条第 3 号ア(イ)の規則で定める特殊の関係は、第 7 条第 2 号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(取引の記録並びに帳簿及び書類の保存)

第 1 0 条 条例第 4 条第 3 号ウの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号）第 5 3 条から第 5 9 条までの規定に準じて行うものとする。

(不適正な経理)

第 1 1 条 条例第 4 条第 3 号エの規則で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理で、その支出した金銭の用途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正なものとする。

(役員、社員、職員、寄附者等との特殊の関係)

第 1 2 条 条例第 4 条第 4 号イの規則で定める特殊の関係は、第 7 条第 2 号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは 3 親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第 13 条 条例第 4 条第 4 号イの規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この条及び第 19 条第 2 項第 3 号イにおいて同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- (2) 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時のにおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等（資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供をいう。第 19 条第 2 項第 2 号において同じ。）に関して特別の利益を与えないこと。
- (3) 役員等に対し役員を選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- (4) 営利を目的とした事業を行う者、条例第 4 条第 4 号ア(ア)、(イ)若しくは(ウ)に掲げる活動を行う者又は同号ア(ウ)に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

（特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合）

第 14 条 条例第 4 条第 4 号ウの規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（合併特定非営利活動法人に関する第 3 条の規定の適用）

第 15 条 条例第 3 条の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条の申出をしようとする事業年度の初日においてその合併の日以後 1 年を超える期間が経過していないものである場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 2 項第 3 号中「各事業年度」とあるのは「当該申出に係る特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人の

各事業年度」とする。

- 2 前項の規定は、条例第 3 条の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条の申出をしようとする事業年度の初日においてその設立の日以後 1 年を超える期間が経過していないものである場合における第 3 条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「当該申出に係る特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と読み替えるものとする。

(指定特定非営利活動法人に係る公表すべき事項)

第 16 条 条例第 7 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (4) 指定の効力を生じた年月日
- (5) 当該指定特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

(指定の更新の申出)

第 17 条 条例第 9 条第 2 項の規則で定める期間は、指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（同項の規定による申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日）から起算して 5 年を経過する日の 9 月前から 6 月前までの期間とする。

- 2 条例第 9 条第 2 項の申出は、指定特定非営利活動法人の指定の更新の申出書(様式第 2 号)を市長に提出してしなければならない。

(名称等に関する変更の届出)

第 18 条 条例第 11 条第 1 項の規則で定める事項は、第 16 条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる事項（同条第 3 号に掲げる事項にあっては、主たる事務所の所在地に限る。）とする。

- 2 条例第 11 条第 1 項の規定による届出は、指定特定非営利活動法人の名称等に関する変更届出書（様式第 3 号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

- (1) 第 16 条第 1 号又は第 3 号に掲げる事項の変更による場合 定款、登記事項証明書その他の法人の名称又は主たる事務所の所在地を確認するに足りる書類

(2) 第 16 条第 2 号に掲げる事項の変更による場合 社員総会の議事録の謄本
その他の法人の代表者の氏名を確認するに足りる書類

(3) 第 16 条第 5 号に掲げる事項の変更による場合 条例第 4 条第 2 号アに掲
げる基準に適合する旨を説明する書類

3 前項各号に掲げる書類には、それぞれ副本 1 通を添付しなければならない。

4 条例第 11 条第 1 項の規定による届出が第 16 条第 1 号又は第 3 号に掲げる事
項の変更によるものであるときは、法第 25 条第 4 項の規定による申請書の提出
又は同条第 6 項の規定による届出をもって、第 1 項の規定による届出に代えるこ
とができる。

(指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第 19 条 条例第 12 条第 1 項の規則で定める書類は、第 3 条第 2 項第 1 号及び第
2 号に掲げる書類とする。

2 条例第 12 条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 収益の源泉別の明細、借入金 of 明細その他の資金に関する事項

(2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の
最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から
第 5 順位までの取引

イ 役員等との取引

(4) 寄附者(当該指定特定非営利活動法人の役員、役員 of 配偶者若しくは 3 親等
以内の親族又は役員と特殊の関係(第 7 条に規定する特殊の関係をいう。)のあ
る者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額
の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び
受領年月日

(5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

(7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が 200 万円以下の
場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日

3 条例第 12 条第 2 項第 4 号の規則で定める書類は、条例第 4 条第 3 号から第 5

号まで（第 3 号イに係る部分を除く。）及び第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第 6 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

（指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類の作成）

第 20 条 条例第 12 条第 2 項の規定による同項各号に掲げる書類の作成は、当該指定特定非営利活動法人の事業及び運営の状況について、市民が理解しやすいような用語により正確に行わなければならない。

（助成金の支給の実績に関する記録簿等の備置き）

第 21 条 条例第 12 条第 3 項の助成の実績を記載した書類の作成は、助成金の支給の実績に関する記録簿（様式第 4 号）によるものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 条例第 12 条第 4 項の海外への送金又は金銭の持出しの金額及び用途並びにその予定日を記載した書類の作成は、海外への送金等に関する記録簿（様式第 5 号）によるものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

（閲覧の請求があった場合において閲覧させるべき書類）

第 22 条 条例第 12 条第 5 項の規則で定める書類は、第 3 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる書類とする。

（役員報酬規程等の提出）

第 23 条 条例第 13 条第 1 項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの 3 月以内に、指定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書（様式第 6 号）に添付して行うものとする。

2 条例第 13 条第 2 項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行ったときは助成金の支給の実績に関する記録簿の提出書（様式第 7 号）に、海外への送金又は金銭の持出しを行うときは海外への送金等に関する記録簿の提出書（様式第 8 号）に添付して行うものとする。

3 前 2 項に掲げる書類には、それぞれ副本 1 通を添付しなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第 24 条 条例第 14 条の規則で定める書類は、第 3 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号若しくは第 5 号に掲げる書類又は事業報告書等とする。

2 条例第 14 条の規定による閲覧又は謄写は、市長が定める場所において行うものとする。

(合併申請の届出)

第 25 条 条例第 15 条第 1 項の規定による届出は、指定特定非営利活動法人合併認証申請届出書(様式第 9 号)に法第 34 条第 3 項の認証の申請をしたことを証する書類を添付して行わなければならない。

(準用)

第 26 条 第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 4 条から第 14 条まで及び第 19 条の規定は、条例第 15 条第 1 項の規定による届出について準用する。この場合において、第 3 条第 2 項中「前項の申出書」とあるのは「第 25 条の届出書」と、第 3 条第 2 項第 3 号中「各事業年度」とあるのは「合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と読み替えるものとする。

(指定特定非営利活動法人の合併に係る通知等)

第 27 条 市長は、条例第 15 条第 2 項の規定により条例第 4 条各号(第 8 号を除く。)に掲げる基準に適合すると認めたときはその旨を、認めなかったときはその旨及びその理由を、合併後存続する指定特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(検査職員の身分証明書)

第 28 条 条例第 16 条第 6 項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第 10 号とする。

(雑則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

指定特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書

年 月 日 熊本市長 (宛)	主たる事務所の 所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印
	設立年月日	年 月 日
	実績判定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	事業年度	月 日から 月 日まで
過去の指定の有無 及びその年月日	有 ・ 無 年 月 日	
熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第 2 条第 1 項に規定する指定を受けたいので、申し出ます。		
現に行っている事業の概要		
主たる事務所以外の事務所の所在地 〒 電話 () - FAX () -		
備考		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

様式第 2 号 (第 17 条関係)

指定特定非営利活動法人の指定の更新の申出書

年 月 日 熊本市長 (宛)	主たる事務所の 所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印
	指定の効力を 生じた年月日	年 月 日
	実績判定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	事業年度	月 日から 月 日まで
更新申出期間	年 月 日から 年 月 日まで	
熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第 9 条第 1 項に規定する指定の更新を受けたいので、申し出ます。		
現に行っている事業の概要		
主たる事務所以外の事務所の所在地 〒 電話 () - FAX () -		
備考		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

様式第 8 号 (第 18 条関係)

指定特定非営利活動法人の名称等に関する変更届出書

年 月 日 熊本市長 (宛)	主たる事務所の 所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印

次のとおり変更があった(をした)ので、熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第 11 条第 1 項の規定により届け出ます。

変更事項	変更年月日	変更前	変更後
(1)名称			
(2)代表者の氏名			
(3)主たる事務所の 所在地			
(4)現に行っている 事業の概要			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

様式第 4 号 (第 2 1 条第 1 項関係)

助成金の支給の実績に関する記録簿

指定特定非営利活動法人の名称			
支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

様式第 5 号 (第 2 1 条第 2 項関係)

海外への送金等に関する記録簿

指定特定非営利活動法人の名称		
金額	使途	予定日 (実施日)
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
(事前に作成できなかった場合の理由)		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

様式第 6 号 (第 23 条第 1 項関係)

指定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日 熊本市長 (宛)	主たる事務所の所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印
	指定の効力を生じた年月日	年 月 日
	事業年度	月 日から 月 日まで

熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 13 条第 1 項の規定により、次の書類を提出します。

1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
2 前事業年度における次に掲げる事項を記載した書類 (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 イ 役員等との取引 (4) 寄附者 (当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合 (その金額が 200 万円以下の場合に限る。) におけるその金額及び使途並びにその実施日
3 条例第 4 条第 3 号から第 5 号まで (第 3 号イに係る部分を除く。) 及び第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第 6 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

様式第 7 号 (第 23 条第 2 項関係)

助成金の支給の実績に関する記録簿の提出書

年 月 日	主たる事務所の 所在地	〒
		電話 () -
		FAX () -
	(フリガナ)	
	熊本市長 (宛)	法人名
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印
<p>助成金の支給を行ったので、熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、助成金の支給の実績に関する記録簿を提出します。</p>		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

様式第 8 号 (第 23 条第 2 項関係)

海外への送金等に関する記録簿の提出書

年 月 日 熊本市長 (宛)	主たる事務所の 所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印
<p>海外への送金又は金銭の持出し (その金額が 200 万円以下のものを除く。) を行う (行った) ので、熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、海外への送金等に関する記録簿を提出します。</p>		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

様式第 9 号 (第 25 条関係)

(表)

指定特定非営利活動法人合併認証申請届出書

年 月 日	主たる事務所の 所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
		印

次のとおり特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項の規定による認証の申請を行いましたので、熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第 15 条第 1 項の規定により届け出ます。

特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項の規定による認証の申請を行った日	年 月 日	
合併によって設立しようとする特定非営利活動法人	主たる事務所の 所在地	〒 電話 () FAX () -
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
合併によって消滅する特定非営利活動法人	主たる事務所の 所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
合併によって消滅する特定非営利活動法人	主たる事務所の 所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	

(表)

合併によって消滅する特定非営利活動法人	主たる事務所の所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
合併によって消滅する特定非営利活動法人	主たる事務所の所在地	〒 電話 () - FAX ()
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
合併によって消滅する特定非営利活動法人	主たる事務所の所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
合併によって消滅する特定非営利活動法人	主たる事務所の所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
合併によって消滅する特定非営利活動法人	主たる事務所の所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	

様式第 10 号 (第 28 条関係)

(表)

<p>第 号</p> <p>所属 職名 氏名</p> <p>上記の者は、熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第 16 条第 1 項の規定による指定特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等の検査の権限を有する職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">熊本市長 印</p> <p>(有効期限 年 月 日)</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <p style="margin: 0;">印</p> </div> </div>
--	---

(裏)

熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例 (抜粋)

(報告及び検査)

第 16 条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第 4 項において「指定特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が第 1 項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

4 前項の場合において、市長は、第 1 項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。

5 第 2 項又は前項の規定は、第 1 項の規定による検査をする職員が、当該検査により第 2 項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第 1 項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第 2 項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

6 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とします。

規 則 第 44 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成 9 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「250 円」を「800 円」に改める。

別表中

「

こころの健康センター嘱託医	日額 22,880 円
こころの健康センター心理相談員	日額 14,000 円
精神科デイ・ケア嘱託医	日額 22,880 円

」

を

「

特別児童扶養手当判定嘱託医	日額 22,880 円
心の健康相談嘱託医	日額 23,010 円
こころの健康センター嘱託医	日額 23,010 円
こころの健康センター心理相談員	日額 14,080 円
精神科デイ・ケア嘱託医	日額 23,010 円

」

に、

あそ教育キャンプ場所長	月額 133,500 円
-------------	--------------

を

保健子ども課嘱託医（医師）	月額 550,000 円
あそ教育キャンプ場所長	月額 132,300 円

に改め、産学連携支援専門員の項の次に次のように加える。

消費者行政推進委員会委員	日額 10,000 円
--------------	-------------

別表中

記念館館長及び代理館長	月額 134,820 円
県指定重要文化財「洋学校教師館」移築復元に 伴う検討委員会委員	日額 10,000 円

を

記念館館長及び代理館長	月額 136,700 円
県指定重要文化財「洋学校教師館」保存修理に 伴う検討委員会委員	日額 10,000 円
芸術文化会議委員	日額 10,000 円
道路等事故処理専門員	日額 20,000 円

に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 4 5 号

平成 2 7 年 3 月 3 0 日

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市業務職員の給与に関する規則（平成 1 9 年規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「には」の次に「、平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間に限り」を、「相当する額」の次に「(以下この項において「差額相当額」という。)(平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までにあつては 2, 0 0 0 円 (差額相当額が 2, 0 0 0 円未満の場合にあつては、当該差額相当額) を差額相当額から減じて得た額、平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までにあつては 4, 0 0 0 円 (差額相当額が 4, 0 0 0 円未満の場合にあつては、当該差額相当額) を差額相当額から減じて得た額)」を加える。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 46 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）の施行について生活困窮者自立支援法施行令（平成 27 年政令第 40 号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(生活困窮者住居確保給付金の支給手続)

第 2 条 省令第 13 条の規定により生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請をするときは、住居確保給付金申請時確認書（様式第 1 号）その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

2 前項の申請をした者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出するものとする。

- (1) 住居を喪失している場合 入居予定住宅に関する状況通知書（様式第 2 号）
- (2) 住居を喪失するおそれがある場合 入居住宅に関する状況通知書（様式第 3 号）

3 前項第 1 号に掲げる区分に該当する申請者（申請の内容が適正であると市長が認めた者に限る。）は、住宅に入居した日から 7 日以内に、住居確保報告書（様式第 4 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(常用就職及び就労収入の報告)

第 3 条 給付金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）は、支給の決定後、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約による就職（以下「常用就職」という。）をした場合は、常用就職届（様式第 5 号）を市長に提出しなければな

らない。

2 前項の届けを提出した受給者は、当該届けを提出した日の属する月以後、毎月、収入額を確認することができる書類を市長に提出しなければならない。

(支給額の変更)

第 4 条 受給者は、給付金の額を変更する必要があるときは、住居確保給付金支給変更申請書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。

(支給期間の延長)

第 5 条 受給者は、省令第 12 条第 1 項の規定による給付金の支給期間の延長又は再延長を希望するときは、支給期間の最終の月の末日までに住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(支給停止の届け)

第 6 条 受給者は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)第 7 条第 1 項に規定する職業訓練受講給付金の支給を受けることが決定したときは、住居確保給付金支給停止届(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(支給再開の届け)

第 7 条 受給者は、給付金の支給の再開を希望するときは、住居確保給付金支給再開届(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(支給の中止)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、給付金の支給を中止するものとする。

- (1) 受給者が誠実かつ熱心に求職活動を行わない場合又は就労支援に関する市長の指示に従わない場合
- (2) 受給者が常用就職し、その就労により、収入が収入基準額(基準額に家賃額(受給者が賃借する住宅の 1 月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額))を加算した額をいう。)を超えた場合
- (3) 受給者が住宅から退去した場合(借主の責めによらない事由により転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関(法第 4 条第 2 項の規定による委託を受けた者をいう。)等の指導により本市内で転居する場合を除く。)
- (4) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けていることが判明した場合

- (5) 受給者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (6) 受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員（熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）であることが判明した場合
- (7) 受給者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けた場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、受給者の死亡その他支給することができない事情が生じた場合

2 市長は、受給者が常用就職をしたこと及びその就職による収入の報告を怠ったと認める場合は、給付金の支給を中止することができる。

（生活困窮者就労訓練事業の認定申請）

第 9 条 省令第 20 条の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定の申請をするときは、誓約書（様式第 10 号）その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

（認定生活困窮者就労訓練事業に関する事項の変更の届出）

第 10 条 省令第 22 条の規定による届出は、同条第 1 号又は第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更にあつては認定生活困窮者就労訓練事業変更（事後）届（様式第 11 号）により、同条第 2 号に掲げる事項の変更にあつては認定生活困窮者就労訓練事業変更（事前）届（様式第 12 号）により行うものとする。

（認定生活困窮者就労訓練事業の廃止届）

第 11 条 省令第 23 条の規定による届出は、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式第 13 号）により行うものとする。

（雑則）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条第 1 項関係）

（表面）

住居確保給付金の支給を希望する方は、申請書（省令様式第 1 号）にこの確認書を添付して提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
 - (1) 月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - (2) 月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - (3) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方公共団体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 再支給の申請ではない（過去に住宅手当、住宅支援給付又は住居確保給付金を受けたことがない）こと、又は、再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇（本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - (1) 誠実かつ熱心に求職活動を行わない場合又は就労支援に関する市長の指示に従わない場合
 - (2) 住居確保給付金受給者が常用就職後、その就労により収入が収入基準額を超える場合又はそのことを報告しない場合
 - (3) 支給決定後、住宅から退去した場合（借主の責めによらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により本市内で転居する場合を除く。）
 - (4) 申請内容に偽りがあった場合
 - (5) 支給決定後、受給者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (6) 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - (7) 受給者が生活保護を受給した場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること、又は不動産媒介業者等に報告を求めること。
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。

また、熊本市の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、熊本市又は熊本市社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

年 月 日

熊本市長（宛）

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名

記名押印又は署名

印

(裏面)

① 当初申請時提出書類

- 1 本人確認書類
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
- 2 離職関係書類
2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

- 1 求職申込関係書類
公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し
- 2 入居（予定）住宅関係書類
 - (1) 住宅を喪失している者
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2号）
 - (2) 住宅を喪失するおそれがある者
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）

様式第 2 号（第 2 条第 2 項第 1 号関係）

入居予定住宅に関する状況通知書

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、熊本市又は熊本市社会福祉協議会（初期費用を熊本市社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることを同意します。
3. この通知書については、住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付けを行うために必要となる範囲内で、熊本市、熊本公共職業安定所、熊本市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

年 月 日

熊本市長（宛）

不動産媒介業者等

（商号又は名称）

（代表者名）

印

（代表者の生年月日） 年 月 日

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等）氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地及び電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

入居予定者

氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
同居状況	単身 ・ 複数（ 名）

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日（ 年 月 日までの 月 日間）

※ 1 住居確保給付金の支給額は、熊本市における住宅扶助基準に基づく額を上限とし、収入に応じた額とします。

※ 2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限ります。

※ 3 共益費・管理費は、住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載してください。

※ 4 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。

(1 ページ目)

初期費用		
(1)	家賃 (入居に際して当初の支払を要する家賃)	(月分+日割り 日分として) 円
	共益費	円
	管理費	円
	敷金	円
	礼金等	礼金 円 その他 () 円
(2)	媒介報酬額	円
(3)	火災保険料	円
	その他 (入居保証料等)	円
合計		円

※ 初期費用については、熊本市社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座			
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	刀がナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(1)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	刀がナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(2)の振込先	媒介業者の振込口座	刀がナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	刀がナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座

(住居確保給付金支給申請者本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は、上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付けを行うために必要となる範囲内で、熊本市、熊本公共職業安定所、熊本市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏名
住所
電話番号

印

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を熊本市又は自立相談支援機関に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等でないこと。

(参考)

暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

※ 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。

様式第 3 号（第 2 条第 2 項第 2 号関係）

（表面）

入居住宅に関する状況通知書

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、熊本市が官公署から情報を求めることを同意します。

年 月 日

熊本市長（宛）

不動産媒介業者等

（商号又は名称）

（代表者名）

印

（代表者の生年月日） 年 月 日

（所在地）〒

（担当者等）氏名 所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地及び電話番号のみを記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等でないこと。

入居者

氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
同居状況	単身 ・ 複数（ 名）
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

※ 1 住居確保給付金の支給額は、熊本市における住宅扶助基準に基づく額を上限とし、収入に応じた額とします。

※ 2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限ります。

※ 3 共益費・管理費は、住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載してください。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

(裏面)

(住居確保給付金支給申請者本人記入欄)

入居している賃貸住宅は、表面に記載のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、熊本市、熊本公共職業安定所、熊本市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏名 印

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約書の写しを添付して、この通知書を熊本市又は自立相談支援機関に提出してください。

(参考)

暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

※ 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。

様式第 4 号（第 2 条第 3 項関係）

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

年 月 日

熊本市長（宛）

フリガナ
氏名

印

電話番号

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

総合支援資金（住宅入居費）（熊本市社会福祉協議会による貸付け）を利用した場合

初期費用の貸付実行日 （資金振込日）	年 月 日
-----------------------	-------

(注意事項)

- この報告書は、住宅に入居した日から 7 日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った熊本市又は自立相談支援機関に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください（郵送可）。
- 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない、又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は、必ず事前に熊本市又は自立相談支援機関に相談してください。

様式第 5 号（第 3 条関係）

常用就職届

私は、求職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は 6 か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給が中止されることについて了解します。

年 月 日

熊本市長（宛）

フリガナ
氏名

印

住所

生年月日

電話番号

就職先

フリガナ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	年 月 日
支給期間	年 月（ 年 月家賃相当分）から 年 月（ 年 月家賃相当分）まで
支給額	月額 円

添付書類

- ・収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

様式第 6 号 (第 4 条関係)

住居確保給付金支給変更申請書

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、支給の変更を申請します。

年 月 日

熊本市長 (宛)

フリガナ
氏名

印

住所

生年月日

電話番号

変更理由

変更理由	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃が別添の契約書のとおり変更となったため。 ・貸主の責めによる転居のため。 <p>(現在居住している賃貸住宅は○月○日に退去します。)</p>
------	---

添付書類

- 1 家賃変更の場合
 - ・変更契約書等家賃の変更を証する書類

- 2 収入減少の場合 (賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方)
 - ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

- 3 転居した場合
 - ・貸主の責め又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・入居住宅に関する状況通知書 (様式第 3 号)
 - ・転居先の賃貸借契約書等の写し

様式第 7 号 (第 5 条関係)

(表面)

生活困窮者住居確保給付金支給申請書 (期間 (再) 延長)

フリガナ			
①氏名			
②生年月日	昭和・平成	年	月 日 満 () 歳
③電話番号		④性別	男・女

⑤期間 (再) 延長が必要な理由

申立事項

⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入 (月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入 (月額) が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近 3 か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の (再) 延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付けを行うために必要となる範囲で、熊本市、熊本公共職業安定所、熊本市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

熊本市長 (宛)

記名押印又は署名

申請者氏名

印

(裏面)

(注意事項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第 15 条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第 16 条に基づき、熊本市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第 16 条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 生活困窮者自立支援法施行規則（以下「省令」という。）第 14 条に基づく就労支援に関する熊本市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 省令第 17 条に基づき、本給付金は、賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

(添付書類)

- 1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入の金額が確認できる書類

様式第 8 号（第 6 条関係）

住居確保給付金支給停止届

私は、下記のとおり公共職業安定所より職業訓練受講給付金事前審査通知書（該当）の交付を受け、職業訓練受講給付金を受給する予定ですので、届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が停止されることについて了解します。

年 月 日

熊本市長（宛）

フリガナ
氏名

印

住所

生年月日

電話番号

職業訓練受講給付金手続状況

事前審査通知書（該当） 交付年月日	年 月 日
申請番号	
訓練開始（予定）日	年 月 日
訓練修了（予定）日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から（ 年 月家賃相当分から）
支給額	月額 円

添付書類

- ・ 職業訓練受講給付金事前審査通知書（該当）の写し
- ・ 選考結果通知書の写し

様式第 9 号（第 7 条関係）

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり職業訓練受講給付金の受給が終了することになりましたので、
届け出ます。

住居確保給付金の支給再開を希望します。

年 月 日

熊本市長（宛）

フリガナ
氏名

印

住所

生年月日

電話番号

職業訓練受講給付金受給状況

申請番号	
最初に支給を受けた支給単 位期間の初日	年 月 日
最後に支給申請を行う支給 単位期間の末日	年 月 日

（添付書類）

- ・届出時に居住している住宅の契約書の写し
- ・職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から送付を受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」

様式第 10 号 (第 9 条関係)

誓約書

年 月 日

熊本市長 (宛)

主たる事業
所の所在地

申請者 名称

代表者の職・氏名 印

年 月 日付けで行った生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること (生活困窮者自立支援法施行規則 (平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「省令」という。) 第 21 条第 1 号ハ関係)。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること (省令第 21 条第 1 号ニ関係)。
- 4 省令第 21 条第 1 号ホ(1)から(9)までのいずれにも該当しない者であること。

- (参考) 生活困窮者自立支援法施行規則 (平成 27 年厚生労働省令第 16 号) 第 21 条第 1 号ホ
- (1) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - (2) 法第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (以下この号において「暴力団員等」という。) がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - (4) 破壊活動防止法 (昭和 27 年法律第 240 号) 第 5 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
 - (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - (7) 破産者で復権を得ない者
 - (8) 役員のうち(1)から(7)までのいずれかに該当する者がある者
 - (9) (1)から(8)までに掲げる者のほか、その行った生活困窮者就労訓練事業 (過去 5 年以内に行ったものに限る。) に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により生活困窮者就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、省令第 21 条第 2 号イ及びロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。
- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること（省令第 21 条第 3 号関係）。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（省令第 21 条第 4 号関係）。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の実施に関するガイドライン」を遵守すること。

様式第 11 号（第 10 条関係）

認定生活困窮者就労訓練事業変更（事後）届

年 月 日

熊本市長（宛）

主たる事業
所の所在地

届出者 名称

代表者の職・氏名

印

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更があったので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の 名称及び所在地	
変更年月日	年 月 日

認定生活困窮者 就労訓練事業を 行う者の名称、 主たる事務所の 所在地、連絡先 及び代表者の氏 名（省令第 22 条第 1 号）	
認定生活困窮者 就労訓練事業の 利用定員の数 （省令第 22 条 第 3 号）	
認定生活困窮者 就労訓練事業の 内容（省令第 22 条第 4 号）	
就労等の支援に 関する措置に係 る責任者の氏名 （省令第 22 条 第 5 号）	

※変更事項について、該当する項目の左欄に○を記入し、変更内容を記載する。

様式第 1 2 号 (第 1 0 条関係)

認定生活困窮者就労訓練事業変更 (事前) 届

年 月 日

熊本市長 (宛)

主たる事業
所の所在地

届出者 名称

代表者の職・氏名 印

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更をするので、生活困窮者自立支援法施行規則 (平成 2 7 年厚生労働省令第 1 6 号) 第 2 2 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の 名称及び所在地	
変更予定年月日	年 月 日

認定生活困窮者就労 訓練事業が行われる 事業所の名称、所在 地、連絡先及び責任者 の氏名 (省令第 2 2 条 第 2 号) に関する変更 内容	
--	--

様式第 1 3 号 (第 1 1 条関係)

認定生活困窮者就労訓練事業廃止届

年 月 日

熊本市長 (宛)

主たる事業
所の所在地

届出者 名称

代表者の職・氏名 印

認定生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 23 条の規定に基づき、届け出ます。

廃止に係る事業所の 名称及び所在地	
廃止年月日	年 月 日

規 則 第 4 7 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本市開発許可の基準等に関する条例第 5 条に規定する土地の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市開発許可の基準等に関する条例第 5 条に規定する土地の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則

熊本市開発許可の基準等に関する条例第 5 条に規定する土地の区域の指定に関する規則（平成 2 2 年規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「第 1 3 条第 1 項」を「第 2 0 条第 1 項」に、同条第 1 1 号中「第 1 4 条第 1 項」を「第 2 1 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 48 号

平成 27 年 3 月 31 日

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

保健衛生事務に関する権限委任規則（平成 11 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ナを削り、同号ト中「規定」の次に「により読み替えて適用する法第 18 条ただし書の規定」を、「開設する」の次に「病院又は」を加え、同号トを同号ナとし、同号テを同号トとし、同号ツを同号テとし、同号チ中「変更」の次に「の命令」を加え、同号中チをツとし、コからタまでをサからチまでとし、同号ケ中「エックス線装置等」の次に「の届出」を加え、同号ケを同号コとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 法第 12 条の 2 第 1 項の規定による報告書の受付に関すること。

第 2 条第 1 号中ハをへとし、ニからノまでをノからフまでとし、その前に次のように加える。

ニ 法施行令第 1 条の規定により読み替えて適用する法第 23 条の 2 の規定による国が開設する病院又は療養病床を有する診療所の人員増員又は業務停止の申出に関すること。

ヌ 法施行令第 1 条の規定により読み替えて適用する法第 24 条第 1 項の規定による国が開設する病院、診療所又は助産所の全部若しくは一部の使用の制限若しくは停止又は修繕若しくは改築の申出に関すること。

ネ 法施行令第 1 条の規定により読み替えて適用する法第 28 条の規定による国が開設する病院、診療所又は助産所の管理者の変更の申出に関すること。

第 2 条第 1 2 号に次のように加える。

ケ 熊本市旅館業法施行条例（平成 12 年条例第 30 号）第 5 条第 1 項第 6 号ソの規定による報告の受理に関する事。

第 2 条第 13 号に次のように加える。

キ 熊本市公衆浴場基準条例（平成 24 年条例第 37 号）第 4 条第 2 項第 17 号（同条例第 5 条第 2 項又は同条第 4 項第 5 号の規定により適用される場合を含む。）の規定による報告の受理に関する事。

第 2 条第 25 号オ中「第 26 条の規定による店舗販売業の許可」を「第 24 条に規定する医薬品の販売業（店舗販売業に限る。）の許可及びその更新」に改め、同号マ中「このマ」を「このモ」に改め、(セ)を削り、(ソ)を(セ)とし、同号マを同号モとし、同号ホ中「又は店舗販売業者」を「、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者」に改め、同号ホを同号メとし、同号へ中「薬局又は店舗販売業」を「医薬品の販売業又は再生医療等製品の販売業」に、「への」を「からの」に改め、同号へを同号ムとし、同号フ中「店舗販売業」の次に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を加え、同号フを同号ミとし、同号ヒ中「店舗販売業」の次に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を加え、同号ヒを同号マとし、同号ハ中「店舗販売業」の次に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を加え、同号ハを同号ホとし、同号ノ中「店舗販売業」の次に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を加え、同号ノを同号へとし、同号ネ中「店舗販売業」の次に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を加え、同号ネを同号フとし、同号ヌ中「店舗販売業」の次に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を加え、同号中ヌをヒとし、タからニまでをトからハマまでとし、同号ソ中「又は店舗販売業」を「、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業若しくは貸与業」に改め、同号ソを同号テとし、同号セ中「又は店舗販売業」を「、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業若しくは貸与業」に改め、同号セを同号ツとし、同号ス中「又は店舗管理者」を「、店舗管理者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業若しくは貸与業の管理者」に改め、同号スを同号チとし、同号シ中「又は店舗販売業者」を「、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者」に改め、同号シを同号タとし、同号サ中「による」の次に「薬局開設者又は店舗販売業者への」を加え、同号サを同号ソとし、同号コ中「又は店舗販売業者」を「、

店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者」に改め、同号コを同号セとし、同号ケ中「又は店舗販売業」を「、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業若しくは貸与業」に改め、同号ケを同号スとし、同号ク中「又は店舗販売業者」を「、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者」に改め、同号クを同号シとし、同号キの次に次のように加える。

ク 法第 39 条に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可及びその更新に関する事。

ケ 法第 39 条の 3 第 1 項の規定による管理医療機器の販売業又は貸与業の届出の受理に関する事。

コ 法第 40 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の休廃止等の届出の受理に関する事。

サ 法第 40 条第 2 項の規定による管理医療機器の販売業又は貸与業の休廃止等の届出の受理に関する事。

第 2 条中第 31 号を第 32 号とし、第 30 号を第 31 号とし、第 29 号を第 30 号とし、第 28 号の次に次のように加える。

(29) 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）関係

ア 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定による指示に関する事。

イ 法第 6 条第 5 項の規定による措置の命令に関する事。

ウ 法第 6 条第 8 項の規定による食品の回収その他必要な措置及び業務停止の命令に関する事。

エ 法第 7 条の規定による公表に関する事。

オ 法第 8 条第 1 項の規定による報告の徴収、物件の提出、立入検査、質問及び収去に関する事。

カ 法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による申出の受付に関する事。

キ 法第 12 条第 3 項の規定による調査に関する事。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 49 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則を
公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規
則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市が設置する幼稚園において特定教育・保育（子ども・子育て
支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をい
う。以下同じ。）を受けた場合に幼児の保護者が負担する費用の額（以下「利用者負
担額」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第 2 条 熊本市立幼稚園条例（昭和 39 年条例第 39 号。以下「条例」という。）第 4
条第 1 項の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(利用者負担額の特例)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、月の途中において特定教育・保育を受け始めたこと
その他市長が定める事由のあった月における利用者負担額は、市長が別に定めると
ころにより日割りにより計算する。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定め
る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 21 年 4 月 2 日から平成 23 年 4 月 1 日までに生まれた幼児に係る利用者負担額については、第 2 条及び別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

支給認定保護者の区分		利用者負担額
区分	定義	(月額)
第 1 階層	特定教育・保育のあった月において被保護者である支給認定保護者	0 円
第 2 階層	第 1 階層を除き、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者	3,000 円
第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層以外の支給認定保護者	6,300 円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 支給認定保護者 子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。
 - (2) 被保護者 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。
 - (3) 市町村民税の所得割を課されない者 市町村民税の所得割（特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が 4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割をいい、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。
 - (4) 養育里親等 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第 6 条の 4 第 2 項に

規定する養育里親又は同法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。

- 2 この表の利用者負担額の欄に掲げる額が特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額を超える場合は、当該算定した額を利用者負担額とする。
- 3 支給認定保護者の区分が第 2 階層に属する場合であって、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において次に掲げる者であるときにおける利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0 円とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（支給認定保護者に限る。）
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）
 - (3) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
 - (6) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者（在宅障害児に限る。）
 - (7) 市長が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 4 負担額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第 43 条の 2 に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に

通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援若しくは同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第 1 学年から第 3 学年までに在学する子ども（以下「小学校第 3 学年修了前子ども」という。）をいう。以下同じ。）が同一世帯に 2 人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子ども（子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関してこの表の規定により算定される額に 100 分の 50 を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第 3 学年修了前子どもが 1 人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。）である教育認定子ども（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。以下同じ。）

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第 3 学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。）である満 3 歳以上保育認定子ども（子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。以下同じ。）

ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0円

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

3 平成23年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた幼児に係る利用者負担額については、第2条及び別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

支給認定保護者の区分		利用者負担額（月額）		
区分	定義	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第1階層	特定教育・保育のあった月において被保護者である支給認定保護者	0円	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者	3,000円	3,000円	3,000円
第3階層	第1階層及び第	6,300円	6,700円	7,100円
第4階層	2階層を除き、			
第5階層	割合算額の区分			
第6階層	当する場合にお			
		24,300円未満	7,300円	8,300円
		24,300円以上	8,200円	10,100円
		48,600円未満		
		48,600円以上	9,600円	12,900円
		65,000円未満		
		65,000円以上		
		77,101円未満		

第 7 階層	定保護者	77,101 円以上		11,100 円	15,900 円
		211,201 円未満			
第 8 階層		211,201 円以上		12,800 円	19,300 円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 支給認定保護者 子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。
 - (2) 被保護者 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。
 - (3) 市町村民税の所得割を課されない者 市町村民税の所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。
 - (4) 養育里親等 児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親又は同法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。
 - (5) 市町村民税所得割合算額 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての市町村民税の所得割の額（地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項、附則第 5 条の 5 第 2 項及び附則第 45 条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。
- 2 この表の利用者負担額の欄に掲げる額が特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額を超える場合は、当該算定した額を利用者負担額とする。
- 3 支給認定保護者の区分が第 2 階層に属する場合であって、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において次に掲げる者であるときにおける利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0 円とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（支給認定保護者に限る。）
 - (2) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
 - (3) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
 - (6) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者（在宅障害児に限る。）
 - (7) 市長が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 4 負担額算定基準子どもが同一世帯に 2 人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関してこの表の規定により算定される額に 100 分の 50 を乗じて得た額
 - ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第 3 学年修了前子どもが 1 人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども
 - イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第 3 学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである満 3 歳以上保育認定子ども
 - ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども
 - (2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0 円
 - ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第 3 学年修

了前子どもが 2 人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学
前子どもである教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第 3 学年修
了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである
教育認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び
負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

（条例附則第 3 項の規則で定める額）

- 4 第 2 条及び別表並びに前 2 項の規定は、条例附則第 3 項の規則で定める額につ
いて準用する。

別表（第 2 条関係）

支給認定保護者の区分		利用者負担額	
区分	定義	(月額)	
第 1 階層	特定教育・保育のあった月において被保護者である支給認定保護者	0 円	
第 2 階層	第 1 階層を除き、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者	3,000 円	
第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層を除き、市町村民税所得割合算額の区分が次の区分に該当する場合における当該支給認定保護者	24,300 円未満	7,400 円
第 4 階層		24,300 円以上 48,600 円未満	9,300 円
第 5 階層		48,600 円以上 65,000 円未満	11,800 円
第 6 階層		65,000 円以上 77,101 円未満	16,100 円
第 7 階層		77,101 円以上 211,201 円未満	20,500 円
第 8 階層		211,201 円以上	25,700 円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 支給認定保護者 子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。
 - (2) 被保護者 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。
 - (3) 市町村民税の所得割を課されない者 市町村民税の所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。

- (4) 養育里親等 児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親又は同法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。
 - (5) 市町村民税所得割合算額 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての市町村民税の所得割の額を合算した額をいう。
- 2 この表の利用者負担額の欄に掲げる額が特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額を超える場合は、当該算定した額を利用者負担額とする。
 - 3 支給認定保護者の区分が第 2 階層又は第 6 階層に属する場合であって、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において次に掲げる者であるときにおける利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、第 2 階層に属するものについては 0 円とし、第 6 階層に属するものについては 15, 100 円とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（支給認定保護者に限る。）
 - (2) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
 - (3) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
 - (6) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者（在宅障害児に限る。）
 - (7) 市長が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
 - 4 負担額算定基準子どもが同一世帯に 2 人以上いる場合の支給認定保護者に

係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関してこの表の規定により算定される額に 100 分の 50 を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第 3 学年修了前子どもが 1 人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第 3 学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである満 3 歳以上保育認定子ども

ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0 円

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第 3 学年修了前子どもが 2 人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第 3 学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

規 則 第 50 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）等の規定に基づき、支給認定子どもが特定教育・保育等（法第 59 条第 3 号に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。）を受けた場合に支給認定保護者が負担する費用の額（以下「利用者負担額」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第 3 条 特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）及び特例保育（教育認定子ども（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に係る利用者負担額として、法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項第 1 号、第 29 条第 3 項第 2 号並びに第 30 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに熊本市保育園条例（昭和 39 年条例第 20 号）第 6 条の規定に基づき本市が定める額は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育及び特例保育（教育認定子どもに係るものに限る。）に係る利用者負担額として、法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 30 条第 2 項第 2 号及び第 4 号並びに附則第 9 条第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ(1)及びロ(1)並びに第 3 号イ(1)及びロ(1)の規定に基づき本市が定める額は、別表第 2 に定めるとおり

とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、本市が設置する幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額については、熊本市立幼稚園条例（昭和 39 年条例第 39 号）第 4 条第 1 項に定めるところによる。

（利用者負担額の特例）

- 第 4 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他市長が定める事由のあった月における利用者負担額は、市長が別に定めるところにより日割りにより計算する。

（利用者負担額の減免）

- 第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 支給認定保護者が死亡したとき。
- (2) 支給認定保護者が失業、疾病又は災害等により前年度より著しく所得が減少し、利用者負担額の負担が困難であると認めるとき。
- (3) 支給認定保護者が、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母又は父となった者であって現に婚姻をしていないものに該当するとき。
- (4) 特定教育・保育等の提供が停止された場合であって、市長が特に必要と認めるとき。

（法附則第 6 条第 4 項により徴収される費用の額）

- 第 6 条 第 3 条第 1 項、前 2 条及び別表第 1 の規定は、法附則第 6 条第 4 項の規定に基づき市長が徴収する費用の額について準用する。この場合において、第 5 条及び別表第 1 中「支給認定保護者」とあるのは、「支給認定保護者（扶養義務者から徴収する場合にあつては、扶養義務者）」と読み替えるものとする。

（雑則）

- 第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市保育所における保育等に関する規則の廃止)

2 熊本市保育所における保育等に関する規則（昭和 62 年規則第 23 号）は、廃止する。

別表第 1 (第 3 条第 1 項関係)

支給認定保護者の区分		利用者負担額 (月額)				
区分	定義	3号認定		2号認定		
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	
第 1 階層	特定教育・保育等のあった月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者	0 円	0 円	0 円	0 円	
第 2 階層	第 1 階層を除き、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合における当該支給認定保護者	4,000 円	4,000 円	3,000 円	3,000 円	
第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層	24,300 円未満	10,000 円	9,900 円	7,500 円	7,400 円
第 4 階層	を除き、市町村民税所得	24,300 円以上 48,600 円未満	12,000 円	11,800 円	9,500 円	9,300 円
第 5 階層	割合算額の	48,600 円以上 65,000 円未満	16,000 円	15,700 円	12,000 円	11,800 円
第 6 階層	区分が次の	65,000 円以上 81,000 円未満	22,500 円	22,100 円	20,000 円	19,700 円
第 7 階層	区分に該当	81,000 円以上 97,000 円未満	27,500 円	27,100 円	24,500 円	24,100 円
第 8 階層	における当該	97,000 円以上 121,000 円未満	33,000 円	32,500 円	28,000 円	27,500 円
第 9 階層	支給認定保	121,000 円以上 145,000 円未満	34,500 円	34,000 円	28,500 円	28,000 円
第 10 階層	護者	145,000 円以上 169,000 円未満	38,000 円	37,400 円	29,000 円	28,500 円
第 11 階層		169,000 円以上 213,000 円未満	45,000 円	44,300 円	29,500 円	29,000 円
第 12 階層		213,000 円以上 257,000 円未満	47,000 円	46,200 円	30,500 円	30,000 円
第 13 階層		257,000 円以上 301,000 円未満	50,000 円	49,200 円	31,000 円	30,500 円
第 14 階層		301,000 円以上 349,000 円未満	53,000 円	52,200 円	32,000 円	31,400 円
第 15 階層		349,000 円以上 397,000 円未満	55,000 円	54,100 円	32,500 円	31,900 円

第16 階層		397,000 円以上	58,000 円	57,000 円	33,000 円	32,400 円
-----------	--	-------------	----------	----------	----------	----------

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 2号認定 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「満3歳以上保育認定子ども」という。）のうち満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものをいう。

(2) 3号認定 満3歳以上保育認定子どものうち満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの及び満3歳未満保育認定子どもをいう。

(3) 保育短時間 短時間認定保護者（法第20条第3項に規定する保育必要量が少ない者として内閣府令で定める支給認定保護者をいう。以下同じ。）に係る特定教育・保育等をいう。

(4) 保育標準時間 短時間認定保護者以外の支給認定保護者に係る特定教育・保育等をいう。

(5) 被保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。

(6) 里親 児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条の4第1項に規定する里親をいう。

(7) 市町村民税を課されない者 特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。

(8) 市町村民税所得割合算額 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての市町村民税の所得割（特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月まで

の場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割をいい、同法第 328 条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項、附則第 5 条の 5 第 2 項及び附則第 45 条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額をいう。

- 2 この表の利用者負担額の欄に掲げる額が特定教育・保育等に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額を超える場合は、当該算定した額を利用者負担額とする。
- 3 支給認定保護者の区分が第 2 階層に属する場合であつて、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあつた月において次に掲げる者であるときにおける利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0 円とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(支給認定保護者に限る。)
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 19 条第 3 項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの(以下「在宅障害児」という。)に限る。)
 - (3) 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)
 - (6) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者(在宅障害児に限る。)

(7) 市長が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

4 子ども（法第 6 条第 1 項に規定する「子ども」をいう。）が同一世帯に 3 人以上いる場合の支給認定保護者に係る第 3 子以降の支給認定子ども（3 歳未満の者に限る。）に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0 円とする。

5 負担額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第 4 3 条の 2 に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援若しくは同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第 1 学年から第 3 学年までに在学する子ども（以下「小学校第 3 学年修了前子ども」という。）をいう。以下同じ。）が同一世帯に 2 人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関してこの表の規定により算定される額に 100 分の 50 を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第 3 学年修了前子どもが 1 人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。）である教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第 3 学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。）である満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども

ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0円

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

別表第 2 (第 3 条第 2 項関係)

支給認定保護者の区分		利用者負担額	
区分	定義	(月額)	
第 1 階層	特定教育・保育等のあった月において被保護者である 支給認定保護者	0 円	
第 2 階層	第 1 階層を除き、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者	3,000 円	
第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層を除き、市 町村民税所得割合算額の区分が次の区分に該当する場合における当該支給認定保護者	24,300 円未満	7,400 円
第 4 階層		24,300 円以上 48,600 円未満	9,300 円
第 5 階層		48,600 円以上 65,000 円未満	11,800 円
第 6 階層		65,000 円以上 77,101 円未満	16,100 円
第 7 階層		77,101 円以上 211,201 円未満	20,500 円
第 8 階層		211,201 円以上	25,700 円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。
- (2) 市町村民税の所得割を課されない者 市町村民税の所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。
- (3) 養育里親等 児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童

養育事業を行う者、同法第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親又は同法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。

(4) 市町村民税所得割合算額 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての市町村民税の所得割の額を合算した額をいう。

2 この表の利用者負担額の欄に掲げる額が特定教育・保育等に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額を超える場合は、当該算定した額を利用者負担額とする。

3 特別利用教育に係る利用者負担額を算定する場合におけるこの表の規定の適用については、この表中「被保護者である支給認定保護者」とあるのは「被保護者である支給認定保護者又は里親（児童福祉法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親をいう。）である支給認定保護者」と、「当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者」とあるのは「当該支給認定保護者」とする。

4 支給認定保護者の区分が第 2 階層又は第 6 階層に属する場合であって、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において次に掲げる者であるときにおける利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、第 2 階層に属するものについては 0 円とし、第 6 階層に属するものについては 15,100 円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（支給認定保護者に限る。）

(2) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）

(3) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）

(6) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者（在宅障害児に

限る。)

(7) 市長が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

5 負担額算定基準子どもが同一世帯に 2 人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関してこの表の規定により算定される額に 100 分の 50 を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第 3 学年修了前子どもが 1 人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第 3 学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである満 3 歳以上保育認定子ども

ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0 円

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第 3 学年修了前子どもが 2 人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第 3 学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

規 則 第 51 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市税条例施行規則（昭和 43 年規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 に次の 1 号を加える。

- (4) 独立行政法人国立病院機構に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金であつて、独立行政法人国立病院機構熊本医療センター、独立行政法人国立病院機構熊本南病院、独立行政法人国立病院機構菊池病院及び独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院に対するものに限る。）

第 11 条第 1 項第 2 号の表アの項中「第 98 条」を「第 99 条」に改め、同表イの項中「第 9 条第 1 項に規定する一般旅客自動車運送事業者で同法第 3 条第 1 号ロに掲げる事業を行う者」を「第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者」に改め、同表オの項中「中小企業振興事業団法」を「旧中小企業振興事業団法」に改め、「おいて」の次に「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 57 号）第 9 条の規定による廃止前の」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第 3 条の 3 第 4 号の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

規 則 第 52 号

平成 27 年 3 月 31 日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 6 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表様式第 23 号の項名称の欄中「過誤納金還付請求書」を「過誤納金還付請求書兼口座振込依頼書」に改め、同表様式第 30 号の項根拠条文の欄中「、第 484 条、第 609 条、第 610 条、第 701 条の 12、第 701 条の 13、第 701 条の 61 及び第 701 条の 62」を「及び第 484 条」に改め、同表様式第 34 号の項根拠条文の欄中「第 33 条」の次に「(第 1 項第 4 号を除く。)」を、「第 4 条」の次に「(第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号を除く。)」を加え、同表様式第 45 号の項根拠条文の欄中「及び条例規則第 4 条第 3 号」を「並びに条例規則第 4 条第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号」に改め、同表様式第 52 号の項名称の欄中「固定資産税（都市計画税）
減免
異議 申請書」を「固定資産税・都市計画税異議（減免）申請書兼伺」に改め、同表様式第 83 号の項名称の欄中「事業所税に係る更正の請求書」を「事業所税更正請求書」に改め、同表様式第 84 号の 2 の項を削る。

様式第 26 号を次のように改める。

様式第 26 号

納税証明請求書

熊本市長 (宛)

年 月 日

下記のとおり請求します。

どなたの証明が必要ですか	住 所 (所在地)	電話番号 ()
	フリガナ	
	氏 名 (法人名)	印
	生年月日	年 月 日

窓口に来られた方 (代理人)	住 所	電話番号 ()
	フリガナ	
	氏 名	印 経 緯
	生年月日	年 月 日

使用目的	[この証明書は何に使われますか。]
1 融資 2 指名願 3 保証人 4 その他 ()	

提出先	
※代理人 (証明が必要な方と同一の世帯に属することが住民票で確認できる親族の方を除く。) が請求される場合は、委任状が必要です。	
※法人の場合は、法人代表者印を押印していただくか、法人代表者印を押印した委任状が必要です。	
※最近納付された場合は、領収証をご提示ください。	

必要な税目の番号を○でかこみ、必要な年度に通数を記入してください。
 法人市民税については、事業年度を記入してください。
 下記以外の証明が必要な方は、窓口へお申出ください。

税 目	年度 (事業年度)		必要通数
	年度	年度	
1 個人市県民税	年度	年度	通
	年度	年度	通
	年度	年度	通
	年度	年度	通
2 固定資産税 都市計画税	年度	年度	通
	年度	年度	通
	年度	年度	通
	年度	年度	通
3 法人市民税	年 月 日から	年 月 日まで	通
	年 月 日から	年 月 日まで	通
	年 月 日から	年 月 日まで	通
	年 月 日から	年 月 日まで	通
	年 月 日から	年 月 日まで	通
	年 月 日から	年 月 日まで	通
4			通

件数	手数料	無料
件		円
確認欄	免 保 保 外 障 旅 住	受 付 発 行 照 合
	(電・郵便・その他)	

様式第 3 5 号を次のように改める。

市県民税 (所得・課税) 証明交付申請書

様式第 3 5 号
熊本市長 (宛)
下記とおり申請します。

※代理人 (証明が必要な方と同一の世帯に属すること
が住民票で確認できる親族の方を除く。) が申請され
る場合は、委任状が必要です。

住所	電話番号 ()	年 月 日	続柄	年 月 日
窓口に来られた方 (代理人)	フリガナ	生 年 月 日	印	年 月 日
フリガナ	フリガナ	生 年 月 日	印	年 月 日
氏名	氏名	生 年 月 日	氏名	生 年 月 日

どなたの証明が必要ですか、

整理 欄	使 用 目 的 (該当する□にレを付けてください。)	氏 名	続 柄	生 年 月 日
1	<input type="checkbox"/> 熊本市立小中学校就学援助費申請、幼稚園就園奨励費補助金申請 <input type="checkbox"/> 厚生・国民年金受給 <input type="checkbox"/> 熊本市の検診			. .
2	<input type="checkbox"/> 国民年金課提出 (国民年金免除申請など) <input type="checkbox"/> 特別支援学級・学校の就学奨励費申請 <input type="checkbox"/> 共済年金関係 <input type="checkbox"/> 奨学金受給申請 <input type="checkbox"/> ビザ申請、大使館・入国管理局提出 <input type="checkbox"/> 金融機関提出 (住宅金融支援機構など) <input type="checkbox"/> 保証人			. .
3	<input type="checkbox"/> 熊本市営・熊本県営住宅の申込み、現況居等 勤務先提出 (扶養認定・健康保険など) <input type="checkbox"/> 社会保険の任意継続手続き <input type="checkbox"/> 特定医療費 (指定難病) 支給認定申請、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請 <input type="checkbox"/> 保育園入園申込み <input type="checkbox"/> 児童手当等申請 <input type="checkbox"/> 裁判所提出 <input type="checkbox"/> 他市町村提出 <input type="checkbox"/> 職業訓練受講 (ハローワーク)			. .
4	<input type="checkbox"/> 高額療養費制度 (限度額適用認定証) <input type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金申請 <input type="checkbox"/> 肝炎治療受給者証交付申請、未熟児養育医療給付申請 <input type="checkbox"/> その他 ()			. .

証明が必要な方と同一の世帯
で、他に証明が必要な方

必要年度の 通数	年 1 月 ~ 1 2 月 の 所 得 ()	年 度 課 税	年 1 月 ~ 1 2 月 の 所 得 ()	年 度 課 税	年 1 月 ~ 1 2 月 の 所 得 ()	年 度 課 税	年 1 月 ~ 1 2 月 の 所 得 ()	年 度 課 税	年 1 月 ~ 1 2 月 の 所 得 ()	年 度 課 税

通数	通	手数料	無料
			円

確 認 欄	免 保 さ 外 障 旅 住	受 付	発 行	照 合
	(電・聴聞・その他)			

※証明の内容はその年度の 1 月 1 日の住所・氏名で表示されています。

※本様式のみ記入してください。

様式第 58 号を次のように改める。

様式第 58 号

固定資産課税台帳等記載事項証明兼閲覧申請書

熊本市長 (宛)

下記のとおり申請します。
※大枠の中のみ記入してください。
※該当する欄の番号に○を付けてください。

窓口に来られた方 (代理人)		住所	電話番号	続柄	年 月 日
氏名	氏名	電話番号	氏名 (法人名)	印	年 月 日

どなたの証明が必要ですか	住所 (所在地)	電話番号	フリガナ 氏名 (法人名)	生年月日
※納税義務者以外の方が申請される場合は、次の事項をご記入ください(戸籍や登録簿等が必要な場合があります。)	住所	電話番号	氏名 生年月日	印

証明	区分	1 資産証明 2 評価証明 3 公課証明 4 無資産証明	必要年度	年度
	提出先等	1 金融機関 2 法務局 3 裁判所 4 税務署 5 資産確認 6 その他 ()	必要通数	通
	請求物件	1 土地・家屋の全部 2 土地・家屋の一部 (下段に証明の必要物件を記入してください) 3 借入金		件

閲覧	区分	1 名簿帳 2 土地課税台帳 3 家屋課税台帳 4 字図		
請求物件	区名	町名	地番・家屋番号	区名
	土地・家屋		土地・家屋	町名
	土地・家屋		土地・家屋	地番・家屋番号
	土地・家屋		土地・家屋	町名
	土地・家屋		土地・家屋	地番・家屋番号

免保	免	保	外	障	旅	住	その他
額	額	額	額	額	額	額	額
証明	証	明	証	明	証	明	証
額	額	額	額	額	額	額	額
額	額	額	額	額	額	額	額
合計							
円	円	円	円	円	円	円	円
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
通知番号							
発行							
照合							

- 1 窓口に来られた方の本人確認書類 (運転免許証・保険証等) をご提示ください。
- 2 代理人 (証明が必要な方と同一の世帯に属することが住民票で確認できる親族の方を除く。) が申請される場合は、委任状が必要です。
- 3 法人の場合は、この申請書に法人代表者印を押し印してください。法人代表者印を押し印した委任状が必要です。
- 4 相続人が申請される場合は、相続人であることを確認できる戸籍が必要な場合があります。
- 5 該年度の 1 月 1 日以降に物件を取得された方、課税物の価格算定に必要な方、賃貸契約を結んでいる方は、そのことが確認できる資料を添付してください。

〔備考〕用紙の大きさは、日本工業規格 M とする。

様式第 8 3 号を次のように改める。

様式第83号



事業所税更正請求書

年 月 日

熊本市長 (宛)

納税者番号

請 求 者	住 所 又 は 所 在 地	電話番号 ()		
	氏 名 又 は 名 称	印	法人の代表者 氏 名	印

地方税法第20条の9の3の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる 事業年度又は課税期間		年 月 日から	年 月 日まで	
更正の請求をする理由及び 請求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項				
区 分		更正の請求前	更正の請求後	
資 産 割	事 業 所 積	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	m ²	m ²
	事 業 所 積	算定期間の中途に新設又は廃止された事業所床面積 ②	m ²	m ²
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積 ③	m ²	m ²
		②に係る非課税床面積 ④	m ²	m ²
	控除事業所 床 面 積	①に係る控除床面積 ⑤	m ²	m ²
		②に係る控除床面積 ⑥	m ²	m ²
	課 税 標 準 と な る 事 業 所 床 面 積	①に係る課税標準となる床面積 $[(①-③-⑤) \times \frac{\quad}{12}]$ ⑦	m ²	m ²
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧	m ²	m ²
		課税標準となる床面積合計(⑦+⑧) ⑨	m ²	m ²
	資 産 割 額 (⑨×600円) ⑩		円	円
従 業 者 割	従業者給与総額 ⑪	円	円	
	非課税に係る従業者給与総額 ⑫	円	円	
	控除従業者給与総額 ⑬	円	円	
	課税標準となる従業者給与総額(⑪-⑫-⑬) ⑭	円	円	
	従業者割額(⑭× $\frac{0.25}{100}$) ⑮	円	円	
事 業 所 税 額 (⑩+⑮) ⑯		円	円	
この請求により還付を受けようとする税額 (⑯-⑰)			円	

※ 更正後の内容を記載した地方税法施行規則第44号様式別表一から四までのほか、事実を証する書類・図面等の資料を添付してください。

〔備考〕 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 8 4 号を次のように改める。

様式第84号

事業所税 更正・決定 通知書

第 号
年 月 日

住所又は
所在地 _____
氏名又は
名 称 _____
納税者番号 _____

熊本市長

印

地方税法第701条の58の規定により、次のとおり更正・決定しましたので通知します。

更正の対象となる 事業年度又は課税期間	年 月 日から 年 月 日まで	法定納期限	年 月 日	
更正・決定の理由		更正請求日	年 月 日	
区 分		更正前	更正・決定後	
資 産 割	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	m	m
		算定期間の中途に新設又は廃止された事業所床面積 ②	m	m
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積 ③	m	m
		②に係る非課税床面積 ④	m	m
	控除事業所 床面積	①に係る控除床面積 ⑤	m	m
		②に係る控除床面積 ⑥	m	m
	課税標準と なる事業所 床面積	①に係る課税標準となる床面積 $[(①-③-⑤) \times \frac{1}{12}]$ ⑦	m	m
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧	m	m
		課税標準となる床面積合計(⑦+⑧) ⑨	m	m
	資産割額 (⑨×600円) ⑩	円	円	
従 業 者 割	従業者給与総額 ⑪	円	円	
	非課税に係る従業者給与総額 ⑫	円	円	
	控除従業者給与総額 ⑬	円	円	
	課税標準となる従業者給与総額(⑪-⑫-⑬) ⑭	円	円	
	従業者割額 $(⑭ \times \frac{0.25}{100})$ ⑮	円	円	
事業所税額 (⑩+⑮) ⑯	円	円		
増減差額 (⑰-⑱) ※減額の場合、△で表示 ⑲		円		
加 算 金	(加算金の内訳)	基礎となる税額	課 率	加算金額 ※100円未満切捨て
	過少申告加算金	円	/100	円
	不申告加算金	円	/100	円
	重 加 算 金	円	/100	円
加算金合計 ⑲			円	
納付額 (⑲+⑳) ※減額による還付の場合、△で表示			円	
		指定納期限	年 月 日	

1 減額による還付が発生した場合、後日還付通知書を送付します。

2 不足税額が発生した場合、上記の金額のほか、申告納付すべきであった納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金が加算される場合があります。

(教示)

様式第 8 4 号の 2 を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 様式第 2 6 号の改正規定 平成 2 7 年 5 月 1 日
 - (2) 様式第 3 5 号の改正規定 平成 2 7 年 6 月 1 日
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

規 則 第 53 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市自治推進委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自治推進委員会規則の一部を改正する規則

熊本市自治推進委員会規則（平成 22 年規則第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 37 条第 5 項」を「第 40 条第 5 項」に改める。

第 7 条中「企画振興局」を「市民局」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 54 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則（平成 4 年規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 熊本市画図地域コミュニティセンターの項中「月曜日」を「日曜日」に改め、同表に次のように加える。

熊本市杉上地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市桜木東地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市大和地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市田迎地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市桜井地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市田原地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市田底地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市山本地域コミュニティセンター	日曜日

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定中熊本市画図地域コミュニティセンターに係る部分は、同年 5 月 1 日から施行する。

訓 令

訓 令 第 1 号

平成 27 年 3 月 18 日

熊本市公印に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市公印に関する訓令（昭和 30 年訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表(1)一般公印の表中「102」を「105」に改める。

別表(2)専用公印の表廃棄物処理手数料専用市長印の項中「4」を「9」に、

「 廃棄物計画 課長	を	「 廃棄物計画 課長(4) 各区役所ま ちづくり推 進課長(各 1)	に改める。
---------------	---	---	-------

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 2 号

平成 27 年 3 月 20 日

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令（平成 24 年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中央まちづくり交流室、五福まちづくり交流室、河内まちづくり交流室、富合まちづくり交流室、城南まちづくり交流室及び植木まちづくり交流室の室長専決事項の項中第 16 号を第 17 号とし、第 15 号を第 16 号とし、第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 植木文化ホールの使用許可及びその取消しに関する事（植木まちづくり交流室長に限る。）。

附 則

この訓令は、平成 27 年 3 月 23 日から施行する。

訓 令 第 3 号

平成 27 年 3 月 25 日

熊本市職員表彰に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員表彰に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市職員表彰に関する訓令（昭和 24 年訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

- 5 平成 27 年 4 月 1 日前に山鹿植木広域行政事務組合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものの勤続年数は、その者の本市の職員以外の地方公務員としての引き続いた勤続年数を本市の職員としての勤続年数とみなし、これを通算する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 4 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市事務決裁に関する訓令及び熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令及び熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

(熊本市事務決裁に関する訓令の一部改正)

第 1 条 熊本市事務決裁に関する訓令（平成 8 年訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条局長共通専決事項の項の次に次のように加える。

市民局長専決事項

(1) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の規定に基づく特定非営利活動法人の認定及び仮認定申請に係る処分に関すること。

第 8 条都市建設局長専決事項の項第 25 号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同項第 28 号中「危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの勧告」を「買受計画の認定」に改め、同項第 29 号中「賃借人居住安定計画の認定、変更、地位の承継及び取消し並びに認定賃貸人等に対する改善命令」を「マンション敷地売却組合の設立及び解散の認可」に改め、同項第 30 号中「転出区分所有者居住安定計画の認定、変更、地位の承継及び取消し並びに認定建替実施者に対する改善命令」を「分配金取得計画の認可」に改める。

第 9 条中東京事務所長専決事項の項を削り、同条健康福祉子ども局次長専決事項の項中第 28 号を第 29 号とし、第 16 号から第 27 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

(16) 食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 27 年

政令第 68 号) 第 7 条第 3 項の規定に基づく報告に關すること。

第 9 条農水商工局次長専決事項の項第 4 号中及び第 5 号中「こと」の次に「(漁港に限る。)」を加え、同条熊本駅周辺整備事務所長専決事項の項を次のように改める。

東京事務所長専決事項

- (1) 東京事務所長の旅行命令に關すること。
- (2) 東京事務所長の交際費の支出に關すること。

第 10 条広報課長専決事項の項を削り、同条中央税務課、東税務課、西税務課、南税務課及び北税務課の課長専決事項の項の次に次のように加える。

広報課長専決事項

- (1) 市政だよりの発行に關すること。
- (2) マスメディア及び熊本市ホームページに關すること。
- (3) 報道機関に対する資料の提供に關すること。

市民協働課長専決事項

- (1) 特定非営利活動促進法の規定に基づく特定非営利活動法人の認証申請に係る処分に關すること。

第 10 条保護管理援護課長専決事項の項中第 1 号を削り、同項第 2 号中「中国残留邦人等に対する支援給付」を「支援給付及び配偶者支援金」に改め、同号を同項第 1 号とし、同条障がい保健福祉課長専決事項の項第 16 号中「特別児童扶養手当の支給に關する法律」を「特別児童扶養手当等の支給に關する法律」に改め、動物愛護センター所長専決事項の項第 21 号から第 27 号まで中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に關する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に關する法律」に改め、同条子ども支援課長専決事項の項第 4 号中「支払」を「給付」に改め、同項第 5 号中「支払」を「交付」に改め、同項第 10 号中「養育医療機関」を「指定養育医療機関」に改め、同条文化振興課長専決事項の項に次の 1 号を加える。

- (3) 臨時職員（発掘作業に従事する者に限る。）の任用に關すること。

第 10 条建築指導課長専決事項の項第 24 号中「エネルギーの使用の合理化に關する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に關する法律」に、「、公表、勧告及び命令」を「及び勧告」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (34) マンション建替え円滑化法の規定に基づく除却の必要性のあるマンションの認定及び要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例の許可に關す

ること。

第 10 条建築計画課長専決事項の項第 9 号中「賃借人居住安定計画に係る同意の求め及び意見聴取」を「要除却認定マンションの除却に係る指導及び助言並びに指示」に改め、同項第 10 号中「認定賃貸人等又は認定建替実施者からの報告の徴収」を「認定買受計画に係る報告の徴収及び勧告」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(11) マンション建替え円滑化法の規定に基づくマンション敷地売却事業に係る報告又は資料の提出の要求及び勧告、助言又は援助並びにマンション敷地売却事業の促進を図るための命令に関すること。

(12) マンション建替え円滑化法の規定に基づくマンション敷地売却事業に係る検査に関すること。

第 10 条住宅課長専決事項の項第 3 号中「退居者」を「退去者」に改め、同項第 4 号中「増改築」を「増築」に、「許可」を「承認」に改める。

第 11 条資産マネジメント推進室長専決事項の項を削り、人材育成センター所長専決事項の項の次に次のように加える。

資産マネジメント推進室長専決事項

- (1) 200 万円未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。
- (2) 所属職員の事務分担、サービス及び旅行命令に関すること。
- (3) 資産マネジメント推進室長のサービスに関すること。
- (4) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。

債権管理推進室長専決事項

- (1) 200 万円未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。
- (2) 所属職員の事務分担、サービス及び旅行命令に関すること。
- (3) 債権管理推進室長のサービスに関すること。
- (4) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。

第 11 条子ども・若者総合相談センター所長専決事項の項を次のように改める。

子ども・若者総合相談センター所長専決事項

- (1) 200 万円未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。
- (2) 報酬の支払に関すること。

- (3) 旅費及び費用弁償の支払に関すること。
- (4) 社会保険料の支出に関すること。
- (5) 臨時職員の賃金支払に関すること。
- (6) 所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。
- (7) 所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。
- (8) 子ども・若者総合相談センター所長の服務に関すること。
- (9) 前各号に規定する専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。
- (10) 所管に係る収入の調定、更正、取消し、納期延長、分納、後納及び定めのある基準による減免並びに徴収に関すること。
- (11) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。

第 1 1 条西原公園児童館長専決事項の項第 1 3 号中及び勤労青少年ホーム館長専決事項の項第 1 3 号中「軽易な文書の照会、回答及び報告」を「定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知」に改め、同条企業立地推進東京出張所長専決事項の項及び熊本駅西土地区画整理事業所長専決事項の項を削り、同条富合地域整備室、城南地域整備室及び植木地域整備室の室長専決事項の項を同条富合地域整備室、城南地域整備室及び植木地域整備室の室長専決事項（植木地域整備室の室長にあつては、第 1 号から第 3 号、第 9 号、第 1 0 号、第 1 2 号及び第 1 3 号に限る。）の項とする。

第 1 5 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「者」の次に「(第 4 号にあつては、教育委員会事務局の各課長に限る。)」を加え、「(同項第 4 号キ及びタからツまでに定める事項を除く。)」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次」を「前項に基づき事務を執行するに当たっては、次」に改め、「補助執行させる」を「専決させる」に改め、同項第 4 号中「、人事委員会事務局副事務局長、監査事務局副事務局長」を「、監査事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

教育委員会、監査委員、人事委員会、熊本市選挙管理委員会、各区選挙管理委員会又は農業委員会（以下「各執行機関」という。）に係る事務のうち、市長の権限に属する第 2 項各号に定める専決事項に係る事務を、当該各執行機関の事務

を補助する職員に補助執行させる。

第 15 条の 2 第 3 項中「(同号オ、セ及びソに定める事項を除く。)」を削る。

第 17 条第 1 項中「(第 10 条課長共通専決事項の項第 10 号及び第 25 号から第 28 号までに掲げる専決事項を除く。)」を削る。

「契約検査総室長」 「市長政策総室長」
別表第 1 中 危機管理防災総室長 を 契約検査総室長 に、
東京事務所長 」 危機管理防災総室長」
「熊本駅周辺整備事務所長」を 「熊本駅周辺整備事務所長」 に改める。
東京事務所長 」
別表第 2 中「東京事務所副所長」を削り、「植木中央土地区画整理事業所長」を
「植木中央土地区画整理事業所長」 に改める。
東京事務所副所長 」
別表第 3 中 「男女共生推進室」 「特別滞納対策室」
社会保障・税番号制度推進室 資産マネジメント推進室
特別滞納対策室 を 債権管理推進室
資産マネジメント推進室 」 社会保障・税番号制度推進室
男女共生推進室 」
に改め、「企業立地推進東京出張所」、「マイル推進室」及び「熊本駅西土地区画整理事業所」を削る。

別表第 4 東京事務所の項を削り、同表に次のように加える。

東京事務所		東京事務所補佐
-------	--	---------

第 2 条 熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 1 号を次のように改正する。

(1) 削除

第 15 条第 2 項第 2 号に次のように加える。

- ケ 教育長の交際費の支出に関する事。
- コ 私立学校の助成（幼稚園を除く。）に関する事。
- サ 市立高等学校及び市立総合ビジネス専門学校の授業料の減免に関する事。
- シ 就学援助費及び特別支援教育就学奨励金に関する事。

別表第 5 中「教育長」を削る。

(熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部改正)

第 3 条 熊本市消防局事務決裁に関する訓令（平成 1 1 年訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「(第 4 条第 1 1 号、第 2 2 号及び第 2 3 号に掲げる専決事項を除く。)」を削り、同条第 3 項中「(第 1 3 条第 1 0 号、第 1 8 号及び第 1 9 号に掲げる専決事項を除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 2 6 年法律第 7 6 号)附則第 2 条第 1 項の規定により在職する教育長（以下「旧教育長」という。）がある場合における旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）の翌日から施行する。

訓 令 第 5 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令（平成 24 年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「(南区役所城南総合出張所（以下「城南総合出張所」という。）の所長を含む。以下同じ。)」を削る。

第 4 条中「城南総合出張所及び」を削り、「及び城南総合出張所副所長を含み、城南総合出張所の課長を除く」を「を含む」に改め、同条福祉課長専決事項の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同欄第 20 号中「による」の次に「特別児童扶養手当、」を加え、同号を同欄第 19 号とし、同欄中第 21 号を第 20 号とし、第 22 号を第 21 号とし、第 23 号を第 22 号とし、同項の次に次のように加える。

保護課長専決事項

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく費用の支出に関する事(熊本市事務決裁に関する訓令(平成 8 年訓令第 3 号)第 9 条健康福祉子ども局次長専決事項の項第 7 号に該当することとなるものを除く。)

第 4 条保健子ども課長専決事項の項に次の 1 号を加える。

- (4) 子どものための教育・保育給付に係る支給認定及び支給認定証並びに保育料の決定に関する事。

第 4 条中東区役所託麻総合出張所、西区役所河内総合出張所、西区役所花園総合出張所、南区役所飽田総合出張所、南区役所天明総合出張所、南区役所幸田総合出張所、北区役所北部総合出張所及び北区役所清水総合出張所の所長専決事項の項を東区役所

託麻総合出張所、西区役所河内総合出張所、西区役所花園総合出張所、南区役所飽田総合出張所、南区役所天明総合出張所、南区役所幸田総合出張所、南区役所城南総合出張所、北区役所北部総合出張所及び北区役所清水総合出張所の所長専決事項の項とし、城南総合出張所副所長専決事項の項を削る。

第 6 条中央まちづくり交流室、五福まちづくり交流室、河内まちづくり交流室、富合まちづくり交流室、城南まちづくり交流室及び植木まちづくり交流室の室長専決事項の項中第 15 号を削り、第 16 号を第 15 号とし、第 17 号を第 16 号とし、同条西区役所農業振興課河内分室、南区役所農業振興課飽田天明分室及び北区役所農業振興課北部分室の室長専決事項の項中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加え、同項を西区役所農業振興課河内分室、南区役所農業振興課飽田天明分室、南区役所農業振興課城南分室及び北区役所農業振興課北部分室の室長専決事項の項とする。

- (14) 農業集落排水事業会計に係る郵便料の支出に関する事（南区役所農業振興課城南分室長に限る。）。

第 6 条中城南総合出張所総務課長専決事項の項から城南総合出張所産業振興課長専決事項の項までを削る。

第 10 条中「(平成 8 年訓令第 3 号)」を削る。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 6 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市消防表彰に関する訓令の一部を改正する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防表彰に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防表彰に関する訓令（昭和 47 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

- 3 平成 27 年 4 月 1 日前に山鹿植木広域行政事務組合の消防職員であった者で引き続き本市の消防職員となったものに係る第 5 条の規定の適用については、その者の同組合の消防職員としての引き続いた在職期間は、本市の消防職員としての勤続期間とみなす。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 7 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令（平成 2 年訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

- 5 平成 27 年 4 月 1 日前に旧山鹿植木広域行政事務組合消防吏員の被服貸与規程（平成 18 年消防長訓令第 3 号。以下「旧事務組合訓令」という。）の規定により貸与された被服等は、この訓令の相当規定により貸与されたものとみなす。
- 6 前項の規定により貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間は、旧事務組合訓令の規定による貸与期間の残存期間とする。ただし、当該残存期間の末日が平成 30 年 4 月 1 日以後であるときは、同日の前日までの期間とする。

別表第 1 救急帽の項を削り、同表中

「

水上隊用	1		水上隊員又は小型船舶操縦士（4 級を除く。）の資格を有する者を対象とする。
二輪隊用	1		二輪車担当員を対象とする。

」

を削る。

別表第 2 ベストの項中「火災調査室用」を「火災調査用」に改め、同表中

「

消防手帳	1	在任期間	
------	---	------	--

」

を

「

ワッペン	指導救命士用	1	1 年	指導救命士の任命を受けた者を対象とする。
消防手帳		1	在任期間	
儀式等用	儀礼帽	1	別に定める期間	儀式等に出席する者として、別に定めるものを対象とする。
	儀礼服	1	別に定める期間	
	ネクタイ	1	別に定める期間	
	飾緒	1	別に定める期間	
	肩章	1	別に定める期間	

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 8 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市市有財産審議会に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市市有財産審議会に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市市有財産審議会に関する訓令（平成 15 年訓令第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「企画振興局長」を「理事」に改める。

第 5 条中「企画振興局長」を「理事」に、「企画振興局次長」を「総括審議員（市長政策総室に係る関係事務を統理する総括審議員に限る。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 9 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令（平成 26 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（法務支援員の設置）

第 5 条の 2 各局等（局及び区役所並びに局に相当する組織をいう。以下同じ。）に、法務支援員を設置する。

2 法務支援員は、主に次の支援等を行う。

- (1) 各局等における訴訟等への対応の支援
- (2) 各局等における本市の特別職である顧問弁護士への重要な相談への支援
- (3) 各局等の所管する例規の制定改廃に係る法制課との情報共有
- (4) 法制課が実施する研修等への協力

3 法務支援員は、法務に関する知識又は経験を有する職員のうちから、総務局長が指名する。

第 6 条中「（局及び区役所並びに局に相当する組織をいう。以下同じ。）」を削る。

第 15 条を次のように改める。

（研修）

第 15 条 本市における法務に関し、法制課長は、次の研修を行うものとする。この場合において、当該研修が、各課かい等での業務に支障が出ないよう配慮するものとする。

- (1) 例規に関する研修

(2) 法令の解釈等に関する研修

(3) 政策法務に関する研修

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、法務に関する研修

2 各局等における職員の法務能力の向上を図るため、総務局長は、各局等の職員のうちから指名したものについて、一定期間、法制課において研修を受けさせることができる。

別記様式中「市政経営会議又は経営戦略会議」を「政策会議等」に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 10 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部を改正する訓令

熊本市職員に対する被服貸与訓令（昭和 32 年訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表(1)男子職員の表保育士服の項中「保育園に勤務する保育士」を「保育業務に従事する保育士で別に定めるもの」に改め、同表調理師服の項の次に次のように加える。

運動服	金峰山少年自然の家に勤務する職員	トレーニングウェア（上・下）	冬用	1	2年
-----	------------------	----------------	----	---	----

別表(2)女子職員の表保育士服の項中「保育園に勤務する保育士」を「保育業務に従事する保育士で別に定めるもの」に改め、同表調理師服の項の次に次のように加える。

運動服	金峰山少年自然の家に勤務する職員	トレーニングウェア（上・下）	冬用	1	2年
-----	------------------	----------------	----	---	----

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

訓 令 第 11 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市情報政策の推進に関する訓令（平成 22 年訓令第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「規定する局」を「規定する組織」に改め、「及び同条例第 1 条に規定する研究所（以下「研究所」という。）」及び「及び研究所」を削る。

第 9 条第 4 項中「企画振興局次長」を「市民局次長」に改める。

別表第 1 中「副市長」の次に「、理事」を加え、「企画振興局長、財政局長」を「財政局長、市民局長」に改める。

別表第 2 中「企画振興局次長」を「市民局次長」に改め、「情報政策課長」の次に「、政策企画課長」を加え、「企画課長、財政課長」を「財政課長、区政推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 1 2 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

交通安全推進員に関する訓令は、廃止する。

熊本市長 大 西 一 史

交通安全推進員に関する訓令を廃止する訓令

交通安全推進員に関する訓令（昭和 4 2 年訓令第 1 0 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

訓 令 第 1 3 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本市電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

熊本市電気工作物保安規程（昭和 4 0 年訓令第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 号中「企画財政局長」を「財政局長」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

訓 令 第 14 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市文書に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市文書に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市文書に関する訓令（平成 7 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「文書の受領」を「受領」に、「合議及び決裁」を「決裁及び合議」に、「決裁後の取扱い」を「施行」に、「文書の編さん」を「整理」に、「第 48 条」を「第 48 条・第 49 条」に改める。

第 1 条中「取扱い」を「適正な管理及び保存」に改める。

第 2 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- (2) 文書ファイル 能率的な事務又は事業の処理及び文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの及び単独で管理している文書をいう。
- (3) 文書ファイル管理簿 文書ファイルの管理を適切に行うために、文書ファイルの分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。

第 2 条第 5 号中「行う」を「一元的に管理する」に改める。

第 3 条第 1 項中「事務が能率的かつ適正に行われるよう管理しなければならない」を「常にその所在並びに処理の経過及び状況を明らかにしておかなければならない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 文書は、事務が能率的かつ適正に行われるよう管理しなければならない。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条の 2 職員は、事案に係る意思決定又は報告を行う場合は、軽易なものを除き、文書を作成するよう努めなければならない。

第 4 条中「各課」を「文書の作成、整理、保存等を適切に行うため、各課」に改め、同条第 2 項中「文書事務を担当する」を削り、「文書事務を担当する職員のうちから所属長が選任する」を「各課かいの長（以下「所属長」という。）が選任する」に改める。

第 5 条第 1 項中「上司」を「所属長」に改め、「次に掲げる」の次に「事項の調整に関する」を加え、同項第 2 号から第 5 号までを削り、同項第 6 号を同項第 2 号とし、同項第 7 号中「保管文書」を「文書ファイル」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 8 号を削り、同項第 9 号中「処理中」を削り、同号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 文書事務の改善及び指導に関すること。

第 5 条第 1 項中第 10 号を同項第 6 号とし、同項第 11 号中「文書の」の次に「適正な」を加え、同号を同項第 7 号とする。

第 6 条を削る。

第 6 条の 2 中「起案、その他の文書」を「文書の收受、起案、決裁、発送、保存、廃棄その他文書管理に関する一連の事務」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「総務厚生課長が」の次に「別に」を加える。

第 2 章の章名中「文書の」を削る。

第 10 条第 2 項中「を利用して」を「により」に改める。

第 11 条第 1 項中「文書主任は、」を削り、「ついて」を「ついては」に改める。

第 12 条を次のように改める。

(時間外到達文書の取扱い)

第 12 条 熊本市庁舎管理規則（昭和 56 年規則第 63 号。以下「庁舎管理規則」という。）第 9 条に規定する本庁舎に執務時間外又は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に到達した文書は、庁舎管理規則第 7 条に規定する守衛が接受してその要旨及び発信者名を勤務日誌に記入し、その日後においてその最も近い休日でない日に総務厚生課に送付して受領印をもらわなければならない。ただし、急を要する親展文書又は電報等があるときは、守衛は直ちに受信者に連絡する等応急の処理をしなければならない。

2 通信回線により執務時間外又は休日に到達した文書は、その日後においてその最も近い休日でない日に当該文書の受付等を行うものとする。ただし、急を要する文

書があるときは、この限りでない。

第 3 章の章名中「合議及び決裁」を「決裁及び合議」に改める。

第 1 6 条を次のように改める。

(決裁又は承認の方法)

第 1 6 条 決裁又は承認は、文書管理システム上で決裁又は承認したことを記録することにより行うものとする。ただし、その他の方法による場合は、この限りでない。

第 1 6 条の次に次の 3 条を加える。

(起案文書の修正)

第 1 6 条の 2 起案文書の修正は、所定の箇所に修正すべき内容を入力し、記録することにより行うものとする。

2 内容の変更を伴う修正については、起案者がこれを行う。この場合において、起案者は、その修正の内容がそのときまでの承認者に関係のあるものであるときは、その者に連絡するものとする。

(専決等)

第 1 6 条の 3 起案文書の専決等については、別に定めるもののほか、熊本市事務決裁に関する訓令（平成 8 年訓令第 3 号）及び熊本市区役所等事務決裁に関する訓令（平成 2 4 年訓令第 1 号）の定めるところによる。

(起案文書の持回り)

第 1 6 条の 4 起案文書で直ちに処理する必要があるもの又は詳細な説明をする必要のあるものは、所属長又はその指名する者が当該起案文書を携行して決裁若しくは承認を受け、又は供覧を行うものとする。

第 2 0 条を次のように改める。

(合議文書の持回り)

第 2 0 条 合議文書で直ちに処理する必要があるもの又は詳細な説明をする必要のあるものは、所属長又はその指名する者が当該合議文書を携行して合議を受けるものとする。

第 4 章の章名中「決裁後の取扱い」を「施行」に改める。

第 2 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 発送する文書のうち、軽易な内容のもの若しくは庁内を往復するもの又はこれらに類するものにあつては、市役所名、区役所名若しくは所属名又は副市長名、局長

名、次長名若しくは課かい長名を用いることができる。

第 26 条の見出し中「文書」を削り、同条第 1 項中「文書主任において」を削り、同項第 1 号中「文書等を総務厚生課において発送しようとするときは、」を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、所属長が必要と認めるときは、各課かいにおいて直接発送することができる。

第 5 章の章名中「文書の編さん」を「整理」に改める。

第 27 条の見出し中「文書の」を削り、同条中「文書」を「文書ファイル」に改める。

第 29 条の見出し中「文書の」を削り、同条第 1 項中「文書」を「文書ファイル」に、「次に定めるとおりとする」を「次に定めるとおりとし、保存期間の種別は、別表に定める文書保存基準に基づくものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法令等に保存期間の定めのある文書又はこれらがまとめられた文書ファイルは、当該法令等に定める期間とする。

第 29 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書ファイルの保存期間は、当該各号に定める期間とすることができる。

- (1) 時効が完成するまでの間証拠として保存する必要がある文書又はこれらがまとめられた文書ファイル 当該時効の期間を考慮して所属長が定める期間
- (2) 軽易な文書であって 1 年以上の保存期間を定める必要がないもの又はこれらがまとめられた文書ファイル 当該文書ファイルに係る事案を遂行する上で保存する必要があると所属長が認める期間

第 29 条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、所属長は、文書ファイルが、その保存期間の満了の際に、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、当該文書ファイルが他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。

- (1) 現に監査、検査等の対象となっているもの 当該監査、検査等が終了するまで

の期間

- (2) 現に係属している訴訟に関係するもの 当該訴訟（当該訴訟の上訴を含む。）が終結するまでの期間
- (3) 不服申立てがなされた事案に関係するもので当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過していないもの 当該裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- (4) 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第5条の規定による開示又は熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第13条第1項、第21条第1項若しくは第24条第1項の規定による開示、訂正若しくは利用停止の請求があったもの 当該請求に対する決定の日の翌日から起算して1年間
- (5) 歴史的価値が認められるもの 総務厚生課長が別に定める期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職務の遂行上保存期間の延長が必要であると認められるもの 当該職務の遂行上必要とする期間

第30条の見出し中「文書の」を削り、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 電磁的記録を原本とし、かつ、随時又は定期的に更新しながら利用することを目的として作成された文書 当該電磁的記録の更新が不要となった日

第31条中「文書の保存期間」を「文書ファイルの保存期間」に、「文書に」を「ものに」に改める。

第32条を次のように改める。

（完結文書の編集）

第32条 職員は、完結文書について、総務厚生課長が別に定める文書分類表に従い、文書の分類の照査並びに文書の整理、編集及び製本を次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 編集は、第7条の規定によるものとし、かつ、完結月日順に整理する。
- (2) 2以上の文書が保存種別を異にする場合において相互に密接な関係があるときは、その長期のものに一連文書として編集すること。
- (3) 2以上の文書分類に関連する文書は、その関係が最も深いものに編集し、当該文書を編集しない他の関係のものについては、相互参照票を用いる等して整理すること。

- (4) 1つの文書ファイルに製本することができないときは、事務の種別又は事項別に適宜分冊すること。
- (5) 紙数の都合によっては、2年度又は2年以上にわたる分を1冊とすることができる。この場合においては、区分紙を差し入れ、年又は年度の区分を明らかにすること。
- (6) 表紙及び背表紙に年度又は年、文書ファイル名、保存期間、廃棄予定年月日その他必要事項を記載し、検出に必要な整備を行うこと。
- (7) 調査書類、図面等で成冊することが困難なものは、適宜の方法により整理することができる。

2 各課はいは、前項により製本された文書ファイルを適切に管理するため、文書ファイル管理簿を作成しなければならない。

第33条の見出し中「文書の」を削り、同条中「完結文書」を「前条により製本した文書ファイル」に改める。

第34条の見出し中「文書の」を削り、同条第1項中「保管文書が」を削り、「文書を」を「文書ファイルを」に改め、同項第1号及び第2号中「保存文書」を「文書ファイル」に改め、同条第2項中「文書の引継ぎ」を「引継ぎ」に、「文書の保管場所」を「文書ファイルの保存場所」に改め、同条第3項中「文書を」を「文書ファイルを」に改める。

第35条の見出し中「修正等」を「整理」に改め、同条第1項中「文書」を「文書ファイル」に改め、同条第2項中「適当」を「引継ぎが適当」に、「引継文書」を「文書ファイル」に改める。

第35条の2を削る。

第36条及び第37条を次のように改める。

第36条及び第37条 削除

第39条の見出し中「保存文書の」を削り、同条第1項中「保存文書の」を「第34条第1項の規定により引継ぎした文書ファイルの」に、「保存文書借覧等台帳」を「文書ファイル借覧等台帳」に改め、同条第2項中「保存文書」を「文書ファイル」に改める。

第40条中「保存文書」を「文書ファイル」に改める。

第41条の見出し中「保管文書の借覧等」を「借覧等の準用」に改め、同条中「保

管文書」を「各課かいが保管する文書ファイル」に改める。

第 4 1 条に次の 1 条を加える。

(返還)

第 4 1 条の 2 総務厚生課長等は、必要と認めるときは、第 3 4 条第 1 項の規定により引き継いだ文書ファイルを当該文書ファイルを所管する所属長に返還することができる。

第 4 2 条の見出し中「保存文書の」を削り、同条第 1 項中「保存文書の」を「引き継いだ文書ファイルの」に、「保存文書を」を「文書ファイルを」に改め、同条第 2 項中「1 月以内に当該保存文書」を「文書ファイル管理簿を整理した上で当該文書ファイル」に改め、同条第 3 項中「保存文書」を「文書ファイル」に改め、「当該文書を」を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 所属長は、各課かいが保管する文書ファイルの保存期間が満了したとき又は保管の必要がなくなったときは、当該文書ファイルを廃棄しなければならない。

第 4 3 条を次のように改める。

第 4 3 条 削除

第 4 4 条中「文書」を「文書ファイル」に改める。

第 4 5 条から第 4 7 条までを次のように改める。

第 4 5 条から第 4 7 条まで 削除

第 4 8 条に見出しとして「(文書の取扱いに関する審査)」を付し、同条に次の 1 項を加える。

2 総務厚生課長は、前項の審査の結果、取扱い及び管理が不適當な場合は、所属長に対し必要な改善措置の実施を求めることができる。

第 4 8 条の次に次の 1 条を加える。

(出版物の取扱い)

第 4 9 条 出版物は、その重要度に応じて期間を定め、保存し、又は保管しなければならない。

2 出版物の保存、保管、借覧等及び廃棄については、この訓令に準じて取り扱うものとする。

別表中「10 年を超えて保存の必要のあるもの」を「10 年を超えて業務に使用する必要があると認めるもの」に、「10 年保存の必要のあるもの」を「5 年を超えて業

務に使用する必要があると認めるもの（第 1 種に該当するものを除く。）に、「5 年保存の必要のあるもの」を「3 年を超えて業務に使用する必要があると認めるもの（第 1 種及び第 2 種に該当するものを除く。）」に、「3 年保存の必要のあるもの」を「1 年を超えて業務に使用する必要があると認めるもの（第 1 種、第 2 種及び第 3 種に該当するものを除く。）」に改める。

様式第 1 号（注）2 中「依頼課」を「依頼課かい」に改め、同様式（注）2 に次のように加える。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とします。

5 浄書依頼票は、正副 2 通を提出してください。

様式第 3 号中「保存文書」を「文書ファイル」に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 15 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市広報紙発行に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市広報紙発行に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市広報紙発行に関する訓令（昭和 30 年訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（配布）

第 4 条 広報紙は、各世帯及び次に掲げるもののうち、配布を希望するものに無料で配布する。

- （1）本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 1 6 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本市人権教育推進会議等に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市人権教育推進会議等に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市人権教育推進会議等に関する訓令（平成 1 7 年訓令第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項及び第 7 条中「企画振興局」を「市民局」に改める。

別表第 1 中「総務局長、企画振興局長、財政局長」を「理事、総務局長、財政局長、市民局長」に改め、「、会計管理者」及び「、熊本市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長」を削り、「病院事業管理者」の次に「その他市長が指定する者」を加える。

別表第 2 中「総務厚生課長、企画課長、財政課長」を「政策企画課長、総務厚生課長、財政課長、区政推進課長」に改め、「都市政策課長」の次に「、都市政策研究所副所長」を加える。

附 則

この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 17 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市市政経営会議に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市市政経営会議に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市市政経営会議に関する訓令（平成 24 年訓令第 19 号）の一部を次のように改正する。

題名中「熊本市市政経営会議」を「熊本市庁議」に改める。

第 1 条中「市としての重要な意思決定過程に全庁的な関与を確保するとともに」を「市政運営の方針及び重要な事務事業の周知並びに市政に関する情報の交換を行い」に改め、「市の行政組織を一体的に経営し、もって」を削り、「熊本市市政経営会議（以下「市政経営会議」という。）」を「庁議」に改める。

第 2 条中「市政経営会議」を「庁議」に改め、第 1 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 1 号とし、同条第 7 号中「経営戦略会議」を「熊本市政策会議」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条中第 8 号を第 3 号とし、第 9 号から第 11 号までを 5 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 条第 1 項中「市政経営会議」を「庁議」に改める。

第 5 条の見出しを「(次長会議)」に改め、同条第 1 項中「市政経営会議」を「庁議」に、「幹事会」を「次長会議」に改め、同条第 2 項中「幹事会」を「次長会議」に改め、同項第 1 号及び第 3 号中「市政経営会議」を「庁議」に改め、同条第 3 項中「幹事会」を「次長会議」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改め、同項第 3 号を削る。

- (1) 市長政策総室長
- (2) 全ての局等（局、区役所その他局に相当する組織をいう。以下同じ。）の次長
（局等内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事務を所掌する課の事務

事業を所管する者に限り、市長政策総室長を除く。) (次長を置かない局等にあつては、主管課長) 及びこれに相当する職にある者として市長が認めるもの

第 5 条第 4 項中「幹事会」を「次長会議」に、「企画振興局次長」を「市長政策総室長」に改め、同条第 5 項中「幹事会」を「次長会議」に改める。

第 6 条第 1 項中「企画振興局長」を「理事」に、「市政経営会議」を「庁議」に改め、同条第 2 項中「市政経営会議」を「庁議」に、「企画振興局企画課」を「市長政策総室政策企画課」に改める。

別表中「市政経営会議構成員」を「庁議構成員」に、「総務局長、企画振興局長、財政局長」を「理事、総務局長、財政局長、市民局長」に、「その他」を「その他」に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 18 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市経営戦略会議に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市経営戦略会議に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市経営戦略会議に関する訓令（平成 16 年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名中「熊本市経営戦略会議」を「熊本市政策会議」に改める。

第 1 条中「熊本市経営戦略会議」を「熊本市政策会議」に、「経営戦略会議」を「政策会議」に改める。

第 2 条第 1 項中「経営戦略会議」を「政策会議」に改め、「(熊本市市政経営会議に関する訓令（平成 24 年訓令第 19 号）の規定により熊本市市政経営会議（以下「市政経営会議」という。）が所掌する事項を除く。）」を削り、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 5 号とし、第 9 号を第 6 号とし、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「経営戦略会議」を「政策会議」に、「市政経営会議」を「庁議」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 3 条第 1 項中「経営戦略会議」を「政策会議」に、「総務局長、企画振興局長」を「理事、総務局長」に改める。

第 4 条中「経営戦略会議」を「政策会議」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「経営戦略会議」を「政策会議」に改め、同条第 2 項第 3 号を削り、同条第 3 項中「企画振興局次長（企画振興局企画課の事務事業を所管する次長に限る。以下同じ。）」を「市長政策総室長、政策企画課長」に改め、「秘書課長、企画課長、市民協働課長」を削り、同条第 4 項中「企画振興局次長」を「市長政策総室長」に改める。

第 6 条第 1 項中「企画振興局長」を「理事」に、「経営戦略会議」を「政策会議」に

改め、同条第 2 項中「経営戦略会議」を「政策会議」に、「企画振興局企画課」を「市長政策総室政策企画課」に改める。

第 7 条中「経営戦略会議」を「政策会議」に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 19 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市総合計画策定に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市総合計画策定に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市総合計画策定に関する訓令（昭和 38 年訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 作成会議は、市長が主宰し、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する構成員以外の事案に関係ある者を作成会議の会議に出席させることができる。

第 4 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 検討会議は、市長政策総室長、政策企画課長、総務厚生課長、行政経営課長、人事課長及び財政課長をもって構成する。
- 3 検討会議の会議の議長は、市長政策総室長をもって充てる。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 検討会議の会議の議長は、必要があると認めるときは、第 2 項に規定する構成員以外の事案に関係のある者を検討会議に出席させることができる。

第 10 条中「企画振興局企画課」を「市長政策総室政策企画課」に改める。

第 11 条中「企画課長」を「政策企画課長」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

作成会議構成員

市長、副市長、理事、総務局長、財政局長、市民局長、健康福祉子ども局長、環境

局長、農水商工局長、観光文化交流局長、都市建設局長、中央区長、東区長、西区長、南区長、北区長、消防局長、上下水道事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者、教育長、議会事務局長その他市長が指定する者

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

告示第 155 号

平成 27 年 3 月 16 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

- 1 受託者
熊本市中央区水前寺公園 1 4 番 2 2 号 パークビル 1 F
株式会社 スーブル
代表取締役 藤井 淑人
- 2 委託期間
平成 27 年 3 月 16 日から
平成 27 年 5 月 15 日まで
- 3 委託する歳入の種類
畜犬登録手数料及び狂犬病関係手数料

告示第 156 号

平成 27 年 3 月 16 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370111 009	デイサービス 想叶 熊本市東区下南部一丁目 2 番 137 号	合同会社 RS サポート 熊本市東区上南部 2-16-17 代表社員 中本 かおる	平成 27 年 3 月 10 日	通所介護
4370111 009	デイサービス 想叶 熊本市東区下南部一丁目 2 番 137 号	合同会社 RS サポート 熊本市東区上南部 2-16-17 代表社員 中本 かおる	平成 27 年 3 月 10 日	介護予防通 所介護

告示第 157 号

平成 27 年 3 月 16 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービ スの種類
4370110 993	けあらーず城山指定居宅介護支援事業所 熊本市西區城山下代二丁目 14 番 10 号 ライフサポートマンション彩里 I 1 階	株式会社セラム 愛知県名古屋市中区大曾根一丁目 26 番 23 号 代表取締役 玉置 正樹	平成 27 年 4 月 1 日	居宅介護 支援

告 示 第 1 5 8 号

平成 2 7 年 3 月 1 6 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定及び同法第54条の2第1項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14並びに同法第115条の20及び同法施行規則第140条の31の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101568	グループホーム 泉ヶ丘 熊本市東区南町16番8号	株式会社 かいごのみらい 熊本市東区南町16番8号 代表取締役 小杉 康之	平成27年 3月16日	認知症対応型 共同生活介護
4390101568	グループホーム 泉ヶ丘 熊本市東区南町16番8号	株式会社 かいごのみらい 熊本市東区南町16番8号 代表取締役 小杉 康之	平成27年 3月16日	介護予防 認知症対応型共同 生活介護

告 示 第 1 5 9 号

平成 2 7 年 3 月 1 6 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成27年2月27日 健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、中央区出水一丁目431水前寺
児童公園前駐輪場
- イ 平成27年3月2日 西区上熊本二丁目18
- ウ 平成27年3月3日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エ
リア、中央区国府三丁目21
- エ 平成27年3月5日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エ
リア、中央区湖東三丁目9
- オ 平成27年3月6日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エ
リア、水道町エリア、西区春日三丁目熊本駅前、中央区大江六丁目29
- カ 平成27年3月9日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町
エリア、西区新土河原一丁目9
- キ 平成27年3月10日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区水前寺四丁目
31、中央区大江二丁目3
- ク 平成27年3月11日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町
エリア

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成27年6月16日まで

2 移動・保管台数

自転車 108台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 2 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 1 6 0 号

平成 27 年 3 月 18 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定したもので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370111 017	ヘルパーステーション蓮台寺 熊本市西区蓮台寺三丁目 4-48 グラスコート 105 号	株式会社スローライフ芳寿会 熊本県宇城市松橋町久具 61 番地 5 号 代表取締役 田端 誠四郎	平成 27 年 3 月 15 日	訪問介護
4370111 017	ヘルパーステーション蓮台寺 熊本市西区蓮台寺三丁目 4-48 グラスコート 105 号	株式会社スローライフ芳寿会 熊本県宇城市松橋町久具 61 番地 5 号 代表取締役 田端 誠四郎	平成 27 年 3 月 15 日	介護予防訪 問介護

告 示 第 1 6 1 号

平成 27 年 3 月 20 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 27 年 3 月 13 日 上熊本駅駐輪場

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 27 年 6 月 20 日まで

2 移動・保管台数

自転車 147 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 2 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返

還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 1 6 2 号

平成 27 年 3 月 23 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 1 6 3 号

平成 27 年 3 月 23 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

告 示 第 1 6 4 号

平成 27 年 3 月 23 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 1 6 5 号

平成 27 年 3 月 23 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成 27 年 3 月 18 日 熊本駅仮設駐輪場
 - (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成 27 年 6 月 23 日まで
- 2 移動・保管台数
自転車 34 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
月曜日から土曜日まで
午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 1 6 6 号

平成 27 年 3 月 24 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
4370111 025	居宅介護支援事業所 望星 熊本市中央区水前寺一丁目 11- 22 ふれあいの里 204	株式会社望星 熊本市中央区大江一丁目 10-25 代表取締役 東 美紀	平成 27 年 4 月 1 日	居宅介護支援

告 示 第 1 6 7 号

平成 27 年 3 月 24 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項本文の指定及び法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370111 033	リハビリケアセンター すまい る北部 熊本市北区四方寄町612-1	株式会社ReLife aid 熊本市北区八景水谷一丁目33番3 7号 代表取締役 中野 茂	平成27年 4月1日	通所介護
4370111 033	リハビリケアセンター すまい る北部 熊本市北区四方寄町612-1	株式会社ReLife aid 熊本市北区八景水谷一丁目33番3 7号 代表取締役 中野 茂	平成27年 4月1日	介護予防通 所介護

告 示 第 1 6 9 号

平成 27 年 3 月 26 日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第20条（昭和25年法律第226号）の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（掲載省略）

1人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 1 7 0 号

平成 27 年 3 月 26 日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西 一史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（掲載省略）

1人

告 示 第 1 7 1 号

平成 27 年 3 月 26 日

江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則（平成27年規則第7号。以下「規則」という。）第2条第2項の規定により、同条例第1項各号で定める区域について、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

1 規則第2条第1項1号 熊本市動植物園区域



2 規則第2条第1項2号 熊本洋学校教師ジェーンズ邸区域



3 規則第2条第1項3号 庄口地区運動施設区域



告示第 172 号

平成 27 年 3 月 26 日

江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則（平成 27 年規則第 7 号）第 8 条に規定する市が指定する回収箱又は回収いけすについて、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 回収箱

(1) 回収箱の内容

江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成 26 年条例第 66 号。以下「条例」という。）の施行に伴い、同条例第 2 条第 5 号に規定する指定外来魚（以下「指定外来魚」という。）を釣り上げた回収先として、指定外来魚専用の回収設備である回収箱を設置するもの。

(2) 回収箱の設置箇所

別紙 1 のとおり

(3) 回収箱の仕様

ア 材質

木材

イ 大きさ

(イ) 縦

780mm

(イ) 横

800mm

(イ) 高さ

1,260mm

ウ 掲示物

(7) 大きさ

a 縦

200mm

b 横

700mm

(4) 材質

アルミ複合板

(7) 掲示文字

指定外来魚回収箱

エ 形状

別紙2のとおり

オ その他

(7) 上部に指定外来魚の投入扉を設置すること。

(4) 正面に指定外来魚の回収扉を設置すること。

2 回収いけす

(1) 回収いけすの内容

条例の施行に伴い、指定外来魚を釣り上げた回収先として、指定外来魚専用の回収設備である回収いけすを設置するもの。

(2) 回収いけすの設置箇所

別紙1のとおり

(3) 回収いけすの仕様

ア 材質

(7) 枠

繊維強化プラスチック (FRP)

(4) 網

ポリエチレン

(7) フロート

発泡スチロール

イ 大きさ

(7) 枠

a 外枠

1,400mmから1,600mm

b 内枠

1,100mmから1,200mm

(4) 網

a 縦

900mmから1,000mm

b 横

900mmから1,000mm

c 深さ

500mmから1,000mm

(7) フロート

a 直径

250mm

b 長さ

450mm

ウ 掲示物

(7) 大きさ

a 縦

300mm

b 横

600mm

(4) 材質

アルミ複合板

(5) 掲示文字

指定外来魚回収いけす

エ 形状

別紙3のとおり

別紙1 (登載省略)

別紙2 (登載省略)

別紙3 (登載省略)

告示第173号

平成27年3月26日

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)

4人

2 送達をする書類名

差押調書(謄本)

配当計算書

告示第174号

平成27年3月27日

国道の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	387号	北区鶴羽田一丁目634番3地先から 北区鶴羽田一丁目633番1地先まで	旧	37.8~ 39.9	24.7

		北区鶴羽田一丁目634番3地先から 北区鶴羽田一丁目633番1地先まで	新	37.8～ 54.1	24.7
--	--	--	---	---------------	------

告示第 175 号

平成 27 年 3 月 27 日

国道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）同法第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

道路の種類	路線名	道路の区域		供用開始の期日
		区間		
一般国道	387号	北区鶴羽田一丁目634番3地先から 北区鶴羽田一丁目633番1地先まで		平成27年3月27日

告示第 176 号

平成 27 年 3 月 27 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
24- 224	四方寄町 第18号線	北区四方寄町132番20地先から 北区四方寄町132番22地先まで	旧	5.5～6.4	19.4
		北区四方寄町132番20地先から 北区四方寄町132番22地先まで	新	5.5～14.3	19.4

告示第 177 号

平成 27 年 3 月 27 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路線名	道路の区域		供用開始の期日
		区間		
24- 185	四方寄町 第4号線	北区四方寄町441番1地先から 北区四方寄町329番2地先まで		平成27年3月27日

24- 224	四方寄町 第18号線	北区四方寄町132番20地先から 北区四方寄町132番22地先まで	平成27年3月27日
24- 381	鶴羽田1丁目 第1号線	北区鶴羽田一丁目519番8地先から 北区鶴羽田一丁目482番1地先まで	平成27年3月27日
24- 504	鶴羽田1丁目 第2号線	北区鶴羽田一丁目622番1地先から 北区鶴羽田一丁目621番7地先まで	平成27年3月27日
24- 505	鶴羽田町 鶴羽田2丁目 第1号線	北区鶴羽田町512番1地先から 北区鶴羽田二丁目469番1地先まで	平成27年3月27日
24- 506	鶴羽田町 鶴羽田3丁目 第1号線	北区鶴羽田町671番1地先から 北区鶴羽田三丁目647番1地先まで	平成27年3月27日
24- 507	四方寄町 第31号線	北区四方寄町438番4地先から 北区四方寄町424番1地先まで	平成27年3月27日
24- 508	四方寄町 第32号線	北区四方寄町527番1地先から 北区四方寄町526番1地先まで	平成27年3月27日

告示第178号

平成27年3月27日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日
3月10日	はり札等	9	戸島西・上南部	3月11日
	立看板等	4	楡木	
3月12日	はり札等	3	辛島町・富合町杉島	3月13日
3月13日	はり札等	1	月出	3月14日
3月14日	はり札等	4	南高江・中島町	3月15日

	立看板等	8	荒尾	
3月19日	はり札等	1	本荘	3月20日
3月20日	はり札等	4	龍田・松尾町上松尾	3月21日
3月23日	はり札等	1	健軍	3月24日
3月24日	はり札等	3	上南部・小峯	3月25日
	立看板等	2	小峯	
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告 示 第 1 7 9 号
平成 27 年 3 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101576	小規模多機能ホーム アクア 熊本市南区八分字町 1 9 番地	有限会社 桜会 熊本市南区八分字町 1 9 番地 代表取締役 蓑田 みな子	平成 2 7 年 3 月 2 9 日	小規模多機能型居宅介護
4390101576	小規模多機能ホーム アクア 熊本市南区八分字町 1 9 番地	有限会社 桜会 熊本市南区八分字町 1 9 番地 代表取締役 蓑田 みな子	平成 2 7 年 3 月 2 9 日	介護予防小規模多機能型居宅介護

告 示 第 1 8 0 号
平成 2 7 年 3 月 2 7 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101584	小規模多機能型居宅介護事業所 つるのはら 熊本市北棍尾町 1 7 7 9 番 7	社会福祉法人 愛誠会 熊本市北区棍尾町 1 7 7 9 番 7 理事長 河本 妙子	平成 2 7 年 4 月 1 日	小規模多機能型居宅介護
4390101584	小規模多機能型居宅介護事業所 つるのはら 熊本市北棍尾町 1 7 7 9 番 7	社会福祉法人 愛誠会 熊本市北区棍尾町 1 7 7 9 番 7 理事長 河本 妙子	平成 2 7 年 4 月 1 日	介護予防小規模多機能型居宅介護

告示第 182 号

平成 27 年 3 月 30 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
東熊クリニック 熊本市東区戸島西三丁目 7 番 15 号 医療法人社団青嶺会 理事長 谷口 秀人	内科、消化器内科、 リハビリテーショ ン科	平成 27 年 2 月 1 日
平山ハートクリニック 熊本市東区佐土原三丁目 11 番 101 号 平山 統一	心臓血管外科、内 科、循環器内科	平成 27 年 2 月 1 日
(訪問看護)		
訪問看護ステーション奏 熊本市南区近見一丁目参-1 池永ビル 504 号 合同会社訪問看護ステーション奏 代表社員 松永 忍	訪問看護	平成 27 年 1 月 1 日
(薬局)		
水前寺公園薬局 熊本市中央区水前寺公園 5-38 Lattice 水前寺公 園 1F 株式会社フィッシュファーマシー 代表取締役 益山 広美	薬局	平成 27 年 3 月 1 日
(あん摩・マッサージ)		
レイスマッサージ治療院 柳田 次雄 熊本市北区龍田陳内参-2-41 101 レイスマッサージ治療院 坂本 陽子	あん摩・マッサージ	平成 27 年 2 月 25 日

告示第 183 号

平成 27 年 3 月 30 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
(薬局)		
新 サン薬局龍田店 熊本市北区龍田一丁目 16-6 株式会社サンメディック 代表取締役 森 雅徳	平成 26 年 12 月 1 日	組織変更
旧 サン薬局龍田店 熊本市北区龍田一丁目 16-6 有限会社サンメディック 代表取締役 森 雅徳		

告 示 第 1 8 4 号

平成 2 7 年 3 月 3 0 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
東熊消化器内科医院 熊本市戸島西一丁目 1 6 番 2 2 号 医療法人社団青嶺会 理事長 谷口 秀人	平成 2 7 年 1 月 3 1 日
医療法人社団前橋会 前橋医院 熊本市東区桜木一丁目 1 番地の 5 医療法人社団前橋会 理事長 前橋 武	平成 2 7 年 2 月 2 8 日
田島内科小児科医院 熊本市中央区新屋敷 3 - 8 - 8 田島 幾子	平成 2 7 年 2 月 2 2 日
(訪問看護)	
クリニカルサポート訪問看護ステーションくまもと 熊本市中央区壺川一丁目 8 - 6 4 コスモビル 2 0 2 株式会社クリニカルサポート 代表取締役 小宅 正	平成 2 7 年 2 月 2 8 日
(薬局)	
さくら調剤薬局植木店 熊本市北区植木町広住 4 6 1 - 9 アドバンス株式会社 代表取締役 中村 明博	平成 2 7 年 1 月 3 1 日

告 示 第 1 8 5 号

平成 2 7 年 3 月 3 0 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日
(薬局)	
あさがお薬局戸島店 熊本市東区戸島西一丁目 1 6 - 2 0 ザイタック九州株式会社 代表取締役 平尾 真	平成 2 7 年 2 月 1 日

告 示 第 1 8 6 号

平成 2 7 年 3 月 3 0 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに法第 1 1 5 条の 1 0 及び法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類

43701 11066	地域生活応援館 熊本市東区上南部二丁目1番67号	株式会社くすま 熊本市東区上南部二丁目1番67号 代表取締役 河添 竜志郎	平成27年4月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
43701 11066	地域生活応援館 熊本市東区上南部二丁目1番67号	株式会社くすま 熊本市東区上南部二丁目1番67号 代表取締役 河添 竜志郎	平成27年4月 1日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

告示第187号

平成27年3月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11082	リハスタジオ Asmo 熊本市北区龍田町弓削533番地1	株式会社グローバル介護サービス 熊本市北区龍田町弓削一丁目16番38号 代表取締役 白石 尊康	平成27年4月 1日	通所介護
43701 11082	リハスタジオ Asmo 熊本市北区龍田町弓削533番地1	株式会社グローバル介護サービス 熊本市北区龍田町弓削一丁目16番38号 代表取締役 白石 尊康	平成27年4月 1日	介護予防通所介護

告示第188号

平成27年3月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 1090	ライフスタイルマネジメント Soual 熊本市東区月出二丁目4番41号	株式会社ZEN 熊本市西区中原町1090-6 代表取締役 米村 昌洋	平成27年4月 1日	居宅介護支援

告 示 第 1 8 9 号

平成 27 年 3 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370106769	訪問介護事業所すみれ 熊本市中央区大江一丁目 28番26号	あさひ合同会社 熊本市中央区大江一丁目 28番26号 代表社員 河野 安子	平成27年3月3 1日	訪問介護 介護予防訪問 介護

告 示 第 1 9 1 号

平成 27 年 3 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4390100677	はなぞのケアセンター認知症対応型通所介護 熊本市西区花園七丁目25番23号	社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会 熊本市中央区本荘五丁目10番 23号 理事長 野口 駿	平成27年2月2 8日	(介護予防) 認知症対応型通所介護
4390100651	いずみの里デイサービスセンター 熊本市中央区出水五丁目11番39号	株式会社 暖 熊本市南区流通団地一丁目53番地 代表取締役 村上 博喜	平成27年3月3 1日	(介護予防) 認知症対応型通所介護

告 示 第 1 9 2 号

平成 27 年 3 月 31 日

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により公示する。

熊本市長 大 西 一 史

告 示 第 1 9 3 号

平成 27 年 3 月 31 日

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 6 3 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
浅尾 禎孝	内 科	とみあい内科クリニック	熊本市南区富合町新 4 2 4 番 3 号	平成 2 3 年 1 月 1 日
坂口 尚	心臓血管 外科	熊本大学医学部付 属病院	熊本市中央区本荘一 丁目 1-1	平成 2 7 年 3 月 2 4 日
岩本 範博	内科	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁 目 3 番 1 号	平成 2 7 年 3 月 2 4 日
増永 愛子	呼吸器内 科	熊本大学医学部付 属病院	熊本市中央区本荘一 丁目 1-1	平成 2 7 年 3 月 2 4 日
松本 哲夫	神経内科	武蔵ヶ丘病院	熊本市北区楠七丁目 1 5-1	平成 2 7 年 3 月 2 4 日
阿部 靖之	整形外科	熊本中央病院	熊本市南区田井島一 丁目 5-1	平成 2 7 年 3 月 2 4 日
安藤 卓	整形外科	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁 目 3 番 1 号	平成 2 7 年 3 月 2 4 日
矢渡 健一	整形外科	成尾整形外科病院	熊本市中央区岡田町 1 2-2 4	平成 2 7 年 3 月 2 4 日

告示 第 1 9 4 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名	所在地	担当すべき 医療の種類	主担当医師・ 薬剤師名	指定年月日
新生堂薬局 佐土 原店	熊本市東区佐土原三 丁目 1 1 番 1 0 0 号	調剤	佐々木 菊 男	平成 2 7 年 4 月 1 日
長嶺ごふく薬局	熊本市東区長嶺南六 丁目 2 5 番 3 0 号	調剤	落合 敬史	平成 2 7 年 4 月 1 日
熊本大学医学部付 属病院	熊本市中央区本荘一 丁目 1 番 1 号	心臓脈管 外科	坂口 尚	平成 2 7 年 4 月 1 日
熊本市民病院	熊本市東区湖東一丁 目 1-6 0	整形外科	相良 孝昭	平成 2 7 年 4 月 1 日
熊本中央病院	熊本市南区田井島一 丁目 5-1	整形外科	阿部 靖之	平成 2 7 年 4 月 1 日
熊本大学医学部付 属病院	熊本市中央区本荘一 丁目 1 番 1 号	口腔	中山 秀樹	平成 2 7 年 4 月 1 日
薬局セントラルフ ァーマシー長嶺	熊本市東区長嶺南二 丁目 8-8 3	調剤	天方 奉子	平成 2 7 年 4 月 1 日
託麻中央薬局	熊本市東区西原一丁 目 2 番 6 7 号	調剤	徳山 智治	平成 2 7 年 4 月 1 日

くまもと東部薬局	熊本市中央区湖東一丁目1-65	調剤	本村 奈津子	平成27年4月1日
タケシタ調剤薬局 新屋敷店	熊本市中央区新屋敷一丁目17番39号	調剤	今泉 文子	平成27年4月1日
花園ファルマシア	熊本市西区花園五丁目8番12号	調剤	渡邊 宗太郎	平成27年4月1日
さくら調剤薬局 清水店	熊本市北区津浦町13番45号	調剤	古市 律子	平成27年4月1日
ホスピタ薬局	熊本市南区御幸木部一丁目2番38号	調剤	吉安 美友季	平成27年4月1日

告示第 195 号

平成 27 年 3 月 31 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条に規定する医療機関の辞退の申出があったので、同法第69条第3項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西 一史

指定医療機関	所在地	辞退する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）氏名	辞退年月日
クリニカルサポート 訪問看護ステーションくまもと	熊本市中央区壺川1丁目8番64号 コスモビル202	訪問看護	—	平成27年3月1日

告示第 196 号

平成 27 年 3 月 31 日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
2人
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）
配当計算書

告示第 197 号

平成 27 年 3 月 31 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び司法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の 所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
439010 1618	小規模多機能型居宅介護事業所 楽しい家飽田南 熊本市南区護国町1599	社会福祉法人 上ノ郷福祉会 熊本市南区上ノ郷一丁目10番 5号 理事長 宮崎 チエ子	平成27年4月 1日	小規模多機能 型居宅介護

告 示 第 1 9 8 号

平成27年3月31日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 督促状送達の効力の発生日
この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名
 - (1) 市県民税（普通徴収）（登載省略）
341件
 - (2) 固定資産税（登載省略）
188件
 - (3) 軽自動車税（登載省略）
1件
 - (4) 市県民税（特別徴収）（登載省略）
16件
 - (5) 法人市民税（登載省略）
3件

告 示 第 1 9 9 号

平成27年3月31日

平成26年6月24日告示第468号にて告示した告示内容を、次のように訂正する。その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

	整理番号	路 線 名	起 点	終 点
誤	23-873	御領5丁目 第2号線	東区御領5丁目595番6	地先
			東区御領5丁目595番16	地先
正	23-877	御領5丁目 第2号線	東区御領5丁目595番6	地先

			東区御領5丁目595番16	地先
誤	23-874	小山4丁目 第6号線	東区小山4丁目815番1	地先
			東区小山4丁目810番14	地先
正	23-878	小山4丁目 第6号線	東区小山4丁目815番1	地先
			東区小山4丁目810番14	地先
			東区小山4丁目810番20	地先
			東区小山4丁目810番14	地先
			東区小山4丁目810番20	地先
			東区小山4丁目810番14	地先

告 示 第 2 0 0 号

平成 27 年 3 月 31 日

平成 25 年 6 月 24 日 告示第 500 号にて告示した告示内容を、次のように訂正する。その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

	整理番号	路 線 名	起 点	
			終 点	
誤	30-3068 1	滴水 第19号線	北区植木町滴水1050番7	地先
			北区植木町滴水1048番20	地先
正	30-3068 2	滴水 第19号線	北区植木町滴水1050番7	地先
			北区植木町滴水1048番20	地先

告 示 第 2 0 1 号

平成 27 年 3 月 31 日

平成 25 年 10 月 7 日 告示第 766 号にて告示した告示内容を、次のように訂正する。その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

	整理番号	路 線 名	起 点	
			終 点	
誤	30-3068 1	滴水 第20号線	北区植木町滴水1756番4	地先
			北区植木町滴水1756番11	地先
正	30-3068 3	滴水 第20号線	北区植木町滴水1756番4	地先
			北区植木町滴水1756番11	地先

告示第 202 号

平成 27 年 3 月 31 日

平成 26 年 10 月 7 日告示第 706 号にて告示した告示内容を、次のように訂正する。その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

	整理番号	路 線 名	起 点	
			終 点	
誤	16-148	南高江6丁目 第2号線	南区南高江6丁目277番1	地先
			南区南高江6丁目275番1	地先
正	16-588	南高江6丁目 第2号線	南区南高江6丁目277番1	地先
			南区南高江6丁目275番1	地先

告示第 203 号

平成 27 年 3 月 31 日

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、同令第 10 条第 1 項の規定により当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

熊本市長 大 西 一 史

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
主要地方道	熊本高森線	熊本市西区小島5丁目234番1地先から 熊本市西区新土河原2丁目649番1地先まで
一般県道	並建熊本線	熊本市南区荒尾1丁目1717番1地先から 熊本市西区新土河原2丁目649番1地先まで
一般県道	瀬田熊本線	熊本市東区鹿埴瀬町505番2地先から 熊本市東区石原3丁目28番1地先まで

一般県道	辛川鹿本線	熊本市東区鹿帰瀬町 3 0 3 番 1 3 から 熊本市東区鹿帰瀬町 5 0 5 番 2 まで
------	-------	--

2 指定する期日 平成 2 7 年 4 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3. 8 メートルを超え 4. 1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0. 2 3 メートル以上、縦寸法 0. 1 2 メートル以上（又は横寸法 0. 1 2 メートル以上、縦寸法 0. 2 3 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

告示第 2 0 4 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により通行する車両の高さの最高限度が 4. 1 メートルに指定した道路を次のとおり解除する。

熊本市長 大 西 一 史

1 指定を解除する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般県道	瀬田熊本線	熊本市東区石原町 3 0 4 番地先から 熊本市東区鹿帰瀬町 7 1 1 番 1 地先まで

2 指定を解除する期日 平成 2 7 年 4 月 1 日

3 指定を解除する理由 指定区間の見直しに伴う路線の整理

告示第 2 0 5 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を変更する。その関係書類は告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道 路 の 区 域				
		新旧の別	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	
1 - 189	北千反畑町西子飼町 第 1 号線	旧	中央区西子飼町 10 番 26 地先 中央区東子飼町 18 番 39 地先	から まで	5. 0 ～ 12. 8	24. 4
		新	中央区西子飼町 10 番 26 地先 中央区東子飼町 18 番 39 地先	から まで	5. 1 ～ 5. 8	10. 0

1 - 193	子飼本町黒髪2丁目 第1号線	旧	中央区子飼本町157番地先 中央区子飼本町174番地先	から まで	2.4 ～2.8	15.2
		新	中央区子飼本町157番1地先 中央区子飼本町174番地先	から まで	2.4 ～3.5	
1 - 196	子飼本町第5号線	旧	中央区子飼本町146番地先 中央区子飼本町157番地先	から まで	2.0 ～2.3	14.8
		新	中央区子飼本町146番地先 中央区子飼本町157番1地先	から まで	3.0 ～3.2	
1 - 270	壺川2丁目第1号線	旧	中央区壺川2丁目265番2地先 中央区壺川2丁目1806番1地先	から まで	4.4 ～4.9	22.6
		新	中央区壺川2丁目265番20地先 中央区壺川2丁目1806番1地先	から まで	4.9 ～5.2	
1 - 312	京町2丁目第6号線	旧	中央区京町2丁目290番地先 中央区京町2丁目317番地先	から まで	1.8 ～2.4	16.6
		新	中央区京町2丁目290番地先 中央区京町2丁目317番2地先	から まで	3.4 ～12.6	
2 - 30	黒髪1丁目第8号線	旧	中央区黒髪1丁目349番3地先 中央区黒髪1丁目383番1地先	から まで	2.3 ～2.4	10.5
		新	中央区黒髪1丁目349番3地先 中央区黒髪1丁目383番1地先	から まで	3.2 ～3.2	
2 - 103	黒髪5丁目第18号線	旧	中央区黒髪5丁目84番地先 中央区黒髪5丁目83番地先	から まで	2.4 ～2.8	44.0
		新	中央区黒髪5丁目84番地先 中央区黒髪5丁目83番1地先	から まで	3.1 ～4.0	
2 - 124	黒髪6丁目第15号線	旧	中央区黒髪6丁目321番地先 中央区黒髪6丁目471番1地先	から まで	1.5 ～3.6	43.2
		新	中央区黒髪6丁目321番2地先 中央区黒髪6丁目471番1地先	から まで	1.5 ～4.4	
2 - 125	黒髪6丁目第16号線	旧	中央区黒髪6丁目323番地先 中央区黒髪6丁目319番3地先	から まで	3.4 ～11.3	39.5
		新	中央区黒髪6丁目323番1地先 中央区黒髪6丁目319番3地先	から まで	1.8 ～6.2	
2 - 136	黒髪6丁目第27号線	旧	中央区黒髪6丁目806番地先 中央区黒髪6丁目784番1地先	から まで	3.4 ～4.0	35.3
		新	中央区黒髪6丁目806番地先 中央区黒髪6丁目784番1地先	から まで	4.0 ～4.0	
3 - 11	大江4丁目3丁目第1号線	旧	中央区大江3丁目6番25地先 中央区大江3丁目6番4地先	から まで	7.8 ～7.9	311.5
		新	中央区大江3丁目6番25地先 中央区大江3丁目6番4地先	から まで	9.5 ～11.2	
3 - 42	渡鹿4丁目第3号線	旧	中央区渡鹿4丁目606番2地先 中央区渡鹿4丁目600番2地先	から まで	3.6 ～3.9	8.1

		新	中央区渡鹿4丁目668番地先 中央区渡鹿4丁目600番2地先	から まで	4.1 ～4.2	8.1
3 - 43	渡鹿4丁目第4号線	旧	中央区渡鹿4丁目668番地先 中央区渡鹿4丁目600番2地先	から まで	3.2 ～4.3	15.7
		新	中央区渡鹿4丁目668番地先 中央区渡鹿4丁目600番2地先	から まで	3.6 ～4.6	15.4
3 - 183	大江3丁目第7号線	旧	中央区大江3丁目9番10地先 中央区大江3丁目8番26地先	から まで	2.7 ～3.2	17.6
		新	中央区大江3丁目9番10地先 中央区大江3丁目8番26地先	から まで	3.4 ～3.6	17.6
3 - 372	大江1丁目第29号線	旧	中央区大江1丁目26番8地先 中央区大江1丁目25番21地先	から まで	2.6 ～2.9	18.8
		新	中央区大江1丁目26番8地先 中央区大江1丁目25番21地先	から まで	4.0 ～4.0	18.8
4 - 153	水前寺公園第3号線	旧	中央区水前寺公園238番地先 中央区水前寺公園258番地先	から まで	2.9 ～4.1	50.4
		新	中央区水前寺公園238番地先 中央区水前寺公園258番1地先	から まで	2.5 ～3.2	50.4
4 - 176	国府4丁目出水6丁目 第1号線	旧	中央区出水5丁目93番地先 中央区出水6丁目325番1地先	から まで	4.4 ～5.0	11.0
		新	中央区出水5丁目93番地先 中央区出水6丁目325番1地先	から まで	4.8 ～5.0	11.0
4 - 179	出水1丁目国府3丁目 第1号線	旧	中央区国府3丁目581番地先 中央区国府3丁目761番1地先	から まで	6.2 ～6.3	36.2
		新	中央区国府3丁目581番2地先 中央区国府3丁目761番1地先	から まで	6.5 ～6.7	36.2
4 - 179	出水1丁目国府3丁目 第1号線	旧	中央区国府3丁目244番地先 中央区国府3丁目770番地先	から まで	6.4 ～9.5	4.6
		新	中央区国府3丁目244番地先 中央区国府3丁目770番地先	から まで	6.4 ～10.9	4.6
4 - 187	国府3丁目第2号線	旧	中央区国府3丁目793番地先 中央区国府3丁目774番地先	から まで	2.0 ～4.0	95.6
		新	中央区国府3丁目793番1地先 中央区国府3丁目774番地先	から まで	2.8 ～8.4	95.0
4 - 250	出水7丁目第1号線	旧	中央区出水7丁目452番地先 中央区出水7丁目514番地先	から まで	1.9 ～3.6	180.9
		新	中央区出水7丁目452番地先 中央区出水7丁目514番地先	から まで	1.9 ～8.4	212.1
4 - 331	国府3丁目第20号線	旧	中央区国府3丁目795番地先 中央区国府3丁目770番地先	から まで	4.5 ～5.0	27.1
		新	中央区国府3丁目795番地先 中央区国府3丁目770番地先	から まで	5.0 ～6.0	26.8
5 - 95	琴平本町第8号線	旧	中央区琴平本町45番地先	から	2.2	23.8

			中央区琴平本町13番1の2地先	まで	～ 2.9	
		新	中央区琴平本町45番1地先	から	3.0	23.8
			中央区琴平本町13番1の2地先	まで	～ 3.3	
5 - 236	本山4丁目第8号線	旧	中央区本山4丁目226番地先	から	3.7	18.2
			中央区本山4丁目201番地先	まで	～ 3.7	
		新	中央区本山4丁目226番1地先	から	3.8	18.2
			中央区本山4丁目201番地先	まで	～ 4.0	
6 - 14	横手4丁目第2号線	旧	西区横手4丁目441番1地先	から	2.6	2.1
			西区横手4丁目456番2地先	まで	～ 2.7	
		新	西区横手4丁目441番1地先	から	3.3	2.1
			西区横手4丁目456番2地先	まで	～ 3.3	
6 - 92	春日1丁目第5号線	旧	西区春日1丁目1272番地先	から	2.3	22.2
			西区春日1丁目1260番地先	まで	～ 2.8	
		新	西区春日1丁目1272番1地先	から	3.3	22.2
			西区春日1丁目1260番地先	まで	～ 3.4	
6 - 253	二本木5丁目蓮台寺町 第2号線	旧	西区二本木4丁目422番1地先	から	2.7	16.9
			西区蓮台寺1丁目20番地先	まで	～ 2.9	
		新	西区二本木4丁目422番1地先	から	3.5	16.9
			西区蓮台寺1丁目20番地先	まで	～ 3.6	
6 - 312	田崎本町第3号線	旧	西区田崎本町81番2地先	から	3.0	26.1
			西区田崎本町83番地先	まで	～ 3.9	
		新	西区田崎本町81番2地先	から	3.3	26.1
			西区田崎本町83番地先	まで	～ 4.1	
6 - 354	田崎本町第16号線	旧	西区田崎本町84番地先	から	2.9	21.5
			西区田崎本町152番地先	まで	～ 3.5	
		新	西区田崎本町84番1地先	から	3.5	21.5
			西区田崎本町152番地先	まで	～ 4.2	
6 - 401	蓮台寺町第32号線	旧	西区蓮台寺2丁目827番2地先	から	4.2	26.2
			西区蓮台寺2丁目753番3地先	まで	～ 6.3	
		新	西区蓮台寺2丁目827番8地先	から	4.5	26.2
			西区蓮台寺2丁目753番3地先	まで	～ 8.6	
7 - 7	花園7丁目第1号線	旧	西区花園7丁目1913番地先	から	3.1	294.0
			西区花園7丁目1865番地先	まで	～ 8.7	
		新	西区花園7丁目1913番地先	から	4.0	289.3
			西区花園7丁目1865番地先	まで	～ 15.5	
7 - 24	花園5丁目第7号線	旧	西区花園5丁目700番2地先	から	2.8	27.5
			西区花園5丁目706番地先	まで	～ 3.9	
		新	西区花園5丁目700番2地先	から	3.4	27.5
			西区花園5丁目706番1地先	まで	～ 3.9	
7 - 319	島崎2丁目第26号線	旧	西区島崎2丁目21番2地先	から	3.7	30.3
			西区島崎2丁目41番1地先	まで	～ 3.9	
		新	西区島崎2丁目21番2地先	から	4.0	30.3

			西区島崎2丁目41番1地先	まで	～4.1	
8 - 20	池田1丁目第2号線	旧	西区池田1丁目1052番2地先	から	2.3	12.4
			西区池田1丁目1054番地先	まで	～2.7	
		新	西区池田1丁目1052番2地先	から	3.2	12.4
			西区池田1丁目1054番1地先	まで	～3.3	
8 - 24	上熊本3丁目第1号線	旧	西区上熊本3丁目202番地先	から	2.7	25.8
			西区池田1丁目1051番地先	まで	～3.0	
		新	西区上熊本3丁目202番1地先	から	3.7	25.8
			西区池田1丁目1051番地先	まで	～4.5	
8 - 89	池田3丁目第7号線	旧	北区池田3丁目982番地先	から	2.0	41.1
			北区池田3丁目985番地先	まで	～3.0	
		新	北区池田3丁目982番1地先	から	3.0	41.1
			北区池田3丁目985番地先	まで	～4.0	
8 - 164	池田2丁目第22号線	旧	西区池田2丁目533番2地先	から	2.9	79.8
			西区池田2丁目548番3地先	まで	～6.9	
		新	西区池田2丁目533番2地先	から	3.3	75.9
			西区池田2丁目548番3地先	まで	～4.8	
8 - 171	池田2丁目第29号線	旧	西区池田2丁目535番地先	から	1.4	133.8
			西区池田2丁目532番2地先	まで	～8.7	
		新	西区池田2丁目535番地先	から	2.9	105.0
			西区池田2丁目532番2地先	まで	～3.0	
8 - 175	池田2丁目第33号線	旧	西区池田2丁目533番1地先	から	0.8	83.1
			西区池田2丁目535番地先	まで	～5.3	
		新	西区池田2丁目533番1地先	から	2.8	74.0
			西区池田2丁目535番地先	まで	～9.8	
9 - 23	室園町第8号線	旧	北区室園町444番地先	から	1.8	9.9
			北区室園町460番地先	まで	～1.8	
		新	北区室園町444番地先	から	3.0	9.9
			北区室園町460番2地先	まで	～3.0	
9 - 55	打越町第30号線	旧	北区打越町306番地先	から	2.5	136.6
			北区打越町285番地先	まで	～4.6	
		新	北区打越町306番地先	から	5.0	136.6
			北区打越町285番地先	まで	～8.4	
9 - 56	打越町第15号線	旧	北区打越町285番地先	から	4.4	4.0
			北区打越町508番地先	まで	～4.6	
		新	北区打越町285番地先	から	0.0	0.0
			北区打越町508番地先	まで		
9 - 80	津浦町第11号線	旧	北区津浦町481番1地先	から	3.6	28.0
			北区津浦町441番1地先	まで	～4.2	
		新	北区津浦町481番1地先	から	4.0	28.0
			北区津浦町441番3地先	まで	～4.6	
9 - 226	大窪第8号線	旧	北区大窪1丁目3番地先	から	2.5	81.8
			北区山室1丁目26番5地先	まで	～9.3	

		新	北区大窪1丁目3番地先 北区山室1丁目26番5地先	から まで	2.5 ～16.6	83.9
9 - 241	大窪第19号線	旧	北区大窪1丁目870番1地先 北区大窪1丁目761番2地先	から まで	4.5 ～9.0	9.9
		新	北区大窪1丁目870番1地先 北区大窪1丁目761番2地先	から まで	4.5 ～8.4	8.9
9 - 266	大窪第38号線	旧	北区大窪2丁目156番地先 北区大窪2丁目479番1地先	から まで	1.8 ～1.8	14.6
		新	北区大窪2丁目156番2地先 北区大窪2丁目479番1地先	から まで	2.9 ～2.9	14.6
9 - 281	清水本町第4号線	旧	北区清水本町199番1地先 北区清水本町196番4地先	から まで	2.6 ～2.8	19.5
		新	北区清水本町199番1地先 北区清水本町196番8地先	から まで	4.0 ～4.3	19.5
9 - 334	清水亀井町第15号線	旧	北区清水亀井町745番1地先 北区清水亀井町749番1地先	から まで	2.7 ～2.8	18.3
		新	北区清水亀井町745番1地先 北区清水亀井町749番1地先	から まで	3.3 ～3.5	18.3
9 - 372	八景水谷1丁目第13号線	旧	北区八景水谷1丁目1142番6地先 北区八景水谷1丁目1219番5地先	から まで	2.0 ～3.0	9.1
		新	北区八景水谷1丁目1142番6地先 北区八景水谷1丁目1219番5地先	から まで	3.1 ～4.0	9.1
9 - 418	大窪第47号線	旧	北区大窪4丁目926番地先 北区大窪4丁目927番5地先	から まで	2.0 ～2.0	10.3
		新	北区大窪4丁目926番地先 北区大窪4丁目927番5地先	から まで	3.0 ～3.0	10.3
9 - 492	麻生田第16号線	旧	北区麻生田3丁目1775番13地先 北区麻生田3丁目1773番2地先	から まで	4.4 ～5.1	1.7
		新	北区麻生田3丁目1775番13地先 北区麻生田3丁目1773番2地先	から まで	4.4 ～7.0	1.7
9 - 492	麻生田第16号線	旧	北区麻生田3丁目1775番14地先 北区麻生田3丁目1773番1地先	から まで	3.2 ～4.0	8.6
		新	北区麻生田3丁目1775番14地先 北区麻生田3丁目1773番1地先	から まで	3.6 ～4.0	8.6
9 - 532	麻生田第56号線	旧	北区榎木2丁目1560番28地先 北区榎木2丁目1535番1地先	から まで	4.2 ～6.2	47.3
		新	北区榎木2丁目1560番28地先 北区榎木2丁目1535番14地先	から まで	5.0 ～7.2	47.3
9 - 533	麻生田第57号線	旧	北区麻生田2丁目1609番地先 北区麻生田2丁目1606番地先	から まで	4.5 ～4.5	5.9
		新	北区麻生田2丁目1609番地先 北区麻生田2丁目1606番地先	から まで	0.0	0.0
9 - 534	麻生田第58号線	旧	北区麻生田2丁目1613番1地先	から	2.1	45.8

		新	北区麻生田2丁目1606番地先	まで	～ 2. 1	47. 8
			北区麻生田2丁目1613番1地先	から	3. 1	
9 - 548	楡木第15号線	旧	北区麻生田2丁目1606番7地先	まで	～ 6. 8	15. 7
			北区楡木3丁目1353番1地先	から	3. 0	
		新	北区楡木3丁目1349番1地先	まで	～ 4. 2	15. 7
			北区楡木3丁目1353番1地先	から	4. 2	
9 - 592	兎谷第21号線	旧	北区楡木3丁目1349番1地先	まで	～ 4. 2	43. 7
			北区兎谷2丁目84番地先	から	2. 0	
		新	北区兎谷2丁目85番1地先	まで	～ 2. 9	43. 7
			北区兎谷2丁目84番1地先	から	2. 5	
9 - 592	兎谷第21号線	旧	北区兎谷2丁目85番1地先	まで	～ 4. 3	30. 2
			北区兎谷2丁目84番地先	から	2. 0	
		新	北区兎谷2丁目84番3地先	から	4. 0	30. 2
			北区兎谷2丁目85番1地先	まで	～ 7. 4	
9 - 941	楡木第61号線	旧	北区龍田3丁目2386番地先	から	6. 1	12. 1
			北区兎谷3丁目2395番1地先	まで	～ 6. 1	
		新	北区龍田3丁目2386番地先	から	6. 1	12. 1
			北区兎谷3丁目2395番1地先	まで	～ 10. 0	
10 - 61	上立田第7号線	旧	北区龍田1丁目490番7地先	から	3. 4	71. 4
			北区龍田1丁目507番地先	まで	～ 4. 0	
		新	北区龍田1丁目490番7地先	から	4. 0	71. 4
			北区龍田1丁目507番地先	まで	～ 4. 0	
10 - 98	上立田第43号線	旧	北区龍田8丁目1170番1地先	から	2. 5	42. 7
			北区龍田8丁目1152番1地先	まで	～ 3. 7	
		新	北区龍田8丁目1170番3地先	から	3. 1	42. 7
			北区龍田8丁目1152番1地先	まで	～ 3. 7	
10 - 116	上立田第61号線	旧	北区龍田5丁目1752番地先	から	1. 8	38. 5
			北区龍田5丁目1770番地先	まで	～ 5. 4	
		新	北区龍田5丁目1752番4地先	から	2. 8	38. 5
			北区龍田5丁目1770番地先	まで	～ 6. 5	
10 - 122	上立田第67号線	旧	北区龍田3丁目2395番3地先	から	2. 4	24. 8
			北区兎谷3丁目2395番1地先	まで	～ 6. 0	
		新	北区龍田3丁目2395番3地先	から	5. 7	24. 8
			北区兎谷3丁目2395番1地先	まで	～ 11. 4	
10 - 203	弓削第14号線	旧	北区武蔵ヶ丘1丁目1374番4地先	から	2. 3	52. 4
			北区武蔵ヶ丘1丁目1394番2地先	まで	～ 4. 0	
		新	北区武蔵ヶ丘1丁目1374番4地先	から	3. 1	52. 4
			北区武蔵ヶ丘1丁目1394番2地先	まで	～ 4. 0	
10 - 309	弓削第93号線	旧	北区龍田町弓削837番1地先	から	3. 3	59. 3
			北区龍田町弓削839番地先	まで	～ 5. 5	
		新	北区龍田町弓削837番1地先	から	3. 7	59. 3

			北区龍田町弓削839番地先	まで	～ 5. 8	
10 - 339	弓削第108号線	旧	北区楠8丁目1928番10地先	から	2. 2	44. 7
			北区楠8丁目1923番地先	まで	～ 8. 0	
		新	北区楠8丁目1928番10地先	から	2. 2	43. 0
			北区楠8丁目1923番地先	まで	～ 8. 0	
11 - 31	保田窪本町第18号線	旧	東区保田窪3丁目683番1地先	から	4. 0	9. 3
			東区保田窪3丁目688番10地先	まで	～ 4. 0	
		新	東区保田窪3丁目683番1地先	から	4. 0	9. 3
			東区保田窪3丁目688番10地先	まで	～ 5. 0	
11 - 31	保田窪本町第18号線	旧	東区保田窪3丁目686番4地先	から	0. 0	0. 0
			東区保田窪本町686番2地先	まで	0. 0	
		新	東区保田窪3丁目686番4地先	から	3. 8	4. 4
			東区保田窪本町686番2地先	まで	～ 3. 9	
11 - 32	保田窪本町第19号線	旧	東区保田窪3丁目683番3地先	から	0. 0	0. 0
			東区保田窪本町685番1地先	まで	0. 0	
		新	東区保田窪3丁目683番3地先	から	5. 0	31. 6
			東区保田窪本町685番1地先	まで	～ 5. 0	
11 - 72	保田窪本町第54号線	旧	東区御領1丁目843番7地先	から	3. 1	31. 0
			東区西原2丁目1190番1地先	まで	～ 4. 0	
		新	東区御領1丁目843番7地先	から	3. 1	31. 0
			東区西原2丁目1190番3地先	まで	～ 4. 9	
11 - 91	新南部町第20号線	旧	東区新南部3丁目315番1地先	から	1. 7	73. 8
			東区新南部3丁目321番6地先	まで	～ 4. 2	
		新	東区新南部3丁目315番1地先	から	2. 8	73. 8
			東区新南部3丁目321番6地先	まで	～ 4. 4	
11 - 91	新南部町第20号線	旧	東区新南部3丁目327番1地先	から	4. 2	15. 3
			東区新南部3丁目326番地先	まで	～ 5. 0	
		新	東区新南部3丁目327番1地先	から	5. 0	15. 3
			東区新南部3丁目326番地先	まで	～ 5. 0	
11 - 91	新南部町第20号線	旧	東区新南部3丁目327番2地先	から	3. 0	31. 5
			東区新南部3丁目328番16地先	まで	～ 9. 0	
		新	東区新南部3丁目327番2地先	から	4. 0	31. 5
			東区新南部3丁目328番16地先	まで	～ 8. 8	
11 - 362	保田窪3丁目4丁目 第1号線	旧	東区保田窪3丁目688番4地先	から	4. 0	5. 9
			東区保田窪4丁目710番12地先	まで	～ 4. 6	
		新	東区保田窪3丁目688番4地先	から	4. 0	5. 9
			東区保田窪4丁目710番12地先	まで	～ 5. 0	
12 - 27	湖東2丁目第7号線	旧	東区湖東2丁目212番地先	から	4. 7	22. 3
			東区湖東2丁目234番地先	まで	～ 6. 4	
		新	東区湖東2丁目212番地先	から	5. 0	22. 3
			東区湖東2丁目234番1地先	まで	～ 8. 7	
12 - 242	健軍4丁目第6号線	旧	東区健軍4丁目1043番地先	から	3. 4	14. 5
			東区健軍4丁目1038番2地先	まで	～ 3. 6	

		新	東区健軍4丁目1043番地先	から	3.6	14.5
			東区健軍4丁目1038番2地先	まで	～3.9	
12 - 357	広木町第8号線	旧	東区広木町329番1地先	から	3.2	28.5
			東区広木町331番地先	まで	～4.1	
		新	東区広木町283番11地先	から	4.1	28.5
			東区広木町331番地先	まで	～5.2	
12 - 404	健軍町第31号線	旧	東区山ノ内1丁目3087番1地先	から	2.6	21.3
			東区山ノ内1丁目3049番1地先	まで	～4.0	
		新	東区山ノ内1丁目3087番1地先	から	4.0	21.3
			東区山ノ内1丁目3049番1地先	まで	～8.1	
12 - 424	健軍町第50号線	旧	東区山ノ神2丁目3404番地先	から	3.2	32.3
			東区山ノ神2丁目2612番33地先	まで	～3.4	
		新	東区山ノ神2丁目3404番16地先	から	4.2	32.3
			東区山ノ神2丁目2612番33地先	まで	～6.9	
12 - 441	健軍町第67号線	旧	東区佐土原3丁目3468番1地先	から	3.6	151.8
			東区佐土原3丁目458番3地先	まで	～4.9	
		新	東区佐土原3丁目3468番1地先	から	6.5	149.4
			東区佐土原3丁目454番14地先	まで	～6.6	
12 - 458	花立5丁目第2号線	旧	東区花立5丁目3847番2地先	から	3.0	15.3
			東区花立5丁目3903番2地先	まで	～3.0	
		新	東区花立5丁目3847番2地先	から	3.0	15.3
			東区花立5丁目3903番2地先	まで	～4.1	
12 - 597	健軍町第108号線	旧	東区小峯2丁目2612番593地先	から	4.5	27.1
			東区小峯1丁目2612番91地先	まで	～4.5	
		新	東区小峯2丁目2612番616地先	から	6.0	27.1
			東区小峯1丁目2612番91地先	まで	～6.0	
12 - 830	健軍町第167号線	旧	東区月出3丁目2432番56地先	から	3.8	55.2
			東区月出7丁目2432番190地先	まで	～4.0	
		新	東区月出3丁目2432番531地先	から	5.0	55.2
			東区月出7丁目2432番190地先	まで	～5.3	
12 - 918	若葉6丁目第7号線	旧	東区若葉6丁目319番地先	から	4.8	23.6
			東区若葉6丁目317番2地先	まで	～6.6	
		新	東区若葉6丁目319番地先	から	4.8	23.6
			東区若葉6丁目317番1地先	まで	～5.0	
12 - 1111	小峯2丁目第3号線	旧	東区小峯2丁目2612番74地先	から	4.2	13.2
			東区小峯2丁目2612番165地先	まで	～5.1	
		新	東区小峯2丁目2612番661地先	から	5.1	13.2
			東区小峯2丁目2612番165地先	まで	～5.1	
13 - 70	秋田第20号線	旧	東区秋津町秋田30番1地先	から	3.7	32.2
			東区若葉6丁目523番1地先	まで	～5.3	
		新	東区秋津町秋田30番1地先	から	3.7	32.2
			東区若葉6丁目523番1地先	まで	～5.1	
13 - 124	沼山津第13号線	旧	東区沼山津2丁目1611番1地先	から	3.5	12.7

		新	東区沼山津2丁目1672番1地先	まで	～ 3. 5	12. 7
			東区沼山津2丁目1611番1地先	から	3. 8	
13 - 146	沼山津第35号線	旧	東区沼山津2丁目1672番1地先	まで	～ 3. 8	20. 5
			東区桜木4丁目17番1地先	から	2. 9	
		新	東区桜木4丁目16番3地先	まで	～ 4. 7	20. 5
			東区桜木4丁目17番1地先	から	4. 0	
13 - 148	桜木4丁目第6号線	旧	東区桜木4丁目16番3地先	まで	～ 5. 0	94. 0
			東区桜木4丁目158番地先	から	1. 8	
		新	東区桜木4丁目168番1地先	まで	～ 4. 0	94. 0
			東区桜木4丁目158番地先	から	3. 0	
13 - 468	桜木4丁目第24号線	旧	東区桜木4丁目168番1地先	まで	～ 5. 0	3. 2
			東区桜木4丁目177番地先	から	5. 0	
		新	東区桜木4丁目167番1地先	まで	～ 10. 6	2. 1
			東区桜木4丁目177番地先	から	5. 0	
14 - 48	下江津第10号線	旧	東区桜木4丁目167番1地先	まで	～ 9. 4	36. 3
			東区下江津5丁目122番3地先	から	1. 1	
		新	東区下江津5丁目156番地先	まで	～ 2. 4	36. 3
			東区下江津5丁目122番3地先	から	2. 9	
14 - 108	下無田第16号線	旧	東区下江津5丁目156番1地先	まで	～ 3. 0	25. 6
			東区画図町大字下無田1547番地先	から	3. 5	
		新	東区画図町大字下無田1591番1地先	まで	～ 4. 1	25. 6
			東区画図町大字下無田1547番2地先	から	4. 0	
14 - 109	下無田第17号線	旧	東区画図町大字下無田1591番1地先	まで	～ 4. 1	0. 3
			東区画図町大字下無田1523番地先	から	5. 5	
		新	東区画図町大字下無田1524番地先	まで	～ 5. 5	0. 0
			東区画図町大字下無田1523番地先	から	0. 0	
14 - 126	所島第10号線	旧	東区画図町大字下無田1524番地先	まで	～ 5. 5	10. 4
			東区画図町大字所島517番2地先	から	2. 0	
		新	東区画図町大字所島515番3地先	まで	～ 2. 0	10. 4
			東区画図町大字所島517番2地先	から	3. 0	
14 - 132	所島第14号線	旧	東区画図町大字所島515番3地先	まで	～ 3. 0	2. 1
			東区画図町大字所島225番地先	から	2. 0	
		新	東区出水8丁目572番1地先	まで	～ 2. 5	2. 1
			東区画図町大字所島225番地先	から	4. 0	
14 - 133	所島第15号線	旧	東区出水8丁目572番1地先	まで	～ 4. 0	131. 6
			東区画図町大字所島205番1地先	から	1. 7	
		新	東区画図町大字所島226番地先	まで	～ 4. 7	133. 3
			東区画図町大字所島205番1地先	から	5. 2	
15 - 104	田井島3丁目第7号線	旧	東区画図町大字所島226番地先	まで	～ 8. 9	64. 8
			南区田井島3丁目263番4地先	から	3. 7	
		新	南区田井島3丁目320番地先	まで	～ 4. 5	64. 8

			南区田井島3丁目320番3地先	まで	～ 10.9	
15 - 208	笛田第30号線	旧	南区御幸笛田3丁目884番1地先	から	1.2	124.8
			南区御幸笛田2丁目844番地先	まで	～ 6.7	
		新	南区御幸笛田3丁目884番1地先	から	3.1	124.8
			南区御幸笛田2丁目844番地先	まで	～ 6.5	
15 - 288	木部第8号線	旧	南区御幸木部2丁目370番2地先	から	2.0	113.8
			南区御幸木部町330番地先	まで	～ 3.9	
		新	南区御幸木部2丁目370番2地先	から	2.2	113.8
			南区御幸木部町330番地先	まで	～ 4.2	
15 - 343	木部第63号線	旧	南区御幸木部3丁目1107番1地先	から	2.8	61.5
			南区御幸木部3丁目1712番地先	まで	～ 3.6	
		新	南区御幸木部3丁目1107番1地先	から	3.6	61.5
			南区御幸木部3丁目1712番地先	まで	～ 6.1	
15 - 405	笛田第66号線	旧	南区御幸笛田3丁目878番1地先	から	4.6	11.0
			南区御幸笛田2丁目857番4地先	まで	～ 6.8	
		新	南区御幸笛田3丁目878番1地先	から	4.5	11.0
			南区御幸笛田2丁目857番4地先	まで	～ 4.6	
15 - 574	田辺4丁目3丁目第1号線	旧	南区田辺3丁目45番地先	から	1.9	25.5
			南区田辺3丁目47番地先	まで	～ 1.9	
		新	南区田辺3丁目45番1地先	から	1.9	25.5
			南区田辺3丁目47番地先	まで	～ 2.9	
16 - 5	十禅寺町平田町第1号線	旧	南区平田1丁目79番1地先	から	2.6	96.9
			南区平田1丁目491番地先	まで	～ 6.5	
		新	南区平田1丁目79番1地先	から	5.4	96.9
			南区平田1丁目491番地先	まで	～ 8.7	
16 - 50	平田町第6号線	旧	南区平田1丁目504番地先	から	3.0	2.7
			南区平田1丁目491番地先	まで	～ 3.0	
		新	南区平田1丁目504番地先	から	0.0	0.0
			南区平田1丁目491番地先	まで		
16 - 159	近見2丁目第2号線	旧	南区近見2丁目1297番地先	から	3.0	31.6
			南区近見2丁目2429番4地先	まで	～ 3.1	
		新	南区近見2丁目1297番地先	から	3.5	31.6
			南区近見2丁目2429番4地先	まで	～ 3.6	
16 - 172	近見町第92号線	旧	南区近見6丁目994番1地先	から	2.7	72.9
			南区近見6丁目995番1地先	まで	～ 2.7	
		新	南区近見6丁目991番14地先	から	7.0	71.1
			南区近見6丁目995番3地先	まで	～ 11.4	
16 - 187	近見町第107号線	旧	南区近見7丁目1581番3地先	から	3.1	26.3
			南区近見7丁目1639番1地先	まで	～ 3.1	
		新	南区近見7丁目1581番3地先	から	3.5	26.3
			南区近見7丁目1639番1地先	まで	～ 3.5	
16 - 350	元三町第58号線	旧	南区元三町1027番地先	から	3.0	60.2
			南区元三町1028番地先	まで	～ 6.1	

		新	南区元三町1027番地先 南区元三町1028番地先	から まで	3.0 ～ 6.1	60.2
16 - 355	元三町第63号線	旧	南区元三町1040番3地先 南区元三町1059番2地先	から まで	1.6 ～ 5.0	25.8
		新	南区元三町1040番3地先 南区元三町1059番2地先	から まで	1.6 ～ 7.5	30.8
16 - 478	馬渡1丁目第1号線	旧	南区馬渡2丁目19番地先 南区馬渡2丁目69番地先	から まで	6.0 ～ 6.1	187.0
		新	南区馬渡2丁目19番地先 南区馬渡2丁目69番地先	から まで	6.0 ～ 8.2	188.1
16 - 546	馬渡2丁目第5号線	旧	南区馬渡2丁目59番地先 南区馬渡2丁目70番地先	から まで	5.9 ～ 10.3	126.4
		新	南区馬渡2丁目59番地先 南区馬渡2丁目70番地先	から まで	8.1 ～ 11.4	125.2
17 - 31	薄場町第3号線	旧	南区薄場町131番地先 南区薄場町154番3地先	から まで	0.0	0.0
		新	南区薄場町131番地先 南区薄場町154番3地先	から まで	4.7 ～ 5.2	23.7
17 - 40	薄場町第12号線	旧	南区薄場町203番1地先 南区薄場町130番3地先	から まで	4.2 ～ 7.3	56.1
		新	南区薄場町203番1地先 南区薄場町130番3地先	から まで	3.0 ～ 8.9	47.3
17 - 51	薄場町野口町第1号線	旧	南区薄場2丁目497番1地先 南区薄場2丁目577番1地先	から まで	1.1 ～ 1.1	14.9
		新	南区薄場2丁目497番1地先 南区薄場2丁目577番1地先	から まで	2.6 ～ 2.6	14.9
17 - 75	野口町荒尾町第3号線	旧	南区荒尾町1721番2地先 南区荒尾町2009番地先	から まで	3.3 ～ 3.9	340.0
		新	南区荒尾町1721番2地先 南区荒尾町2009番地先	から まで	3.0 ～ 13.0	340.0
17 - 76	薄場町野口町第2号線	旧	南区野口2丁目944番地先 南区野口2丁目936番1地先	から まで	4.2 ～ 6.4	70.7
		新	南区野口2丁目944番地先 南区野口2丁目936番1地先	から まで	6.3 ～ 8.7	70.7
17 - 76	薄場町野口町第2号線	旧	南区野口3丁目1173番地先 南区野口3丁目1185番1地先	から まで	2.1 ～ 2.1	36.3
		新	南区野口3丁目1172番8地先 南区野口3丁目1185番1地先	から まで	3.1 ～ 3.5	36.3
17 - 77	島町野口町第1号線	旧	南区野口町969番地先 南区野口町965番1地先	から まで	2.1 ～ 6.7	68.3
		新	南区野口町969番地先 南区野口町965番1地先	から まで	3.7 ～ 7.4	68.3
17 - 79	荒尾1丁目第1号線	旧	南区荒尾町1938番地先	から	2.3	244.7

			南区荒尾町1709番1地先	まで	～ 5. 9	
		新	南区荒尾町1938番地先	から	7. 6	244. 7
			南区荒尾町1709番1地先	まで	～ 25. 0	
17 - 82	荒尾町第4号線	旧	南区荒尾町2008番地先	から	3. 5	236. 4
			南区荒尾町1683番1地先	まで	～ 6. 2	
		新	南区荒尾町2008番地先	から	3. 5	231. 7
			南区荒尾町1683番1地先	まで	～ 18. 9	
17 - 203	白藤町第18号線	旧	南区白藤1丁目223番1地先	から	3. 0	19. 6
			南区白藤1丁目248番2地先	まで	～ 3. 1	
		新	南区白藤1丁目223番1地先	から	4. 0	19. 6
			南区白藤1丁目248番2地先	まで	～ 4. 1	
18 - 9	上代第3号線	旧	西区上代3丁目588番2地先	から	2. 3	55. 4
			西区上代3丁目597番2地先	まで	～ 3. 3	
		新	西区上代3丁目588番2地先	から	3. 1	55. 4
			西区上代3丁目597番2地先	まで	～ 4. 1	
18 - 23	上代第17号線	旧	西区春日7丁目1206番3地先	から	2. 8	2. 5
			西区春日7丁目1206番3地先	まで	～ 2. 8	
		新	西区春日7丁目1206番3地先	から	2. 8	2. 0
			西区春日7丁目1206番3地先	まで	～ 3. 3	
18 - 67	下代第2号線	旧	西区城山下代1丁目613番10地先	から	3. 0	29. 3
			西区城山下代1丁目803番2地先	まで	～ 3. 6	
		新	西区城山下代1丁目613番10地先	から	5. 2	29. 3
			西区城山下代1丁目803番2地先	まで	～ 5. 3	
19 - 14	戸坂町第10号線	旧	西区戸坂町79番1地先	から	2. 2	80. 1
			西区戸坂町20番2地先	まで	～ 5. 6	
		新	西区戸坂町79番1地先	から	3. 2	80. 1
			西区戸坂町20番2地先	まで	～ 4. 9	
19 - 15	戸坂町谷尾崎町第2号線	旧	西区戸坂町111番地先	から	3. 2	9. 6
			西区戸坂町337番地先	まで	～ 4. 1	
		新	西区戸坂町111番地先	から	3. 2	9. 6
			西区戸坂町337番地先	まで	～ 4. 1	
19 - 15	戸坂町谷尾崎町第2号線	旧	西区戸坂町162番地先	から	2. 3	31. 3
			西区戸坂町104番地先	まで	～ 3. 0	
		新	西区戸坂町162番地先	から	2. 9	31. 3
			西区戸坂町104番地先	まで	～ 4. 1	
19 - 34	谷尾崎町第15号線	旧	西区谷尾崎町1349番1地先	から	1. 8	30. 7
			西区谷尾崎町1353番1地先	まで	～ 4. 2	
		新	西区谷尾崎町1349番1地先	から	3. 3	30. 7
			西区谷尾崎町1353番1地先	まで	～ 5. 2	
19 - 37	谷尾崎町第18号線	旧	西区谷尾崎町1275番地先	から	2. 3	16. 1
			西区谷尾崎町1320番地先	まで	～ 2. 8	
		新	西区谷尾崎町1275番地先	から	2. 8	16. 1

			西区谷尾崎町1320番1地先	まで	～ 3. 1	
20 - 35	平山第3号線	旧	西区松尾町平山281番地先	から	4. 0	29. 2
			西区松尾町平山699番地先	まで	～ 4. 3	
		新	西区松尾町平山281番地先	から	4. 0	29. 2
			西区松尾町平山699番地先	まで	～ 7. 8	
20 - 35	平山第3号線	旧	西区松尾町平山283番地先	から	3. 4	18. 8
			西区松尾町平山691番地先	まで	～ 4. 2	
		新	西区松尾町平山283番地先	から	3. 7	18. 8
			西区松尾町平山691番地先	まで	～ 5. 0	
20 - 36	平山第4号線	旧	西区松尾町平山347番地先	から	3. 2	36. 2
			西区松尾町平山383番地先	まで	～ 4. 2	
		新	西区松尾町平山347番地先	から	3. 4	36. 2
			西区松尾町平山383番地先	まで	～ 4. 2	
21 - 66	小島下町第46号線	旧	西区小島9丁目1577番地先	から	3. 0	22. 0
			西区小島9丁目1551番1地先	まで	～ 3. 4	
		新	西区小島9丁目1577番地先	から	3. 5	22. 0
			西区小島9丁目1551番1地先	まで	～ 3. 9	
22 - 29	沖新町第17号線	旧	西区沖新町482番2地先	から	1. 9	60. 6
			西区沖新町499番1地先	まで	～ 4. 5	
		新	西区沖新町482番2地先	から	4. 3	60. 6
			西区沖新町499番1地先	まで	～ 9. 7	
22 - 57	沖新町第45号線	旧	西区沖新町4084番地先	から	3. 0	99. 2
			西区沖新町4085番地先	まで	～ 4. 3	
		新	西区沖新町4084番地先	から	3. 6	99. 2
			西区沖新町4085番地先	まで	～ 4. 3	
22 - 59	沖新町第47号線	旧	西区沖新町4084番地先	から	3. 7	127. 1
			西区沖新町4047番4地先	まで	～ 5. 9	
		新	西区沖新町4084番地先	から	2. 9	126. 2
			西区沖新町4047番4地先	まで	～ 6. 4	
22 - 60	沖新町第48号線	旧	西区沖新町4141番1地先	から	4. 0	8. 4
			西区沖新町4140番3地先	まで	～ 6. 3	
		新	西区沖新町4141番1地先	から	4. 0	8. 4
			西区沖新町4140番3地先	まで	～ 6. 2	
22 - 146	沖新町第66号線	旧	西区沖新町946番地先	から	4. 7	0. 2
			西区沖新町945番地先	まで	～ 5. 3	
		新	西区沖新町946番地先	から	0. 0	0. 0
			西区沖新町945番地先	まで		
22 - 154	沖新町第74号線	旧	西区沖新町4226番地先	から	1. 4	33. 0
			西区沖新町4171番6地先	まで	～ 2. 1	
		新	西区沖新町4226番地先	から	3. 8	29. 3
			西区沖新町4171番地先	まで	～ 3. 9	
22 - 155	沖新町第75号線	旧	西区沖新町4242番1地先	から	2. 3	237. 9
			西区沖新町4226番地先	まで	～ 4. 0	

		新	西区沖新町4242番1地先	から	2.5	237.9
			西区沖新町4226番地先	まで	～5.0	
23 - 14	戸島町第14号線	旧	東区戸島西6丁目2985番2地先	から	4.5	59.7
			東区戸島西1丁目3056番7地先	まで	～5.0	
		新	東区戸島西6丁目2985番21地先	から	5.0	59.7
			東区戸島西1丁目3056番7地先	まで	～5.4	
23 - 32	小山町第3号線	旧	東区小山5丁目1037番2地先	から	2.0	11.6
			東区小山5丁目1044番1地先	まで	～2.2	
		新	東区小山5丁目1037番2地先	から	2.9	11.6
			東区小山5丁目1044番1地先	まで	～2.9	
23 - 52	戸島町小山町第1号線	旧	東区小山3丁目550番地先	から	3.6	180.0
			東区小山3丁目563番1地先	まで	～4.2	
		新	東区小山3丁目550番地先	から	3.6	180.0
			東区小山3丁目563番13地先	まで	～5.6	
23 - 82	御嶺町長嶺町第1号線	旧	東区御嶺5丁目595番地先	から	4.5	34.4
			東区御嶺5丁目624番2地先	まで	～5.0	
		新	東区御嶺5丁目595番地先	から	5.0	34.4
			東区御嶺5丁目624番2地先	まで	～5.1	
23 - 98	長嶺町第29号線	旧	東区長嶺西2丁目2569番1地先	から	4.0	21.8
			東区長嶺西2丁目2569番10地先	まで	～4.2	
		新	東区長嶺西2丁目2569番1地先	から	6.1	21.8
			東区長嶺西2丁目2569番10地先	まで	～6.2	
23 - 134	上南部町第12号線	旧	東区上南部1丁目197番地先	から	2.0	97.2
			東区上南部1丁目260番2地先	まで	～4.1	
		新	東区上南部1丁目197番地先	から	3.5	89.7
			東区上南部1丁目260番2地先	まで	～6.2	
23 - 205	長嶺町第59号線	旧	東区長嶺東5丁目800番2地先	から	4.0	40.9
			東区長嶺東6丁目694番2地先	まで	～4.4	
		新	東区長嶺東5丁目800番2地先	から	4.4	40.9
			東区長嶺東6丁目694番2地先	まで	～5.2	
23 - 205	長嶺町第59号線	旧	東区長嶺東5丁目816番1地先	から	4.2	29.5
			東区長嶺東6丁目693番1地先	まで	～4.5	
		新	東区長嶺東5丁目816番1地先	から	5.0	29.5
			東区長嶺東6丁目693番1地先	まで	～5.1	
23 - 224	長嶺町第60号線	旧	東区長嶺南7丁目1560番地先	から	4.0	73.0
			東区長嶺南7丁目1550番1地先	まで	～4.2	
		新	東区長嶺南7丁目1560番地先	から	5.0	73.0
			東区長嶺南7丁目1550番1地先	まで	～5.2	
23 - 238	御嶺2丁目御嶺6丁目 第1号線	旧	東区御嶺5丁目391番5地先	から	5.0	3.1
			東区御嶺5丁目391番1地先	まで	～5.4	
		新	東区御嶺5丁目391番5地先	から	5.0	3.1
			東区御嶺5丁目391番1地先	まで	～7.8	
23 - 300	九貫側道第11号線	旧	東区小山1丁目278番4地先	から	4.4	19.0

		新	東区小山1丁目278番1地先	まで	～ 4. 5	19. 0
			東区小山1丁目278番4地先	から	5. 0	
23 - 315	長嶺町第163号線	旧	東区長嶺西2丁目3224番128地先	から	11. 3	1. 5
			東区長嶺西2丁目3224番128地先	まで	～ 13. 9	
		新	東区長嶺西2丁目3224番128地先	から	11. 3	1. 0
			東区長嶺西2丁目3224番128地先	まで	～ 15. 1	
23 - 438	長嶺町第111号線	旧	東区長嶺西3丁目3218番3地先	から	8. 6	9. 1
			東区長嶺西3丁目3218番3地先	まで	～ 9. 7	
		新	東区長嶺西3丁目3218番3地先	から	9. 9	8. 4
			東区長嶺西3丁目3218番3地先	まで	～ 10. 8	
23 - 693	戸島町第129号線	旧	東区戸島町1599番1地先	から	10. 2	80. 5
			東区戸島町1600番1地先	まで	～ 13. 3	
		新	東区戸島町1599番1地先	から	10. 6	80. 5
			東区戸島町1600番1地先	まで	～ 16. 0	
23 - 803	長嶺東6丁目第3号線	旧	東区長嶺東6丁目693番9地先	から	7. 1	3. 8
			東区長嶺東6丁目694番2地先	まで	～ 10. 8	
		新	東区長嶺東6丁目693番9地先	から	7. 1	3. 1
			東区長嶺東6丁目694番2地先	まで	～ 11. 2	
24 - 93	徳王町貢町第1号線	旧	北区徳王町501番1地先	から	6. 2	89. 4
			北区徳王町539番1地先	まで	～ 7. 5	
		新	北区徳王町501番1地先	から	6. 3	83. 2
			北区徳王町539番1地先	まで	～ 23. 2	
24 - 96	飛田町第5号線	旧	北区飛田1丁目613番7地先	から	6. 1	9. 7
			北区飛田2丁目723番1地先	まで	～ 8. 5	
		新	北区飛田1丁目613番7地先	から	13. 8	9. 7
			北区飛田2丁目723番1地先	まで	～ 15. 6	
24 - 127	飛田町第12号線	旧	北区飛田2丁目746番地先	から	4. 4	46. 2
			北区飛田1丁目613番2地先	まで	～ 7. 3	
		新	北区飛田2丁目746番地先	から	5. 8	46. 2
			北区飛田1丁目613番2地先	まで	～ 14. 2	
24 - 151	梶尾町第19号線	旧	北区梶尾町1124番地先	から	8. 8	3. 4
			北区梶尾町1107番72地先	まで	～ 10. 8	
		新	北区梶尾町1124番10地先	から	5. 8	3. 4
			北区梶尾町1107番72地先	まで	～ 9. 1	
24 - 236	西梶尾町第9号線	旧	北区西梶尾町651番地先	から	0. 0	0. 0
			北区西梶尾町812番2地先	まで		
		新	北区西梶尾町651番地先	から	2. 2	28. 5
			北区西梶尾町812番5地先	まで	～ 4. 0	
25 - 82	野出第4号線	旧	西区河内町野出1828番1地先	から	3. 9	12. 0
			西区河内町野出683番1地先	まで	～ 6. 1	
		新	西区河内町野出1828番1地先	から	4. 7	12. 0

			西区河内町野出683番1地先	まで	～ 5. 9	
25 - 82	野出第4号線	旧	西区河内町野出681番3地先	から	3. 2	21. 6
			西区河内町野出681番2地先	まで	～ 5. 1	
		新	西区河内町野出681番3地先	から	4. 5	21. 6
			西区河内町野出681番2地先	まで	～ 5. 1	
25 - 86	岳平山第1号線	旧	西区河内町面木440番地先	から	3. 1	100. 5
			西区松尾町平山566番地先	まで	～ 7. 1	
		新	西区河内町面木440番地先	から	5. 9	100. 5
			西区松尾町平山566番地先	まで	～ 10. 8	
25 - 99	野出第8号線	旧	西区河内町野出463番1地先	から	4. 3	29. 2
			西区河内町野出461番1地先	まで	～ 5. 7	
		新	西区河内町野出463番1地先	から	4. 3	29. 2
			西区河内町野出461番1地先	まで	～ 8. 1	
25 - 101	岳東門寺第1号線	旧	西区河内町東門寺598番2地先	から	3. 9	72. 6
			西区河内町東門寺599番1地先	まで	～ 6. 1	
		新	西区河内町東門寺598番2地先	から	4. 8	72. 6
			西区河内町東門寺599番1地先	まで	～ 6. 8	
25 - 121	野出第10号線	旧	西区河内町野出460番2-1地先	から	2. 8	45. 4
			西区河内町野出471番地先	まで	～ 4. 8	
		新	西区河内町野出460番2-1地先	から	3. 3	45. 4
			西区河内町野出471番地先	まで	～ 5. 7	
26 - 86	護国町第22号線	旧	南区護国町1580番1地先	から	3. 5	1. 2
			南区護国町1576番1地先	まで	～ 3. 6	
		新	南区護国町1580番1地先	から	5. 3	1. 2
			南区護国町1576番1地先	まで	～ 6. 8	
26 - 87	護国町第23号線	旧	南区護国町1549番地先	から	2. 3	251. 5
			南区護国町1579番地先	まで	～ 6. 5	
		新	南区護国町1549番地先	から	3. 6	251. 5
			南区護国町1586番地先	まで	～ 7. 2	
29 - 10006	東町高尾窪塚原線	旧	南区城南町藤山2682番5地先	から	2. 5	247. 7
			南区城南町藤山2588番1地先	まで	～ 21. 5	
		新	南区城南町藤山2682番5地先	から	3. 9	247. 7
			南区城南町藤山2588番1地先	まで	～ 21. 5	
29 - 10009	緑川堤防線	旧	南区城南町千町2720番地先	から	5. 3	91. 1
			南区城南町千町2722番地先	まで	～ 10. 8	
		新	南区城南町千町2720番地先	から	7. 4	91. 1
			南区城南町千町2722番地先	まで	～ 10. 8	
29 - 30032	出水中央線	旧	南区城南町舞原1350番3地先	から	3. 9	35. 8
			南区城南町出水1009番1地先	まで	～ 6. 2	
		新	南区城南町舞原1350番3地先	から	4. 7	35. 8
			南区城南町出水1009番1地先	まで	～ 6. 2	
29 - 30037	永杉上校線	旧	南区城南町永505番1地先	から	4. 0	309. 8
			南区城南町永369番地先	まで	～ 11. 1	

		新	南区城南町永505番1地先 南区城南町永369番地先	から まで	6.7 ～ 26.5	309.8
29 - 30047	舞原外周線	旧	南区城南町下宮地20番2地先 南区城南町下宮地1番18地先	から まで	6.0 ～ 6.8	134.6
			新	南区城南町下宮地20番2地先 南区城南町下宮地1番18地先	から まで	6.5 ～ 6.8
29 - 30055	陳内近道線	旧	南区城南町陳内1180番地先 南区城南町陳内1190番地先	から まで	2.3 ～ 4.4	74.1
			新	南区城南町陳内1180番1地先 南区城南町陳内1190番1地先	から まで	2.6 ～ 5.8
29 - 30060	尾窪藤山線	旧	南区城南町藤山2580番3地先 南区城南町藤山2566番地先	から まで	2.7 ～ 3.4	109.1
			新	南区城南町藤山2580番3地先 南区城南町藤山2566番地先	から まで	2.9 ～ 4.0
29 - 30047	藤山下方線	旧	南区城南町塚原991番地先 南区城南町塚原33番1地先	から まで	4.1 ～ 10.8	18.2
			新	南区城南町塚原991番地先 南区城南町塚原33番1地先	から まで	4.1 ～ 7.2
29 - 30139	敷田村中線	旧	南区城南町塚原1797番12地先 南区城南町塚原1778番1地先	から まで	2.7 ～ 4.3	83.0
			新	南区城南町塚原1797番12地先 南区城南町塚原1778番1地先	から まで	3.1 ～ 6.1
29 - 30139	敷田村中線	旧	南区城南町塚原1778番1地先 南区城南町塚原1762番3地先	から まで	2.7 ～ 3.8	49.5
			新	南区城南町塚原1778番1地先 南区城南町塚原1762番3地先	から まで	2.7 ～ 5.6
29 - 30140	吉野出水線	旧	南区城南町舞原1400番地先 南区城南町舞原1349番1地先	から まで	2.7 ～ 6.0	103.9
			新	南区城南町舞原1400番地先 南区城南町舞原1349番1地先	から まで	5.2 ～ 7.0
29 - 30140	吉野出水線	旧	南区城南町出水1009番1地先 南区城南町出水1013番地先	から まで	4.4 ～ 7.4	88.4
			新	南区城南町出水1009番1地先 南区城南町出水1013番地先	から まで	6.0 ～ 16.0
29 - 30143	舞原東西3号線	旧	南区城南町舞原835番地先 南区城南町舞原854番1地先	から まで	2.6 ～ 3.8	212.6
			新	南区城南町舞原835番地先 南区城南町舞原854番1地先	から まで	9.5 ～ 50.0
29 - 30147	舞原東西7号線	旧	南区城南町舞原22番3地先 南区城南町舞原10番1地先	から まで	2.2 ～ 5.0	241.2
			新	南区城南町舞原22番3地先 南区城南町舞原10番1地先	から まで	6.0 ～ 10.3
29 - 30249	火の君通り線	旧	南区城南町塚原23番1地先	から	5.4	423.2

			南区城南町塚原1085番2地先	まで	～ 16. 5	423. 2
			新	南区城南町塚原23番1地先 南区城南町塚原1085番2地先	から まで	
29 - 30249	火の君通り線	旧	南区城南町藤山1052番2地先	から	5. 7	135. 0
			南区城南町藤山1056番地先	まで	～ 8. 4	
		新	南区城南町藤山1052番2地先	から	8. 4	135. 0
			南区城南町藤山1056番地先	まで	～ 9. 5	
30 - 20143	五両～大井線	旧	北区植木町岩野1631番2地先	から	5. 0	52. 3
			北区植木町岩野1576番1地先	まで	～ 5. 0	
		新	北区植木町岩野1631番2地先	から	5. 0	52. 3
			北区植木町岩野1576番1地先	まで	～ 6. 0	
30 - 30313	小清水線	旧	北区植木町清水1371番2地先	から	2. 6	102. 9
			北区植木町清水1358番2地先	まで	～ 3. 4	
		新	北区植木町清水1371番2地先	から	5. 2	102. 9
			北区植木町清水1358番2地先	まで	～ 6. 6	
30 - 30357	国道～平尾線	旧	北区植木町亀甲268番3地先	から	2. 7	13. 0
			北区植木町亀甲2044番9地先	まで	～ 5. 2	
		新	北区植木町亀甲268番3地先	から	2. 8	13. 0
			北区植木町亀甲2044番9地先	まで	～ 5. 2	
30 - 30358	中原～今藤第一線	旧	北区植木町亀甲268番1地先	から	3. 7	97. 9
			北区植木町亀甲415番2地先	まで	～ 5. 6	
		新	北区植木町亀甲268番1地先	から	6. 0	97. 9
			北区植木町亀甲415番2地先	まで	～ 13. 2	
30 - 30415	中尾線	旧	北区植木町富応1012番1地先	から	3. 5	93. 3
			北区植木町富応929番地先	まで	～ 7. 4	
		新	北区植木町富応1012番1地先	から	4. 3	93. 3
			北区植木町富応929番地先	まで	～ 8. 4	
30 - 30494	植木～仁連塔線	旧	北区植木町広住88番2地先	から	4. 2	53. 3
			北区植木町広住67番1地先	まで	～ 8. 0	
		新	北区植木町広住88番2地先	から	4. 3	53. 3
			北区植木町広住67番1地先	まで	～ 8. 1	
30 - 30666	広住大道線	旧	北区植木町広住387番12地先	から	2. 7	72. 7
			北区植木町広住92番6地先	まで	～ 7. 0	
		新	北区植木町広住382番4地先	から	4. 0	72. 7
			北区植木町広住92番6地先	まで	～ 7. 0	
4010	子飼本町大江6丁目 第1号線	旧	中央区子飼本町244番2地先	から	10. 5	479. 2
			中央区新屋敷2丁目24番6地先	まで	～ 46. 9	
		新	中央区子飼本町244番2地先	から	22. 0	486. 8
			中央区新屋敷2丁目24番6地先	まで	～ 47. 9	
4010	子飼本町大江6丁目 第1号線	旧	中央区大江2丁目904番地先	から	22. 5	138. 8
			中央区大江3丁目153番1地先	まで	～ 23. 6	
		新	中央区大江2丁目904番地先	から	22. 5	138. 8

			中央区大江3丁目153番1地先	まで	～ 25. 7	
4014	九品寺6丁目画区町下無田 第1号線	旧	中央区出水6丁目441番地先	から	3. 8	89. 7
			中央区出水6丁目429番地先	まで	～ 5. 1	
4014	九品寺6丁目画区町下無田 第1号線	新	中央区出水6丁目441番地先	から	4. 0	89. 7
			中央区出水6丁目429番地先	まで	～ 8. 3	
4014	九品寺6丁目画区町下無田 第1号線	旧	東区画区町大字所島32番地先	から	4. 0	104. 3
			東区画区町大字所島301番2地先	まで	～ 4. 0	
4014	九品寺6丁目画区町下無田 第1号線	新	東区画区町大字所島32番地先	から	4. 0	104. 3
			東区画区町大字所島301番2地先	まで	～ 5. 1	
4019	二本木2丁目新大江1丁目 第1号線	旧	中央区新大江1丁目9番26地先	から	9. 2	51. 2
			中央区新大江1丁目21番4地先	まで	～ 16. 2	
4019	二本木2丁目新大江1丁目 第1号線	新	中央区新大江1丁目9番26地先	から	10. 3	51. 2
			中央区新大江1丁目21番4地先	まで	～ 16. 4	
4034	山室2丁目大窪1丁目 第1号線	旧	北区山室2丁目473番1地先	から	12. 3	65. 5
			北区山室1丁目30番2地先	まで	～ 26. 0	
4034	山室2丁目大窪1丁目 第1号線	新	北区山室2丁目473番1地先	から	12. 3	61. 4
			北区山室1丁目30番2地先	まで	～ 18. 8	
4042	龍田3丁目龍田4丁目 第1号線	旧	北区龍田3丁目2386番地先	から	4. 5	93. 3
			北区龍田3丁目2369番2地先	まで	～ 19. 0	
4042	龍田3丁目龍田4丁目 第1号線	新	北区龍田3丁目2386番地先	から	16. 2	90. 3
			北区龍田3丁目2369番2地先	まで	～ 19. 0	
4044	榎町佐土原3丁目 第1号線	旧	東区山ノ神2丁目3423番1地先	から	5. 8	165. 2
			東区佐土原3丁目458番1地先	まで	～ 6. 2	
4044	榎町佐土原3丁目 第1号線	新	東区山ノ神2丁目3423番1地先	から	5. 8	165. 2
			東区佐土原3丁目454番8地先	まで	～ 9. 1	
4047	新外1丁目新外2丁目 第1号線	旧	東区新外1丁目2700番2地先	から	0. 0	0. 0
			東区新外2丁目2687番1地先	まで	0. 0	
4047	新外1丁目新外2丁目 第1号線	新	東区新外1丁目2700番2地先	から	5. 2	4. 2
			東区新外2丁目2687番1地先	まで	～ 9. 7	
4052	川尻4丁目画区町下無田 第1号線	旧	南区元三町1059番2地先	から	6. 8	118. 3
			南区元三町1040番3地先	まで	～ 8. 8	
4052	川尻4丁目画区町下無田 第1号線	新	南区元三町1059番2地先	から	7. 5	118. 3
			南区元三町1040番3地先	まで	～ 9. 0	
4052	川尻4丁目画区町下無田 第1号線	旧	南区元三町1040番3地先	から	4. 5	135. 0
			南区御幸木部町2331番地先	まで	～ 5. 1	
4052	川尻4丁目画区町下無田 第1号線	新	南区元三町1040番3地先	から	5. 0	135. 0
			南区御幸木部町2331番地先	まで	～ 8. 4	
4066	上南部2丁目御嶺3丁目 第1号線	旧	東区御嶺3丁目548番2地先	から	4. 1	18. 0
			東区御嶺5丁目537番4地先	まで	～ 4. 2	
4066	上南部2丁目御嶺3丁目 第1号線	新	東区御嶺3丁目548番2地先	から	5. 0	18. 0
			東区御嶺5丁目537番4地先	まで	～ 5. 1	
4087	河内町船津河内町野出 第1号線	旧	西区河内町船津410番1地先	から	3. 5	180. 9
			西区河内町野出178番7地先	まで	～ 10. 2	

		新	西区河内町船津410番1地先 西区河内町野出178番7地先	から まで	8.0 ～13.4	178.4
4088	河内町野出第1号線	旧	西区河内町野出604番2地先 西区河内町野出594番2地先	から まで	4.5 ～5.5	165.1
			新	西区河内町野出604番2地先 西区河内町野出596番1地先	から まで	7.5 ～9.0
5006	黒髪6丁目黒髪4丁目 第1号線	旧	中央区黒髪5丁目499番地先 中央区黒髪5丁目496番1地先	から まで	2.4 ～3.9	21.6
			新	中央区黒髪5丁目499番地先 中央区黒髪5丁目496番1地先	から まで	2.8 ～3.9
5027	八景水谷1丁目大窪2丁目 第1号線	旧	北区大窪1丁目872番地先 北区大窪1丁目761番2地先	から まで	3.6 ～9.0	48.2
			新	北区大窪1丁目872番地先 北区大窪1丁目761番2地先	から まで	5.1 ～9.9
5029	清水亀井町清水東町 第3号線	旧	北区清水東町453番5地先 北区清水東町489番1地先	から まで	3.7 ～4.1	56.1
			新	北区清水東町453番5地先 北区清水東町489番9地先	から まで	4.0 ～4.1
5029	清水亀井町清水東町 第3号線	旧	北区清水東町6番3地先 北区清水東町522番2地先	から まで	3.6 ～4.0	31.2
			新	北区清水東町6番3地先 北区清水東町522番2地先	から まで	3.9 ～4.0
5035	龍田2丁目龍田8丁目 第1号線	旧	北区龍田5丁目1795番地先 北区龍田8丁目980番1地先	から まで	3.2 ～4.9	34.6
			新	北区龍田5丁目1794番5地先 北区龍田8丁目980番1地先	から まで	4.6 ～4.9
5042	帯山3丁目月出1丁目 第1号線	旧	中央区帯山4丁目374番50地先 中央区帯山3丁目1828番8地先	から まで	9.5 ～9.5	11.7
			新	中央区帯山4丁目374番50地先 中央区帯山3丁目1828番8地先	から まで	10.5 ～10.7
5058	昭和町山ノ神1丁目 第1号線	旧	東区東町2丁目2番11地先 東区東町2丁目2番8地先	から まで	9.2 ～11.4	177.7
			新	東区東町2丁目2番11地先 東区東町2丁目2番8地先	から まで	9.6 ～11.4
5069	良町1丁目画区町重富 第1号線	旧	南区良町1丁目152番1地先 南区良町4丁目259番地先	から まで	4.7 ～12.6	204.9
			新	南区良町1丁目152番1地先 南区良町4丁目259番地先	から まで	9.0 ～14.4
5073	平田2丁目田迎2丁目 第1号線	旧	南区馬渡1丁目120番地先 南区馬渡2丁目229番地先	から まで	11.0 ～15.2	8.2
			新	南区馬渡1丁目120番地先 南区馬渡2丁目229番地先	から まで	11.0 ～15.2
5083	池上町第1号線	旧	西区池上町2239番2の1地先	から	3.8	184.7

		西区池上町2244番地先	まで	～5.5	
	新	西区池上町2239番2の1地先	から	4.2	184.7
		西区池上町2244番地先	まで	～5.5	

告 示 第 2 0 6 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の供用開始をする。その関係書類は告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
1 - 1 8 9	北千反刈町西子飼町第 1 号線	中央区西子飼町 1 0 番 2 6 地先から 中央区東子飼町 8 番 3 9 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
1 - 1 9 3	子飼本町黒髪 2 丁目第 1 号線	中央区子飼本町 1 5 7 番 1 地先から 中央区子飼本町 1 7 4 番地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
1 - 1 9 6	子飼本町第 5 号線	中央区子飼本町 1 4 6 番地先から 中央区子飼本町 1 5 7 番 1 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
1 - 2 7 0	壺川 2 丁目第 1 号線	中央区壺川 2 丁目 2 6 5 番 2 0 地先から 中央区壺川 2 丁目 1 8 0 6 番 1 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
1 - 3 1 2	京町 2 丁目第 6 号線	中央区京町 2 丁目 2 9 0 番地先から 中央区京町 2 丁目 3 1 7 番 2 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
1 - 4 0 6	下通 2 丁目水道町第 1 号線	中央区下通 2 丁目 7 番 1 3 地先から 中央区水道町 6 番 3 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
2 - 3 0	黒髪 1 丁目第 8 号線	中央区黒髪 1 丁目 3 4 9 番 3 地先から 中央区黒髪 1 丁目 3 8 3 番 1 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
2 - 1 0 3	黒髪 5 丁目第 1 8 号線	中央区黒髪 5 丁目 8 4 番地先から 中央区黒髪 5 丁目 8 3 番 1 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
2 - 1 2 4	黒髪 6 丁目第 1 5 号線	中央区黒髪 6 丁目 3 2 1 番 2 地先から 中央区黒髪 6 丁目 4 7 1 番 1 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
2 - 1 2 5	黒髪 6 丁目第 1 6 号線	中央区黒髪 6 丁目 3 2 3 番 1 地先から 中央区黒髪 6 丁目 3 1 9 番 3 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
2 - 1 3 6	黒髪 6 丁目第 2 7 号線	中央区黒髪 6 丁目 8 0 6 番地先から 中央区黒髪 6 丁目 7 8 4 番 1 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
3 - 1 1	大江 4 丁目 3 丁目第 1 号線	中央区大江 3 丁目 6 番 2 5 地先から 中央区大江 3 丁目 6 番 4 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
3 - 4 2	渡鹿 4 丁目第 3 号線	中央区渡鹿 4 丁目 6 6 8 番地先から 中央区渡鹿 4 丁目 6 0 0 番 2 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
3 - 4 3	渡鹿 4 丁目第 4 号線	中央区渡鹿 4 丁目 6 6 8 番地先から 中央区渡鹿 4 丁目 6 0 0 番 2 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
3 - 1 8 3	大江 3 丁目第 7 号線	中央区大江 3 丁目 9 番 1 0 地先から 中央区大江 3 丁目 8 番 2 6 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
3 - 3 7 2	大江 1 丁目第 2 9 号線	中央区大江 1 丁目 2 6 番 8 地先から 中央区大江 1 丁目 2 5 番 2 1 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
4 - 1 5 3	水前寺公園第 3 号線	中央区水前寺公園 2 3 8 番地先から	平成 2 7 年 3 月 3 1 日

		中央区水前寺公園258番1地先まで	
4-176	国府4丁目出水6丁目第1号線	中央区出水5丁目93番地先から 中央区出水6丁目325番1地先まで	平成27年3月31日
4-179	出水1丁目国府3丁目第1号線	中央区国府3丁目581番2地先から 中央区国府3丁目761番1地先まで	平成27年3月31日
4-179	出水1丁目国府3丁目第1号線	中央区国府3丁目244番地先から 中央区国府3丁目770番地先まで	平成27年3月31日
4-187	国府3丁目第2号線	中央区国府3丁目793番1地先から 中央区国府3丁目774番地先まで	平成27年3月31日
4-250	出水7丁目第1号線	中央区出水7丁目452番地先から 中央区出水7丁目514番地先まで	平成27年3月31日
4-331	国府3丁目第20号線	中央区国府3丁目795番地先から 中央区国府3丁目770番地先まで	平成27年3月31日
5-95	琴平本町第8号線	中央区琴平本町45番1地先から 中央区琴平本町13番1の2地先まで	平成27年3月31日
5-236	本山4丁目第8号線	中央区本山4丁目226番1地先から 中央区本山4丁目201番地先まで	平成27年3月31日
6-14	横手4丁目第2号線	西区横手4丁目441番1地先から 西区横手4丁目456番2地先まで	平成27年3月31日
6-92	春日1丁目第5号線	西区春日1丁目1272番1地先から 西区春日1丁目1260番地先まで	平成27年3月31日
6-253	二本木5丁目蓮台寺町第2号線	西区二本木4丁目422番1地先から 西区蓮台寺1丁目20番地先まで	平成27年3月31日
6-312	田崎本町第3号線	西区田崎本町81番2地先から 西区田崎本町83番地先まで	平成27年3月31日
6-354	田崎本町第16号線	西区田崎本町84番1地先から 西区田崎本町152番地先まで	平成27年3月31日
6-401	蓮台寺町第32号線	西区蓮台寺2丁目827番8地先から 西区蓮台寺2丁目753番3地先まで	平成27年3月31日
7-7	花園7丁目第1号線	西区花園7丁目1913番地先から 西区花園7丁目1865番地先まで	平成27年3月31日
7-24	花園5丁目第7号線	西区花園5丁目700番2地先から 西区花園5丁目706番1地先まで	平成27年3月31日
7-319	島崎2丁目第26号線	西区島崎2丁目21番2地先から 西区島崎2丁目41番1地先まで	平成27年3月31日
8-20	池田1丁目第2号線	西区池田1丁目1052番2地先から 西区池田1丁目1054番1地先まで	平成27年3月31日
8-24	上熊本3丁目第1号線	西区上熊本3丁目202番1地先から 西区池田1丁目1051番地先まで	平成27年3月31日
8-89	池田3丁目第7号線	北区池田3丁目982番1地先から 北区池田3丁目985番地先まで	平成27年3月31日
8-164	池田2丁目第22号線	西区池田2丁目533番2地先から 西区池田2丁目548番3地先まで	平成27年3月31日
8-171	池田2丁目第29号線	西区池田2丁目535番地先から	平成27年3月31日

		西区池田2丁目532番2地先まで	
8 - 175	池田2丁目第33号線	西区池田2丁目533番1地先から 西区池田2丁目535番地先まで	平成27年3月31日
9 - 23	室園町第8号線	北区室園町444番地先から 北区室園町460番2地先まで	平成27年3月31日
9 - 55	打越町第30号線	北区打越町306番地先から 北区打越町285番地先まで	平成27年3月31日
9 - 56	打越町第15号線	北区打越町285番地先から 北区打越町508番地先まで	平成27年3月31日
9 - 80	津浦町第11号線	北区津浦町481番1地先から 北区津浦町441番3地先まで	平成27年3月31日
9 - 226	大窪第8号線	北区大窪1丁目3番地先から 北区山室1丁目26番5地先まで	平成27年3月31日
9 - 241	大窪第19号線	北区大窪1丁目870番1地先から 北区大窪1丁目761番2地先まで	平成27年3月31日
9 - 266	大窪第38号線	北区大窪2丁目156番2地先から 北区大窪2丁目479番1地先まで	平成27年3月31日
9 - 281	清水本町第4号線	北区清水本町199番1地先から 北区清水本町196番8地先まで	平成27年3月31日
9 - 334	清水亀井町第15号線	北区清水亀井町745番1地先から 北区清水亀井町749番1地先まで	平成27年3月31日
9 - 372	八景水谷1丁目第13号線	北区八景水谷1丁目1142番6地先から 北区八景水谷1丁目1219番5地先まで	平成27年3月31日
9 - 418	大窪第47号線	北区大窪4丁目926番地先から 北区大窪4丁目927番5地先まで	平成27年3月31日
9 - 492	麻生田第16号線	北区麻生田3丁目1775番13地先から 北区麻生田3丁目1773番2地先まで	平成27年3月31日
9 - 492	麻生田第16号線	北区麻生田3丁目1775番14地先から 北区麻生田3丁目1773番1地先まで	平成27年3月31日
9 - 532	麻生田第56号線	北区榎木2丁目1560番28地先から 北区榎木2丁目1535番14地先まで	平成27年3月31日
9 - 533	麻生田第57号線	北区麻生田2丁目1609番地先から 北区麻生田2丁目1606番地先まで	平成27年3月31日
9 - 534	麻生田第58号線	北区麻生田2丁目1613番1地先から 北区麻生田2丁目1606番7地先まで	平成27年3月31日
9 - 548	榎木第15号線	北区榎木3丁目1353番1地先から 北区榎木3丁目1349番1地先まで	平成27年3月31日
9 - 592	兎谷第21号線	北区兎谷2丁目84番1地先から 北区兎谷2丁目85番1地先まで	平成27年3月31日
9 - 592	兎谷第21号線	北区兎谷2丁目84番3地先から 北区兎谷2丁目85番1地先まで	平成27年3月31日
9 - 941	榎木第61号線	北区龍田3丁目2386番地先から 北区兎谷3丁目2395番1地先まで	平成27年3月31日
10 - 61	上立田第7号線	北区龍田1丁目490番7地先から	平成27年3月31日

		北区龍田1丁目507番地先まで	
10-98	上立田第43号線	北区龍田8丁目1170番3地先から 北区龍田8丁目1152番1地先まで	平成27年3月31日
10-116	上立田第61号線	北区龍田5丁目1752番4地先から 北区龍田5丁目1770番地先まで	平成27年3月31日
10-122	上立田第67号線	北区龍田3丁目2395番3地先から 北区兎谷3丁目2395番1地先まで	平成27年3月31日
10-203	弓削第14号線	北区武蔵ヶ丘1丁目1374番4地先から 北区武蔵ヶ丘1丁目1394番2地先まで	平成27年3月31日
10-309	弓削第93号線	北区龍田町弓削837番1地先から 北区龍田町弓削839番地先まで	平成27年3月31日
10-339	弓削第108号線	北区楠8丁目1928番10地先から 北区楠8丁目1923番地先まで	平成27年3月31日
11-31	保田窪本町第18号線	東区保田窪3丁目683番1地先から 東区保田窪3丁目688番10地先まで	平成27年3月31日
11-31	保田窪本町第18号線	東区保田窪3丁目686番4地先から 東区保田窪本町686番2地先まで	平成27年3月31日
11-32	保田窪本町第19号線	東区保田窪3丁目683番3地先から 東区保田窪本町685番1地先まで	平成27年3月31日
11-72	保田窪本町第54号線	東区御領1丁目843番7地先から 東区西原2丁目1190番3地先まで	平成27年3月31日
11-91	新南部町第20号線	東区新南部3丁目315番1地先から 東区新南部3丁目321番6地先まで	平成27年3月31日
11-91	新南部町第20号線	東区新南部3丁目327番1地先から 東区新南部3丁目326番地先まで	平成27年3月31日
11-91	新南部町第20号線	東区新南部3丁目327番2地先から 東区新南部3丁目328番16地先まで	平成27年3月31日
11-362	保田窪3丁目4丁目第1号線	東区保田窪3丁目688番4地先から 東区保田窪4丁目710番12地先まで	平成27年3月31日
12-27	湖東2丁目第7号線	東区湖東2丁目212番地先から 東区湖東2丁目234番1地先まで	平成27年3月31日
12-242	健軍4丁目第6号線	東区健軍4丁目1043番地先から 東区健軍4丁目1038番2地先まで	平成27年3月31日
12-357	広木町第8号線	東区広木町283番11地先から 東区広木町331番地先まで	平成27年3月31日
12-404	健軍町第31号線	東区山ノ内1丁目3087番1地先から 東区山ノ内1丁目3049番1地先まで	平成27年3月31日
12-424	健軍町第50号線	東区山ノ神2丁目3404番16地先から 東区山ノ神2丁目2612番33地先まで	平成27年3月31日
12-441	健軍町第67号線	東区佐土原3丁目3468番1地先から 東区佐土原3丁目454番14地先まで	平成27年3月31日
12-458	花立5丁目第2号線	東区花立5丁目3847番2地先から 東区花立5丁目3903番2地先まで	平成27年3月31日
12-597	健軍町第108号線	東区小峯2丁目2612番616地先から	平成27年3月31日

		東区小峯1丁目2612番91地先まで	
12-830	健軍町第167号線	東区月出3丁目2432番531地先から 東区月出7丁目2432番190地先まで	平成27年3月31日
12-918	若葉6丁目第7号線	東区若葉6丁目319番地先から 東区若葉6丁目317番1地先まで	平成27年3月31日
12-1111	小峯2丁目第3号線	東区小峯2丁目2612番661地先から 東区小峯2丁目2612番165地先まで	平成27年3月31日
13-70	秋田第20号線	東区秋津町秋田30番1地先から 東区若葉6丁目523番1地先まで	平成27年3月31日
13-124	沼山津第13号線	東区沼山津2丁目1611番1地先から 東区沼山津2丁目1672番1地先まで	平成27年3月31日
13-146	沼山津第35号線	東区桜木4丁目17番1地先から 東区桜木4丁目16番3地先まで	平成27年3月31日
13-148	桜木4丁目第6号線	東区桜木4丁目158番地先から 東区桜木4丁目168番1地先まで	平成27年3月31日
13-468	桜木4丁目第24号線	東区桜木4丁目177番地先から 東区桜木4丁目167番1地先まで	平成27年3月31日
14-48	下江津第10号線	東区下江津5丁目122番3地先から 東区下江津5丁目156番1地先まで	平成27年3月31日
14-108	下無田第16号線	東区画区町大字下無田1547番2地先から 東区画区町大字下無田1591番1地先まで	平成27年3月31日
14-109	下無田第17号線	東区画区町大字下無田1523番地先から 東区画区町大字下無田1524番地先まで	平成27年3月31日
14-126	所島第10号線	東区画区町大字所島205番1地先から 東区画区町大字所島226番地先まで	平成27年3月31日
14-132	所島第14号線	東区画区町大字所島225番地先から 東区出水8丁目572番1地先まで	平成27年3月31日
14-133	所島第15号線	東区画区町大字所島205番1地先から 東区画区町大字所島226番地先まで	平成27年3月31日
15-104	田井島3丁目第7号線	南区田井島3丁目263番4地先から 南区田井島3丁目320番3地先まで	平成27年3月31日
15-208	笛田第30号線	南区御幸笛田3丁目884番1地先から 南区御幸笛田2丁目844番地先まで	平成27年3月31日
15-288	木部第8号線	南区御幸木部2丁目370番2地先から 南区御幸木部町330番地先まで	平成27年3月31日
15-343	木部第63号線	南区御幸木部3丁目1107番1地先から 南区御幸木部3丁目1712番地先まで	平成27年3月31日
15-405	笛田第66号線	南区御幸笛田3丁目878番1地先から 南区御幸笛田2丁目857番4地先まで	平成27年3月31日
15-574	田迎4丁目3丁目第1号線	南区田迎3丁目45番1地先から 南区田迎3丁目47番地先まで	平成27年3月31日
16-5	十禅寺町平田町第1号線	南区平田1丁目79番1地先から 南区平田1丁目491番地先まで	平成27年3月31日
16-50	平田町第6号線	南区平田1丁目504番地先から	平成27年3月31日

		南区平田1丁目491番地先まで	
16-159	近見2丁目第2号線	南区近見2丁目1297番地先から 南区近見2丁目2429番4地先まで	平成27年3月31日
16-172	近見町第9号線	南区近見6丁目991番14地先から 南区近見6丁目995番3地先まで	平成27年3月31日
16-187	近見町第107号線	南区近見7丁目1581番3地先から 南区近見7丁目1639番1地先まで	平成27年3月31日
16-350	元三町第58号線	南区元三町1027番地先から 南区元三町1028番地先まで	平成27年3月31日
16-355	元三町第63号線	南区元三町1040番3地先から 南区元三町1059番2地先まで	平成27年3月31日
16-478	馬渡1丁目第1号線	南区馬渡2丁目19番地先から 南区馬渡2丁目69番地先まで	平成27年3月31日
16-546	馬渡2丁目第5号線	南区馬渡2丁目59番地先から 南区馬渡2丁目70番地先まで	平成27年3月31日
17-31	薄場町第3号線	南区薄場町131番地先から 南区薄場町154番3地先まで	平成27年3月31日
17-40	薄場町第12号線	南区薄場町203番1地先から 南区薄場町130番3地先まで	平成27年3月31日
17-51	薄場町野口町第1号線	南区薄場2丁目497番1地先から 南区薄場2丁目577番1地先まで	平成27年3月31日
17-75	野口町荒尾町第3号線	南区荒尾町1721番2地先から 南区荒尾町2009番地先まで	平成27年3月31日
17-76	薄場町野口町第2号線	南区野口2丁目944番地先から 南区野口2丁目936番1地先まで	平成27年3月31日
17-76	薄場町野口町第2号線	南区野口3丁目1172番8地先から 南区野口3丁目1185番1地先まで	平成27年3月31日
17-77	島町野口町第1号線	南区野口町969番地先から 南区野口町965番1地先まで	平成27年3月31日
17-79	荒尾1丁目第1号線	南区荒尾町1938番地先から 南区荒尾町1709番1地先まで	平成27年3月31日
17-82	荒尾町第4号線	南区荒尾町2008番地先から 南区荒尾町1683番1地先まで	平成27年3月31日
17-203	白藤町第18号線	南区白藤1丁目223番1地先から 南区白藤1丁目248番2地先まで	平成27年3月31日
18-9	上代第3号線	西区上代3丁目588番2地先から 西区上代3丁目597番2地先まで	平成27年3月31日
18-23	上代第17号線	西区春日7丁目1206番3地先から 西区春日7丁目1206番3地先まで	平成27年3月31日
18-67	下代第2号線	西区城山下代1丁目613番10地先から 西区城山下代1丁目803番2地先まで	平成27年3月31日
19-14	戸坂町第10号線	西区戸坂町79番1地先から 西区戸坂町20番2地先まで	平成27年3月31日
19-15	戸坂町谷尾崎町第2号線	西区戸坂町111番地先から	平成27年3月31日

		西区戸坂町337番地先まで	
19 - 15	戸坂町谷尾崎町第2号線	西区戸坂町162番地先から 西区戸坂町104番地先まで	平成27年3月31日
19 - 34	谷尾崎町第15号線	西区谷尾崎町1349番1地先から 西区谷尾崎町1353番1地先まで	平成27年3月31日
19 - 37	谷尾崎町第18号線	西区谷尾崎町1275番地先から 西区谷尾崎町1320番1地先まで	平成27年3月31日
20 - 35	平山第3号線	西区松尾町平山281番地先から 西区松尾町平山699番地先まで	平成27年3月31日
20 - 35	平山第3号線	西区松尾町平山283番地先から 西区松尾町平山691番地先まで	平成27年3月31日
20 - 36	平山第4号線	西区松尾町平山347番地先から 西区松尾町平山383番地先まで	平成27年3月31日
21 - 66	小島下町第46号線	西区小島9丁目1577番地先から 西区小島9丁目1551番1地先まで	平成27年3月31日
22 - 29	沖新町第17号線	西区沖新町482番2地先から 西区沖新町499番1地先まで	平成27年3月31日
22 - 57	沖新町第45号線	西区沖新町4084番地先から 西区沖新町4085番地先まで	平成27年3月31日
22 - 59	沖新町第47号線	西区沖新町4084番地先から 西区沖新町4047番4地先まで	平成27年3月31日
22 - 60	沖新町第48号線	西区沖新町4141番1地先から 西区沖新町4140番3地先まで	平成27年3月31日
22 - 146	沖新町第66号線	西区沖新町946番地先から 西区沖新町945番地先まで	平成27年3月31日
22 - 154	沖新町第74号線	西区沖新町4226番地先から 西区沖新町4171番地先まで	平成27年3月31日
22 - 155	沖新町第75号線	西区沖新町4242番1地先から 西区沖新町4226番地先まで	平成27年3月31日
23 - 14	戸島町第14号線	東区戸島西6丁目2985番21地先から 東区戸島西1丁目3056番7地先まで	平成27年3月31日
23 - 32	小山町第3号線	東区小山5丁目1037番2地先から 東区小山5丁目1044番1地先まで	平成27年3月31日
23 - 52	戸島町小山町第1号線	東区小山3丁目550番地先から 東区小山3丁目563番13地先まで	平成27年3月31日
23 - 82	御嶺町長嶺町第1号線	東区御嶺5丁目595番地先から 東区御嶺5丁目624番2地先まで	平成27年3月31日
23 - 98	長嶺町第29号線	東区長嶺西2丁目2569番1地先から 東区長嶺西2丁目2569番10地先まで	平成27年3月31日
23 - 134	上南部町第12号線	東区上南部1丁目197番地先から 東区上南部1丁目260番2地先まで	平成27年3月31日
23 - 205	長嶺町第59号線	東区長嶺東5丁目800番2地先から 東区長嶺東6丁目694番2地先まで	平成27年3月31日
23 - 205	長嶺町第59号線	東区長嶺東5丁目816番1地先から	平成27年3月31日

		東区長嶺東6丁目693番1地先まで	
23-224	長嶺町第60号線	東区長嶺南7丁目1560番地先から 東区長嶺南7丁目1550番1地先まで	平成27年3月31日
23-238	御領2丁目御領6丁目第1号線	東区御領5丁目391番5地先から 東区御領5丁目391番1地先まで	平成27年3月31日
23-300	九貫側道第11号線	東区小山1丁目278番4地先から 東区小山1丁目278番17地先まで	平成27年3月31日
23-315	長嶺町第163号線	東区長嶺西2丁目3224番128地先から 東区長嶺西2丁目3224番128地先まで	平成27年3月31日
23-438	長嶺町第111号線	東区長嶺西3丁目3218番3地先から 東区長嶺西3丁目3218番3地先まで	平成27年3月31日
23-693	戸島町第129号線	東区戸島町1599番1地先から 東区戸島町1600番1地先まで	平成27年3月31日
23-803	長嶺東6丁目第3号線	東区長嶺東6丁目693番9地先から 東区長嶺東6丁目694番2地先まで	平成27年3月31日
24-93	徳王町貢町第1号線	北区徳王町501番1地先から 北区徳王町539番1地先まで	平成27年3月31日
24-96	飛田町第5号線	北区飛田1丁目613番7地先から 北区飛田2丁目723番1地先まで	平成27年3月31日
24-127	飛田町第12号線	北区飛田2丁目746番地先から 北区飛田1丁目613番2地先まで	平成27年3月31日
24-151	梶尾町第19号線	北区梶尾町1124番10地先から 北区梶尾町1107番72地先まで	平成27年3月31日
24-236	西梶尾町第9号線	北区西梶尾町651番地先から 北区西梶尾町812番5地先まで	平成27年3月31日
25-82	野出第4号線	西区河内町野出1828番1地先から 西区河内町野出683番1地先まで	平成27年3月31日
25-82	野出第4号線	西区河内町野出681番3地先から 西区河内町野出681番2地先まで	平成27年3月31日
25-86	岳平山第1号線	西区河内町面木440番地先から 西区松尾町平山566番地先まで	平成27年3月31日
25-99	野出第8号線	西区河内町野出463番1地先から 西区河内町野出461番1地先まで	平成27年3月31日
25-101	岳東門寺第1号線	西区河内町東門寺598番2地先から 西区河内町東門寺599番1地先まで	平成27年3月31日
25-121	野出第10号線	西区河内町野出460番2-1地先から 西区河内町野出471番地先まで	平成27年3月31日
26-86	護国町第22号線	南区護国町1580番1地先から 南区護国町1576番1地先まで	平成27年3月31日
26-87	護国町第23号線	南区護国町1549番地先から 南区護国町1586番地先まで	平成27年3月31日
29-10006	東阿高尾窪塚原線	南区城南町藤山2682番5地先から 南区城南町藤山2588番1地先まで	平成27年3月31日
29-10009	緑川堤防線	南区城南町千町2720番地先から	平成27年3月31日

		南区城南町千町2722番地先まで	
29-30032	出水中央線	南区城南町舞原1350番3地先から 南区城南町出水1009番1地先まで	平成27年3月31日
29-30037	永杉上校線	南区城南町永505番1地先から 南区城南町永369番地先まで	平成27年3月31日
29-30047	舞原外周線	南区城南町下宮地20番2地先から 南区城南町下宮地1番18地先まで	平成27年3月31日
29-30055	陳内近道線	南区城南町陳内1180番1地先から 南区城南町陳内1190番1地先まで	平成27年3月31日
29-30060	尾窪藤山線	南区城南町藤山2580番3地先から 南区城南町藤山2566番地先まで	平成27年3月31日
29-30074	藤山下方線	南区城南町塚原991番地先から 南区城南町塚原33番1地先まで	平成27年3月31日
29-30139	敷田村中線	南区城南町塚原1797番12地先から 南区城南町塚原1778番1地先まで	平成27年3月31日
29-30139	敷田村中線	南区城南町塚原1778番1地先から 南区城南町塚原1762番3地先まで	平成27年3月31日
29-30140	吉野出水線	南区城南町舞原1400番地先から 南区城南町舞原1349番1地先まで	平成27年3月31日
29-30140	吉野出水線	南区城南町出水1009番1地先から 南区城南町出水1013番地先まで	平成27年3月31日
29-30143	舞原東西3号線	南区城南町舞原835番地先から 南区城南町舞原854番1地先まで	平成27年3月31日
29-30147	舞原東西7号線	南区城南町舞原22番3地先から 南区城南町舞原10番1地先まで	平成27年3月31日
29-30249	火の君通り線	南区城南町塚原23番1地先から 南区城南町塚原1085番2地先まで	平成27年3月31日
29-30249	火の君通り線	南区城南町藤山1052番2地先から 南区城南町藤山1056番地先まで	平成27年3月31日
30-20208	五所〜大井線	北区植木町岩野1631番2地先から 北区植木町岩野1576番1地先まで	平成27年3月31日
30-30313	小清水線	北区植木町清水1371番2地先から 北区植木町清水1358番2地先まで	平成27年3月31日
30-30357	国道〜平尾線	北区植木町亀甲268番3地先から 北区植木町亀甲2044番9地先まで	平成27年3月31日
30-30358	中原〜今藤第一線	北区植木町亀甲268番1地先から 北区植木町亀甲415番2地先まで	平成27年3月31日
30-30415	中尾線	北区植木町富志1012番1地先から 北区植木町富志929番地先まで	平成27年3月31日
30-30494	植木〜仁連塔線	北区植木町広住88番2地先から 北区植木町広住67番1地先まで	平成27年3月31日
30-30666	広住大道線	北区植木町広住382番4地先から 北区植木町広住92番6地先まで	平成27年3月31日
4010	子飼本町大江6丁目第1号線	中央区子飼本町244番2地先 から	平成27年3月31日

		中央区新屋敷2丁目24番6地先まで	
4010	子飼本町大江6丁目第1号線	中央区大江2丁目904番地先から 中央区大江3丁目153番1地先まで	平成27年3月31日
4014	九品寺6丁目画区町下無田第1号線	中央区出水6丁目441番地先から 中央区出水6丁目429番地先まで	平成27年3月31日
4014	九品寺6丁目画区町下無田第1号線	東区画区町大字所島32番地先から 東区画区町大字所島301番2地先まで	平成27年3月31日
4019	二本木2丁目新大江1丁目第1号線	中央区新大江1丁目9番26地先から 中央区新大江1丁目21番4地先まで	平成27年3月31日
4034	山室2丁目大窪1丁目第1号線	北区山室2丁目473番1地先から 北区山室1丁目30番2地先まで	平成27年3月31日
4042	龍田3丁目龍田4丁目第1号線	北区龍田3丁目2386番地先から 北区龍田3丁目2369番2地先まで	平成27年3月31日
4044	榎町佐土原3丁目第1号線	東区山ノ神2丁目3423番1地先から 東区佐土原3丁目454番8地先まで	平成27年3月31日
4047	新外1丁目新外2丁目第1号線	東区新外1丁目2700番2地先から 東区新外2丁目2687番1地先まで	平成27年3月31日
4052	川尻4丁目画区町下無田第1号線	南区元三町1059番2地先から 南区元三町1040番3地先まで	平成27年3月31日
4052	川尻4丁目画区町下無田第1号線	南区元三町1040番3地先から 南区御幸木寄町2331番地先まで	平成27年3月31日
4066	上南部2丁目御領3丁目第1号線	東区御領3丁目548番2地先から 東区御領5丁目537番4地先まで	平成27年3月31日
4087	河内町船津河内町野出第1号線	西区河内町船津410番1地先から 西区河内町野出178番7地先まで	平成27年3月31日
4088	河内町野出第1号線	西区河内町野出604番2地先から 西区河内町野出596番1地先まで	平成27年3月31日
5006	黒髪6丁目黒髪4丁目第1号線	中央区黒髪5丁目499番地先から 中央区黒髪5丁目496番1地先まで	平成27年3月31日
5027	八景水谷1丁目大窪2丁目第1号線	北区大窪1丁目872番地先から 北区大窪1丁目761番2地先まで	平成27年3月31日
5029	清水亀井町清水東町第3号線	北区清水東町453番5地先から 北区清水東町489番9地先まで	平成27年3月31日
5029	清水亀井町清水東町第3号線	北区清水東町6番3地先から 北区清水東町522番2地先まで	平成27年3月31日
5035	龍田2丁目龍田8丁目第1号線	北区龍田5丁目1794番5地先から 北区龍田8丁目980番1地先まで	平成27年3月31日
5042	帯山3丁目月出1丁目第1号線	中央区帯山4丁目374番50地先から 中央区帯山3丁目1828番8地先まで	平成27年3月31日
5058	昭和町山ノ神1丁目第1号線	東区東町2丁目2番11地先から 東区東町2丁目2番8地先まで	平成27年3月31日
5069	良町1丁目画区町重富第1号線	南区良町1丁目152番1地先から 南区良町4丁目259番地先まで	平成27年3月31日
5073	平田2丁目田迎2丁目第1号線	南区馬渡1丁目120番地先から	平成27年3月31日

		南区馬渡2丁目229番地先まで	
5083	池上町第1号線	西区池上町2239番2の1地先から 西区池上町2244番地先まで	平成27年3月31日

告 示 第 2 0 7 号
平成 27 年 3 月 3 1 日

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を変更する。その関係書類は告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路 線 名	道 路 の 区 域			
		新旧の別	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
主要地方道	植木インター菊池線	旧	北区植木町伊知坊346番3地先 から 北区植木町伊知坊311番1地先 まで	7.3 ～ 11.6	102.6
		新	北区植木町伊知坊346番3地先 から 北区植木町伊知坊311番1地先 まで	11.5 ～ 13.1	102.6
一般県道	熊本浜線	旧	南区良町1丁目95番1地先 から 南区良町1丁目122番5地先 まで	7.0 ～ 7.9	86.4
		新	南区良町1丁目95番1地先 から 南区良町1丁目122番5地先 まで	8.7 ～ 9.3	86.4
一般県道	植木山鹿線	旧	北区植木町清水1082番地先 から 北区植木町清水1067番3地先 まで	5.2 ～ 16.1	168.6
		新	北区植木町清水1082番地先 から 北区植木町清水1067番3地先 まで	11.3 ～ 16.1	168.6
一般県道	瀬田熊本線	旧	東区新南部3丁目457番1地先 から 東区新南部2丁目511番5地先 まで	12.0 ～ 17.3	54.5
		新	東区新南部3丁目457番1地先 から 東区新南部2丁目511番5地先 まで	15.9 ～ 20.9	54.5
一般県道	四方寄熊本線	旧	北区大窪1丁目4番1地先 から 北区徳王町500番3地先 まで	10.7 ～ 17.9	88.2
		新	北区大窪1丁目4番1地先 から 北区徳王町500番3地先 まで	10.7 ～ 26.4	88.2

告 示 第 2 0 8 号
平成 27 年 3 月 3 1 日

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、県道の供用開始をする。その関係書類は告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

道路の種類	路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	植木インター菊池線	北区植木町伊知坊346番3地先から 北区植木町伊知坊311番1地先まで	平成27年3月31日
一般県道	熊本浜線	南区良町1丁目95番1地先から 南区良町1丁目122番5地先まで	平成27年3月31日

一般県道	植木山鹿線	北区植木町清水1082番地先から 北区植木町清水1067番3地先まで	平成27年3月31日
一般県道	瀬田熊本線	東区新南部4丁目456番1地先から 東区新南部2丁目582番2地先まで	平成27年3月31日
一般県道	瀬田熊本線	東区新南部3丁目457番1地先から 東区新南部2丁目511番5地先まで	平成27年3月31日
一般県道	四方寄熊本線	北区大窪1丁目4番1地先から 北区徳王町500番3地先まで	平成27年3月31日

公 告

公告第 253 号
平成 27 年 3 月 16 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による指定をしたので、同法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

指定に係る道路の種類	指定番号 熊本市指令（建指）	路線名	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号	第 H26-4-1 号	刈草薄場線	平成 27 年 3 月 10 日	南区刈草 1 丁目 1 30 番地内	28.29m~ 42.29m	100.03m

公告第 258 号
平成 27 年 3 月 16 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 2 項の規定により次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

1 変更内容

(1) 農用地利用計画の変更

番号	変更しようとする土地の所在	面積 (a)	変更理由
1	南区海路口町字奥古閑開三番割 620 番 3	2.63	保育園運動場用地として除外
2	西区小島下町字大宮新地 4682 番の一部	5.00	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域設定に伴う除外
3	西区小島下町字大宮新地 4678 番 1 の一部	5.00	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域設定に伴う除外
4	西区小島下町字大宮新地 4678 番 1 の一部、4678 番 2、4679 番の一部	5.00	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域設定に伴う除外
5	西区小島下町字大宮新地 4679 番の一部、4680 番の一部	5.00	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域設定に伴う除外
6	西区小島下町字大宮新地 4680 番の一部、4681 番	10.00	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域設定に伴う除外

7	西区小島下町字大宮新地4685番の一部	5.00	土地改良法第7条第4項の非農用地区域設定に伴う除外
8	西区河内町野出字上川床2011番・2025番合併1、2011番・2025番合併2	28.18	編入
9	北区下硯川町字五丁道920番、921番、922番1、922番2、923番1、923番2、923番3、923番4、923番5、924番1、924番2、925番1、925番2、925番3、931番1の一部、940番2の一部、947番2の一部	143.06	熊本保健科学大学拡張用地及び駐車場として除外

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
熊本市中央区役所総務企画課
熊本市東区役所農業振興課
熊本市西区役所農業振興課
熊本市南区役所農業振興課
熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 2 5 9 号

平成 27 年 3 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区域山半田二丁目 347 番 3、347 番 4
278.65 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区域山下代二丁目
氏名 登載省略

公 告 第 2 6 3 号

平成 27 年 3 月 17 日

熊本市田井島南土地区画整理組合の解散について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 45 条第 2 項の規定により平成 27 年 3 月 17 日付けで認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

公 告 第 2 6 5 号

平成 27 年 3 月 18 日

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 1 項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 3 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該事業計画で都市計画に定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、平成 27 年 4 月 15 日までに熊本市長に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 縦覧期間

平成 27 年 3 月 19 日から平成 27 年 4 月 1 日

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

熊本市中央区本山2丁目9番51号

熊本駅西土地区画整理事業所（熊本駅周辺整備合同事務所 1階）

公 告 第 2 6 6 号

平成27年3月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町色出字山廻576番、576番2、586番1、586番2、587番1、587番2、588番、594番1、594番2、595番、595番2、596番1、596番3、597番1、597番2、熊本市北区植木町米塚字妙見1231番1、1232番2、1232番3、1234番1、1234番3、1234番5、1234番8、1235番2、1235番6、1237番、1237番2、1238番、1239番、1239番2、1239番3、1240番、1241番、1242番、1243番1、1243番2、1243番3、1243番4、1244番1、1244番2、1244番3、1245番、1246番、熊本市北区植木町色出字松葉540番1、550番1、550番2、551番2、552番1、552番3、555番4、556番1

42,002.96平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区飛田二丁目12番116号

株式会社 西川印刷

代表取締役 白濱 哲人

公 告 第 2 6 8 号

平成27年3月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町下宮地字中野町1136番3

202.27平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町下宮地

氏名 登載省略

公 告 第 2 6 9 号

平成27年3月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町下宮地字中野町1136番7

209.57平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町隈庄

氏名 登載省略

公 告 第 2 7 0 号

平成27年3月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区中無田町字田中1087番、1096番7

337.67平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼

氏名 登載省略

公 告 第 2 7 1 号

平成27年3月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区画図町大字重富字餅溝586番4、586番5、586番6、市道の一部、里道の一部、水路の一部

499.08平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦

氏名 登載省略

公 告 第 2 7 5 号

平成27年3月24日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成27年7月24日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス植木店・靴のニシムラ本店

熊本市北区植木町滴水字町裏18番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

有限会社丸芳 代表取締役 西村 芳廣	熊本市北区植木町滴水 1 3 番地 1
-----------------------	---------------------

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
有限会社西村本店 代表取締役 西村 博子	熊本市北区植木町植木 2 6 番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成 27 年 1 1 月 1 8 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2, 0 5 5 平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 8 6 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場 No. 1 A棟南側 1 4 台

駐輪場 No. 2 A棟南側 2 0 台

駐輪場 No. 3 A棟東側 5 5 台

駐輪場 No. 4 B棟西側 1 3 台

合計 1 0 2 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 No. 1 A棟北側 4 0 平方メートル

荷さばき施設 No. 2 A棟西側 7 8 平方メートル

荷さばき施設 No. 3 B棟北側 2 2 平方メートル

合計 1 4 0 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設 No. 1 A棟内北側 1 6 立方メートル

廃棄物等保管施設 No. 2 B棟内北側 3 立方メートル

合計 1 9 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ダイレックス株式会社 午前 9 時から午後 1 0 時まで

有限会社西村本店 午前 9 時から午後 8 時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2 箇所 建物敷地西側及び東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No. 1 2 4 時間

荷さばき施設 No. 2 2 4 時間

荷さばき施設 No. 3 午前 6 時～午後 1 0 時

8 届出年月日

平成27年3月17日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市北区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成27年3月24日から平成27年7月24日まで

公告第279号

平成27年3月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区桜木四丁目21番1

2, 874. 27平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区健軍二丁目18番26号

熊本入大 株式会社

代表取締役 春野 涼記

公告第282号

平成27年3月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区護藤町字菰堀1599番

1,261. 26平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区上ノ郷一丁目10番5号

社会福祉法人 上ノ郷福祉会

理事 宮崎 チエ子

公告第284号

平成27年3月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町碓江字園田372番1

333. 09平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県宇土市栗崎町

氏名 登載省略

公 告 第 2 8 6 号

平成 27 年 3 月 25 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区清水新地二丁目 606 番 1
1, 556. 37 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区平成三丁目 16 番 27 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 2 8 8 号

平成 27 年 3 月 26 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条第 1 項の規定に基づき、下記の一団地を認定したので、同法第 86 条第 8 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 申請人 熊本市北区植木町石川 280 番地
植木工業団地協同組合 理事長 堤 寛
- 2 認定区域 地名地番 熊本市北区植木町石川字柿平
274 番 5, 1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14、
274 番 15, 16, 17, 18、299 番、324 番 1
敷地面積 27923. 50㎡
- 3 一団地認定年月日番号 平成 27 年 3 月 24 日 指令（建指）第 3 号
- 4 認定内容 認定内容関係書類は、次の場所で一般の縦覧に供する。
- 5 縦覧場所 熊本市都市建設局建築指導課（熊本市中央区手取本町 1 番 1 号）

公 告 第 2 9 0 号

平成 27 年 3 月 26 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により平成 27 年 3 月 16 日付け熊本市公告第 258 号で公告した農業振興地域整備計画を同法第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 13 条第 4 項の規定において準用する第 11 条第 2 項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 13 条第 4 項の規定において準用する第 12 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 27 年 4 月 27 日の翌日から起算して、15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間
自 平成 27 年 3 月 27 日

至 平成 27 年 4 月 27 日

2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市中央区役所総務企画課

熊本市東区役所農業振興課

熊本市西区役所農業振興課

熊本市南区役所農業振興課

熊本市北区役所農業振興課

3 意見の提出について

(1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 意見書の提出方法 文書により提出すること

(3) 意見書の提出期限 平成 27 年 4 月 27 日

4 異議申出について

(1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 異議申出の方法 文書により提出すること

5 変更（全体見直し）の理由

国、県の基本方針の変更や富合、城南、植木町との合併に伴う農業振興地域の変更及び、前回の全体見直しから 5 年経過したため行った農振法第 12 条の 2 第 1 項の規定による基礎調査の結果、計画の変更が必要と判断したため

公 告 第 2 9 2 号

平成 27 年 3 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区池上町字北平 43 番 3

213.05 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区新町

氏名 登載省略

公 告 第 2 9 3 号

平成 27 年 3 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区楠野町字裏畑 1118 番 1、1119 番 1 の一部

1,570.41 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区楠野町

氏名 登載省略

公 告 第 2 9 4 号

平成 27 年 3 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西四丁目 3539 番 1, 3539 番 7, 3555 番 2, 3555 番 3, 3555 番 7 及び里道
2, 641.36 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南八丁目 8 番 55 号
株式会社 アネシス
代表取締役 加藤 龍也

公 告 第 2 9 8 号

平成 27 年 3 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区出仲間七丁目 608 番 1, 608 番 2, 609 番 1, 611 番 6
1, 619.99 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区出仲間
氏名 登載省略

公 告 第 2 9 9 号

平成 27 年 3 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区梶尾町字谷山原 288 番 1, 288 番 2, 287 番 2
1, 706.46 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
阿蘇市乙姫 1776 番地
社会福祉法人 角岳会
理事長 吉永 和世

公 告 第 3 0 2 号

平成 27 年 3 月 30 日

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 45 条第 1 項の規定に基づき認定したので、同法第 49 条第 2 項の規定により次のとおり公示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 公告事項
 - (1) 認定する特定非営利活動法人の名称
NPO 法人しらさぎ
 - (2) 代表者の氏名

沼田 百合子

- (3) 主たる事務所の所在地
熊本市東区石原一丁目 11 番 29 号
- (4) その他の事務所の所在地
なし
- (5) 認定の有効期間
平成 27 年 3 月 30 日から平成 32 年 3 月 29 日

公 告 第 3 0 3 号

平成 27 年 3 月 31 日

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 27 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 縦覧期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 1 日まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
- 2 縦覧時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 3 縦覧場所
熊本市財政局北税務課
熊本市財政局西税務課
熊本市財政局中央税務課
熊本市財政局東税務課
熊本市財政局南税務課

公 告 第 3 0 5 号

平成 27 年 3 月 31 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区奥古閑町字上瀧 2555 番 2
491.01 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区池上町
氏名 登載省略

公 告 第 3 0 7 号

平成 27 年 3 月 31 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町木留字北中原 556 番 1
764.28 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町轟 1 0 9 1 番地
株式会社 吉次園
代表取締役 前田 公明

中 央 区

中央区告示第 8 号
平成 2 7 年 3 月 2 0 日

住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 8 条、住民基本台帳法施行令(昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号)第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 7 年 3 月 1 3 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、搭載省略

東 区

東区告示第 3 号
平成 2 7 年 3 月 1 7 日

住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 8 条、住民基本台帳法施行令(昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号)第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 7 年 3 月 1 3 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 中 原 裕 治

以下、登載省略

消 防 局

消防局訓令第 3 号
平成 2 7 年 3 月 2 3 日

熊本市消防署の組織に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市消防局長 大 塚 和 規

熊本市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

熊本市消防署の組織に関する規程(昭和 5 4 年 7 月 3 日消防局訓令 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条警防課の項第 5 号中「消防地理」を「消防地利」に改める。

別表第 1 中

「

熊本市中央消防署北部出張所	熊本市北区下碓川町 468 番地 1	川上小学校区、西里小学校区、北部東小学校区
---------------	--------------------	-----------------------

」

を

「

熊本市中央消防署北部出張所	熊本市北区下碓川町 468 番地 1	川上小学校区、西里小学校区、北部東小学校区
熊本市中央消防署植木出張所	熊本市北区植木町山本 739 番地	植木小学校区、桜井小学校区、山東小学校区、田底小学校区、田原小学校区、菱形小学校区、山本小学校区、吉松小

	の 2	学校区
--	-----	-----

に改め、同表熊本市西消防署平田出張所の項を削り、同表熊本市南消防署川尻出張所の項中「力合小学校区」の次に「力合西小学校区」を加え、

「

熊本市南消防署 飽田天明出張所	熊本市南区白石 町 385 番地 1	飽田西小学校区、飽田東小学校区、飽田南小学校区、奥古 閑小学校区、川口小学校区、銭塘小学校区、中緑小学校区
熊本市東消防署 託麻出張所	熊本市東区下南 部 1 丁目 3 番 137 号	帯山西小学校区（保田窪 2 丁目 2 番に限る。）、託麻西小 学校区、月出小学校区、西原小学校区、山ノ内小学校区
熊本市東消防署 小山出張所	熊本市東区小山 4 丁目 4 番 22 号	託麻北小学校区、託麻東小学校区、託麻南小学校区、長嶺 小学校区

」

を

「

熊本市南消防署 飽田天明出張所	熊本市南区白石 町 385 番地 1	飽田西小学校区、飽田東小学校区、飽田南小学校区、奥古 閑小学校区、川口小学校区、銭塘小学校区、中緑小学校区
--------------------	-----------------------	--

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 熊本市西消防署平田出張所の項の改正規定及び同表熊本市南消防署川尻出張所の項の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

消防局告示第 1 号

平成 27 年 3 月 25 日

熊本市火災予防規程の一部を次のとおり改正する。

熊本市消防局長 大塚和規

熊本市火災予防規程の一部を改正する規程

熊本市火災予防規程（平成 20 年消防局告示第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 1 項中「様式第 1 号の 2」を「様式第 1 号及び様式第 1 号の 2」に、「各管理権原者の」を「管理権原者」に改め、同条第 2 項中「受付印」の次に「（様式第 1 号の 5。以下同じ。）」を加える。

第 3 条第 3 項、第 7 条の 2 第 2 項及び第 10 条の 5 第 2 項中「受付印」を「申請受付印」に改める。

第 11 条第 2 項中「受付印」を「届出受付印」に改める。

第 14 条の 2 第 3 項中「受付印」を「申請受付印」に改める。

附則第 8 項中「この告示」を「熊本市火災予防規程の一部を改正する規程（平成 26 年消防局告示第 2 号）」に改め、同項の次に次の見出し及び 1 項を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

9 熊本市火災予防規程の一部を改正する規程（平成 27 年消防局告示第 1 号）の施行日前に旧山鹿植木広域行政事務組合消防本部の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第 1 号の 3 を次のとおり改める。

「

様式第 1 号の 3 (第 2 条の 3 関係)

共同防火対象物点検報告を行う届出者等一覧

(/)

番号	届出者の氏名等	防火管理者 立会者 備考
1	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
2	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
3	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
4	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
5	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
6	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
7	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	

注 1 届出者の氏名の記入にあたり、法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。

2 備考欄には、テナントの名称等を記入してください。

」

様式第 1 号の 4 を次のとおり改める。

「

様式第 1 号の 4 (第 2 条の 4 関係)

共同防災管理点検報告を行う届出者等一覧

(/)

番号	届出者の氏名等	防 災 管 理 者 立 会 者 備 考
1	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
2	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
3	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
4	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
5	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
6	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
7	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	

注 1 届出者の氏名の記入にあたり、法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。

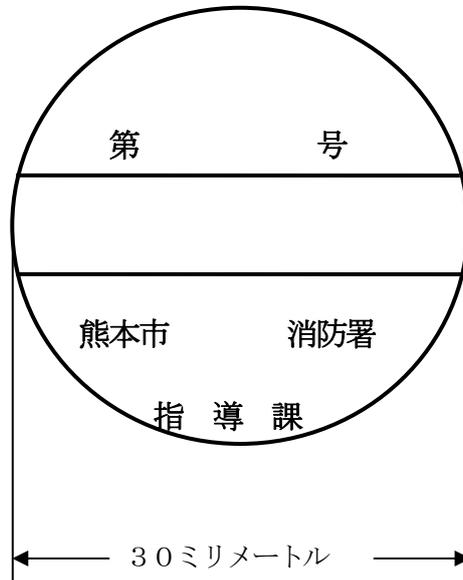
2 備考欄には、テナントの名称等を記入してください。

」

様式第 1 号の 4 の次に次の 1 様式を加える。

「

様式 1 号の 5



」

様式第 2 号の 2 を次のとおり改める。

「

様式第 2 号の 2 (第 3 条関係)

発第 号
年 月 日

消防用設備等に係る特例の適用通知書

(住所)

(氏名) 様

[法人の場合は、名称・代表者の氏名]

熊本市消防長 印
(熊本市 消防署長)

年 月 日 (熊本市 第 号受付) の申請について、次により消防法施行令第 3 2 条の規定を適用します。なお、適用の基準に適合しなくなった場合は、消防法施行令第 3 節第 1 款から第 7 款までの規定に基づき消防用設備等を設置してください。

1 適用する消防用設備等の種類

2 適用の基準

3 適用日

」

様式第 2 号の 3 を次のとおり改める。

「

様式第 2 号の 3 (第 3 条関係)

発第 号
年 月 日

消防用設備等に係る特例の非適用通知書

(住所)

(氏名) 様

[法人の場合は、名称・代表者の氏名]

熊本市消防長 印
(熊本市 消防署長)

年 月 日 (熊本市 第 号受付) の申請について、消防法施行令第 3 2 条の規定を適用しないことを通知します。

1 適用しない消防用設備等の種類

2 適用しない理由

」

様式第 5 号を次のとおり改める。

「

様式第 5 号 (第 7 条の 2 関係)

防火対象物定期点検報告特例認定申請取下書

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

年 月 日	
(宛)	
住所 _____	
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 印	
電話番号 _____	
申 請 年 月 日	年 月 日
防 火 対 象 物	所 在 地
	名 称
	用 途
令別表第一 () 項	
取 下 げ の 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

」

様式第 6 号を次のとおり改める。

「

様式第 7 号 (第 10 条の 4 関係)

防災管理対象物定期点検報告特例認定申請取下書

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

(宛)		年 月 日
住所 _____		
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 印		
電話番号 _____		
申 請 年 月 日		年 月 日
防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	令別表第一 () 項
取 下 げ の 理 由		
そ の 他 参 考 事 項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

」

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

消防局告示第 2 号

平成 27 年 3 月 25 日

防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市消防局長 大塚和規

防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程の一部を改正する規程

防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程（平成 26 年消防局告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び第 2 項中「適合通知書のみ通知」を「適合通知書の通知のみ」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

2 旧鹿本郡植木町の区域に存するホテル・旅館等で、平成 27 年 4 月 1 日において現に旧山鹿植木広域行政事務組合消防本部（第 3 項において「旧本部」という。）の規定により交付されている表示マークについては、この告示の相当規定に基づき交付されたものとみなす。この場合において、当該有効期間は、交付の際定められた有効期間とする。

3 旧鹿本郡植木町の区域に存するホテル・旅館等で、平成 27 年 4 月 1 日前に旧本部に表示マークの交付申請がなされ、当該審査が終了していないものについては、旧本部の規定により表示基準の審査を行い、基準に適合するときは防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程の一部を改正する規程（平成 27 年消防局告示第 2 号）による改正後の防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程第 6 条の規定により交付を行うものとする。

別図を次のとおり改める。

「



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

備考

- 1 様式の大きさは、日本工業規格 B 4 とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては、それぞれ金色・銀色とする。 」

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

消防局告示第 3 号

平成 27 年 3 月 25 日

熊本市消防団協力事業所表示制度に関する規程を次のように定める。

熊本市消防局長 大塚 和規

熊本市消防団協力事業所表示制度に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、熊本市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所、大学又はその他の団体（以下「事業所等」という。）に対して、消防団協力事業所としての認定及び消防団協力事業所表示証の交付について必要な事項を定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団協力事業所 第 5 条に規定する認定を受けた事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (2) 消防団協力事業所表示証 前号の協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付する表示証（別図。以下「表示証」という。）をいう。
- (3) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(交付申請及び推薦)

第 3 条 協力事業所としての交付申請又は推薦（以下「交付申請等」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 表示証の交付を受けようとする協力事業所は、消防局長（以下「局長」という。）に熊本市消防団協力事業所表示証申請書（別記様式第 1 号。以下「表示証申請書」という。）により申請するものとする。
- (2) 消防団長等は、表示証を交付することが適当であると認められる事業所等について、局長に熊本市消防団協力事業所表示証交付推薦書（別記様式第 2 号）により推薦することができる。

(認定基準)

第 4 条 局長は、前条に規定する交付申請等があったときは、当該事業所等が消防関係法令に係る重大な違反がなく、かつ、次に掲げるいずれか 1 つ以上に適合しているか審査するものとする。

- (1) 従業員又は学生（以下「従業員等」という。）のうち 2 人以上が消防団員である事業所等
- (2) 従業員等の消防団活動について積極的に支援している事業所等
- (3) 災害時等において資機材や訓練場所等を提供する等の消防団活動に協力している事業所等
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると局長が認める事業所等

(認定及び表示証の交付)

第 5 条 局長は、前項に規定する審査の結果、協力事業所として認定したときは、当該事業所等に対し、熊本市消防団協力事業所表示証交付書（別記様式第 3 号。以下「交付書」という。）及び表示証を交付するものとする。

(表示証の表示)

第 6 条 協力事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 当該事業所等の見えやすい場所
 - (2) 当該事業所等のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告
- 2 前項の場合において、当該表示証の寸法を同率に拡大又は縮小したものも表示することができる。

(交付の記録)

第 7 条 局長は、表示証を交付するときは、熊本市消防団協力事業所表示証交付整理簿（別記様式第

4号) に事業所等の名称、所在地、表示の有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間等)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年とする。ただし、第10条に規定する認定の取消しを受けたときは、当該取消しの日までとする。

2 前項の場合において、協力事業所は、局長に速やかに表示証を返還しなければならない。

(認定の更新)

第9条 協力事業所は、前条第1項に規定する表示の有効期間の満了に伴い、認定の更新を希望するときは、表示証申請書(別記様式第1号)により、局長に再申請を行うものとする。

2 局長は、前項の再申請内容が第4条に規定する認定基準に適合しているか審査を行い、協力事業所として更新を認めるときは、当該事業所等に対し、更新に係る有効期間を記した交付書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(認定の取消し)

第10条 局長は、協力事業所が、次に掲げるいずれかに該当していると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、局長は、相手方に対し、熊本市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

- (1) 協力事業所が事業を廃止又は休止したとき
- (2) 第4条に規定する認定基準を満たさなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき
- (4) その他協力事業所としての表示が適当でないとき

(協力事業所の公表)

第11条 局長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、原則として熊本市ホームページ、広報誌等により公表するものとする。

(表彰等)

第12条 局長は、協力事業所の消防団への協力が特に優れていると認める場合は、当該事業所等を熊本市消防表彰に関する訓令(昭和47年訓令第5号)に基づき、表彰することができる。

2 局長は、総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成19年1月1日施行)第3条の規定により、前項の表彰を受けた当該事業所等を総務省消防庁消防団協力事業所として推薦するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

熊本市消防団協力事業所表示証申請書

年 月 日

熊本市消防局長 (宛)

協力事業所所在地 _____

協力事業所名称 _____

代 表 者 _____ (印)

担 当 者 _____

電 話 _____

熊本市消防団協力事業所表示制度に関する規程第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分(該当する区分にレ点を記入してください。)

 新 規(はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合) 再申請(消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合)

2 協力内容(該当する項目に○印を付けてください。)

項目 番号	○印	協 力 内 容
1		従業員又は学生(以下「従業員等」という。)のうち2人以上が消防団員である事業所等
2		従業員等の消防団活動について積極的に支援している事業所等
3		災害時等において資機材や訓練場所等を提供する等の消防団活動に協力している事業所等
4		前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると局長が認める事業所等

3 従業員等の消防団所属状況

従業員・学生氏名	所属分団名等	市町村名

--	--	--

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証写
- (4) その他審査に必要な資料

熊本市 記入欄	【特記事項】 表示年月日 年 月 日
------------	---

別記様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

熊本市消防団協力事業所表示証交付推薦書

熊本市消防局長（宛）

印

熊本市消防団協力事業所表示制度に関する規程第 3 条の規定により、下記のとおり推薦します。

記

1 推薦事業所等

事業所等名称 _____

事業所等所在地 _____

代 表 者 _____

担 当 者 _____

電 話 _____

2 事業所等の消防団協力事業所表示証希望確認（該当する項目に○印を付けてください。）

* 交付希望有の場合

交付希望	
有	無
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

表示証交付希望年月日 年 月 日

3 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目番号	○印	協 力 内 容
1	<input type="checkbox"/>	従業員又は学生（以下「従業員等」という。）のうち 2 人以上が消防団員である事業所等
2	<input type="checkbox"/>	従業員等の消防団活動について積極的に支援している事業所等
3	<input type="checkbox"/>	災害時等において資機材や訓練場所等を提供する等の消防団活動に協力している事業所等
4	<input type="checkbox"/>	前 3 号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると局長が認める事業所等

消防局 記入欄	
------------	--

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

第 号

熊本市消防団協力事業所表示証交付書

様

貴事業所は、熊本市消防団協力事業所表示制度に定める

消防団協力事業所の認定基準に適合していると認めます。

よって、表示証を交付します。

1 名 称

2 所 在 地

3 有効期間 年 月 日まで

年 月 日

熊本市消防局長 印

別記様式第 4 号 (第 7 条関係)

熊本市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号		初回表示年月日	認定基準 (規程第 4 条関係) ※該当項に <input checked="" type="checkbox"/>	備考 ※該当項に <input checked="" type="checkbox"/>
		所在地	担当・連絡先	現表示有効期間 更新回数		
1				年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 ()	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				年 月 日		
				年 月 日		
2				年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 ()	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				年 月 日		
				年 月 日		
3				年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 ()	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				年 月 日		
				年 月 日		
4				年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 ()	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				年 月 日		
				年 月 日		
5				年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 ()	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				年 月 日		
				年 月 日		

別記様式第 5 号 (第 10 条関係)

発第 号
年 月 日

様

熊本市消防局長 ㊟

熊本市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書

年 月 日 (交付番号) で認定した消防団協力事業所について、下記のとおり認定を取り消しましたので通知します。

なお、当該取消しに伴い、速やかに消防団協力事業所表示証を返還するとともに、熊本市消防団協力事業所表示制度に関する規程第 6 条に規定する表示を中止するよう申し添えます。

記

- 1 認定取消事業所等

- 2 認定取消し日

- 3 認定取消し事由

別図 (第 2 条関係)



- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。
- 3 材質はプラスチック等、厚みは 6mm 以上とする。

		色 (CMYK 値による色指定)
①	地色 (中央部)	青 (C : 68%、M : 5%、Y : 0%、K : 0%)
②	地色 (上下部)	青 (C : 85%、M : 40%、Y : 25%、K : 12%)
③	表示マーク (面)	赤 (C : 0%、M : 95%、Y : 90%、K : 0%)
④	文字、枠線	銀

消防局告示第 4 号

平成 27 年 3 月 26 日

熊本市防火対象物の消防用設備等の公表に関する規程を次のように制定する。

熊本市消防局長 大塚和規

熊本市防火対象物の消防用設備等の公表に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市民等が防火対象物の安全に関する情報を入手し、当該防火対象物の利用について判断できるよう、熊本市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号。以下「条例」という。）第 47 条の 2 の規定並びに熊本市火災予防規則（昭和 63 年規則第 16 号。以下「規則」という。）第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 の規定に基づく防火対象物の消防用設備等の状況の公表（以下「公表」という。）により、市民等に情報を提供するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) 主要 3 設備 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 7 条第 2 項に規定する屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備並びに同条第 3 項に規定する自動火災報知設備をいう。
- (2) 公表該当違反 熊本市火災予防立入検査及び違反処理に関する規程（平成 15 年消防局訓令第 9 号。以下「立入検査規程」という。）第 2 条に規定する立入検査（以下「立入検査」という。）において確認した法令違反事項において、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準又は同条第 2 項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って主要 3 設備のいずれかを設置しなければならないもののうち、規則第 18 条の 2 第 2 項に該当するものをいう。
- (3) 関係者 公表該当違反に該当する防火対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (4) 公表予定日 公表該当違反に該当し、当該違反事項を関係者に通知した日から 30 日を経過した日をいう。
- (5) 公表対象物 現に公表している防火対象物をいう。
- (6) 公表事務 公表するために実施する公表該当違反の報告、公表に係る関係者に対する公表する旨の周知、公表の決定、市民等への情報提供等公表を行うために実施する事務一切をいう。

(消防長の責務)

第 3 条 消防長は、市民等が防火対象物の利用について適切に判断できるよう、公表を適正に行わなければならない。

(指導及び調整)

第 4 条 消防長は、消防署長（以下「署長」という。）に対し、公表事務についての指導、助言及び調整を行うものとする。

(公表該当違反の取扱い)

第 5 条 公表該当違反については、次に掲げるところによる。

- (1) 規則第 18 条第 2 項に規定する「屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない」とは、主要 3 設備のうちいずれかの設置が義務となる防火対象物又はその部分において、これらの義務となる設備（設備を構成する機器等を含む。）が一切設置されていないもの（当該設備に代えて用いることができる令第 29 条の 4 に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が設置されていないもの及び消防法令の規定により代替となる設備が設置されていないものを含む。）とする。
- (2) 署長は、公表該当違反について精査を行い、必要に応じて関係者に違反事項についての事情聴取を行うこととする。

(公表の手続)

第 6 条 公表の手続は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 査察員は、防火対象物の立入検査において、公表該当違反があると認めた場合は、通常の立入検査と同様に立入検査規程第 2 1 条第 1 項の規定により署長へ報告するものとする。
- (2) 署長は、関係者に対し、立入検査規程様式第 2 号の 4 及び様式第 2 号の 5 に規定する立入検査結果通知書により通知する場合は、当該通知書に別記様式第 1 号に定める公表を周知するための書面を添付するものとする。
- (3) 署長は、前号の立入検査通知書及び公表を周知するための書面（以下「立入検査通知書等」という。）を交付後、公表を行おうとする場合は、査察員に対し、公表該当違反について別に定める確認を行わせるものとし、その結果を別記様式第 2 号に定める公表該当違反調査報告書により報告させるものとする。ただし、当該確認時に公表該当違反が是正されていた場合は、この限りでない。
- (4) 署長は、前号の報告を受けた場合は、別記様式第 3 号に定める公表調査報告書により速やかに消防長へ報告するものとする。
- (5) 消防長は、前号の報告を受けた場合は、防火対象物の公表を決定し、公表予定日の 7 日前まで（やむを得ない事情がある場合を除く。）に関係者に対し、公表する旨を通知するために別記様式第 4 号に定める公表通知書（以下「公表通知書」という。）を発出するものとする。
- (6) 前号の通知は当該公表該当違反対象物を管轄する署長が公表通知書を、関係者に直接交付することにより行うものとし、当該交付をしたときは、別記様式第 5 号に定める受領書に関係者の署名を求めるものとする。ただし、受領拒否等の事由により直接交付できない場合は、公表通知書を配達証明又は内容証明の取扱いにより送付するものとする。
- (7) 署長は、前号の規定に基づく公表通知書を関係者に交付した場合は、当該防火対象物の名称、所在地、用途、違反の内容その他別に定める事項を速やかに消防長へ報告するものとする。

(公表)

第 7 条 消防長は、前条第 6 号に基づく公表する旨の通知後 7 日以上、かつ、公表予定日を経過した場合は、公表するものとする。ただし、公表該当違反の存否に影響を与える事実を把握したときには、別に定める調査を行い、公表該当違反に当たることを確認した上で公表するものとする。

2 消防長は、前項の公表を行った場合は、当該公表対象物を管轄する署長へ別に定める方法で通知するものとする。

(公表の方法)

第 8 条 公表の方法については、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 規則第 1 8 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する公表の方法は、別表に示された項目の掲載を別に定めるところにより行うものとする。
- (2) 規則第 1 8 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する公表の方法は、別表に示された項目を記載した書類の備え置きを別に定めるところにより行うものとする。
- (3) 規則第 1 8 条の 3 第 2 項第 3 号に規定する公表の方法は、別に定める。

(情報の適正管理)

第 9 条 消防長は、公表対象物の公表該当違反の情報等を適正に管理するものとする。

- 2 署長は、消防長に対し、公表対象物の公表該当違反の情報等を適正に管理するために必要な連絡、報告及び調整を行うものとする。
- 3 署長は、前項の公表該当違反の是正を確認した場合は、別記様式第 6 号に定める公表該当違反是正報告書により消防長へ報告するとともに、公表している情報の削除を依頼するものとする。
- 4 消防長は、前項の報告により公表対象物の公表該当違反が是正されたことを確認した場合は、公表している情報の削除を決定するものとする。

(施行細則)

第 1 0 条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

防火対象物の名称		
防火対象物の所在地		
防火対象物の用途		
違反の内容	違反指摘事項	
	根拠法令等の条項	
	違反の位置等	
公表日		
所轄消防署		

別記様式第 1 号(第 6 条第 2 号関係)

年 月 日

熊本市 消防署

公表に関するお知らせ

あなたの(所有・管理・占有)する次の防火対象物()
 について、 年 月 日 消防法第 4 条の規定に基づく立入検査を実施した結果、下記
 のとおり火災予防上重大な不備事項を確認しましたので、速やかに改善されるように指示します。

なお、この防火対象物に係る重大違反について、本通知書を交付した日から 30 日を経過したにも
 かかわらず当該違反が認められるときは、熊本市火災予防条例第 47 条の 2 の規定に基づき熊本市消
 防長が当該違反内容等を公表することがあります。

記

名 称		
所在地		
該 当 違 反 事 項	<input type="checkbox"/>	屋内消火栓設置の未設置
	違反概要	
	<input type="checkbox"/>	スプリンクラー設備の未設置
	違反概要	
	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備の未設置
	違反概要	
備 考		

備考 該当する□にはレを記入すること。

本件についての連絡先

熊本市 () 消防署 () 課
 (電話) ()

別記様式第 2 号 (第 6 条第 3 号関係)

公表該当違反調査報告書

年 月 日

消防署長 様

消防署 課 班
検査員

熊本市火災予防条例第 4 7 条の 2 の規定に基づく防火対象物の消防用設備等の状況の公表について、下記のとおり重大な消防法令違反が確認されましたので報告します。

記

対象物 ID					
防火対象物の 名称・所在地	名称	(フリガナ)			
	所在地	(フリガナ)			
防火対象物の 状況	用途	構造	階層	規模	
				建築面積	m ²
				延べ面積	m ²
公表該当違反に 関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備				
公表該当違反に 関する状況					
立入検査に 関する事項	立入検査実施日	立入検査結果通知書 交付予定日		前回の立入検査日	
公表に関する 事項	公表通知書交付予定日			公表予定日	
備考					

備考 該当する□にはレを記入すること。

別記様式第 4 号（第 6 条第 5 号関係）

公 表 通 知 書

第 号
年 月 日

様

熊本市消防長

印

あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関し、 年 月 日に立入検査結果通知書により通知した重大違反のうち、現に違反が認められるものについて、火災予防条例第 4 7 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物	名称	
	所在地	
違反の内容		

2 公表の方法

- (1) 熊本市ホームページへの掲載
- (2) 消防本部での閲覧
- (3) 前 1 の防火対象物が存する区域を管轄する消防署での閲覧

3 公表予定日

年 月 日

備考

- 1 前 1 に記載の違反の内容を是正した場合は、以下の問合せ先へ連絡してください。
- 2 公表日前に違反の是正を確認した場合は、当該違反事実については公表しません。
- 3 既に公表している場合は、当該違反事実の情報を削除します。

問合せ先

熊本市 消防署 課
電話 ()

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

別記様式第 5 号 (第 6 条第 6 号関係)

年 月 日

(宛)

住 所
氏 名

印

受 領 書

年 月 日 熊本市火災予防条例第 4 7 条の 2 に係る公表通知書を確かに受領しました。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

別記様式第 6 (第 9 条第 3 号関係)

公表該当違反是正報告書

年 月 日

消防局長 様

消防署長

熊本市火災予防条例第 4 7 条の 2 の規定による公表対象物について、下記のとおり消防法令違反が是正されましたので報告します。

記

対象物 ID				
防火対象物の 名称・所在地	名称	(フリガナ)		
	所在地	(フリガナ)		
防火対象物の 状況	用途	構造	階層	規模
				建築面積 m^2 延べ面積 m^2
公表該当違反に 関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備			
公表該当違反に 関する状況				
公表該当違反の 是正に関する状況				
立入検査に関する 事項	立入検査実施 日	立入検査結果通知書 交付日	公表該当違反の是正日	
公表に関する事項	公表通知書交付日		公表 (予定) 日	
備考				

備考 該当する□にはレを記入すること。

消防局告示第 5 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市火災予防条例に基づき住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準の特例を認める件（平成 18 年消防局告示第 1 号）を次のとおり改正する。

熊本市消防局長 大塚 和規

熊本市火災予防条例告示の一部を改正する件

熊本市火災予防条例に基づく住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準の特例を認める件（平成 18 年消防局告示第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

第 2 項を次のように改める。

- 2 政令第 32 条の規定を適用し、共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（昭和 61 年消防予第 170 号、消防庁予防救急課長。）別添第 210 に定める住戸用自動火災報知設備、共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成 7 年消防予第 220 号、消防庁予防課長。）別添第 214 に定める共同住宅用スプリンクラー設備、15 に定める共同住宅用自動火災報知設備又は 16 に定める住戸用自動火災報知設備を設置した場合における当該設備の有効範囲内の住宅の部分とする。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

交 通 局

交通局規程第 8 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市交通局電気設備保安規程の全部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西本 賢正

熊本市交通局電気設備保安規程の全部を改正する規程

熊本市交通局電気設備保安規程(平成 14 年 8 月 5 日交通局規程第 7 号)の全部を次のように改正する。

熊本市交通局電気設備保安規程

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)
- 第 2 章 保安業務の管理体制(第 6 条～第 11 条)
- 第 3 章 保安教育(第 12 条・第 13 条)
- 第 4 章 工事の計画及び実施(第 14 条・第 15 条)
- 第 5 章 保守(第 16 条・第 17 条)
- 第 6 章 運転又は操作(第 18 条)
- 第 7 章 災害対策(第 19 条)
- 第 8 章 記録(第 20 条)
- 第 9 章 責任の分界点(第 21 条・第 22 条)
- 第 10 章 整備その他(第 23 条～第 26 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。)第 42 条第 1 項の規定に基づき、熊本市交通局(以下「交通局」という。)が設置する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 統括管理者 熊本市交通事業管理者をいう。
- (2) 設備管理者 電気工作物を所管する課長をいう。
- (3) 電気主任技術者 砲台 43 条に規程される主任技術者を言う。
- (4) 保安業務担当者 電気工作物の保安業務を現場で行う担当者をいう。

(法令遵守)

第 3 条 統括管理者及び交通局の従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守しなければならない。

(細則の制定)

第 4 条 この規程を実施するために定めた細則「電気設備保守心得」(以下「保守心得」という。)のほか、必要と認められる場合には別に細則を制定する。

(規程の改正等)

第 5 条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正を行う場合は、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第 2 章 保安業務の管理体制

(保安業務組織)

第 6 条 統括管理者は、それぞれの施設における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務(以下「保安業務」という。)を統括管理する。

- 2 統括管理者は、保安業務の監督に当たらせるため、電気工作物を設置する施設ごとに電気主任技術者を選任し配置する。
- 3 前項の規定により選任する電気主任技術者は、法第 43 条第 1 項に規定される主任技術者免状の交付を受けている有資格者の中から選任する。
- 4 統括管理者は、電気事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第 52 条第 3 項ただし書の規定に基づく所定の手続きを経て承認を受けた場合に限り、前項で選任した電気主任技術者に他の電気工作物の兼任を命ずることができる。
- 5 統括管理者は、法第 43 条第 2 項の規定に基づく所定の手続きを経て選任の許可を受けた場合に限り、第 3 項の規定によらず主任技術者免状の交付を受けていないものを選任し配置することができる。
- 6 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表のとおりとする。

(設備管理者の義務)

第 7 条 設備管理者は、電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、電気主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 設備管理者は、電気主任技術者が電気工作物に係る保安に関して述べた意見を尊重するものとする。
- 3 設備管理者は、法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係ある場合には、電気主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
- 4 設備管理者は、所管官庁が法令に基づいて行う検査及び審査には電気主任技術者を立ち合わせるものとする。
- 5 設備管理者は、統括管理者を補佐し電気主任技術者の意見を聞き、電気工作物の工事、維持及び運用にあたる。

(電気主任技術者の義務)

第 8 条 電気主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、保安業務の監督の職務を誠実に履行しなければならない。

2 電気主任技術者の保安業務の監督の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。

- (2) 電気工作物の計画及び工事に関すること。
- (3) 電気工作物の保守に関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (5) 電気工作物の災害対策に関すること。
- (6) 保安業務の記録に関すること。
- (7) 保安用機材及び書類の整備に関すること。
- (8) 所管官庁が法令に基づいて行う検査及び審査並びに自主検査に関すること。

(保安業務担当者の義務)

第 9 条 保安業務担当者は、法令及びこの規程を遵守し、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(電気主任技術者の代務)

第 10 条 統括管理者は、電気主任技術者が疾病その他やむを得ない事由により不在となる場合に備えて、その職務を代行する者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者から指示された職務を誠実に履行しなければならない。

(電気主任技術者の解任)

第 11 条 統括管理者は、電気主任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

- (1) 電気主任技術者が、疾病による長期の欠勤又は精神障害等により保安の確保上不相当と認められたとき。
- (2) 電気主任技術者が、法令又はこの規程に違反し、若しくは職務を怠り保安の確保上不相当と認められたとき。
- (3) 電気主任技術者が、刑事事件に関し起訴されたとき。
- (4) 電気主任技術者が、転任又は退職等したとき。
- (5) その他不相当と認められたとき。

第 3 章 保安教育

(保安教育)

第 12 条 電気主任技術者は、保安業務担当者に対し、設備の実態に即した必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

(保安訓練)

第 13 条 電気主任技術者は、保安業務担当者に対し、事故その他災害が発生した場合の措置について、必要に応じ指導訓練を行うものとする。

第 4 章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第 14 条 設備管理者は、電気工作物の建設工事計画を立案するに当たっては、電気主任技術者を参画させるものとする。

2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事(以下「保守工事」という。)の計画を立案し、設備管理者の承認を求めなければならない。

3 電気主任技術者は、前項の計画を立案する際に交通局の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行わなければならない。

(工事の実施)

第 15 条 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、電気主任技術者の監督のもとに行うものとする。

2 交通局の電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確に

し、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認した後引き取るものとする。

- 3 工事の実施に当たっては、この保安を確保するため、別に定める「保守心得」に基づき行わなければならない。

第 5 章 保守

(巡視、点検及び測定)

第 16 条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、「保守心得」に定める基準に従い、電気主任技術者の監督の下に実施するものとする。

- 2 電気主任技術者は、前項の巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第 17 条 電気主任技術者は、事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密点検を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第 6 章 運転又は操作

(運転又は操作)

第 18 条 電気工作物の運転又は操作の基準は、別に定める「保守心得」によるものとする。

- 2 前項の「保守心得」は、次の各号について定めるものとする。

- (1) 作業する際の安全確保について
- (2) 事故その他異常時の処置及び連絡要領について
- (3) 平常時及び事故その他の異常時における電気工作物の操作方法について
- (4) 電気工作物の検査について

第 7 章 災害対策

(防災体制)

第 19 条 設備管理者は、台風、洪水、地震、火災、その他の災害の発生時における電気工作物の保安を確保するため、適切な措置をとり得る体制を整備しておくものとする。

- 2 電気主任技術者は、災害発生時において、電気工作物の保安確保のために指揮監督を行い、適切な措置をとるものとする。
- 3 電気主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに送受電を停止することができるものとする。

第 8 章 記録

(記録)

第 20 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は別に定める「保守心得」により記録し、これを 3 年間保存するものとする。

- 2 電気工作物の工事、維持及び運用記録は別に定める「保守心得」により記録し、必要な期間保存するものとする。

第 9 章 責任の分界

(責任の分界点)

第 21 条 交通局が設置する電気工作物と関係電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点及び財産上の分界点は、両者との間に締結している電力需給の契約書によるものとする。

(需要設備の構内)

第 22 条 需要設備の構内は、別に定めるとおりとする。

第 10 章 整備その他

(危険の表示)

第 23 条 設備管理者は、高圧電気工作物が設置されている場所で危険のおそれのあるところに

は、人の注意を喚起するように一定の表示を設けなければならない。

(測定器具類の整備)

第 24 条 電気主任技術者は、電気工作物の保安に必要な測定器具類を整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第 25 条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱い説明書等については、必要な期間保存するものとする。

(手続書類等の整備)

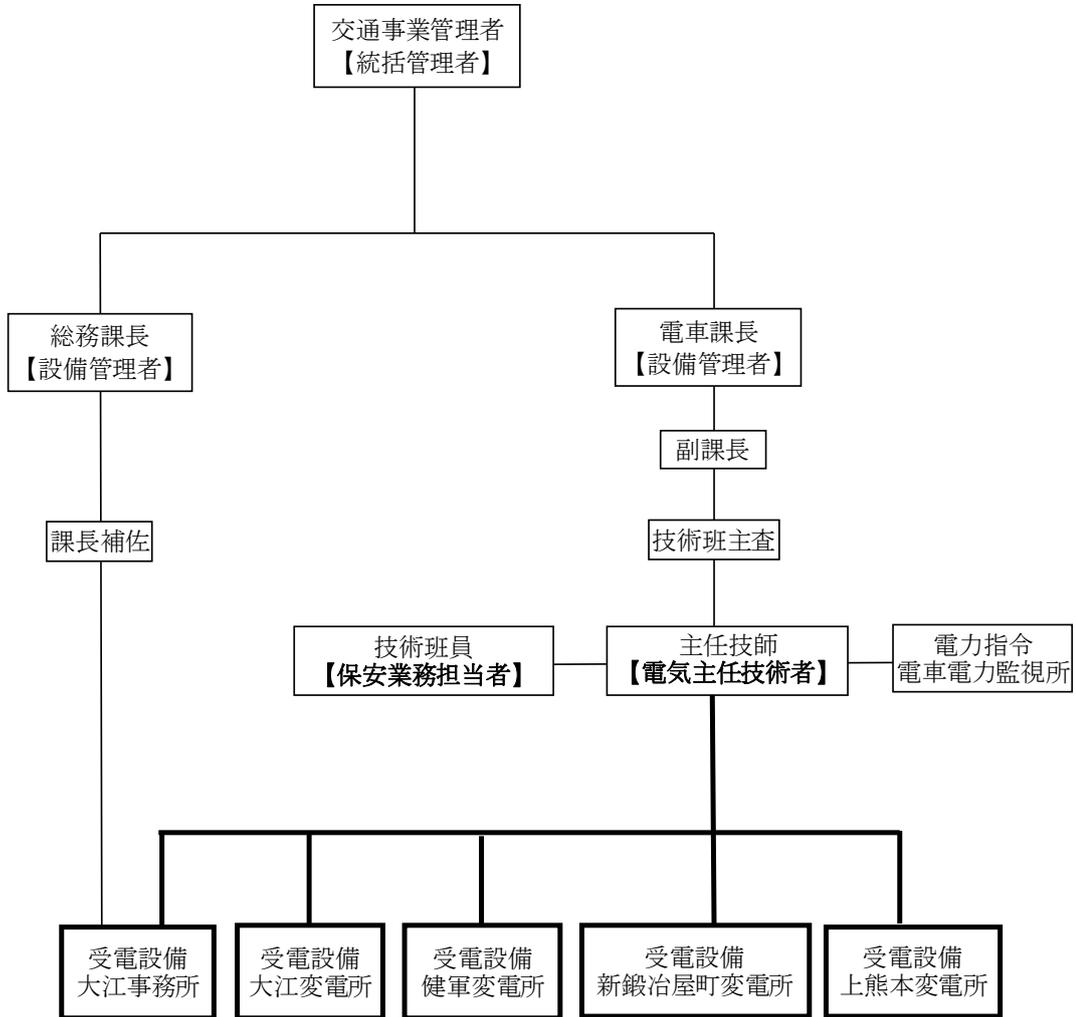
第 26 条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書等については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】

職制による命令系統



交通局規程第 9 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市交通局電気設備保安規程(300KW 未満)を廃止する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通局電気設備保安規程(300KW 未満)を廃止する規程

熊本市交通局電気設備保安規程(300KW 未満) (昭和 43 年交通局規程第 11 号) は、廃止する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

交通局規程第 10 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市交通局事務分掌規程の全部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通局事務分掌規程の全部を改正する規程

熊本市交通局事務分掌規程 (昭和 33 年交通局規程第 1 号) の全部を次のように改正する。

熊本市交通局事務分掌規程

(分課)

第 1 条 地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号) の規定に基づき、交通事業管理者 (以下「管理者」という。) の権限に属する事務を分掌させるため、次のとおり課、所、工場、班を置く。

総務課

総務班

経営企画班

経理班

営業推進班

電車課

庶務班

運輸班

技術班

上熊本車両工場

大江営業所

大江営業所上熊本車庫

(役職)

第 2 条 課に課長、所に所長、工場に工場長、課に主査を置く。

2 事務処理上、必要があるときは、首席審議員、審議員、副課長、主幹、技術主幹、副所長、参事、技術参事その他の専門職位を置くことができる。

3 第 1 項及び前項に規定する役職は、職員のうちから命ずる。

(指揮)

第 3 条 課長、副課長、所長、工場長、主査及び副所長は、各々上司の命を受け所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。

2 首席審議員、審議員、主幹、参事その他の専門職位は、上司の命を受けて調査研究その他特定の事務を処理する。

(代理)

第 4 条 職務代理者に事故があるときで、軽易な事故については総務課長が代理する。

(事務分掌)

第 5 条 事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

総務課

- (1) 局の経営会議に関する事。
- (2) 局内の政策その他重要事項の総合的調整及び局内事務の連絡調整に関する事。
- (3) 交通事業の総合的企画及び財政計画に関する事。
- (4) 交通事業に関する統計、諸調査及び資料の収集に関する事。
- (5) 交通体系の調査研究に関する事。
- (6) 公印の管理に関する事。
- (7) 条例及び所管に係る規程の制定改廃に関する事。
- (8) 職員の任用、服務、表彰その他身分取扱いに関する事（電車課の所管事項に係るものを除く。）。
- (9) 嘱託員及び臨時職員の任用に関する事。
- (10) 職員の給与、退職手当に関する事。
- (11) 労働組合に関する事。
- (12) 職員の公務災害、労働安全及び衛生管理に関する事。
- (13) 共済組合に関する事。
- (14) 庁舎の管理及び庁内取締りに関する事。
- (15) 年報及び局のホームページに関する事。
- (16) 予算の編成、管理及び調整に関する事。
- (17) 決算に関する事。
- (18) 企業債に関する事。
- (19) 資金計画及び一時借入金に関する事。
- (20) 現金、有価証券及び乗車券の出納保管に関する事。
- (21) 土地建物の取得処分及び固定資産の総括管理に関する事。
- (22) 物品の購入、修理及び管理並びに燃料の契約に関する事。
- (23) 不用品の処分に関する事。
- (24) 工事等の請負契約及びそれに係る検査に関する事。
- (25) 支払の審査及び執行に関する事。
- (26) 貯蔵品の出納保管に関する事。
- (27) 乗車券の発売及び収入金の審査払込みに関する事（電車課に係るものを除く。）。
- (28) 運賃の審査払込みに関する事。
- (29) 定期券等の発行に関する事。
- (30) 広告等の契約に関する事。
- (31) 遺留品の取扱いに関する事。
- (32) 両替金に関する事。
- (33) IC カードの取扱いに関する事。
- (34) 自動車運送事業の清算に関する事。
- (35) その他、他課に属しない事項。

電車課

- (1) 電車運行計画の実施及び運賃に関する事。
- (2) 電車の配車、操車、運転、保安に関する事。
- (3) 電車乗務員等の指導及び監督に関する事。
- (4) 電車事故防止及び処理に関する事。
- (5) 事故賠償に関する事。
- (6) 所管に係る諸設備の建設、改良、補修、維持管理に関する事。
- (7) 電車車両の諸検査に関する事。
- (8) 受電、配電及び変電に関する事。
- (9) 請負工事の契約及び監督並びに検査に関する事。

- (10) 受託及び補助事業に関すること。
- (11) 局内建物、電気、水道設備等の営繕に関すること。
- (12) 所管に係る物品の購入、修理及び管理に関すること。
- (13) 乗車券の発売及び収入金の審査払込みに関すること。(電車の車内及び所管の営業所で販売したものに限る。)
- (14) 所管に係る規程の制定改廃に関すること。
- (15) 所管事業の実施に係る宣伝及び広告に関すること。
- (16) 所属職員の服務及び勤務時間の管理等に関すること。
- (17) 所属職員の報酬及び賃金の支払に関すること。
- (18) 所属職員の社会保険及び厚生福利に関すること。
- (19) 職員の優良運転表彰等に関すること。
- (20) 職員の被服の貸与に関すること。
- (21) 電車運行に係る職員の健康管理に関すること。
- (22) 交通安全推進委員会に関すること。
- (23) 特殊乗車券に関すること。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、臨時又は特殊の事項については、管理者において、その分掌を定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

交通局規程第11号

平成27年3月30日

熊本市交通局事務決裁規程の全部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西本賢正

熊本市交通局事務決裁規程の全部を改正する規程

熊本市交通局事務決裁規程(昭和44年交通局規程第9号)の全部を次のように改正する。

熊本市交通局事務決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本市交通事業管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務の処理について、決裁の権限と責任の所在を明確にすることによって、事務能率の向上を図ることを目的とする。

(課長共通専決事項)

第2条 次の事項は、課長共通の専決事項とする。ただし、副課長専決により、これらの事項にかかる権限が行使されない場合に限る。

- (1) 6,000万円未満の工事施行に関すること。
- (2) 3,500万円未満の委託に関すること。
- (3) 1,000万円未満の物件、労力その他の供給に関すること。
- (4) 定例による所管事業の実施にかかる宣伝及び広告に関すること。
- (5) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答、通知並びに許可及びその取消しに関すること。
- (6) 所管に係る規程の制定改廃に関すること。
- (7) 所属職員の服務及び勤務時間の管理等に関すること。
- (8) 所属職員の報酬及び賃金の支払に関すること。
- (9) 所属職員の社会保険及び厚生福利に関すること。

- (10) 旅費及び費用弁償の支払に関すること。
- (11) 熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和 33 年条例第 22 号）第 3 条第 4 項の規定に係る旅行依頼及び旅費支給の決定に関すること。
- (12) 所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。
- (13) 所属職員の事務分担及び旅行命令に関すること。
- (14) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する非常勤特別職の旅行命令及び旅費支給の決定に関すること。
- (15) 定例的な文書等開示請求に係る開示等の決定に関すること。
- (16) 管理に属する場所における熊本市放置自動車防止条例（平成 14 年条例第 30 号）第 12 条の規定に基づく勧告及び第 18 条第 1 項の規定に基づく認定に関すること。
- (17) 納入通知、督促、催告等に関すること。
- (18) 過誤納金の処理に関すること。
- (19) 科目更正に関すること。
- (20) 各種負担金、補助金、交付金等の請求に関すること。
- (21) 刊行物等の有料頒布に係る価額等の決定に関すること。
- (22) 所管に係る収入の調定、更正、取消し、納期延長、分納、後納及び定めのある基準による減免並びに徴収に関すること。
- (23) 所管に係る使用料、手数料、利子、延滞金その他の収入の調定、更正、取消し、納期延長、分納、後納及び定めのある基準による減免に関すること。
- (24) 所管に係る過誤納金等還付に関すること。
- (25) 所管に係る預り金に関すること（支出に関することを除く）。
- (26) 保管物件及び諸設備の公共用一時貸付、使用許可及び保管に関すること。
- (27) 所管に係る自家用車の維持管理に関すること。
- (28) 前各号に準ずること。
- (29) 課長専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

（総務課長専決事項）

第 3 条 次の事項は、総務課長の専決事項とする。

- (1) 2,000 万円未満の用地買収に関すること。
- (2) 200 万円未満の財産の処分に関すること。
- (3) 公印の一時貸与に関すること。
- (4) 臨時職員の任用に関すること。
- (5) 職員の服務についての諸願届の承認に関すること。
- (6) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る届の認定に関すること。
- (7) 職員の給与、退職手当等の支払に関すること。
- (8) 職員の児童手当の認定に関すること。
- (9) 職員の健康診断及び予防接種の実施に関すること。
- (10) 職員の永年勤続表彰に関すること。
- (11) 職員の勤務の評定に関する資料の収集に関すること。
- (12) 職員証及び無料乗車券の発行に関すること。
- (13) 安全及び衛生管理に関すること。
- (14) 庁舎の維持管理上必要な措置の決定に関すること。
- (15) 庁内取締りに関すること。
- (16) 予算流用に関すること。
- (17) 予算配当に関すること。
- (18) 予備費補充に関すること。
- (19) 建物共済に係る分担金に関すること。

- (20) 熊本市交通局ホームページに関する事。
- (21) 規定又は決定した事項の広報に関する事。
- (22) 事業月報及び事業年報の編集発行に関する事。
- (23) 物品の購入及び修理に関する事（熊本市交通局会計規程（平成 26 年交通局規程第 15 号。以下「会計規程」という。）第 83 条に該当することとなるものを除く。）。
- (24) 公用車の修理及びその支出に関する事（会計規程第 83 条に該当することとなるものを除く。）。
- (25) 自動車損害賠償保険等の契約の締結に関する事。
- (26) 一時借入金及び公債の処理に関する事。
- (27) 不動産の登記に関する事。
- (28) 資金前渡、概算払及び前金払等の精算に関する事。
- (29) 科目の振替に関する事。
- (30) 収入金の預け入れに関する事。
- (31) 有価証券の出納保管に関する事。
- (32) 預り金の支出に関する事。
- (33) 貯蔵物品の出納保管に関する事。
- (34) 定期券の発行に関する事。
- (35) 車両その他の広告に係る掲出許可及び広告料金の減免に関する事。
- (36) 車内遺失物の公示、保管及び処分に関する事。
- (37) 不用品の処分に関する事。
- (38) 課長共通専決事項及び総務課長専決事項の規定により専決された事項に係る支出に関する事。

（電車課長専決事項）

第 4 条 次の事項は、電車課長の専決事項とする。

- (1) 電車の運行管理に関する事。
- (2) 線路及び電路の設備並びに電車車両の維持管理に関する事。
- (3) 監督官庁に報告を要しない事故の処理に関する事。
- (4) 職員の優良運転表彰に関する事。
- (5) 職員の被服の貸与に関する事。
- (6) 電車の運行に係る職員の健康管理に関する事。
- (7) 交通安全推進委員会に関する事。
- (8) 特殊乗車券に関する事。

（副課長共通専決事項）

第 5 条 次の事項は、副課長の共通専決事項とする。

- (1) 定例的な所管事務に係る照会および回答に関する事。
- (2) 報酬及び賃金の支払に関する事。
- (3) 社会保険料の支出に関する事。
- (4) 旅費及び費用弁償の支払いに関する事。
- (5) 所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関する事。
- (6) 課長専決事項及び前各号に掲げる事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関する事。

（大江営業所長専決事項）

第 6 条 次の事項は、大江営業所長の専決事項とする。

- (1) 所属職員の事務分担及び服務に関する事。
- (2) 所長の服務に関する事。
- (3) 勤務日誌その他日表類に関する事。

(上熊本車両工場長専決事項)

第 7 条 次の事項は、上熊本車両工場長の専決事項とする。

- (1) 所属職員の事務分担及び服務に関すること。
- (2) 車両工場長の服務に関すること。
- (3) 勤務日誌その他日表類に関すること。

(その他の専決事項)

第 8 条 工事等の請負契約に係る事項であつて熊本市事務決裁に関する訓令（平成 8 年訓令第 3 号）において次長専決事項とされているものについては、管理者の承認を得て、首席契約担当審議員に専決させることができる。

2 工事等の請負契約に係る事項であつて課長共通専決事項であるものについては、管理者の承認を得て、契約担当審議員に専決させることができる。

(合議)

第 9 条 前各条に規定する専決事項で必要あるものは、関係課長と合議しなければならない。

(上司の指揮を受けるべき事項)

第 10 条 専決事項であつても次の各号のいずれかに該当する事項については、上司の指揮を受けなければならない。

- (1) 市議会に関係があること。
- (2) 異例に属し、又は先例になると認められること。
- (3) 規程の解釈上疑義があり、又は重要と認められること。
- (4) 将来において局の業務負担等を生ずるおそれのあること。
- (5) その他上司が了知しておく必要があると認められること。

(代決)

第 11 条 管理者が出張等により不在のときは、緊急を要する事務に限り、総務課長がその事務について代決する。

2 課長専決事項について、課長不在のときは、緊急を要する事務に限り、その直属下位の職位にある者がその事務について代決する。

(権限の調整)

第 12 条 副課長を置く課の課長は、課長限りの専決事項について、副課長と協議の上、当該専決事項に係る決裁権限を副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。

2 前項の規定により、権限の調整を図る場合は、管理者の承認を得るものとし、決定事項については、関係課へ通知しなければならない。

(後関)

第 13 条 第 11 条の規定により代決した事項については、速やかに後関を受けるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

交通局規程第 12 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市交通局文書規程の全部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西本賢正

熊本市交通局文書規程の全部を改正する規程

熊本市交通局文書規程（昭和 30 年交通局規程第 2 号）の全部を次のように改正する。

熊本市交通局文書規程

第 1 条 この規程は、市政に関する情報が市民との共有財産であるということを認識し、市政に関する諸活動を市民に説明する責務を全うするため、熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号。

以下、「情報公開条例」という。)第 24 条の規定に基づき、これらを記録した文書(図画、写真、帳票類、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下同じ。)の適正な管理並びに市政上重要な文書の保存を図るための基本的事項を定めるものとする。

(他の法令等との関係)

第 2 条 文書の管理については、法令その他別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(文書処理の原則)

第 3 条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が能率的かつ適正に行われるように管理しなければならない。

(文書の作成)

第 4 条 職員は、熊本市交通局の事業における経緯その他意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、軽微な事案を除き、文書を作成しなければならない。

(文書担当者の設置)

第 5 条 文書の作成、整理、保存等を適切に行うため、課に文書担当者を置く。

(文書担当者の責務)

第 6 条 文書担当者は、上司の命を受け、その課における次に掲げる事項の調整に関する事務に従事する。

- (1) 文書の收受及び発送に関すること。
- (2) 文書事務の改善及び指導に関すること。
- (3) 完結文書の編集及び製本に関すること。
- (4) 文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。))を一の集合物にまとめたもの及び単独で管理している文書をいう。)の管理、引き継ぎ及び廃棄に関すること。
- (5) 処理中文書等の処理状況調査及び文書処理の促進に関すること。
- (6) 文書管理システム(電子計算機を利用して文書等の收受、起案、決裁、保存及び廃棄その他文書管理に関する一連の事務の処理を一元的に管理するシステムをいう。以下同じ。)の円滑な運用に関すること。
- (7) その他文書の取扱いに関すること。

(簿冊)

第 7 条 総務課に備える簿冊は、次のとおりとする。

- (1) 規程番号簿(様式第 1 号)
- (2) 告示番号簿(様式第 2 号)
- (3) 公告番号簿(様式第 3 号)

2 前項に定めるもののほか、総務課又はその他の課において、必要があると認めるときは、適宜簿冊(文書管理システムにあつては、文書ファイル)を設けることができる。

(文書管理システムの利用)

第 8 条 文書の收受、起案、決裁、発送、保存及び廃棄その他文書管理に関する一連の事務の処理については、文書管理システムを利用するものとする。ただし、総務課長がこれにより難いと認めたときは、この限りでない。

(例規文書)

第 9 条 例規文書(熊本市公用文に関する訓令(昭和 38 年訓令第 8 号。以下「令」という。))第 2 条第 1 項に規定するものをいう。)は、文書処理の年度に従い、総務課において毎年その種別ごとに順位番号をつけなければならない。

2 前項の記載例は、次のとおりとする。

- (1) 規程 交通局規程第 号
- (2) 告示 交通局告示第 号
- (3) 公告 (次号に掲げるものを除く。) 交通局公告第 号
- (4) 請負工事等の入札に係る公告 交通局契約公告第 号
(平 1 4 交規程 1 1 ・平 2 4 交規程 1 ・一部改正)
(文書処理の年度)

第 10 条 文書処理に関する年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで (以下「会計年度」という。) とする。ただし、熊本市公用文に関する訓令 (昭和 38 年訓令第 8 号) 第 2 条第 1 項に規定する例規文書 (達及び指令を除く。) 及び議案並びに法令等に定めがある文書その他管理者が定める文書については、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までを文書処理に関する年度とする。

(到達文書の処理)

第 11 条 到達文書は、総務課 (当該到達文書が、総務課以外の課に直接到達したときは、当該課かいは又は当該文書を所管する課) において受け付け、次の各号により処理しなければならない。

- (1) 文書は、開封せずに所管の各課に配付するものとする。ただし、開封しなければ配付先を確認できないものは、開封した後に配付するものとする。
- (2) 書留、配達証明、内容証明及び特別送達の取扱いによる郵便物並びに開封された文書で現金、小切手、有価証券及びこれに準ずるものが添付された文書は、受付及び配布通知を行い、所管の各課職員の受領印を徴した後に配付する。
- (3) 訴訟、不服申し立て等に関する文書でその收受日時が権利の得喪に関係のあるものは、その欄外に收受の時刻を記入し、所管の各課職員の受領印を徴した後に配付する。
- (4) 2 以上の各課に関連のある文書は、最も関係のある各課に配付する。その関係の度合いを定めにくいもの又は異例に属するものは、関係各課と協議の上、総務課長が決定する。

2 通信回線により到達した文書 (処理経過を明らかにする必要があるものに限る。) で、文書の到達した課の所管に属するものでないものについては、前項の規定にかかわらず、文書の到達した課において所管の課へ通信回線を利用して転送し、当該所管の課が当該文書の受付等を行うものとする。

(各課における收受文書取扱い)

第 12 条 受付の処理が行われた文書又は物品については、收受の処理をしなければならない。ただし、通知書、案内状その他これに類する簡易な文書及び新聞雑誌等はその処理を省略することができる。

2 受付の処理が行われた文書又は物品で各課で收受できないものについては、直ちに総務課に返送しなければならない。

(時間外到達文書の取扱い)

第 13 条 執務時間外又は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例 (平成元年条例第 32 号) 第 1 条に規定する市の休日 (以下「休日」という。) に到達した文書は、その日後においてその最も近い休日でない日に当該文書の受付等を行うものとする。ただし、急を要する文書があるときは、この限りでない。

2 通信回線により執務時間外又は休日に到達した文書は、その日後においてその最も近い休日でない日に当該文書の受付等を行うものとする。ただし、急を要する文書があるときは、この限りでない。

(供覧)

第 14 条 次の文書を收受したときは、その要旨を簡明に記載して上司の閲覧に供しなければならない。

- (1) 特に重要な文書で、直ちに処理することができないもの又は上司の指揮により処理する必要があるもの
- (2) 前号のほか、上司の閲覧に供する必要があると認められるもの

(起案)

第 15 条 全ての事案の処理は文書による。

- 2 起案は、次の各号により作成しなければならない。
- (1) 起案文書には、件名を標記し、本文、理由、経過、参考事項の順に簡潔に記載すること。複雑な内容の場合は、できるだけ簡条書にすること。
 - (2) 文体、用語、用字、配字等については、熊本市公用文に関する訓令（昭和 38 年訓令第 8 号）によるものとする。
 - (3) 関連ある事件は、なるべく併記し、準拠法規その他参考資料は、要旨を抜き書きして添えること。
 - (4) 起案文書には、起案年月日、起案者氏名その他必要な事項を記入すること。
 - (5) 機密を要する文書には、封筒に入れる等他見にふれない処置を施すこと。
- 3 定例的なもの、軽易なもの又は特定文書処理を行うものにあつては、文書管理システムによる起案によらず、一定の簿冊、帳票等により起案することができる。
- 4 物品の購入、請負契約の締結、金銭の収入又は支払等経理に関する起案については、別に定めるところによる。
- 5 軽易な收受文書（文書管理システムにより取得する文書番号を付する必要があるものに限る。）は第 2 項各号の規定によることなく、付せんをもって若しくは、文書に余白がある場合は、その余白を利用して立案処理し、又は電話その他便宜の方法により行い、文書の照復を省略することができる。この場合において、電話その他便宜の方法によって処理した場合は、その処理状況を必ず明らかにしておくなければならない。
- （合議）
- 第 16 条 2 以上の課かゝりに関連のある文書は、最も関係のある課かゝりにおいて処理案を起案し、直接関係のある課かゝりの長へ合議しなければならない。
- （合議の同意、不同意及び異議）
- 第 17 条 合議文書を受けたときは、直ちに同意、不同意を決定するように努め、合議事項に関して異議があるときは、起案課かゝりに協議し、協議が整わないときは、直ちに上司の指揮を受けなければならない。
- （合議文書の持回り）
- 第 18 条 合議文書で直ちに処理する必要があるもの又は詳細な説明をする必要のあるものは、各課かゝりの長又はその指名する者が当該合議文書を携行して合議を受けるものとする。
- （決裁又は承認の方法）
- 第 19 条 決裁又は承認は、文書管理システム上で決裁又は承認したことを記録することにより行うものとする。ただし、その他の方法による場合は、この限りでない。
- （起案文書の修正）
- 第 20 条 起案文書の修正は、所定の箇所に修正すべき内容を入力し、記録することにより行うものとする。
- 2 内容の変更を伴う修正については、起案者がこれを行う。この場合において、起案者は、その修正の内容がそのときまでの承認者に関係のあるものであるときは、その者に連絡するものとする。
- （専決等）
- 第 21 条 起案文書の専決等については、別に定めるもののほか、熊本市交通局事務決裁規程（平成 27 年交通局規程第 11 号）の定めるところによる。
- （起案文書の持回り）
- 第 22 条 起案文書で直ちに処理する必要があるもの又は詳細な説明をする必要のあるものは、各課かゝりの長又はその指名する者が当該起案文書を携行して決裁若しくは承認を受け、又は供覧を行うものとする。
- （合議事項の廃止）
- 第 23 条 合議事項を廃止し、又はその主旨に重大な変更があつたときは、起案課かゝりからその旨を各課かゝりに通知しなければならない。

(合議文書の持回り)

第 24 条 合議文書で直ちに処理する必要があるもの又は詳細な説明をする必要のあるものは、各課か
いの長又はその指名する者が当該合議文書を携行して合議を受けるものとする。

(機密又は緊急事案の処理)

第 25 条 機密又は緊急を要する文書は、上司の指揮を受けて通常の手続によらず、適宜処理すること
ができる。ただし、事後に所定の手続をとらなければならない。

(総務課への合議)

第 26 条 次に掲げる文書は、総務課に合議し、その審査を受けなければならない。

- (1) 市議会に提出する案件
- (2) 条例、規則、規程、告示及び公告等例規文書
- (3) 重要な契約案件
- (4) 公報登載により施行するもの
- (5) 前各号以外の局外文書で重要なもの
- (6) その他必要と認められるもの

(市公報登載事項等の取扱い)

第 27 条 各課の長は、市公報に登載を要する文書及び公示を要する文書については、市総務課に送付
しなければならない。

(発送の手続)

第 28 条 決裁済文書を施行しようとするときは、原議と照合の上、公印を押し、発送を要するものは
その手続をしなければならない。ただし、軽易な照会若しくは往復の文書又は文書管理システムに
より施行する文書については、この限りでない。

- 2 発送文書には、文書記号及び発を付し、発送番号及び日付を記入の上送付しなければならない。
ただし、事務連絡、その他これに類する簡易な文書はその記載を省略することができる。
- 3 前項の文書記号は次のとおりとする。

- (1) 総務課 熊交総
- (2) 電車課 熊交電

(ファクシミリ等による発送)

第 29 条 発送しようとする文書が、軽易な照会若しくは往復の文書である場合は、ファクシミリ又は
電子メールにより発送することができる。

(保存整理)

第 30 条 文書ファイルは、常に整理し、紛失、損傷等を防止するとともに、重要なものは非常災害に
備え、適当な処置を講じておかななければならない。

(保存基準等)

第 31 条 文書ファイルの保存期間は、法令等で特別の定めのあるもののほか、その重要度に応じて、
次に定めるとおりとし、保存期間の種別は、別表に定める文書保存基準に基づくものとする。

- (1) 第 1 種 30 年
- (2) 第 2 種 10 年
- (3) 第 3 種 5 年 (課税仕入れを伴う支出に関するものは 7 年)
- (4) 第 4 種 3 年
- (5) 第 5 種 1 年

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書ファイルの保存期間は、当該各号に定める期間
とする。

- (1) 法令等に保存期間の定めのある文書若しくは時効が完成するまでの間証拠として保存する必要
がある文書又はこれらがまとめられた文書ファイル 当該法令等に定める期間又は当該時効の期
間を考慮して所属長が定める期間
- (2) 軽易な文書であって 1 年以上の保存期間を定める必要がないもの又はこれらがまとめられた文

書ファイル 当該文書ファイルに係る事案を遂行する上で保存する必要があると所属長が認める期間

3 前2項の規定にかかわらず、所属長は、文書ファイルが、その保存期間の満了の際に、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、当該文書ファイルが他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。

- (1) 現に監査、検査等の対象となっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの期間
 - (2) 現に係属している訴訟に関係するもの 当該訴訟（当該訴訟の上訴を含む。）が終結するまでの期間
 - (3) 不服申立てがなされた事案に関係するもので当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過していないもの 当該裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
 - (4) 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第5条の規定による開示又は熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第13条第1項、第21条第1項若しくは第24条第1項の規定による開示、訂正若しくは利用停止の請求があったもの 当該請求に対する決定の日の翌日から起算して1年間
 - (5) 歴史的価値が認められるもの 総務課長が別に定める期間
 - (6) その他職務の遂行上保存期間の延長が必要であると認められるもの 当該職務の遂行上必要とする期間
- （完結日）

第32条 文書の完結日は、次の各号に定めるところによる。ただし、複数年又は年度にわたる同一事案の文書は、その最後の文書の処理が終結した日とする。

- (1) 帳簿類 当該帳簿の閉鎖の日とし、加除式の帳簿類から除冊された帳簿類にあつては、当該帳簿の序冊の日
 - (2) 出納に関する証拠書類 当該出納のあった日
 - (3) 契約文書 当該契約の履行が完了した日
 - (4) 電磁的記録を原本とし、かつ、随時又は定期的に更新しながら利用することを目的として作成された文書 当該電磁的記録の更新が不要となった日
 - (5) 前4号に掲げる文書以外の文書 当該文書の事案の処理が終わった日
- （保存期間の起算日）

第33条 文書ファイルの保存期間は、暦年別に整理するものにあつては、当該文書の完結した日の属する年の翌年1月1日から起算し、会計年度別に整理するものにあつては、当該文書の完結した日の属する年度の翌年度4月1日から起算する。

（完結文書の編集）

第34条 職員は、完結文書について、総務課長が別に定める文書分類表に従い、文書の分類の照査並びに文書の整理、編集及び製本を次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 編集は、第5条の規定によるものとし、かつ、完結月日順に整理する。
- (2) 2以上の文書が保存種別を異にする場合において相互に密接な関係があるときは、その長期のものに一連文書として編集すること。
- (3) 2以上の文書分類に関連する文書は、その関係が最も深いものに編集し、当該文書を編集しない他の関係のものについては、相互参照票を用いる等して整理すること。
- (4) 1つの文書ファイルに製本することができないときは、事務の種別又は事項別に適宜分冊すること。
- (5) 紙数の都合によっては、2年度又は2年以上にわたる分を1冊とすることができる。この場合においては、区分紙を差し入れ、年又は年度の区分を明らかにすること。
- (6) 表紙及び背表紙に年度又は年、文書ファイル名、保存期間、廃棄予定年月日その他必要事項を記載し、検出に必要な整備を行うこと。

(7) 調査書類、図面等で成冊することが困難なものは、適宜の方法により整理することができる。

2 各課は、前項により製本された文書ファイルを適切に管理するため、文書ファイル管理簿（文書ファイルの管理を適切に行うために、文書ファイルの分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。）を作成しなければならない。

（廃棄）

第 35 条 各課の長は、文書ファイルの保存期間が満了したときは、文書ファイル管理簿を整理した上で当該文書ファイルを、廃棄しなければならない。

2 総務課長は、第 1 種の文書ファイルのうち、保存の必要がないと認められるものがあるときは、所管課かいの長と協議の上、当該文書ファイルを廃棄することができる。

（廃棄上の注意）

第 36 条 前条の文書ファイルで、機密に属するものその他必要と認められるものは、切断し、溶解し、焼却し、又は電磁的記録を消去する等適宜処理しなければならない。

（その他）

第 37 条 この規程に規定するもののほか、文書の取扱いに関し必要な事項は、熊本市文書に関する訓令の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表

(平 2 0 交 規 程 8 ・ 一 部 改 正)

文書保存基準
第1種 (30年保存)
1 議会に関する重要なもの 2 例規及びその基礎となるもの 3 訴訟に関するもの 4 任免、賞罰その他人事に関する重要なもの 5 調査、統計、報告、証明等で特に重要なもの 6 事務引継その他これに準ずる重要なもの 7 予算、決算及び出納に関する特に重要なもの 8 企業債及び借入金に関する重要なもの 9 寄付の收受に関する重要なもの 10 不動産その他の財産の取得、管理、処分等に関する特に重要なもの 11 認可、許可及び契約に関する特に重要なもの 12 庁舎の設置、変更、廃止等に関する重要なもの 13 事業計画その他の計画及び実施に関する重要なもの 14 原簿、台帳等で重要なもの 15 前各号のほか、10年を超えて保存の必要のあるもの
第2種 (10年保存)
1 議会に関するもの 2 備品の出納に関する重要なもの 3 予算、決算及び出納に関する重要なもの 4 災害救助に関するもの 5 認可、許可及び契約に関する重要なもの 6 補助金に関する重要なもの 7 調査、統計、報告、証明等で30年保存の必要のないもの 8 陳情に関する重要なもの 9 前各号のほか、10年保存の必要のあるもの
第3種 (5年保存)
1 調査、統計、報告及び証明に関するもの 2 予算の通知及び執行に関するもの 3 予算、決算及び出納に関するもの 4 乗車券の出納及び発売に関するもの 5 照会、回答その他往復文書に関する重要なもの

様式第 1 号

様式第 1 号

年 告 示 番 号

番 号	件 名	告 示 日	施 行 日	担 当 者
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

様式第 2 号

様式第 2 号

年 告 示 番 号

番 号	件 名	公 布 日	担 当 者
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

様式第 3 号

様式第 3 号

年 公 告 番 号

番 号	件 名	公 告 日	担 当 者
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

交 通 局 規 程 第 1 3 号

平 成 2 7 年 3 月 3 0 日

熊本市交通局公印保管使用規程の一部を改正する規程を公布する。

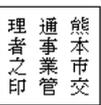
熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通局公印保管使用規程の一部を改正する規程

熊本市交通局公印保管使用規程（昭和 44 年交通局規程第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 一般公印の表中

「

管理者印		方 21	てん書	管理者名をもつてする公文書	総務課長	2
------	---	------	-----	---------------	------	---

」

を

「

管理者印		方 21	てん書	管理者名をもつてする公文書	総務課長	1
------	---	------	-----	---------------	------	---

」

に改め、同表中次長印の項、室印の項及び営業推進室長印の項を削る。

別表 2 専用公印の表中保安基準適合証用管理者の項を削る。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

交 通 局 規 程 第 1 4 号

平 成 2 7 年 3 月 3 0 日

熊本市交通局就業規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通局就業規程の一部を改正する規程

熊本市交通局就業規程（昭和 30 年交通局規程第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「この規程の」を削り、同条中「の規定による」を「に規定する」に改め、「次長」及び「室長」を削る。

第 5 条を削除する。

第 6 条の見出し中「規則、」を削る。

第 17 条中「各号で、」を「各号のいずれかに該当し、かつ」に、「場合管理者」を「ものとして管理者」に改める。

第 23 条の表中「次長、」及び「、室長」を削る。

第 33 条及び第 34 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 42 条第 1 項中「次の各号の一」を「職員が次の各号のいずれか」に、「場合には、職員に」を「場合は、」に改め、同条第 2 項中「次の各号の一」を「職員が次の各号のいずれか」に、「場合においては」を「場合は」に、「昭和 33 年交通局規程第 1 号」を「平成 27 年交通局規程第 10 号」に改める。

第 47 条中「次の各号の一に該当する者」を「管理者は、次の各号のいずれか該当する職員」に、同条第 1 号から第 3 号までの規定中「者」を「職員」に、同条第 4 号中「者、又は」を「職員又は」に、「者」を「職員」に改める。

第 48 条中「又はバスの」を削る。

第 58 条第 1 項の表中「・バス」を削る。

第 66 条の 5 の次に、次の 1 条を加える。

(配偶者同行休業)

第 66 条の 6 配偶者同行休業の承認は、地公法及び熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成 26 年条例第 76 号)の定めるところにより、管理者が行うものとする

第 67 条第 1 項中「、自動車課営業所の監督長及び監督にあつては 9 日間を通じ 3 日の割合で」及び「バス乗務員にあつては 19 日間を通じ 5 日の割合で」を削る。

第 107 条中「次の各号の一に該当する職員は」を「管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員について、」に、「者」を「職員」に改める。

第 108 条第 2 項中「発令」を「指定」に、「を本則」を「もの」とする。

第 116 条中「前諸条のほか、次の各号の一に該当する者を」を「管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員について、」に、「職務」を「又は職務」に改め、「妊産婦」の次に「である職員」を加え、「者」を「職員」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

(雑則)

第 132 条 この規程に基づく細則は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

交通局規程第 15 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市交通局被服貸与規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西本賢正

熊本市交通局被服貸与規程の一部を改正する規程

熊本市交通局被服貸与規程(平成 23 年交通局規程第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

職種	品名	着用区分	貸与期間	点数
電車運輸職員(男)	制帽	合用	4 年	50
	制服(上)	冬用	4 年	190
	制服(下)	冬用	4 年	90
	シャツ	冬用	1 年	25
		夏用	1 年	20
	制服(下)	夏用	3 年	90
	ネクタイ	合用	4 年	20
コート	冬用	5 年	330	
電車運輸職員(女)	制帽	合用	4 年	50
	制服(上)	冬用	4 年	220
	制服(下)	冬用	4 年	130

	シャツ	冬用	1 年	25
		夏用	1 年	20
	制服 (下)	夏用	3 年	130
	ベスト	合用	4 年	130
	スカーフ	合用	4 年	20
	コート	冬用	5 年	370
	ワンピース	合用	妊娠期間	—
トラムガイド (女)	制帽	夏用	4 年	105
		冬用	4 年	130
	制服 (上)	合用	4 年	180
	制服 (下)	合用	4 年	100
	シャツ	夏用	1 年	35
		冬用	1 年	35
	ベスト	合用	4 年	110
	スカーフ	冬用	2 年	25
	ポケットチーフ	夏用	2 年	20
	コート	冬用	5 年	370
	ワンピース	合用	妊娠期間	—
技能職員	作業帽 (架線・土木・車両)	合用	1 年	15
	作業服 (上)	冬用	1 年	35
	作業服 (下)	冬用	1 年	25
	作業服 (上)	夏用	1 年	25
	作業服 (下)	夏用	1 年	25
	安全靴 (架線・土木)	合用	2 年	60
	安全靴 (車両)	合用	2 年	55
	コート (車両)	冬用	4 年	60
	コート (架線・土木)	冬用	4 年	80
	雨具 (架線・土木・車両)	合用	4 年	50

別表第 2 (第 2 条関係)

被貸与者の職種	年間付与点数
電車運輸職員 (男)	180
電車運輸職員 (女)	260
トラムガイド (女)	200

技能職員（土木）	170
技能職員（架線）	170
技能職員（車両）	170

別表第 3（第 2 条第 8 項関係）

職種	品名	着用区分	貸与数量
電車運輸職員（男）	制帽	合用	1個
	制服（上）	冬用	2着
	制服（下）	冬用	2着
	シャツ	冬用	3着
		夏用	3着
	制服（下）	夏用	2着
	ネクタイ	合用	2本
	コート	冬用	1着
電車運輸職員（女）	制帽	合用	1個
	制服（上）	冬用	2着
	制服（下）	冬用	2着
	シャツ	冬用	3着
		夏用	3着
	制服（下）	夏用	2着
	ベスト	合用	2着
	スカーフ	合用	2枚
	コート	冬用	1着
トラムガイド（女）	制帽	夏用	1個
		冬用	1個
	制服（上）	合用	2着
	制服（下）	合用	3着
	シャツ	夏用	3着
		冬用	3着
	ベスト	合用	2着
	スカーフ	冬用	2枚
	ポケットチーフ	夏用	2枚
コート	冬用	1着	
技能職員	作業帽	合用	1個
	作業服（上）	冬用	2着
	作業服（下）	冬用	2着
	作業服（上）	夏用	2着
	作業服（下）	夏用	2着
	安全靴	合用	1足

	コート	冬用	1着
	雨具	合用	1着

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

交通局規程第 16 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西本賢正

熊本市交通局会計規程の一部を改正する規程

熊本市交通局会計規程（平成 26 年交通局規程第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表中「営業推進室（以下「営業推進室」という。）」を「営業推進班」に改める。

第 20 条第 1 項中「、電車課長」を「又は電車課長」に改め、「、自動車課長又は営業推進室長」を削り、「課長等」を「課長」に改め、同条第 2 項中「課長等」を「課長」に改める。

第 21 条及び第 22 条中「課長等」を「課長」に改める。

第 24 条中「翌日」を「翌日以降の日」に改める。

第 25 条第 2 号中「並びに乗合自動車の運転士」を削り、「営業推進室長」を「総務課長」に改め、同条第 4 号中「営業推進室長」を「総務課長」に、「行い」を「行った職員は」に改める。

第 31 条、第 32 条及び第 34 条中「課長等」を「課長」に改める。

第 42 条第 5 号中「及び 2 日乗車券」を「（市電専用乗車券を除く。）」に改める。

第 51 条、第 52 条、第 53 条、第 55 条、第 63 条、第 64 条、第 69 条及び第 77 条中「課長等」を「課長」に改める。

第 80 条中「及び営業推進室」を削り、「課長等」を「課長」に改める。

第 81 条中「及び営業推進室」を削る。

第 82 条第 3 項を削る。

第 91 条から第 97 条までの規定、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 103 条、第 104 条、第 105 条、第 110 条、第 112 条、第 113 条、第 117 条、第 118 条中「課長等」を「課長」に改める。

第 119 条中「地方公営企業法」の次に「（昭和 27 年法律第 292 号）」を加える。

第 120 条及び第 127 条中「課長等」を「課長」に改める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

交通局規程第 17 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西本賢正

熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程（昭和 30 年交通局規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「バス又は」を削る。

第 19 条の 2 第 1 項第 3 号中「月の中途において」の次に「地方公務員法第 28 条第 2 項の規定により」を、「自己発啓等休業をし」の次に「、同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をし」を、「又は」の次に「同法第 29 条の規定により」を加える。

第 35 条の 2 を次のように改める。

(管理職員特別勤務手当)

第 35 条の 2 管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員及び勤務 1 回の額は、別表第 4 のとおりとする。ただし、条例第 10 条の 2 第 1 項に定める勤務で、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

2 条例第 10 条の 2 第 1 項に規定する勤務をした後、引き続いて同条第 2 項に規定する勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附則に次の 1 条を加える。

(単身赴任手当の特例)

第 12 条 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 19 条の 3 第 2 項の規定の適用については、同項の表中「68,000 円」とあるのは「64,000 円」とする。

別表第 1 イ交通事業企業職員給料表(2)備考中「・バス」を削る。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 (第 35 条の 2 関係)

支給を受ける職員	勤務 1 回の額	
	条例第 10 条の 2 第 1 項に勤務の場合	条例第 10 条の 2 第 2 項に規定する勤務の場合
職務の級が 9 級の職員	10,000 円	6,000 円
職務の級が 8 級の職員	8,000 円	5,000 円
職務の級が 6 級又は 7 級の職員	6,000 円	4,300 円
職務の級が 5 級の職員 (管理者が指定する職員に限る。)	4,000 円	3,500 円

附則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

2 熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成 18 年交通局規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「には」の次に「、平成 29 年 3 月 31 日までの間に限り」を、「相当する額」の次に「から、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までにあつては、2,000 円(その額が 2,000 円未満の場合にあつては、その額)を、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までにあつては、4,000 円(その額が 4,000 円未満の場合にあつては、その額)を減じて得た額」を加える。

交通局規程第 18 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市交通局職員提案規程の全部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通局職員提案規程の全部を改正する規程

熊本市交通局職員提案規程(昭和 37 年交通局規程第 8 号)の全部を次のように改正する。

熊本市交通局職員提案規程

(目的)

第 1 条 この規程は、熊本市交通局(以下「局」という。)の事務事業に関する職員の提案を奨励することによって、職員が積極的に事務事業の改善を行う意欲の高揚を図り、もって経営効率の向上

等に資することを目的とする。

(提案の募集)

第 2 条 総務課長は、次の各号のいずれかに該当する提案であつて、職員の創意による実施可能な具体的かつ建設的なものを募集するものとする。

- (1) 事務事業の能率の向上に役立つもの
- (2) 利用者のサービス向上に役立つもの
- (3) 収入の増加又は経費の節減になるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、局の経営上有効であるもの

2 前項の規定により募集する提案（以下「提案」という。）は、次のように区分する。

- (1) 自由提案（次号に規定する提案以外の提案で未実施のものをいう。以下同じ。）
- (2) 改善実績提案（各職場で実施し、効果を上げている取組に関する提案をいう。以下同じ。）

(提案者)

第 3 条 提案は、次に掲げるもの（改善実績提案にあつては、第 2 号に掲げるものに限る。）が、単独で又は共同して、行うものとする。

- (1) 職員
- (2) 課かゝ等の組織

(提案の提出及び受理)

第 4 条 提案を行おうとするものは、別に定める提案書に必要事項を記入し、総務課長に提出しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により提出された提案の内容が既に提出されたものと同一のもの又は局の事務事業の改善と関係のないものであると判断したときは、これを受理しないことができる。

3 総務課長は、提案を受理しないときは、提出したものに対し、その理由を示さなければならない。

(審査委員会)

第 5 条 局に職員提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、交通事業管理者（以下「管理者」という。）をもって充て、委員は、各課長をもって充てる。
- 4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 審査委員会は、次に掲げる項目について、提案の内容の審査を行う。

- (1) 現状認識の程度
- (2) 有効性の程度
- (3) 独創性の程度
- (4) 審査の対象が自由提案である場合にあつては、実現性の程度
- (5) 審査の対象が改善実績提案である場合にあつては、成果の程度
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長が審査のために必要と認める事項

6 審査委員会は、前項の審査に当たり、提案の内容に係る課等の長に意見を求めることができる。

7 審査委員会は、審査のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(自由提案の表彰)

第 6 条 管理者は、前条の審査の結果をもとに、特に優れていると認められる自由提案を選出し、表彰することができる。

(公表等)

第 7 条 管理者は、公表することが適当であると認められる改善実績提案については、これを公表する

2 管理者は、提案のうち必要と認めるもの及び前項の規定により公表された改善実績提案については、これを職員の閲覧に供する。

(提案に関する事務)

第 8 条 提案に関する事務は、総務課で行う。

(権利の帰属)

第 9 条 提案に関する全ての権利は、局に帰属するものとする。

(雑則)

第 10 条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

交 通 局 規 程 第 1 9 号

平 成 2 7 年 3 月 3 0 日

熊本市交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程

熊本市交通局遺失物取扱規程（平成 26 年交通局規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「乗合自動車及び電車並びに」を「電車及び」に改め、同条第 2 項中「営業推進室」を「総務課」に改める。

第 4 条から第 12 条までの規定中並びに第 14 条及び第 15 条中「営業推進室長」を「総務課長」に改める。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

交 通 局 規 程 第 2 0 号

平 成 2 7 年 3 月 3 0 日

熊本市電気軌道及び乗合自動車共通無料乗車券の様式を定める規程の全部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

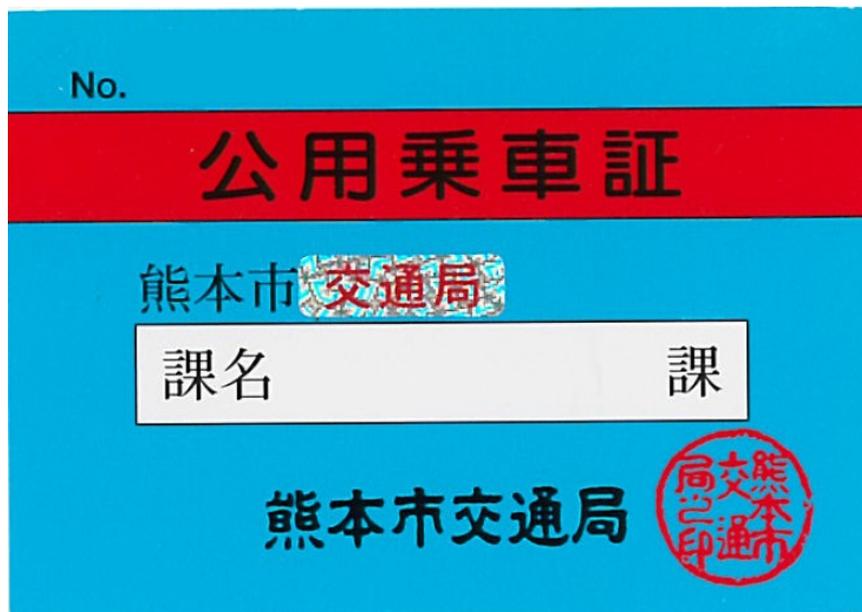
熊本市電気軌道及び乗合自動車共通無料乗車券の様式を定める規程の全部を改正する規程

熊本市電気軌道及び乗合自動車共通無料乗車券の様式を定める規程（昭和 53 年交通局規程第 4 号）の全部を次のように改正する。

熊本市電の無料乗車券の様式を定める規程

熊本市軌道条例（平成 13 年条例第 46 号）第 7 条及び熊本市軌道条例施行規程（昭和 37 年交通局規程第 5 号）第 5 条の規定に基づき、熊本市電の無料乗車券の様式を次のとおり定める。

様式



- ・ 本券は熊本市電 以外には使用できません。
- ・ 交通局職員で公務執行のため必要のある者が使用してください。
- ・ 降車の際は本券（1人1枚）を必ず乗務員に提示してください。
- ・ 本券を紛失、破損された場合は直ちに交通局総務課までお届けください。

お願い 万一取得された方はお手数ですが交通局総務課又は最寄の警察にお届けください。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

交通局規程第21号

平成27年3月30日

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市軌道条例施行規程（平成14年交通局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「、電車・自動車共通定期乗車券、電車・自動車乗継通勤定期乗車券」を削る。

第3条中「本市若しくは」を削る。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 定期乗車券の発売

総務課及び管理者が指定する場所

第4条第1項第3号中「営業推進室、」を「総務課、」に、「、小峯営業所、乗車券委託販売所、市電内及び乗合自動車内」を「及び市電内」に、「、営業推進室」を「、総務課」に改める。

第4条第1項第6号を次のように改める。

(6) 1日乗車券の発売

総務課、大江営業所、大江営業所上熊本車庫及び市電内

第5条の次に次の1条を加える。

(無料乗車券の発行)

第5条の2 条例第7条に規定する条無料乗車券は、交通局の職員が公務上の理由により市電を利用する場合及び交通局の事業に特に貢献があったと管理者が特に認めた場合に発行することができるものとする。

第11条中「第15条に規定する電車・自動車共通定期乗車券、第16条に規定する電車・自動車乗継定期乗車券及び」を削る。

第15条及び第16条を削除する。

第17条の2中「本市及び」を削る。

第24条中「、本市」を削る。

第27条第1項中「1日乗車券」の次に「(次条に規定する市電1日乗車券を除く。)」を加え、「並びに乗合自動車の全区間又は指定区間」を削る。

第27条の次に次の1条を加える。

(市電1日乗車券)

第27条の2 市電1日乗車券は、市電全線を不定回数乗車する者に対して発売する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、市電専用1日乗車券に準用する。

第28条を削除する。

第29条第1項各号列記以外の部分中「又は2日乗車券」を削り、同項第1号中「及び2日乗車券」を削る。

第29条第1項第6号を次のように改める。

(6) 未使用の回数乗車券、カード式乗車券又は1日乗車券を同一又は異なる券種に交換する場合においては、手数料は徴収しない。ただし、運賃額が異なる券種に交換する場合においては、その運賃の差額を徴収し、又は返還する。

第29条第1項第7号中「回数乗車券」の次に「及び有効期間を越えた1日乗車券」を加える。

第29条に次の1項を加える。

5 市電が始発時から終発時までの間、引き続き3日以上運行を休止した場合は、定期乗車券についてその使用者の申出により、手数料を徴収することなく、次の各号のいずれかの取扱いをすることができる。ただし、交通局が提供した代替交通機関を利用した者及び当該運行休止に責任のある者を除く。

(1) 定期乗車券の利用期間について、当該休止日数分の延長

(2) 定期乗車券の券面表示の運賃額について、日割により計算した運行休止日数に相当する金額の払戻し。

第30条第4項を削る。

第31条ただし書を削る。

第32条第1項第2号ただし書を削る。

別表第1を次のように改める。

種別	通用期間	運賃	摘要
通勤定期	1月	5,400円	普通旅客運賃の60倍の4割引
	3月	15,390円	1箇月券の3倍の5割引

大人通学定期	1月	4,500円	普通運賃の60倍の5割引	中学生以上及び学校教育法第1条に定められた学校又は管理者が同等と認める学校に通学又は通園する学生、生徒又は児童に発行
	3月	12,830円	1箇月券の3倍の5割引	
小児通学定期	1月	2,250円	普通運賃の60倍の7割5分引	上記のうち小学生以下の者に発行
	3月	6,410円	1箇月券の3倍の5分引き	
通勤・通学定期	1月	7,200円	通勤定期券×1/2+大人通学定期券	通勤者であって、学校に通学する者に発行
持参人式定期	1月	5,400円	普通旅客運賃の60倍の4割引	
	3月	15,390円	1箇月券の3倍の5割引	
夏休み子ども定期	第20条第2項に規定する期間	1,000円	小学生以下の者に発行	

別表第2中「本市、」を削る。

別表第5を次のように改める。

特殊普通旅客運賃

種別	運賃	適用範囲	有効期間	摘要
市電1日乗車券	1枚400円	市電全線	乗車指定期日 (1日間)	市電のみで使用可能
1日乗車券 (区間指定①)	1枚700円	市電全線 他社電車及び他社乗合自動車の指定区間	乗車指定期日 (1日間)	本市並びに熊本都市バス株式会社、九州産交バス、産交バス株式会社、熊本電気鉄道株式会社、熊本バス株式会社と共通
1日乗車券 (区間指定②)	1枚900円	市電全線 他社電車及び他社乗合自動車の指定区間	乗車指定期日 (1日間)	本市並びに熊本都市バス株式会社、九州産交バス、産交バス株式会社、熊本電気鉄道株式会社、熊本バス株式会社と共通
1日乗車券 (熊本県内版)	1枚2,000円	市電全線 他社電車及び他社乗合自動車の指定区間	乗車指定期日 (1日間)	本市並びに熊本都市バス株式会社、九州産交バス、産交バス株式会社、熊本電気鉄道株式会社、熊本バス株式会社と共通

附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の熊本市軌道条例施行規程第29条第1項第7号の規定については、この規程の施行の日以後に発売する1日乗車券について適用し、この規程の施行の前日に発売された1日乗車券の取扱いについては、なお従前の例による。

交通 局 規 程 第 2 2 号
平 成 2 7 年 3 月 3 0 日

熊本市電気軌道安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市電気軌道安全管理規程の一部を改正する規程

熊本市電気軌道安全管理規程（平成 18 年交通局規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

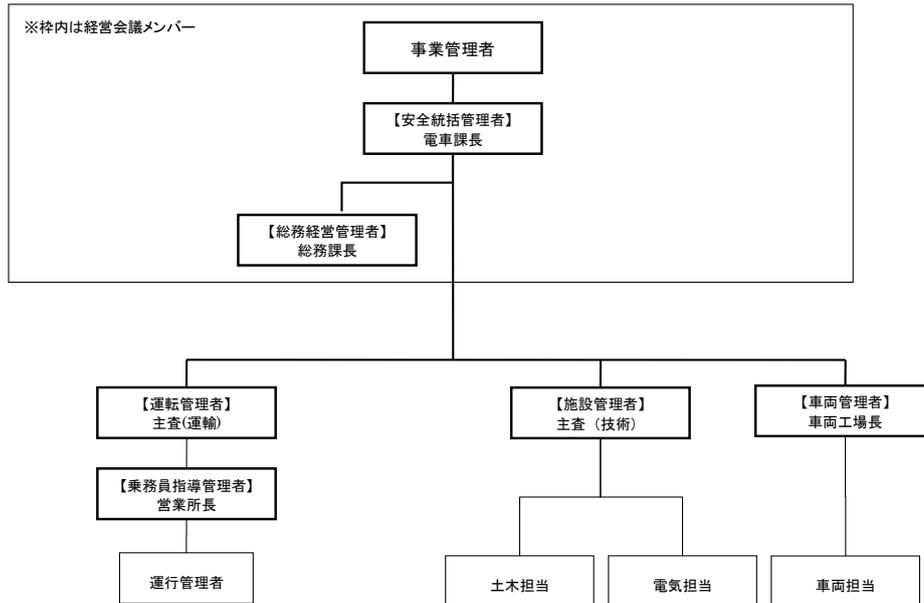
第 2 条中「、次長」を削る。

第 3 条第 2 項中「次長及び」を削り、同条第 8 項中「、次長」を削る。

別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 を次のように改める。

安 全 管 理 体 制 図

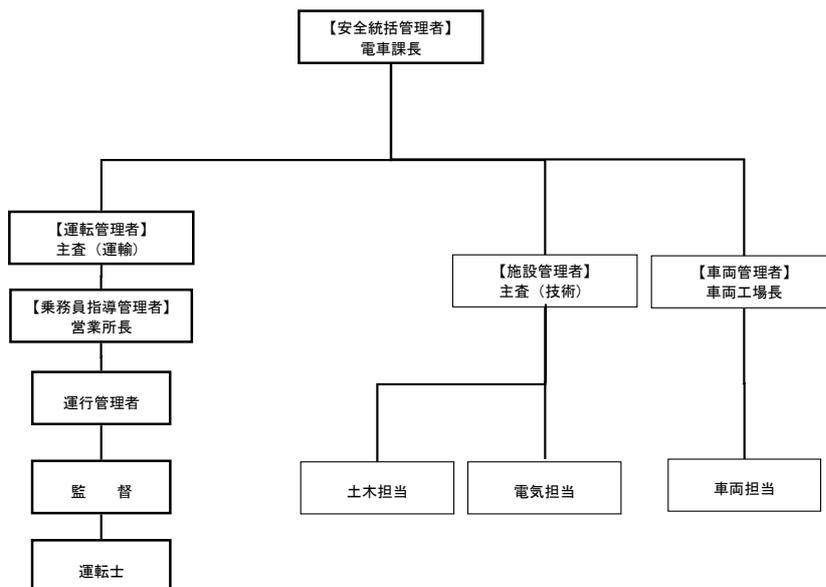
別紙 1



備考：【 】内は、第 4 条第 1 項各号に定める役職を示す。

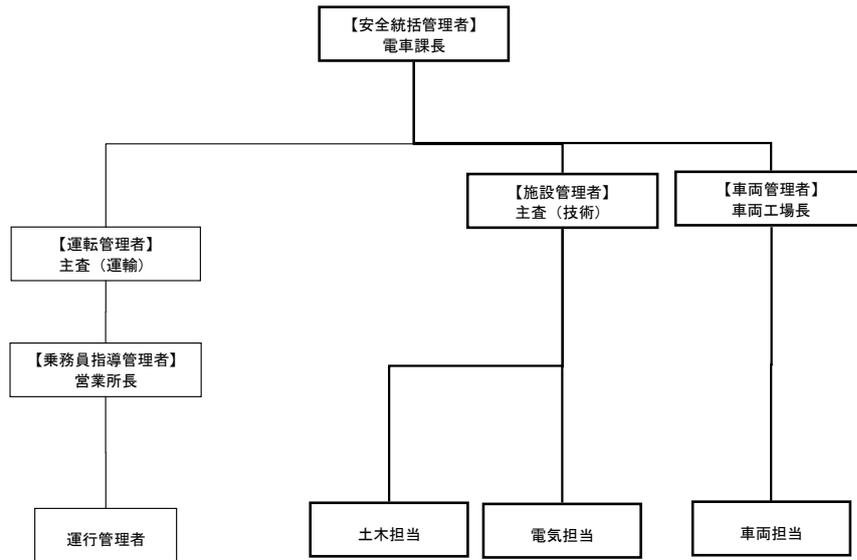
運 転 管 理 体 制 図

別紙 2



備考：【 】内は、第 4 条第 1 項各号に定める役職を示す。

施 設 ・ 車 両 管 理 体 制 図



備考：【 】内は、第 4 条第 1 項各号に定める役職を示す。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

上 下 水 道 局

上下水道局規程第 1 号

平成 27 年 3 月 17 日

熊本市上下水道事業企業職員職名規程等の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道事業企業職員職名規程等の一部を改正する規程

(熊本市上下水道事業企業職員職名規程の一部改正)

第 1 条 熊本市上下水道事業企業職員職名規程 (昭和 42 年水道局規程第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、技監」の次に「、総括契約担当審議員」を加える。

(熊本市上下水道局事務分掌規程の一部改正)

第 2 条 熊本市上下水道局事務分掌規程 (昭和 42 年水道局規程第 11 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項及び第 6 条第 4 項中「、技監」の次に「、総括契約担当審議員」を加える。

(熊本市上下水道局事務決裁規程の一部改正)

第 3 条 熊本市上下水道局事務決裁規程 (昭和 36 年水道局規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「下水道雨水事業」を「契約及び下水道雨水事業」に改め、「掲げる事項」の次に「(契約に関する事項にあっては、同項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項に限る。)」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局規程第 2 号

平成 27 年 3 月 18 日

熊本市上下水道局保安勤務規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道局保安勤務規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局保安勤務規程（昭和 47 年水道局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「又は管路維持課」を「、管路維持課、計画調整課又は水道整備課」に改める。

第 5 条中「又は管路維持課長」を「、管路維持課長、計画調整課長又は水道整備課長」に改める。

第 8 条第 1 項第 3 号中「対応」を「初期対応」に改める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局告示第 16 号

平成 27 年 3 月 24 日

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 受託者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社電算システム

常務取締役執行役員・事業本部長 松浦 陽司

2 委託期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 7 月 15 日まで

上下水道局規定第 3 号

平成 27 年 3 月 25 日

熊本市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局事務分掌規程（昭和 42 年水道局規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条料金課の項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 局内の債権管理に係る助言及び指導に関すること。

第 4 条計画調整課の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条技術監理室の項に次の 1 号を加える。

(5) 下水道台帳に関すること。

第 4 条水相談課の項中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 配水管布設工事についての要望及び相談に関すること。

第 4 条管路維持課の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局規定第 4 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局事務決裁規程（昭和 36 年水道局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条管路維持課長専決事項の項に次の 1 号を加える。

(2) 下水道管渠^{きょ}施設の無償譲受けに関すること。

第 8 条第 1 項中「（第 3 条課長共通専決事項の項第 10 号及び第 20 号から第 22 号までに掲げる事項並びに同条経営企画課長専決事項の項第 7 号に掲げる事項を除く。）」を削る。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局規定第 5 号

平成 27 年 3 月 27 日

熊本市上下水道局就業規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道局就業規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局就業規程（昭和 35 年水道局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 4 中「当該職員に係る定年退職日（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 27 号）第 2 条の定年退職日をいう。以下この条において同じ。）から 5 年をさかのぼった日後」を「55 歳（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 27 号）第 3 条ただし書に規定する職員については、60 歳）に達した日以後」に改め、「その定年退職日」の次に「（同条例第 2 条に規定する定年退職日をいう。）」を加える。

第 27 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業）

第 27 条の 6 配偶者同行休業（地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。）については、熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年条例第 76 号）の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局規定第 6 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

（熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第 1 条 熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程（昭和 42 年水道局規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 3 項中「23,000 円」を「30,000 円」に、「45,000 円」を「70,000 円」に改める。

第 30 条第 1 項中「管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員の職及びその」を「条例第 11 条

の 2 第 1 項の規定により支給する管理職員特別勤務手当の」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 条例第 1 1 条の 2 第 2 項の規定により支給する管理職員特別勤務手当の額は、別表第 8 のとおりとする。

第 4 2 条第 8 項中「特定任期付職員に係る」を「条例第 1 7 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 1 1 条の 2 第 1 項の規定により特定任期付職員に支給する」に改め、同条第 1 0 項を同条第 1 1 項とし、同条第 9 項を同条第 1 0 項とし、同条第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 条例第 1 7 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 1 1 条の 2 第 2 項の規定により特定任期付職員に支給する管理職員特別勤務手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 号給が 6 及び 7 の職員 6, 0 0 0 円
- (2) 号給が 5 の職員 5, 0 0 0 円
- (3) 号給が 2 から 4 までの職員 4, 3 0 0 円
- (4) 号給が 1 の職員 3, 5 0 0 円

別表に次の 1 表を加える。

別表第 8 (第 3 0 条関係)

支給を受ける職員	勤務 1 回の額
職務の級が 9 級の職員	5, 0 0 0 円
職務の級が 8 級の職員	4, 0 0 0 円
職務の級が 6 級又は 7 級の職員	3, 0 0 0 円
職務の級が 5 級の職員 (営業所、上下水道センター、維持補修センター又は浄化センターの所長に限る。)	2, 0 0 0 円

(熊本市水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第 2 条 熊本市水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (平成 1 8 年水道局規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「には」の次に「、平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間に限り」を、「相当する額」の次に「 (以下この項において「差額相当額」という。) (平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までにあつては 2, 0 0 0 円 (差額相当額が 2, 0 0 0 円未満の場合にあつては、当該差額相当額) を差額相当額から減じて得た額、平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までにあつては 4, 0 0 0 円 (差額相当額が 4, 0 0 0 円未満の場合にあつては、当該差額相当額) を差額相当額から減じて得た額) 」を加える。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程第 2 0 条第 3 項の規定の適用については、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、同項中「 3 0, 0 0 0 円」とあるのは、「 2 6, 0 0 0 円」とする。

上下水道局規定第 7 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本市上下水道局文書規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道局文書規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局文書規程（昭和 4 1 年水道局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（趣旨等）

第 1 条 市政に関する情報が市民との共有財産であるということを認識し、市政に関する諸活動を市民に説明する責務を全うするため、熊本市情報公開条例（平成 1 0 年条例第 3 3 号）第 2 4 条の規定に基づき、これらを記録した文書（図画、写真、帳票類、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）の適正な管理及び市政上重要な文書の保存を図るための基本的事項を定めるものとする。

2 文書の管理については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。
（文書処理の原則）

第 2 条 職員は、市政における経緯その他意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、軽微な事案を除き、文書を作成しなければならない。

2 職員は、文書を正確、迅速かつ丁寧に取り扱い、常にその所在並びに処理の経過及び状況を明らかにし、かつ、事務が能率的かつ適正に行われるよう管理しなければならない。

第 4 条中「掲げる」の次に「事項の調整に関する」を加え、同条中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 5 条の 3 中「及び規程」を「、法規文書及び議案」に改める。

第 9 条第 2 項を次のように改める。

2 通信回線により到達した文書（処理経過を明らかにする必要があるものに限る。）は、次に定めるところにより処理しなければならない。

(1) 到達した課かい等の所管に属するものでないものについては、当該文書の到達した課かい等において所管の課かい等へ通信回線を利用して転送し、当該所管の課かい等が当該文書の受付等を行うものとする。

(2) 執務時間外又は休日に到達した文書は、その日後においてその最も近い休日でない日に当該文書の受付等を行うものとする。ただし、急を要する文書があるときは、この限りでない。

第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 1 項中「各課かい等の文書担当者は、」を削る。

第 1 2 条第 2 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（決裁又は承認の方法）

第 1 2 条の 2 決裁又は承認は、文書管理システム上で決裁又は承認したことを記録することにより行うものとする。ただし、その他の方法による場合は、この限りでない。

（起案文書の修正）

第 1 2 条の 3 起案文書の修正は、所定の箇所に修正すべき内容を入力し、記録することにより行うものとする。

2 内容の変更を伴う修正については、起案者がこれを行う。この場合において、起案者は、その修正の内容がそのときまでの承認者に関係のあるものであるときは、その者に連絡するものとする。

（起案文書の持回り）

第 1 2 条の 4 起案文書で直ちに処理する必要があるもの又は詳細な説明をする必要のあるものは、課かい等の長又はその指名する者が当該起案文書を携行して決裁若しくは承認を受け、又は供覧を行うものとする。

第 1 5 条中「要するときは、原議書とともに総務課に提示し、原議書と契印し、公印を受け」を「押印し」に、「又は」を「若しくは」に改め、「の文書」の次に「又は文書管理システムにより施行する文書」を加える。

第 1 6 条中第 1 項中「文書担当者において」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、課かい等の長が必要と認めるときは、各課かい等において直接発送することができる。

第 1 8 条第 4 号中「簿冊」を「文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び文書の適切な保存

に資するよう、相互に密接な関連を有する文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの及び単独で管理している文書をいう。）に、「つける」を「つけ、検出に必要な整備を行う」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員は、文書ファイルを適切に管理するため、文書ファイル管理簿（文書ファイルの管理を適切に行うために、文書ファイルの分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。）を作成しなければならない。

第19条中「文書」を「文書ファイル」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書ファイルの保存期間は、当該各号に定める期間とする。

(1) 法令等に保存期間の定めがあり、又は時効が完成するまでの間証拠として保存する必要がある文書に係る文書ファイル 当該法令等に定める期間又は当該時効の期間を考慮して課がい等の長が定める期間

(2) 軽易な文書であって1年以上の保存期間を定める必要がないものに係る文書ファイル 当該文書ファイルに係る事案を遂行する上で保存する必要があると課がい等の長が認める期間

3 前2項の規定にかかわらず、課がい等の長は、文書ファイルが、その保存期間の満了の際に、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、当該文書ファイルが他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。

(1) 現に監査、検査等の対象となっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの期間

(2) 現に係属している訴訟に係るもの 当該訴訟（当該訴訟の上訴を含む。）が終結するまでの期間

(3) 不服申立てがなされた事案に係るもので当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過していないもの 当該裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間

(4) 熊本市情報公開条例第5条の規定による開示又は熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第13条第1項、第21条第1項若しくは第24条第1項の規定による開示、訂正若しくは利用停止の請求があったもの 当該請求に対する決定の日の翌日から起算して1年間

(5) 歴史的価値が認められるもの 総務課長が別に定める期間

(6) その他職務の遂行上保存期間の延長が必要であると認められるもの 当該職務の遂行上必要とする期間

第20条（見出しを含む。）中「文書」を「文書ファイル」に改め、同条第2号中「文書」を「もの」に改め、同条第3号及び第5号中「重要書類」を「重要なもの」に改め、同条第7号中「書類」を「もの」に改め、同条第9号中「任免」の次に「に関するもの」を加え、同条第10号及び第13号中「書類」を「もの」に改める。

第21条（見出しを含む。）中「文書」を「文書ファイル」に改め、同条第6号中「書類」を「もの」に改める。

第22条（見出しを含む。）、第23条（見出しを含む。）及び第24条（見出しを含む。）中「文書」を「文書ファイル」に改め、同条第1号中「文書」を「もの」に改める。

第25条中「文書の保存期間」を「文書ファイルの保存期間」に、「文書に」を「ものに」に改め、「当該文書の」を削る。

第26条の見出し中「保存文書の」を削り、同条及び第27条中「文書」を「文書ファイル」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

上下水道局規定第 8 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局電気工作物保安規程（平成 19 年水道局規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第1(第1条、第5条第2号関係)

電気工作物設置施設一覧表

(平成27年4月1日現在)

No.	事業場名	所在地	区分	受電設備			発電設備		
				契約電力(kW)	受電電圧(V)	遮断容量(MVA)	出力(kW×台)	燃料使用量(㏩/h)	常用・非常用の別
1	松尾第1送水場	熊本市西区中松尾町1135-1	委託	72	6,600	160	160	44	非常用
2	松尾第2送水場	熊本市西区上松尾町2475-2	委託	94	6,600	160	160	44	非常用
3	岳加圧ポンプ所	熊本市西区河内町野出1433	委託	86	6,600	500	100	38	非常用
4	秋田配水場	熊本市東区秋津町秋田2786	選任	1,356	22,000	1,000	-	-	-
5	沼山津水源地	熊本市東区秋津町沼山津3005	選任	678 (秋田配水場に含む)	6,600	160	2000	910	非常用
6	熊本市上下水道局庁舎	熊本市中央区水前寺6丁目2-45	委託	384	6,600	160	292 200 60	81.7 70 太陽光	非常用 非常用 常用
7	麻生田送水場	熊本市北区麻生田5丁目26-1	委託	403	6,600	160	600	334.1	非常用
8	麻生田第3水源地	熊本市北区楡木6丁目2155-1	委託	69	6,600	250	200	60	非常用
9	麻生田第4水源地	熊本市北区楡木6丁目2148-2	委託	87	6,600	250	200	60	非常用
10	麻生田第6水源地	熊本市北区楡木5丁目2110-29	委託	87	6,600	250	-	-	-
11	西梶尾水源地	熊本市北区西梶尾町436-3	委託	47	6,600	500	-	-	-
12	飛田水源地	熊本市北区飛田2丁目6-11	委託	37	6,600	500	-	-	-
13	健軍水源地	熊本市東区水源1丁目1-1	選任	1,159	66,000	3,200	2400	1230	非常用
14	改寄配水場	熊本市北区改寄町1281	委託	52	6,600	160	240	137	非常用
15	改寄第2水源地	熊本市北区改寄町130-1	委託	29	200	-	40	10	非常用
16	貢送水場	熊本市北区貢町1163-1	委託	115	6,600	160	200	66	非常用
17	鶴羽田水源地	熊本市北区鶴羽田2丁目5-1	委託	74	6,600	160	-	-	-
18	池上水源地	熊本市西区池上町900-3	委託	185	6,600	160	-	-	-
19	城山水源地	熊本市西区上代10丁目6-31	委託	139	6,600	160	160	42	非常用
20	川尻水源地	熊本市南区元三町1丁目1-78	委託	147	6,600	160	360	60	非常用
21	戸島送水場	熊本市東区戸島町2636	選任	1,027	6,600	160	1000 65.5	520 小水力	非常用 常用
22	託麻水源地	熊本市東区小山5丁目11-1	委託	179	6,600	160	-	-	-
23	託麻第4水源地	熊本市東区小山町2203-2	委託	59	6,600	160	240	70	非常用

24	託麻第6水源地	熊本市東区小山町2348-2	委託	67	6,600	160	160	44	非常用
25	一本木水源地	熊本市北区飛田4丁目2-15	委託	244	6,600	160	400	235	非常用
26	亀井水源地	熊本市北区清水亀井町24-1	委託	154	6,600	160	10	太陽光	常用
27	八景水谷水源地	熊本市北区八景水谷1丁目7-3	委託	371	6,600	160	500 30	270 太陽光	非常用 常用
28	山室水源地	熊本市北区山室6丁目6	委託	133	6,600	160	-	-	-
29	立田山加圧ポンプ所	熊本市中央区黒髪4丁目695	委託	59	6,600	500	-	-	-
30	追分水源地	熊本市西区河内町岳863-3	委託	76	6,600	500	-	-	-
31	西部上下水道センター	熊本市西区池上町901-1	委託	37	6,600	160	-	-	-
32	北部上下水道センター	熊本市北区下碓川2丁目8-1	委託	26	6,600	160	-	-	-
33	一木配水場	熊本市北区植木町一木592-1	委託	50	6,600	160	160		非常用
34	一木第3水源地	熊本市北区植木町一木690-2	委託	21	210	-	52		非常用
35	山本配水場	熊本市北区植木町内831-1	委託	26	6,600	160	120		非常用
36	山本第1水源地	熊本市北区植木町内359-9	委託	14	210	-	32		非常用
37	山本第2水源地	熊本市北区植木町内311-1, 2	委託	40	210	-	120		非常用
38	木留送水場	熊本市北区植木町木留592-1	委託	44	210	-	120		非常用
39	富応加圧ポンプ所	熊本市北区植木町富応1032-8	委託	9	210	-	52		非常用
40	舞原水源地	熊本市南区城南町築地777	委託	26	200	-	72		非常用
41	舞原配水場	熊本市南区城南町舞原141	委託	28	200	-	72		非常用
42	中部浄化センター	熊本市西区蓮台寺5丁目7-2	委託	1500	6,600	160	120 18.4 500	36.9 7.8 消化ガス	非常用 常用
43	世安中継ポンプ場	熊本市中央区世安町549-1	選任	679	6,600	160	1600	876	常用
44	花畑ポンプ場	熊本市中央区手取本町1-1	委託	32	6,600	160	-	-	-
45	新花畑ポンプ場	熊本市中央区花畑町地内	委託	180	6,600	160	400	106.6	非常用
46	新島崎ポンプ場	熊本市中央区島崎1丁目25-1	委託	50	6,600	160	120	88	非常用
47	花畑第2ポンプ場	熊本市中央区手取本町1-1	委託	23	220	-	20	8.7	非常用
48	坪井ポンプ場	熊本市中央区坪井5丁目12-1	委託	63	6,600	160	-	-	-

49	本山ポンプ場	熊本市中央区本山2丁目9-39	委託	21	220	-	40	11.7	非常用
50	和泉ポンプ場	熊本市北区和泉町283-1	委託	25	220	-	40	11.7	非常用
51	飛田中継ポンプ場	熊本市北区飛田4丁目9-1	委託	43	210	-	50	22	非常用
52	井川道中継ポンプ場	熊本市北区四方寄町1546	委託	48	210	-	40	21.7	非常用
53	西里中継ポンプ場	熊本市北区下硯川町1909	委託	55	6,600	500	80	23.8	非常用
54	芭蕉鶴中継ポンプ場	熊本市北区龍田7丁目11	委託	22	210	-	52	13.4	非常用
55	維持補修センター	熊本市西区蓮台寺5丁目7-35	委託	30	6,600	100	-	-	-
56	富合中継ポンプ場	熊本市南区富合町南田尻573-2	委託	27	210	-	80	27.8	非常用
57	植木中継ポンプ場	熊本市北区植木町小野798	委託	23	6,600	160	160	49.8	非常用

別表第2(第1条、第5条第2号関係)

移動用電気工作物設置予定施設一覧表

(平成27年4月1日現在)

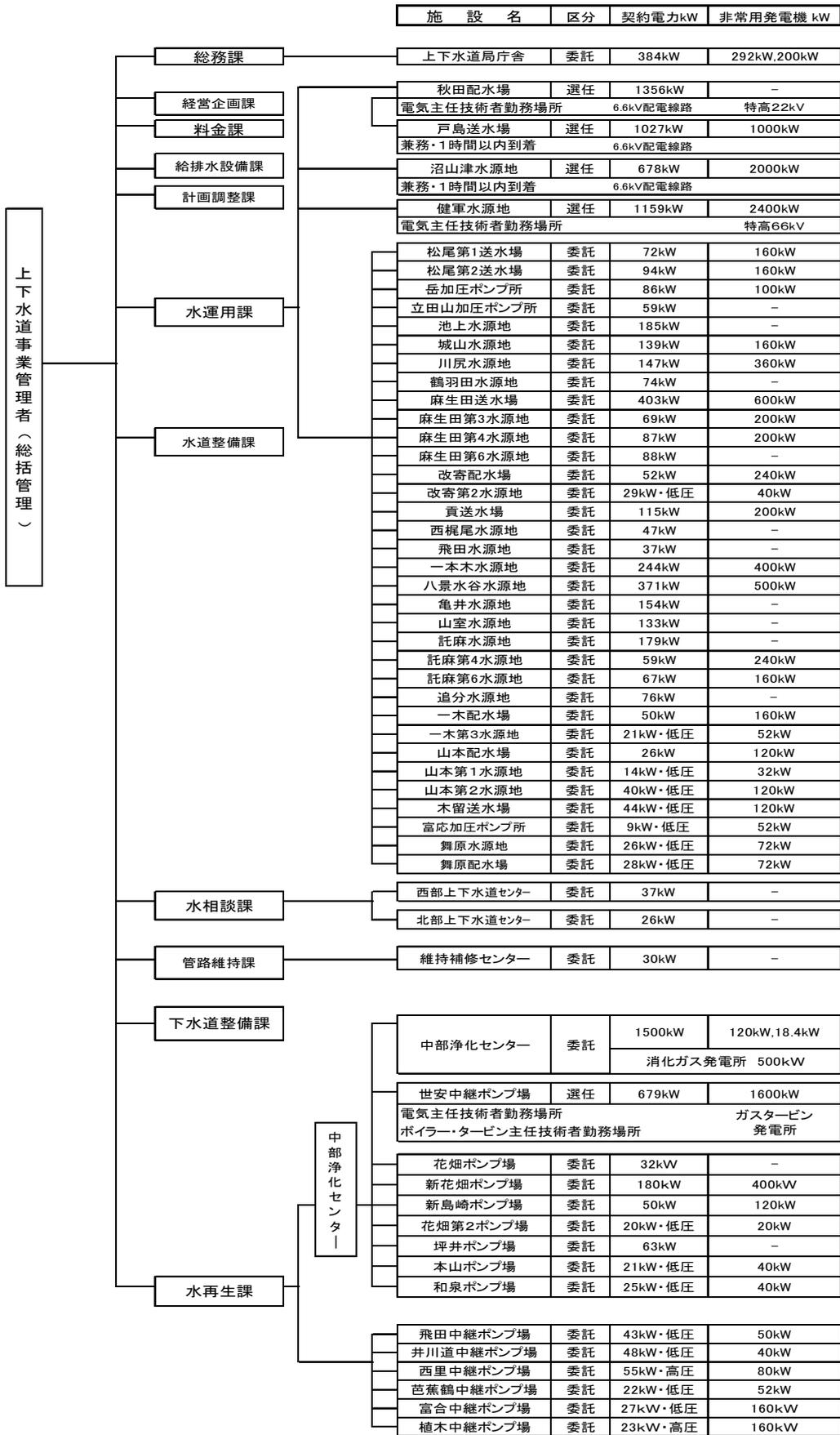
No.	事業場名	所在地	受電設備			発電設備		
			契約電力(kW)	受電電圧(V)	遮断容量(MVA)	出力(kW×台)	燃料使用量(%/h)	常用・非常用の別
1	本妙寺No2加圧ポンプ所	熊本市西区島崎6丁目	13	3相200	-	-	-	-
2	島崎加圧ポンプ所	熊本市西区島崎5丁目304	40	3相200	-	-	-	-
3	花岡山加圧ポンプ所	熊本市中央区横手2丁目北岡自然公園内	8	3相200	-	-	-	-
4	平加圧ポンプ所	熊本市西区池上町1193-1	14	3相200	-	-	-	-
5	梅洞加圧ポンプ所	熊本市西区松尾町上松尾4507-2	25	3相200	-	-	-	-
6	龍田団地加圧ポンプ所	熊本市北区龍田3丁目4	30	3相200	-	-	-	-
7	三ノ岳加圧ポンプ所	熊本市西区河内町大多尾1741-4	7	3相200	-	-	-	-
8	白浜水源地	熊本市西区河内町白浜2029	13	3相200	-	-	-	-
10	平原浄水場	熊本市南区富合町平原558-1	27	3相200	-	-	-	-
11	榎津浄水場	熊本市南区富合町榎津117-5	44	3相200	-	-	-	-
13	廻江・清藤配水場	熊本市南区富合町清藤465-1	25	3相200	-	-	-	-
14	富合南部浄水場	熊本市南区富合町田尻476-1	13	3相200	-	-	-	-
15	富合西浄水場	熊本市南区富合町莎崎445-1	12	3相200	-	-	-	-
16	富合東部浄水場	熊本市南区富合町上杉128	32	3相200	-	-	-	-
17	新浄水場	熊本市南区富合町木原1384	16	3相200	-	-	-	-
18	新配水場	熊本市南区富合町新621-4	7	3相200	-	-	-	-
19	菰江水源地	熊本市南区富合町菰江215	7	3相200	-	-	-	-
20	築地・上村水源地	熊本市南区城南町築地841-7	5	3相200	-	-	-	-
21	吉野水源地	熊本市南区城南町吉野410	5	3相200	-	-	-	-
23	旭ヶ丘水源地	熊本市南区城南町鱈瀬1642-133	9	3相200	-	-	-	-
25	東阿高水源地	熊本市南区城南町阿高471-2	20	3相200	-	-	-	-

26	赤見水源地	熊本市南区城南町赤見1647-5	20	3相 200	-	-	-	-
27	沈目水源地	熊本市南区城南町沈目370-1	11	3相 200	-	-	-	-
28	本鱈瀬水源地	熊本市南区城南町鱈瀬1221-3	11	3相 200	-	-	-	-
29	六田・島田水源地	熊本市南区城南町六田817-9	1	3相 200	-	-	-	-
30	城南工業用水第1水源地	熊本市南区城南町藤山885-4	9	3相 200	-	-	-	-
31	城南工業用水第3水源地	熊本市南区城南町鱈瀬1808-10	9	3相 200	-	-	-	-
32	西宮原水源地	熊本市北区植木町宮原859	16	3相 200	-	-	-	-
34	大塚第1水源地	熊本市北区植木町正清218-2	21	3相 200	-	-	-	-
35	大塚第2水源地	熊本市北区植木町正清219-2	21	3相 200	-	-	-	-
38	北部加圧ポンプ所	熊本市北区植木町清水991	9	3相 200	-	-	-	-
39	一木第2水源地	熊本市北区植木町一木183	9	3相 200	-	-	-	-
40	木留第2水源地	熊本市北区植木町円台寺703	17	3相 200	-	-	-	-
41	大和配水池	熊本市北区植木町大和326-1	49	3相 200	-	-	-	-
42	大和第1水源地	熊本市北区植木町大和37-16	25	3相 200	-	-	-	-

別表第3(第5条第5号関係)

電気工作物設置施設保安組織図

(平成27年4月1日現在)

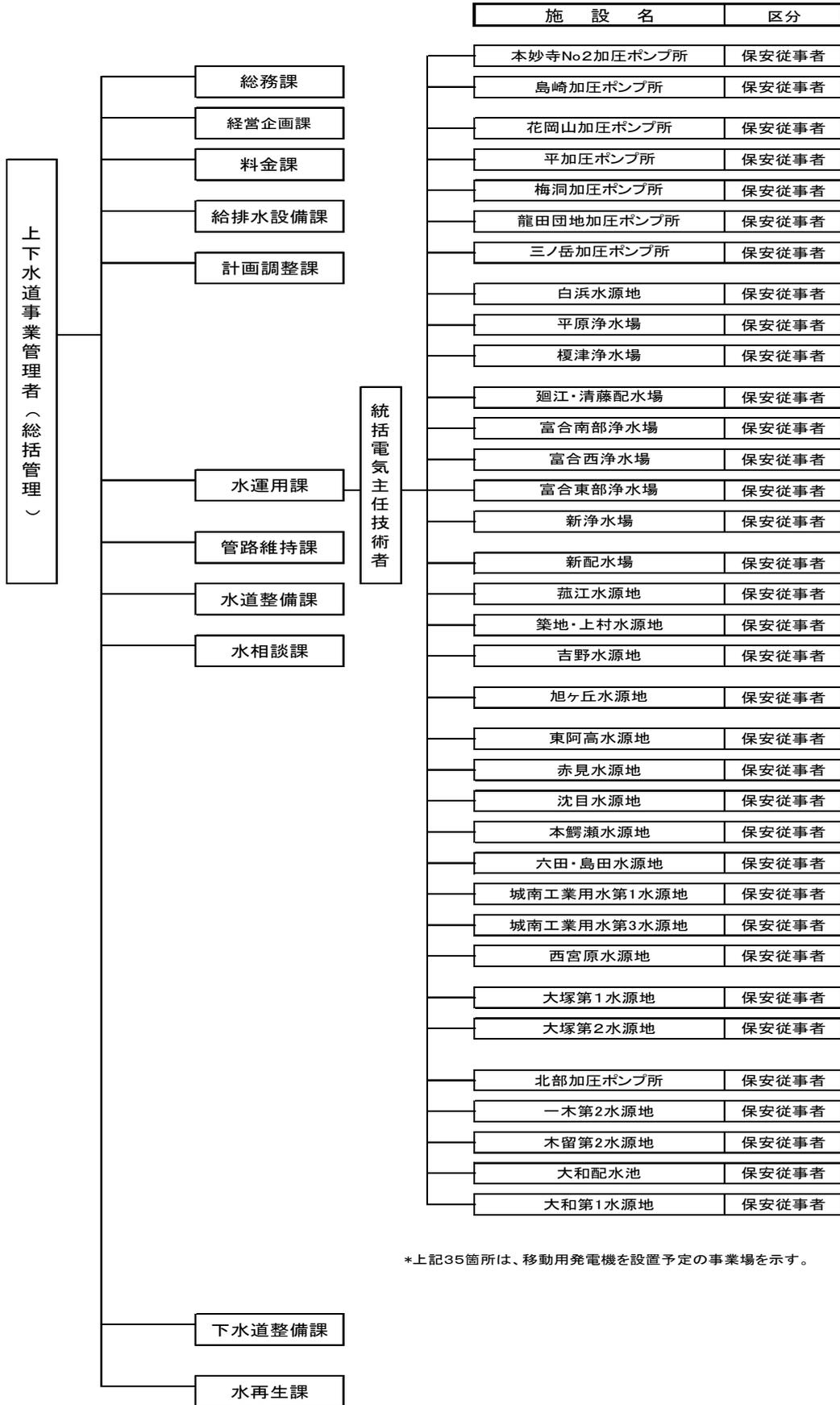


みなし設置者 【バイオコール熊本南部(株)】	南部浄化センター 下水污泥固形燃料化施設	委託	構内施設	100kW
	南部浄化センター	委託	1300kW	800kW
	平田ポンプ場	委託	225kW	120kW
	南高江ポンプ場	委託	107kW	240kW
みなし設置者 【アイテック(株)】	流通団地ポンプ場	委託	41kW	80kW
	東部浄化センター	委託	2000kW	64kW 特高22kV
	湖東ポンプ場	委託	442kW	-
	渡瀬ポンプ場	委託	215kW	240kW
	江津ポンプ場	委託	101kW	160kW
	下津留ポンプ場	委託	46kW・低圧	40kW
	長嶺ポンプ場	委託	40kW・低圧	59.2kW
	端地ポンプ場	委託	38kW・低圧	44kW
みなし設置者 【九州テクニカルメンテナンス(株)】	西部浄化センター	委託	437kW	600kW
	花園ポンプ場	委託	17kW	-
	花園第2ポンプ場	委託	14kW	-
	小島ポンプ場	委託	40kW・低圧	52kW
	西部汚水1号幹線 伏越施設	委託	31kW	64kW
みなし設置者 【九州テクニカル・安達商会 委託業務共同企業体】	城南町浄化センター	委託	140kW	140kW

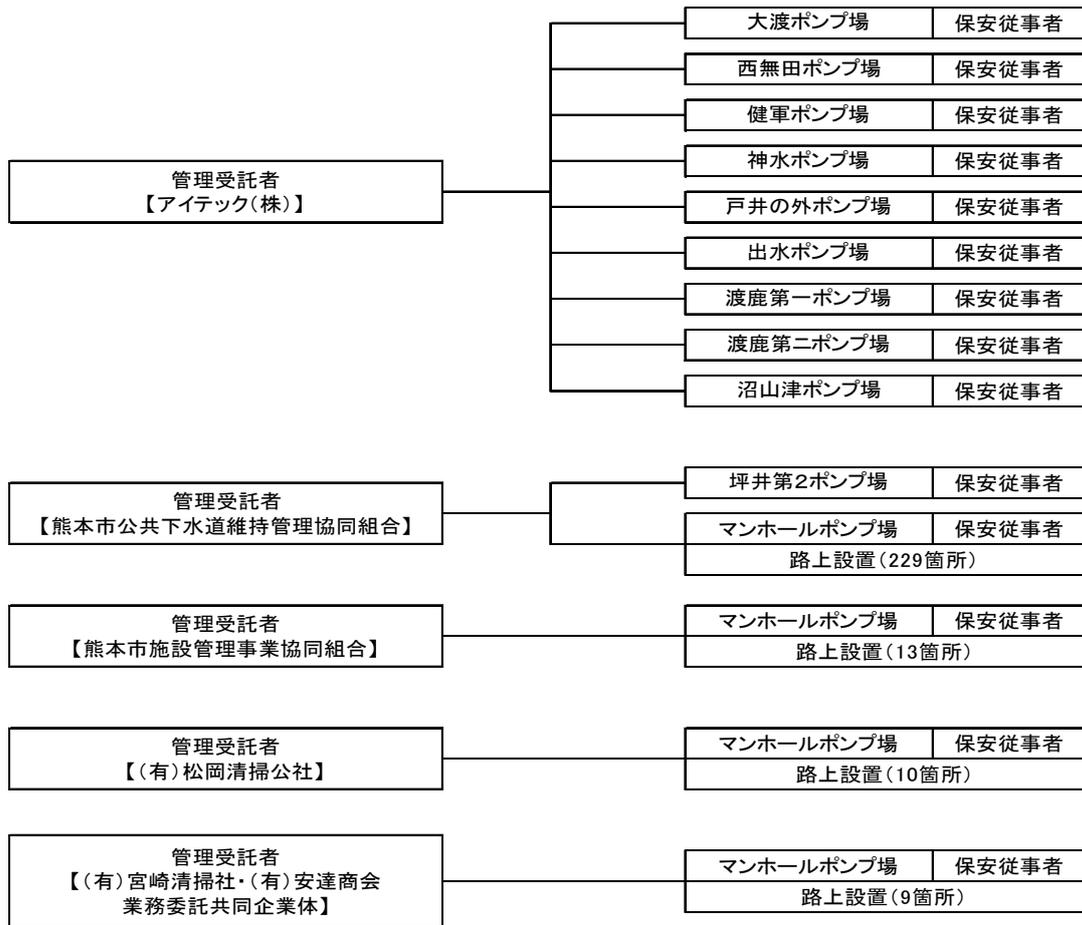
別表第4(第5条第5号関係)

移動用電気工作物設置予定施設保安組織図

(平成27年4月1日現在)



*上記35箇所は、移動用発電機を設置予定の事業場を示す。



別表第 5 (第 15 条関係)

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 点検の種類

- (1) 月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- (2) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因探求等をいう。
- (4) 工事期間中の点検は、設置又は変更の工事期間中において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。
- (5) 竣工検査は、設置又は変更の工事が完成した場合において、関係法令等に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。

2 点検の実施回数

- (1) 月次点検、年次点検
 - ア 月次点検の実施回数は、平成 15 年経済産業省告示第 249 号第 4 条に定めるところにより行うものとする。
 - イ 年次点検は、1年に1回以上行うものとする。
- (2) 臨時点検
必要の都度実施するものとする。
- (3) 工事期間中の点検
工事期間中において毎週 1 回以上行うものとする。
- (4) 竣工検査
工事完成後行うものとする。

3 点検の方法

- (1) 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。
 - ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - イ 電線と他物との離隔距離の適否
 - ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - エ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。
- (3) 工事期間中の点検とは、第 1 号に定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うことをいう。

4 維持及び運用に関する点検、測定及び試験の項目

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験の項目	月次点検	年次点検	臨時点検
受 電 設 備 (二次受電設備を含む。)	責任分界となる 開閉器 引込線等 電線及び支持物 ケーブル	外 観 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		継 電 器 動 作 試 験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
	遮断器 開閉器	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		継 電 器 動 作 試 験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
		絶縁油の点検・試験		○	
	断 路 器 電力用ヒューズ 避 雷 器 計 器 用 変 成 器 母 線 電力用コンデンサ その他高压機器	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		漏 え い 電 流 測 定	○	○	
		絶縁油の点検・試験		○	
		内 部 点 検		○	
	配 電 盤 及 び 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○	
		電 圧 ・ 電 流 測 定	○	○	
		観 察 点 検		○	
絶 縁 抵 抗 測 定			○		
継 電 器 動 作 試 験			○		
受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外 観 点 検	○	○		
	観 察 点 検		○		
接 地 装 置	外 観 点 検	○	○		
	観 察 点 検		○		
	接 地 抵 抗 測 定		○		

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験の項目	月次点検	年次点検	臨時点検
配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物 接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	必要の都度
	電気使用場所の設備	電動機	外観点検	○	
電熱機		観察点検		○	
電気溶接機		絶縁抵抗測定		○	
照明装置		接地抵抗測定		○	
配線及び配線器具					
その他機器類					
非常用予備発電設備	原動機 及び 付属装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		保護装置動作試験		○	
		始動停止試験	○	※○	
	発電機 及び 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	接地抵抗測定		○		
	開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	
小出力発電設備	原動機・付属装置 発電機・励磁装置	非常用予備発電設備 に準ずる	同左	同左	
		水力設備 及び 付属装置	外観点検	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	接地装置 開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		液量点検		○	
		電圧・比重・液温測定		○	
	充電装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	

(注) ※を付した項目は、自動で起動及び停止を行うものとする。

(2) 火力発電所(内燃力又はガスタービン)

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験の項目	月次点検	年次点検	臨時点検
火 力 発 電 設 備	原 動 機	外 観 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		機 関 の 調 整 ・ 整 備		○	
	発 電 機	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
	配 電 盤 等 遮断器 開閉器 変圧器 制御装置 保護継電器 等	外 観 点 検	○	○	
		電 圧 ・ 電 流 測 定	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
		継電器との結合動作試験		○	
		継電器動作特性試験		○	
		漏 え い 電 流 測 定	○	○	
		絶縁油の点検・試験		○	
		内 部 点 検		○	
		制 御 装 置 試 験		○	
	起 動 停 止 試 験		○		
	始 動 用 設 備 蓄電池 充電装置 電気始動装置 付属装置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
		蓄電池電圧・比重・液温測定		○	
	燃 料 供 給 施 設 (貯蔵・供給設備)	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
		地下タンク漏洩検査		○	
	冷 却 装 置 (冷却器・熱交換器)	外 観 点 検	○	○	
観 察 点 検			○		
絶 縁 抵 抗 測 定			○		
接 地 抵 抗 測 定			○		
発 電 機 室 内	外 観 点 検	○	○		
	観 察 点 検		○		
	絶 縁 抵 抗 測 定		○		
	接 地 抵 抗 測 定		○		

(3) 太陽電池発電所

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験の項目	月次点検	年次点検	臨時点検
太 陽 電 池 発 電 所	光電池設備	外 観 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
	蓄電池設備 蓄電池 充電装置 付属装置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
		蓄電池電圧・比重・液温測定		○	
	電力変換装置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
	配 電 盤 等 遮断器 開閉器 変圧器 制御装置 保護継電器 等	外 観 点 検	○	○	
		電 圧 ・ 電 流 測 定	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
		継電器との結合動作試験		○	
		継電器動作特性試験		○	
		漏 え い 電 流 測 定	○	○	
絶縁油の点検・試験			○		
内 部 点 検			○		
制 御 装 置 試 験		○			

(4) 移動用電気工作物

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験の項目	月次点検	年次点検	臨時点検
移 動 用 電 気 工 作 物	原 動 機 及 び 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		保 護 装 置 動 作 試 験		○	
		始 動 停 止 試 験	○	○	
	発 電 機 及 び 励 磁 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
	開閉器・遮断器等	接 地 抵 抗 測 定		○	
		受 電 設 備 に 準 ず る	同左	同左	

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

病 院 局

病 院 局 規 程 第 2 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市病院局就業規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院局就業規程の一部を改正する規程

熊本市病院局就業規程（昭和 21 年病院局規程第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 2 第 2 項中「、前条第 2 項」を「、第 24 条」に改める。

第 47 条第 1 項中「、当該職員に係る定年退職日（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 27 号）に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から 5 年をさかのぼった日後」を「55 歳（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 27 号）第 3 条ただし書に規定する職員については、60 歳）に達した日以後」に改め、「その定年退職日」の次に「（同条例第 2 条に規定する定年退職日をいう。）」を加える。

第 48 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業）

第 48 条の 2 配偶者同行休業（地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。）については、熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年条例第 76 号）の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

病 院 局 規 程 第 3 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

熊本市病院局事務分掌規程（平成 21 年病院局規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（分課）

第 2 条 分課は次のとおりとする。

熊本市民病院

医療安全対策部

医療安全対策室

感染対策部

感染対策室

地域医療連携部

地域医療連携室

がん相談支援センター

機能支援部

医療情報室

医療の質向上支援室

施設基準等調査室

内科

神経内科

呼吸器内科

感染症内科

消化器内科

循環器内科

血液・腫瘍内科

腎臓内科

代謝内科

精神科

新生児内科

小児科

小児外科

小児循環器内科

小児心臓外科

外科

消化器外科

乳腺・内分泌外科

呼吸器外科

心臓血管外科

整形外科

リウマチ科

リハビリテーション科

脳神経外科

皮膚科

泌尿器科

産科

婦人科

眼科

耳鼻咽喉科

放射線科

歯科口腔外科

麻酔科

病理診断科

中央手術部

集中治療部

救急診療部

中央放射線部

中央検査部

内視鏡センター

外来化学療法センター

血液浄化センター

緩和ケアセンター

中央臨床工学部

医療技術部

薬剤課

放射線技術室

検査技術室

生理検査センター

病理検査センター

リハビリテーション技術室

栄養管理技術室

臨床工学技術室

視能訓練技術室

看護部

事務局

総務課

施設管理室

経営企画課

病院建設準備室

医事課

熊本市市民病院附属芳野診療所

植木病院

診療部

内科

外科

整形外科

循環器内科

脳神経外科

リハビリテーション科

放射線科

地域医療連携室

健診部

診療放射線部

リハビリテーション室+

薬剤部

検査部

栄養管理室

診療情報管理室

医療安全対策室

看護部

事務局

第 5 条を次のように改める。

(事務分掌)

第 5 条 事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

熊本市市民病院

医療安全対策部

医療安全対策室

(1) 医療安全対策に関すること。

(2) 危機管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、医療安全に関すること。

感染対策部

感染対策室

(1) 感染対策に関すること。

地域医療連携部

地域医療連携室

(1) 病診連携に関すること。

(2) 総合相談窓口に関すること。

がん相談支援センター

(1) がん相談機能の推進及び向上に関すること。

(2) がんサロンの運営等に関すること。

機能支援部

医療情報室

(1) 電算システムの開発及び管理に関すること。

(2) 医学情報の収集及び管理に関すること。

(3) 診療記録の管理に関すること。

医療の質向上支援室

(1) 病院機能評価に関すること。

(2) 医療の質を向上させる施策の企画立案等に関すること。

施設基準等調査室

(1) 施設基準に関すること。

(2) 診療報酬制度の新設改正等の情報収集や研究等に関すること。

(3) 診療行為分析、DPC 分析等の実施と院内への情報提供及び周知に関すること。

診療各科

(1) 患者の診察に関すること。

(2) 病理組織の診断及び病理解剖に関すること。

(3) 医務に属する諸検査及び鑑定に関すること。

(4) 診療統計に関すること。

(5) 付添人、看護師及び面会人に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。

中央手術部

(1) 手術に関すること。

集中治療部

(1) 救急重症患者の集中治療に関すること。

救急診療部

(1) 救急患者の診察に関すること。

中央放射線部

(1) 放射線による診療に関すること。

中央検査部

(1) 臨床検査に関すること。

中央臨床工学部

(1) 臨床工学に関すること。

医療技術部

薬剤課

(1) 調剤及び製剤に関すること。

(2) 薬品の試験検査に関すること。

- (3) 薬品の出納及び保管に関すること。
- (4) 処方箋の整理及び保管に関すること。
- (5) 所管器具の管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、薬務に関すること。

放射線技術室

- (1) 放射線機器等及び放射性医薬品による画像検査に関すること。
- (2) 放射線照射機器等による放射線照射に関すること。
- (3) 中央放射線部との連携に関すること。

検査技術室

- (1) 生化学、血液、細菌等の医学的検査に関すること。
- (2) その他診療上必要な検査に関すること。
- (3) 輸血に関すること。
- (4) 中央検査部との連携に関すること。

生理検査センター

- (1) 生理検査等に関すること。

病理検査センター

- (1) 病理解剖の補助等に関すること。
- (2) 病理解剖の医学的検査に関すること。

リハビリテーション技術室

- (1) 機能回復訓練に関すること。

栄養管理技術室

- (1) 給食に関すること。
- (2) 栄養指導に関すること。

臨床工学技術室

- (1) 医療機器及び生命維持管理装置等の操作、保守、点検及び管理に関すること。

視能訓練士技術室

- (1) 視能訓練の計画及び実施に関すること。

看護部

- (1) 患者の看護に関すること。
- (2) 看護師の勤務統制に関すること。
- (3) 看護師の研修に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、看護業務に関すること。
- (5) 病棟の整理整頓に関すること。

事務局

総務課

- (1) 病院局内の総合的調整に関すること。
- (2) 病院局内事務の連絡調整に関すること。
- (3) 条例、規程等の制定改廃に関すること。
- (4) 病院局職員の任用、服務及び研修に関すること。
- (5) 病院局職員の給与及び退職手当に関すること。
- (6) 労務管理、労働安全及び衛生管理に関すること。
- (7) 職員の公務災害に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他課に属しない事項に関すること。

施設管理室

- (1) 病院の維持管理及び工事等に関すること。

経営企画課

- (1) 病院事業経営の企画調整及び調査、分析並びに改善に関する事。
- (2) 病院局の予算に関する事。
- (3) 企画、財政計画及び資金計画に関する事。
- (4) 企業債、補助金、治験等の収入に関する事。
- (5) 工事等の請負契約及びそれに係る検査に関する事。
- (6) 物品の購入及び修理並びにそれらの支出の統括に関する事。
- (7) 物品等の管理に関する事。
- (8) 職員の被服貸与に関する事。
- (9) 決算に関する事。
- (10) 収入金に関する事。
- (11) 支払の審査及び執行に関する事。
- (12) 現金及び有価証券の保管並びに出納に関する事。
- (13) 監査に関する事。
- (14) 財産の所有、管理及び処分に関する事。

病院建設準備室

- (1) 新病院の建設等に関する事

医事課

- (1) 患者の受付及び入退院に関する事。
- (2) 診療報酬請求等に関する事。
- (3) 患者の諸証明に関する事。
- (4) 医事統計に関する事。
- (5) 未収金に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、医事に関する事。

診療所

- (1) 患者の診療に関する事。
- (2) 医務に属する諸検査及び鑑定に関する事。
- (3) 調剤及び薬品の保管に関する事。
- (4) 診療統計に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、医務に関する事。

植木病院

診療部

診療各科

- (1) 患者の診療に関する事。
- (2) 救急患者の診察に関する事。
- (3) 医務に属する諸検査及び鑑定に関する事。
- (4) 付添人、看護人及び面会人に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、医務に関する事。

地域医療連携室

- (1) 地域医療連携に関する事。
- (2) 保健医療福祉の連携に関する事。

健診部

- (1) 健診に関する事。

診療放射線部

- (1) 放射線に関する事。

リハビリテーション室

- (1) 機能回復訓練に関する事。

薬剤部

- (1) 薬務に関すること。

検査部

- (1) 臨床検査に関すること。

栄養管理室

- (1) 栄養指導及び給食に関すること。

診療情報管理室

- (1) 診療記録の管理に関すること。
- (2) 診療統計及び分析に関すること。

医療安全対策室

- (1) 医療安全対策に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医療安全に関すること。
- (4) 感染対策に関すること。

看護部

- (1) 患者の看護に関すること。
- (2) 看護師の勤務統制に関すること。
- (3) 看護師の研修に関すること。
- (4) 病棟の管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、看護業務に関すること。
- (6) 手術に関すること。
- (7) 医療用備品、材料及び消耗品の整備に関すること。
- (8) 医療用備品、材料及び消耗品の滅菌に関すること。

事務局

- (1) 文書事務に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 決算に関すること。
- (5) 土地及び建物に関すること。
- (6) 物品等に関すること。
- (7) 患者の受付及び入退院に関すること。
- (8) 診療報酬請求等に関すること。
- (9) 医事に関する諸統計に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、植木病院の庶務に関すること。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

病 院 局 規 程 第 4 号

平成27年3月31日

熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

熊本市病院局事務決裁規程（平成21年病院局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「所属医師」を「職務の級が3級以上の所属医師」に改める。

第4条第1号の次に次の1号を加える。

(2)職務の級が2級以下の所属医師の旅行命令に関すること。

第 7 条の見出し中「医療安全感染対策部長」を「医療安全対策部長」に改め、同条中「医療安全感染対策部長」を「医療安全対策部長」に改め、「医療安全対策部長」の次に「感染対策部長」を加える。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(副課長専決事項)

第 11 条の 2 次の事項は、副課長の専決とする。

- (1) 定例的な所管事務に係る照会及び回答に関すること。
- (2) 報酬の支払に関すること。
- (3) 旅費及び費用弁償の支払に関すること。
- (4) 社会保険料の支出に関すること。
- (5) 臨時職員の賃金支払に関すること。
- (6) 所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。
- (7) 課長専決事項及び前各号に掲げる事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(権限の調整)

第 19 条 副課長を置く課の課長は、課長専決事項について、副課長と協議の上、当該専決事項に係る決裁権限を副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。

2 各職位は、次に掲げる事由がある場合に限り、所管事務に係る決裁権限を審議員その他専門職位に付与し、調整を図ることができるものとする。この場合においては、あらかじめ、総務課長に協議しなければならない。

- (1) 審議員その他専門職位の遂行すべき事務の性質上、特に決裁権を付与することが適当と認められるとき。
- (2) 所管事務の処理が著しく停滞し、経常業務の一部を負荷し、専決処理させる必要があると認められるとき。
- (3) 課長限りの専決事項のうち、特に定例軽易なものに限り、所属職員の処理能力に応じ、決裁権を付与しても支障がないと認められるとき。

3 前 2 項の規定により、権限の調整を図る場合は、管理者の承認を得るものとし、決定事項については、関係課へ通知しなければならない。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

病院局規程第 5 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部改正)

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程(平成 21 年病院局規程第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 3 項中「23,000 円」を「30,000 円」に、「45,000 円」を「70,000 円」に改める。

第 34 条第 1 項中「管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員及びその」を「条例第 17 条第 1 項の規定により支給する管理職員特別勤務手当の」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第

1 項の次に次の 1 項を加える。

2 条例第 17 条第 2 項の規定により支給する管理職員特別勤務手当の額は、別表第 10 のとおりとする。

第 47 条第 8 項中「特定任期付職員に係る」を「条例第 29 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 17 条第 1 項の規定により特定任期付職員に支給する」に改め、同条第 10 項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 条例第 29 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 17 条第 2 項の規定により特定任期付職員に支給する管理職員特別勤務手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 号給が 6 及び 7 の職員 6, 000 円
- (2) 号給が 5 の職員 5, 000 円
- (3) 号給が 2 から 4 までの職員 4, 300 円
- (4) 号給が 1 の職員 3, 500 円

別表第 5 (1) 病院事業行政職委員給料表級別標準職務表の 5 級の項中「課長補佐」を「主幹」に改める。

別表第 9 の次に次の 1 表を加える。

別表第 10 (第 34 条関係)

適用給料表	支給を受ける職員	勤務1回の額
病院事業行政職員給料表	職務の級が9級の職員	5, 000 円
	職務の級が8級の職員	4, 000 円
	職務の級が6級及び7級の職員	3, 000 円
病院事業医療職員給料表	職務の級が4級及び5級の職員	5, 000 円
	職務の級が3級の職員	3, 000 円
病院事業看護職員給料表	職務の級が7級の職員	4, 000 円
	職務の級が6級の職員	3, 000 円

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程第 22 条第 3 項の規定の適用については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、同項中「30, 000 円」とあるのは、「30, 000 円を超えない範囲内で管理者が定める額」とする。

病 院 局 規 程 第 6 号
平成 27 年 3 月 31 日

熊本市病院事業企業職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院事業企業職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業企業職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規程（平成 23 年病院局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分の部分を次のように改める。

区分	報酬の額
熊本市民病院顧問弁護士	月額 150, 000 円
嘱託員、専門員等で前項に掲げるもの以外のもの	月額 250, 000 円以内

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

病 院 局 規 程 第 7 号

平成 27 年 3 月 31 日

熊本市病院事業を行う施設の診療科目に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院事業を行う施設の診療科目に関する規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業を行う施設の診療科目に関する規程（平成 25 年病院局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

表の熊本市立熊本市市民病院の診療科目の欄中「外科」の次に「、消化器外科」を追加する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会

教 委 規 則 第 4 号

平成 27 年 3 月 20 日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和 41 年教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

（熊本市教育委員会会議規則の一部改正）

第 1 条 熊本市教育委員会会議規則（平成 7 年教委規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 15 条」を「第 16 条」に改める。

第 2 条第 2 項及び第 3 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第 3 項中「委員の 2 人以上の者」を「委員の定数の 3 分の 1 以上の委員」に、「あったときに」を「あったときは、遅滞なくこれを」に改める。

第 3 条から第 6 条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第 7 条の規定中「委員長」を「教育長」に改め、同条第 2 項中「二件」を「2 件」に改める。

第 8 条から第 11 条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 12 条の見出し中「職員」を「関係者」に改め、同条中「委員長」を「教育長」に、「関係職員」を「職員及び学識経験者等」に改める。

第 13 条中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「会議に出席した教育長及び委員」に改める。

第 14 条第 1 項中「委員長は、教育長が」を「教育長は、その」に改め、同条第 2 項中「委員長の指名した 2 人の委員」を「教育長が会議に出席した教育長及び委員の中から指名する 2 人」に改め、同条第 3 項第 2 号中「出席委員及び欠席」を「会議に出席した教育長及び」に改め、同項第 3 号中「委員及び傍聴人を除くほか、」を「第 12 条の規定により」に改め、同項第 9 号中「委員長」を「教育長」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

4 教育長は、第 2 項の規定による署名の後、会議録を公表するよう努めなければならない。た

だし、前条ただし書の規定により公開を不適当とした案件については、この限りでない。

第 17 条第 1 項中「を通じて委員長」を削り、同条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改める。

第 18 条中「委員長」を「教育長」に改める。

(熊本市教育委員会公告式規則の一部改正)

第 2 条 熊本市教育委員会公告式規則(昭和 32 年教委規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 14 条第 2 項」を「第 15 条第 2 項」に改める。

第 2 条中「委員長」を「教育長」に改める。

(熊本市教育委員会公印規則の一部改正)

第 3 条 熊本市教育委員会公印規則(昭和 48 年教委規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「委員長、」を削る。

第 13 条第 1 項中「、教育委員会委員長印」を削る。

別表教育委員会委員長印の項を削る。

(熊本市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第 4 条 熊本市教育委員会傍聴人規則(平成 7 年教育委員会規則第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 7 条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の規定により在職する教育長がある場合においては、第 1 条の規定による改正後の熊本市教育委員会会議規則の規定、第 2 条の規定による改正後の熊本市教育委員会公告式規則第 2 条の規定、第 3 条の規定による改正後の熊本市教育委員会公印規則の規定及び第 4 条の規定による改正後の熊本市教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の熊本市教育委員会会議規則(以下「旧会議規則」という。)の規定、第 2 条の規定による改正前の熊本市教育委員会公告式規則第 2 条の規定、第 3 条の規定による改正前の熊本市教育委員会公印規則の規定及び第 4 条の規定による改正前の熊本市教育委員会傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧会議規則第 2 条第 3 項中「あったときに」とあるのは「あったときは、遅滞なくこれを」と、旧会議規則第 7 条第 2 項中「二件」とあるのは「2 件」と、旧会議規則第 12 条見出し中「職員」とあるのは「関係者」と、同条中「関係職員」とあるのは「職員及び学識経験者等」と、旧会議規則第 14 条第 3 項第 3 号中「委員及び傍聴人を除くほか、」とあるのは「第 12 条の規定により」とする。

教 委 規 則 第 5 号

平成 27 年 3 月 20 日

熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局等組織規則(平成 24 年教委規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 18 条第 2 項」を「第 17 条第 2 項」に改める。

第 4 条第 3 項中「課及び教育相談室」を「課、教育相談室及び特別支援教室」に、同条第 5 項中「教育相談室」を「教育相談室及び特別支援教室」に改める。

第 5 条第 1 号ア中「上司」を「教育長」に改め、同条第 2 号ア中「統理するとともに、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代行する」を「統理する」に改める。

別表 1 教育政策課の項事務分掌の欄中第 17 号を削り、同表総合支援課の項事務分掌の欄中第 2 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 5 号を次のように改める。

(5) 特別支援教室に関すること。

別表 1 総合支援課の項事務分掌の欄中第 4 号を第 3 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

別表 1 教育相談室 (かゝい) の項の次に次のように加える。

特別支援教育室 (かゝい)	(1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関すること。 (2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関すること。 (3) 特別支援教育に係わる教職員等の研修に関すること。 (4) 特別支援学校に関すること。
------------------	---

別表 2 かゝい相当機関の部熊本市立図書館植木図書館の項を熊本市立植木図書館の項とし、同項の次に次のように加える。

熊本市立とみあい図書館	(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。 (2) 図書館サービスに関すること。 (3) 図書館事業の企画及び実施に関すること。	熊本市立図書館
-------------	--	---------

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 76 号) 附則第 2 条第 1 項の規定により在職する教育長がある場合においては、この規則による改正後の熊本市教育委員会事務局等組織規則第 1 条並びに第 5 条第 1 号及び第 2 号の規定は適用せず、この規則による改正前の熊本市教育委員会事務局等組織規則第 1 条並びに第 5 条第 1 号及び第 2 号の規定は、なおその効力を有する。

教 委 規 則 第 6 号
平成 27 年 3 月 20 日

熊本市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

熊本市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局事務専決規則 (昭和 41 年教委規則第 3 号) の一部を次のように改正する。
 第 10 条を第 11 条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(特別支援教育室長専決事項)

第 7 条 次に掲げる事項は、特別支援教育室長の専決とする。

- (1) 所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。
- (2) 特別支援教育室長の服務に関すること。
- (3) 定例的な所管事務に係る経由進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(熊本市教育センター条例施行規則の一部改正)
- 2 熊本市教育センター条例施行規則 (昭和 62 年教委規則第 36 号) の一部を次のように改正する。
 第 6 条第 2 項中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条第 3 項中「第 7 条」を「第 8 条」に改める。
(熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正)
- 3 熊本市立図書館設置条例施行規則 (平成 13 年教委規則第 19 号) の一部を次のように改正する。
 第 26 条第 2 項中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条第 4 項中「第 7 条」を「第 8 条」に改め

る。

(熊本博物館条例施行規則の一部改正)

- 4 熊本博物館条例施行規則(昭和41年教委規則第7号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第7条」を「第8条」に改める。

第9条中「第8条」を「第9条」に改める。

(熊本市立野外教育施設条例施行規則の一部改正)

- 5 熊本市立野外教育施設条例施行規則(昭和53年教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第7条」を「第8条」に改める。

教 委 規 則 第 7 号

平成 27 年 3 月 20 日

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成24年教委規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「城南総合出張所長」を削り、第2号中「(城南総合出張所長を除く。)、出張所長又は城南総合出張所副所長」を「又は出張所長」に改め、同条の表中「(城南総合出張所長を除く。)、城南総合出張所住民課長」を削り、天明総合出張所長の項の次に次のように加える。

城南総合出張所長	熊本市立学校施設使用条例施行規則第5条第1項に定める夜間開放学校施設のうち、杉上小学、隈庄小学、豊田小学及び下益城城南中学校の使用許可に関する事。
----------	---

第2条の表各まちづくり交流室長の項右欄中第6号を次のように改める。

- (6) とみあい図書館の図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関する事(富合まちづくり交流室長に限る。)

第2条の表各まちづくり交流室長の項右欄中第6号の次に次のように加える。

- (7) とみあい図書館サービスに関する事(富合まちづくり交流室長に限る。)
 (8) とみあい図書館事業の企画及び実施に関する事(富合まちづくり交流室長に限る。)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教 委 規 則 第 8 号

平成 27 年 3 月 20 日

熊本市博物館の登録に関する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

熊本市博物館の登録に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、博物館法(昭和26年法律第285号以下「法」とい

う。)第16条に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録原簿)

第2条 法第10条の規定により熊本市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)に備える博物館登録原簿の様式は、様式第1号とする。

(登録申請)

第3条 法第11条第1項に規定する登録申請書の様式は、様式第2号とする。

(登録審査)

第4条 市教育委員会は、法第12条の規定による登録要件の審査又は法第14条第1項の規定による登録の取消しに当たり、必要があるときは、登録申請者又は設置者に資料の提出を求め、実地調査を行い、又は学識経験者等の意見を徴することができる。

(登録事項の変更)

第5条 法第13条第1項の規定による変更の届出の様式は、様式第3号とする。

2 法第11条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があった場合（特に重要と認められる事項の変更の場合を除く。）は、9月又は3月の末日までに、それぞれ当該月の前月末までに生じた変更事項につき届け出るものとする。

(廃止)

第6条 法第15条第1項の規定による廃止の届出の様式は、様式第4号とする。

(公示)

第7条 市教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公示するものとする。

- (1) 法第10条の規定により登録したとき。
- (2) 法第13条第2項の規定により登録を変更したとき。
- (3) 法第14条第1項の規定により登録を取り消したとき。
- (4) 法第15条第2項の規定により登録を抹消したとき。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

博物館登録原簿

事項	登録	登録変更	登録変更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号		
設置者の名称及び住所			
名称			
所在地			
備考			

(注) 公立博物館の場合には設置者の名称のみ記入し、私立博物館（一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人）の場合には設置者の名称及び住所を共に記入のこと。

日本工業規格 A4

様式第 2 号(第 3 条関係)

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

熊本市教育委員会 様

設置者 所在地
 名 称
 代表者 氏 名 印
 (法人又は宗教法人の代表者の氏名)

事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所 (私立博物館の場合)	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	

博物館法第11条の規定により下記書類を添付し、博物館の登録を申請します。

記

- 1 設置条例の写
(私立博物館にあつては当該法人の定款の写又は宗教法人の規則の写)
- 2 館則の写
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積り(私立博物館にあつては収支の見積り)に関する書類
- 5 博物館資料の目録並びに館長の氏名、学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

日本工業規格A4

様式第 3 号(第 5 条関係)

博物館登録申請書変更届

年 月 日

熊本市教育委員会 様

設置者 所在地

名 称

代表者 氏 名 印

博物館法第 13 条第 1 項の規定により次のとおり届けます。

変 更 事 項 の 種 別	変 更 事 項 の 内 容		変 更 の 理 由
	変 更 年 月 日	変 更 事 項	

日本工業規格A4

様式第 4 号(第 6 条関係)

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

熊本市教育委員会 様

設置者 所在地

名 称

代表者 氏 名 印

博物館法第 15 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所 (私立博物館の場合)	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
登 録 記 号 番 号	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 処 置	

日本工業規格A4

教 委 規 則 第 9 号

平成 27 年 3 月 20 日

熊本市社会教育委員会議規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

熊本市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市社会教育委員条例 (昭和 28 年条例第 40 号)

第 3 条の規定に基づき、熊本市社会教育委員 (以下「委員」という。) の会議 (以下「会議」と

いう。) その他議事の運営に関し、必要な事項を定める。

(議長及び副議長)

第 2 条 会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、委員を代表し、会務を総理する。

3 会議に副議長を置き、委員のうちから議長が指名する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議長及び副議長の任期)

第 3 条 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

(会議)

第 4 条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、過半数同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例(平成 10 年

条例第 33 号) 第 7 条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき、又は委員の発議により出席委員の 3 分の 2 以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

熊本市教育委員会事務局等組織規則(平成 24 年教委規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

教委規則第 10 号

平成 27 年 3 月 20 日

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項の表熊本市立城南図書館の項の次に次のように加える。

熊本市立とみあい図書館	熊本市南区富合町清藤 400 番地
-------------	-------------------

第 2 条第 1 項の表熊本市立城南図書館の項の次に次のように加える。

熊本市立とみあい図書館	午前 9 時 30 分から午後 7 時まで	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
-------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

第 3 条の表中

熊本市立図書館	(1) 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
熊本市立植木図書館	(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで (3) 特別整理日(毎年 14 日以内)

を

熊本市立図書館	(1) 月曜日 (月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
熊本市立植木図書館	
熊本市立とみあい図書館	(2) 12月29日から翌年1月4日まで (3) 特別整理日 (毎年14日以内)

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(熊本市公民館条例施行規則の一部改正)
- 熊本市公民館条例施行規則 (昭和26年規則第20号) の一部を次のように改正する。
第6条第2項第1号ウ中「秋津公民館、龍田公民館及び富合公民館」を「秋津公民館及び龍田公民館」に改める。

監 査

監 査 公 告 第 6 号

平成27年3月25日

熊本市監査委員 田 尻 清 輝

熊本市監査委員 竹 原 孝 昭

熊本市監査委員 石 原 純 生

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から平成26年度包括外部監査の結果につき、次のとおり報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により公表する。

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

3. 事件を選定した理由

熊本市は、市民の福祉を増進する目的をもって市民の利用に供するため多くの公の施設を設置し、運営を行っている。その運営状況は市民の生活や福祉に直接関わる問題であり、また、その設置及び運営に関しても多額の費用を要することから市民の関心も高いといえる。

ところで、平成15年6月に地方自治法が一部改正されたことに伴い、市民サービスの向上とコスト削減を目的として公の施設の管理運営について管理委託制度が廃止となり、指定管理者制度が創設された。熊本市においては、平成26年4月現在、公の施設のうち404施設において指定管理者による管理運営が行われている。

以上を踏まえ、熊本市の公の施設の管理運営及び指定管理者制度が適切に行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは市民の利益に有効であると判断し、本テーマを選定した。

4. 監査対象とした公の施設及び指定管理者

監査対象とした公の施設の選定に当たって、公募施設で主に指定管理料の協定金額が一億円以上を監査対象とした。また、所管課の偏りがないよう考慮した。

なお、前年監査対象であった市営住宅は監査対象から除外した。(以下、登載省略)

5. 監査の着眼点

<施設の管理運営上の着眼点>

(1) 固定資産の維持管理は適切か

- ①建物等の管理は適切か—修繕等が適切に行われ安全に利用できる状況か
- ②備品の管理は適切か

(2) 契約関係

- ①指定管理者以外との契約関係は適切に行われているか—備品の購入、建物の修理等

(3) 施設の有効利用

- ①利用者の利用状況は良好か
- ②施設は有効利用されているか

<指定管理者制度上の着眼点>

(1) 指定管理者制度の導入に合理性はあるか

(2) 選定手続は適正か

- ①公募・非公募の別、決定手続きの適正性等
- ②募集方法・募集期間等の公募手続は適正か
- ③選定委員会の構成、選定方法は適正か
- ④選定基準は公平、適正か

(3) 条例、協定書の内容は適切か

- ①基準価格の積算根拠は適切か
- ②再委託は適切か
- ③債務負担行為の設定はなされているか
- ④リスク管理、リスク回避の条項は適切か

(4) 施設の収支状況

- ①支出(人件費、委託費等)と収入(利用料収入、指定管理料収入)のバランスは適切か
- ②指定管理料設定の根拠は適切か
- ③施設の利用料金は適切か
- ④人件費は適切な水準か

(5) サービスの向上

- ①効率的な運営(開館・利用時間、使用料、職員の配置等)がなされているか
- ②利用状況、利用者等の推移はどうか
- ③自主事業が行われているか

(6) コスト削減

指定管理料と従前の管理委託料との比較、直當時での人件費・委託料等との比較等

(7) 条例、協定に基づく適正な運営の検証がなされているか

- ①施設の管理運営状況は適切か
- ②契約事務は適正に行われているか
- ③物品の管理事務(現物確認、台帳との照合)

上記に関し、合規性、正確性、経済性・効率性・有効性等の観点から監査を実施する。

6. 主な監査手続(以下、登載省略)

7. 監査の対象年度

主として平成25年度

(必要に応じて平成24年度以前の各年度及び平成26年度も対象とする。)

8. 監査の実施期間

平成26年9月1日から平成27年3月31日まで

9. 監査の結果の区分

監査の結果の区分は、以下の通りである。

【指摘】：合規性、正確性等に問題があり、速やかに是正措置が必要と思われるものである。

【意見】：合規性、正確性等に問題があるとまでは言えないが、是正を検討することが公の施設の管理運営及び指定管理者制度の適切な運用に資すると考えるものである。

【参考意見】：合規性、正確性等に問題はないが、公の施設の管理運営及び指定管理者制度のより適切な運用を行う上で、参考になると考えるものである。

10. 包括外部監査人および補助者の氏名、資格（以下、登載省略）

11. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 2 5 2 条の 2 9 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 章 監査の結果と意見（総論）

I. 公の施設について

1. 地方公共団体の財産とは

憲法第 9 4 条によれば、地方公共団体は、所有する財産を管理することという重要な権能をもっている。この財産を具体化した規定が、地方自治法第 2 3 7 条で「この法律において財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定されている。地方自治法による財産の分類は、下記のとおりである。なお、公の施設は、地方自治法による財産の分類では公共用財産に該当する。

【財産の分類】

公有財産 (地方自治法第 2 3 8 条) 不動産・船舶・出資による権利等	行政財産	公用財産	地方公共団体が使用する庁舎等
		公共用財産	住民が使用する学校・道路・体育館等
	普通財産	行政財産以外の公有財産	
物品 (地方自治法第 2 3 9 条) 備品等	地方公共団体が所有する現金、公有財産、基金以外の動産及び使用のために保管する動産		
債権 (地方自治法第 2 4 0 条)	金銭の給付を目的とする地方自治体の権利		
基金 (地方自治法第 2 4 1 条)	地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けるもの		

憲法第 9 4 条 【地方公共団体の権能】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

2. 公の施設の意義

(1) 公の施設の意義

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設であり（地方自治法第 2 4 4 条第 1 項）、地方公共団体が住民サービスを行う主な手段である。

【地方自治法】

(公の施設)

第 2 4 4 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理

由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(2) 公の施設の要件

公の施設は、次のような要件が必要である。

①地方公共団体が設ける施設であること

地方公共団体以外の公共団体が設置する施設は該当しない。

②住民の福祉を増進する目的のための施設であること

収益施設である競輪場等は該当しない。

③住民の利用に供するための施設であること

住民の利用に供することを目的としない庁舎などは該当しない。

④当該地方公共団体の住民の利用に供する施設であること

当該地方公共団体の区域内にある施設であっても当該地方公共団体の住民が利用しない施設は該当しない。

(3) 公の施設の分類

本市の場合、公の施設の分類及び設置状況は、次のとおりである。

(平成 23 年度末現在)

分類	施設数	主な施設
レクリエーション・スポーツ施設	42	市総合体育館、市総合屋内プール
産業振興施設	9	食品交流会館、流通情報会館、くまもと工芸会館
基盤施設	1,004	都市公園、市営住宅、辛島公園地下駐車場
文教施設	130	国際交流会館、現代美術館、公民館、図書館、博物館、動植物園、熊本城、水の科学館
医療・社会福祉施設	206	老人デイサービスセンター、在宅福祉センター、老人憩の家、市立保育園、市民病院
合計	1,391	

3. 公の施設の管理運営上の着眼点について

(1) 固定資産の維持管理は適切か

市が有する複数の公の施設の中で、今回選定した 26 の施設は重要性が高く、所有している財産も多額となっている。従来、単年度予算主義の影響から施設を取得するまでの予算管理は慎重に行われているが、取得後も公有財産台帳等が整備され適切な管理運営が行われているかを検討した。また、備品についても、備品管理台帳等が整備され適切に備品管理が行われているかを検討した。

(2) 契約関係

建物の修理、備品の購入等に関して、契約関係は適切に行われているかを検討した。

(3) 施設の有効利用

市は、市民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために公の施設を設置している。市は、これら公の施設を管理運営する上で、最少の費用で最大の効果を上げるようにしなければならない。このような着眼点から、公の施設が市民サービスに有効利用され、市民の福祉の増進に寄与しているかを検討した。

4. 公の施設に関する監査結果のまとめ

(1) 公有財産台帳の建物台帳価格の改定について

公有財産台帳の建物台帳において、建物を耐用年数（施設毎の耐用年数）で減価償却し、建築金額

から減価償却累計額を控除して建物評価金額として登載している。建物付属設備（電気設備、空調設備等）においては、取得価格のままで改定が行われていないものが多く検出された。

<対象施設>

監査対象となった全ての建物

【指摘】

建物台帳の評価金額は、熊本市財産規則第34条の規定に従い「3年ごとに財政局次長が定める基準に従って行う評価替え」に基づいて改定することになる。公有財産台帳は、建物取得価格を耐用年数（施設毎の耐用年数）で減価償却し、建築金額から減価償却累計額を控除して建物評価金額として登載すべきではないと考える。なお、自治体によっては、評価替えを行うために公有財産評価要領を作成している。

【熊本市財産規則】

(台帳価格)

第33条 公有財産を新たに財産台帳に登載する場合の価格は、取得価格とする。

(以下省略)

(台帳価格の改定)

第34条 台帳価格は、3年ごとに財政局次長が定める基準に従って行う評価替えに基づいて改定しなければならない。

<参考>

総務省一資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成26年9月30日取りまとめ）

固定資産台帳と公有財産台帳の主な相違点

(固定資産台帳とは)

固定資産を、その取得から売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産（固定資産）の適切な管理及び有効活用に役立つ。

(公有財産台帳との主な相違点)

各地方公共団体では、地方自治法で定められている公有財産の管理や決算の参考書類として作成される「財産に関する調書」の調製等のために、公有財産台帳を整備・管理しているところであるが、主に以下の点において固定資産台帳と相違する。

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心（道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある）	すべての資産
資本的支出と修繕費	明確な区分なし	区分あり
付随費用	明確な区分なし	区分あり
金額情報	なし（原則）	あり
減価償却	なし	あり

(2) 維持管理計画について

熊本市第5次行財政改革計画（平成26年4月）において、今後の課題として「公共施設の維持管理費の増加への対応」が、次のように示されている。

【公共施設の維持管理費の増加への対応】

高度経済成長期に集中的に建設された公共施設等の老朽化が進行し、改修や更新等の維持管理費にかかる経費が大幅に増加するため、その負担の平準化や将来を見据えた適切な管理に取り組む必要が

あります。

今回の監査対象施設は、市営住宅などのように急速な老朽化は進んではいないが、施設としては大型のものが多数含まれており、その維持管理にかかる費用も多額となっている。概ね施設では、施設毎に将来の維持管理計画を作成しているようであるが、修繕費の予算要求をしても査定で落とされる可能性があり、計画に沿った維持管理はできていない。

なお、監査対象施設の「過去5年間の維持管理費及び備品購入費の実績」及び平成26年度以降の「将来5年間の維持管理費及び備品購入費計画」は、下表のとおりである。過去5年間の実績合計は約1.4億円、将来5年間の計画合計は約3.2億円と2倍以上の開きがあり、十分な施設の維持管理が難しい状況であることが予測できる。(以下、登載省略)

<対象施設>

公の施設名	指摘事項	頁数
熊本市流通情報会館	2. 会館施設の維持・安全管理について【意見】	39
熊本市総合体育館・青年会館	3. 施設の維持更新と運動施設の今後について【意見】	96
熊本市辛島公園地下駐車場	2. 機械式駐車装置の維持管理について【意見】	303
熊本市辛島公園地下通路		
熊本市辛島公園地下自転車駐車場(施設)		

【意見】

今回の包括外部監査では3件の【意見】ではあるが、全庁的に見れば、多数の施設で緊急性のある改修や更新等を必要としているものと推測される。

市は、修繕費や取替工事の予算査定を行う場合、所管課の予算の枠にとらわれず、全庁的な観点から緊急性の高い案件から予算措置を行っていると思われる。しかし、現状は緊急性のある改修や更新等が完全に実施できない状況であり、今後は、施設として十分な住民サービスが提供できなくなる場合も考えられる。公の施設に関して、それぞれの施設の設置目的等に応じ、利用者の動向、民間や県などとの役割分担を踏まえ、施設の統廃合を含め管理運営のあり方を再検討する必要があると思われる。

(3) 備品の管理状況について

市は、熊本市物品会計規則第32条第2項において、「備品の管理に関する帳簿を備え、その現況を明らかにしなければならない。」と規定し、また第33条において、「帳簿の記載は、記載原因発生の都度、その証拠書類に基づき、直ちに記載しなければならない。」と規定している。

【熊本市物品会計規則】

(帳簿の備付け)

第32条 会計管理者等は、物品出納及び物品の受払に関する帳簿を備え、その現況を明らかにしなければならない。

2 会計管理者等及び物品管理者は、備品の管理に関する帳簿を備え、その現況を明らかにしなければならない。(以下省略)

(帳簿等の記載)

第33条 帳簿の記載は、記載原因発生の都度、その証拠書類に基づき、直ちに記載しなければならない。

また、指定管理者との備品の管理に関する取決めを管理業務仕様書において「備品の管理」として、概ね以下のような取決めを行っている。

(備品の管理)

指定管理料で購入した備品は、指定管理者のものとする。また、市が貸与する備品及び物品については、市が示す台帳及び管理台帳を備え、市と指定管理者との区分を整理し、善良なる注意をもって管理しなければならない。

各施設の備品の管理状況を確認するため、備品管理台帳をもとに現物と照合を行ったところ、以下

の施設において不適切な管理状況が見受けられた。

<対象施設>

公の施設名	指摘事項	頁数
熊本市流通情報会館	1. 備品の管理状況について【指摘】	3 9
熊本市現代美術館	1. 備品の保管状況について【意見】	6 0
	2. 備品の管理状況について【指摘】	6 0
	3. 建物等（構築物を含む）に組み込まれている美術品の備品台帳への記載について【意見】	6 0
	4. 美術品の保管場所の管理について【意見】	6 1
熊本市男女共同参画センターはあもにい	2. 備品の管理状況について【指摘】	7 7
熊本市総合体育館・青年会館	1. 備品の管理状況について【指摘】	9 6
熊本市総合屋内プール	3. 備品の管理状況について【指摘】	1 0 3
南部総合スポーツセンター	2. 備品の管理状況について【指摘】	1 0 9
託麻スポーツセンター	1. 備品の管理状況について【指摘】	1 1 3
田迎公園運動施設	2. 備品の管理状況について【指摘】	1 1 9
水前寺競技場・野球場	1. 備品の管理状況について【指摘】	1 2 5
水前寺江津湖公園	1. 備品の管理状況について【指摘】	1 3 8
くまもと森都心プラザ	1. 備品の管理状況について【指摘】	1 5 8
健軍文化ホール	1. 備品の管理状況について【指摘】	1 7 7
	2. 産業文化会館が閉鎖した時に譲り受けた備品について【指摘】	1 7 7
熊本市国際交流会館	1. 備品の管理状況について【指摘】	1 9 7
	2. 産業文化会館が閉鎖した時に譲り受けた備品について【指摘】	1 9 7
熊本市子ども文化会館	1. 備品の管理状況について【指摘】	2 1 7
	2. 産業文化会館が閉鎖した時に譲り受けた備品について【指摘】	2 1 7
熊本市障害者福祉センター希望荘	1. 備品の管理状況について【指摘】	2 4 1
熊本市自転車駐車場	1. 備品の管理状況について【指摘】	2 6 5
熊本市庁舎北側自転車駐車場		
熊本市上通自転車駐車場		
熊本市庁舎自転車駐車場		
熊本市斎場	1. 備品の管理状況について【指摘】	2 8 1

【指摘】

指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。

また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。

<参考>

備品管理のための備品管理シールの貼付について、規定等には定義されていないが、備品管理のために必要であることから、契約検査総室副室長名にて、毎年1回備品管理シールを作成し、備品に貼付するよう各課の物品管理者に備品管理シールの配布とともに通知し、貼付を依頼している。

指定管理者が所有する備品については、市と指定管理者との区別を整理し、善良なる管理者として

管理するために、指定管理者が所有する備品についても備品管理台帳を整備する必要がある。その際、備品管理台帳と関連付けたコードを記入した備品管理シールを備品添付し、保管場所を記載する、といったことを実施することにより、市と指定管理者との備品の区別ができると共に、備品管理台帳と備品の現物との照合が容易に行うことができる。

(4) 施設の有効利用について

施設の有効利用についての意見は、次のとおりである。

<対象施設>

公の施設名	指摘事項	頁数
熊本市流通情報会館	4. パソコン研修室について【意見】	4 2
	5. 多目的ルームについて【意見】	4 3
熊本市総合屋内プール	1. 総合屋内プールの管理運営方法について【意見】	1 0 3
くまもと森都心プラザ	2. 観光・郷土情報センター及び託児室の利用促進について【意見】	1 5 8
熊本市子ども文化会館	3. くじらホール及び会議室の稼働率について【意見】	2 1 8
熊本市障害者福祉センター 希望荘	2. 学習講座事業について【意見】	2 4 1
	3. 福祉バスの利用率上昇のための施策について【意見】	2 4 2
桜の馬場観光交流施設、桜の馬場観光交流施設駐車場	2. 城彩苑の入場者数と熊本城の入場者の乖離について【意見】	3 2 3
	3. 歴史文化体験施設への入場を促す標示について【意見】	3 2 5

(5) その他

その他の指摘及び意見は、下記のとおりである。

<対象施設>

公の施設名	指摘事項	頁数
熊本市流通情報会館	3. 貸展示場の利用料の設定について【意見】	4 1
熊本市現代美術館	5. 図録販売について【指摘】	6 3
熊本市男女共同参画センター はあもにい	1. 新たに整備した駐車場の公有財産台帳への登載について【指摘】	7 6
熊本市総合体育館・青年会館	2. 運動器具等に係る備品の整理について【意見】	9 6
熊本市総合屋内プール	2. 利用料金制の運営について【意見】	1 0 3
	4. 調定簿の記載ミスについて【意見】	1 0 4
南部総合スポーツセンター	1. 特定の団体の施設占用について【意見】	1 0 9
田迎公園運動施設	1. 利用者数の把握について【意見】	1 1 9
熊本市辛島公園地下駐車場	1. 道路台帳及び公有財産台帳への未登載について【指摘】	3 0 2
熊本市辛島公園地下通路		
熊本市辛島公園地下自転車駐車場（施設）		
桜の馬場観光交流施設、桜の馬場観光交流施設駐車場	1. 駐車場使用料のカウント結果の証跡について【意見】	3 2 3

5. 固定資産台帳作成にあたっての参考意見（以下登載省略）

Ⅱ. 指定管理者制度について

1. 指定管理者制度の導入目的及び経緯

公の施設については、これまでは公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていた。しかしながら、多様化・複雑化する市民ニーズへの確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成 15 年 6 月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

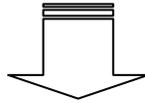
「指定管理者制度」とは

【これまでの制度：管理委託制度】

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行する。

・地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2 以上出資等）

- ・公共団体（土地改良区等）
- ・公共的団体（農協、自治会等）



【改正後：指定管理者制度】

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。

- ・指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定
- ・指定管理者も使用の許可を行うことが可能

例示)

- ① 地方公共団体が設置する文化センターを株式会社等の民間事業者が行うことが可能に。
- ② P F I 事業で建設した施設について、P F I 事業者による利用料金制も含めた管理代行が可能に。

(出典：「公の施設の指定管理者制度に関する指針」)

2. 指定管理者制度の意義

指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を地方公共団体又は外郭団体等に限定していたが、株式会社等の民間事業者を含めた地方公共団体が指定する指定管理者に施設の管理運営を代行させる制度である。

公の施設の設置及び管理に関する事項は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項において「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と定められている。

【地方自治法第 2 4 4 条の 2】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(出典：地方自治法)

3. 本市における指定管理者制度運用の概要

(1) 指定管理者制度に関する指針及び運用に関する方針について

指定の手続、管理の基準及び業務の具体的範囲、並びに利用料金制度を導入する場合においては、条例で規定することが必要であるが（地方自治法第244条の2）、市は、これらの具体的内容がそれぞれの施設で異なるため、総則的な条例は制定せず、個別の施設設置条例ごとに制定している。

3 条例制定について

指定管理者制度を導入することとした場合においては、次の事項について条例で定めることが必要となる。

- ア 指定の手続（申請方法、選定基準、事業計画の提出 など）
- イ 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件 など）
- ウ 業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可 など）

(出典：「公の施設の指定管理者制度に関する指針」)

また、市は、指定管理者制度に関する指針及び運用に関する方針において、指定管理者制度の概要及び指定管理者制度導入に関する基本的な手続き等を定めている。

<市が定めている指定管理者制度に関する指針等>

名称	概要
公の施設の指定管理者制度に関する指針	指定管理者制度の概要、導入の基本的な考え方、候補者選定前の手続き、候補者の選定、指定管理者の指定、指定管理者指定後の手続き、制度導入後の状況把握と措置、導入に向けたスケジュール、PFI事業との関連といった項目ごとに、指定管理者制度の手続きに関する基本的指針を定めている。
運用に関する方針	
利用料金制度に関する基本方針	地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者が施設の使用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入するにあたっての基本方針及び必要となる諸手続きを定めている。
指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針	施設の管理運営に関し、協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなどの監視に加え、現地調査、管理運営状況の評価を行い、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理の継続が適当でない等と認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組み（以下「モニタリング」という。）を構築し、もって、指定管理者による管理の適正を期するため、モニタリングの方法及び運用の基本方針を定めている。
指定管理に係る管理運営経費の「積算総額」の算定	公募により指定管理者の選定を行う場合における「積算総額」の算定について、統一的な考え方及び算定方法を定

名称	概要
	めている。
公の施設の指定管理者制度に係る候補者選定ガイドライン	候補者を選定する場合の事務処理の適正化等に資するため、運用上の基本的な事項を示したものである。 選定にあたっては、価格及びその他の条件によって候補者を選定する総合評価方式を採用するものとし、熊本市指定管理者候補者選定委員会運営要綱に基づく審査は、このガイドラインによるものとする。
熊本市指定管理者候補者選定委員会運営要綱	熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めたものである。
共同企業体の取扱い基準	共同企業体を結成して指定管理者の指定を受けようとする者の取扱いについて定めている。

4. 指定管理者制度上の着眼点について

(1) 指定管理者制度の導入に合理性はあるか

「公の施設の指定管理者制度に関する指針」において、指定管理者制度と従来の管理委託制度と比較して、その違いを次のように述べている。

- ・ 広く民間事業者も含めた法人その他の団体に管理を行わせることができる。
- ・ 設置者に代わって管理やサービスを代行する主体として使用許可も行わせることができる。
- ・ 指定の手続、管理の基準、業務の範囲、利用料金の基準等について条例で定めることとなり、地方公共団体の自主性が一層発揮できるなどから、利用者及び設置者双方にとって市民サービスの向上を始め、施設の効果的・効率的な管理が見込まれる。

（出典：「公の施設の指定管理者制度に関する指針」）

指定管理者制度の導入に当たって、これらの効果等が見込まれるかどうかを検討した。

(2) 選定手続は適正か

選定手続が、「公の施設の指定管理者制度に関する指針・運用に関する方針」に従い、適切に実施されているか検討した。

また、選定手続の内容（公募・非公募の別、募集期間の設定、選定委員会の構成など）について、他都市の状況と比較し、市の選定手続の内容の妥当性を検討した。

(3) 条例、協定書の内容は適切か

前述のとおり、指定の手続、管理の基準及び業務の具体的範囲、並びに利用料金制度を導入する場合においては、条例の制定が必要である。また、指定の後、市と指定管理者の間で指定管理業務に関する協定書を締結する。

条例及び協定書の内容は指定管理業務に関する基本的事項が定められているため、これらの内容が適切かどうか検討した。

また、市及び指定管理者が、条例及び協定書に基づき業務を実施しているか検討した。

(4) 施設の収支状況

指定管理者が月次または年次で市に提出する管理経費等の収支の状況をレビューし、人件費や委託費等といった支出と、指定管理料や利用料収入といった収入のバランスの適切性及び事業計画時との乖離等の有無について検討を行った。

(5) サービスの向上

条例及び仕様書に定められた条件を満たしながら、効率的な運営がなされているか検討した。必要に応じて、他都市の状況との比較を行い、市が実施している運営状況の妥当性を検討した。

また、施設の利用状況及び利用者等の推移（過去5年程度）を入手し、サービスの向上による利用

者の増加といった状況が見受けられるか検討した。

(6) コスト削減

指定管理料と従前の管理委託料との比較、直當時での人件費・委託料等との比較等を行い、指定管理者制度導入によるコスト削減の効果を検討した。

(7) 条例、協定に基づく適正な運営の検証がなされているか

条例及び協定書に基づき適正な運営がなされているかどうかについて、「指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針」に従い、市が適切に検証を実施しているか検討を行った。

5. 指定管理者制度に関する監査結果のまとめ

指定管理者制度に関する監査結果は、次のとおりである。なお、指定管理者制度に関して本市以外の政令指定都市（19都市）にアンケート調査を行い、その結果を参考資料として掲載している。

(1) 指定管理者の申請書類関係の提出期間について

「公の施設の指定管理者制度に関する指針・運用に関する方針」（以下「方針」という。）では、指定管理者の申請関係書類の提出期間について次のように定めている。

○公の施設の指定管理者制度に関する指針・運用に関する方針
第3 候補者の選定前の手続き
4 申請関係書類の提出及び受理
(2) 提出期間
申請関係書類の提出期間（期限）は、公告日の翌日から起算して30日以後の別に定める日とする。

次の施設において、指定管理者の申請関係書類提出のスケジュールを確認したところ、申請関係書類の提出期間（期限）は、募集要項の公表（公告日）の翌日から起算して30日以後となっており、「方針」に沿った取扱いがなされている。しかし、以下のような配慮が必要と考える。

<対象施設>

公の施設名	指摘事項	頁数
熊本市流通情報会館	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	5 1
熊本市現代美術館	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	6 8
熊本市男女共同参画センターはあもにこい	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	8 4
熊本市総合体育館・青年会館	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	1 3 1
熊本市総合屋内プール		
南部総合スポーツセンター		
託麻スポーツセンター		
田迎公園運動施設		
水前寺競技場		
水前寺野球場		
水前寺江津湖公園	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	1 4 6
くまもと森都心プラザ	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	1 6 7
健軍文化ホール	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	1 8 6
熊本市国際交流会館	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	2 0 5
熊本市子ども文化会館	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	2 2 8
熊本市障害者福祉センター希望荘	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	2 5 3

公の施設名	指摘事項	頁数
熊本市辛島公園地下自転車駐車場（運営）	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	273
熊本市自転車駐車場		
熊本市庁舎北側自転車駐車場		
熊本市上通自転車駐車場		
熊本市庁舎自転車駐車場		
熊本市斎場	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	289
熊本市辛島公園地下駐車場	1. 指定管理者の申請書類関係の提出期間について【意見】	311
熊本市辛島公園地下通路		
熊本市辛島公園地下自転車駐車場（施設）		

【意見】

提出期間については、「方針」に沿った取扱いではあるものの、応募者が十分な検討を行うには締め切りまでの期間が短いと考えられる。

他の政令指定都市では、募集要項の公表から募集の締め切りまで期間が概ね1か月以上が12都市で最も多いものの、相模原市、大阪市、堺市、神戸市は2か月程度、北九州市は「よりサービスの向上につながる提案が期待できることや、民間事業者等の利便性向上の観点から3か月程度を確保する」としているように、比較的余裕のある応募期間を設定している都市も見受けられる。

市は、応募者が十分な検討を行う期間を確保することに配慮し、「方針」における申請関係書類の提出期間を現状よりも長くすることを検討することが望まれる。

<他都市の状況（アンケート結果）>

① 指定管理者の募集開始から申請書の締め切りまでの期間は概ね何日程度を予定していますか。

回答内容	おおむね30日以上	おおむね45日以上	おおむね60日以上	おおむね90日以上
都市名	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、岡山市、福岡市	浜松市、広島市	相模原市、大阪市、堺市、神戸市	北九州市
都市数	12	2	4	1

② また、募集開始から申請書の締め切りまでの期間については、貴市のガイドライン等で定められていますか。

回答内容	規則で定めている	要綱、指針、ガイドライン等で定めている
都市名	相模原市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
都市数	1	18

(2) 選定委員会の開催回数について

選定委員会の開催状況について、開催回数はおおむね 1 回であり、所要時間は施設によって異なるが数時間程度となっている。この開催状況で、指定管理者の選定に関する適正な審議ができていないか疑問である。

候補者選定ガイドラインでは、選定委員会においては書類審査に加え必要に応じ、①当該施設所管課は、申請毎の各評価項目及び要求要件の内容について申請者からヒアリングを行い、選定委員に対し補足説明の実施、②選定委員に対し申請者からプレゼンテーションの実施を行うこととなっている。少なくとも2回以上の選定委員会の開催を予定しているものと思われる。

【候補者選定ガイドライン】

第 4 審査方法

選定委員会においては、書類審査に加え必要に応じ、

- ①当該施設所管課は、申請毎の各評価項目及び要求要件の内容について申請者からヒアリングを行い、選定委員に対し補足説明の実施
- ②選定委員に対し申請者からプレゼンテーションの実施
- ③会長が特に必要と認めるときは、選定委員以外の職員及び外部の学識経験者等から説明を求め又は意見を聴取

上記①②③を踏まえ評定を行うものとする。

<対象施設>

公の施設名	指摘事項	頁数
熊本市流通情報会館	3. 選定委員会の開催回数について【意見】	5 2
熊本市現代美術館	3. 選定委員会の開催回数について【意見】	6 9
熊本市男女共同参画センターはあもにい	2. 選定委員会の開催回数について【意見】	8 4
熊本市総合体育館・青年会館	4. 選定委員会の開催回数等について【意見】	1 3 2
熊本市総合屋内プール		
南部総合スポーツセンター		
託麻スポーツセンター		
田迎公園運動施設		
水前寺競技場		
水前寺野球場		
水前寺江津湖公園	2. 選定委員会の開催回数等について【意見】	1 4 6
くまもと森都心プラザ	2. 選定委員会の開催回数等について【意見】	1 6 7
健軍文化ホール	4. 選定委員会の開催回数等について【意見】	1 8 7
熊本市国際交流会館	2. 選定委員会の開催回数等について【意見】	2 0 5
熊本市子ども文化会館	4. 選定委員会の開催回数等について【意見】	2 2 9
熊本市障害者福祉センター希望荘	2. 選定委員会の開催回数について【意見】	2 5 3
熊本市辛島公園地下自転車駐車場（運営）	2. 選定委員会の開催回数について【意見】	2 7 3
熊本市自転車駐車場		
熊本市庁舎北側自転車駐車場		
熊本市上通自転車駐車場		

公の施設名	指摘事項	頁数
熊本市庁舎自転車駐車場		
熊本市斎場	3. 選定委員会の開催回数について【意見】	289
熊本市辛島公園地下駐車場	2. 選定委員会の開催回数について【意見】	311
熊本市辛島公園地下通路		
熊本市辛島公園地下自転車駐車場（施設）		

【意見】

選定委員会の開催は、少なくとも2回以上の開催し、審査項目に関し選定委員間で議論を行うことが重要である。

他都市の状況は、開催回数の1回は3都市で2回から3回が最も多く11都市ある。所要時間に関しては、数時間から半日程度は1都市、半日～1日が最も多く10都市である。

なお、選定委員会が3回開催された時は、下記のような審査項目で審議されている。

指定管理者選定に際しては、3回選定委員会が開催され、1回目で公募要項・仕様書等について審議され、2回目では各応募者の事業計画書、収支予算書について審議され、3回目で各応募者によるプレゼンテーションと質疑応答、採点及び集計結果に対する意見交換が行われているが、3回とも、委員会の冒頭で委員会を非公開とする旨決定され、非公開で実施されている。

（出典：平成 25 年度 福岡市包括外部監査結果報告書）

<他都市の状況（アンケート結果）>

① 1つの公の施設の指定管理者選定に関して、選定委員会を何回開催されますか。

回答内容	1回程度	2回程度	3回程度	2～3回程度	2～4回程度	2～5回程度	その他※
都市名	川崎市、 静岡市、 北九州市	さいたま市、千葉市、 新潟市、 浜松市、 神戸市、 広島市	福岡市	札幌市、 仙台市、 横浜市、 堺市	名古屋市、 大阪市	岡山市	相模原市、 京都市
都市数	3	6	1	4	2	1	2

※回数の回答なし（施設により異なる旨のコメントあり）。

② また、1つの公の施設あたりの選定委員会の所要時間見込みはどれくらいでしょうか。

回答内容	数時間～半日程度	半日程度	半日～1日程度	1日程度	その他※4
都市名	神戸市	静岡市	札幌市（※1）、 さいたま市、 横浜市、浜松市、 名古屋市、 京都市、 大阪市（※2）、 岡山市、広島市、 北九州市	千葉市、 新潟市（※3）、 堺市	仙台市、川崎市、 相模原市、 福岡市
都市数	1	1	10	3	4

- ※1 「1回の選定委員会につき数時間～半日程度」とのコメントがあり、かつ開催回数が「2～3回程度」であることから、「半日～1日程度」とした。
- ※2 「概ね1回あたり2時間程度を目途としているケースが多い」とのコメントがあり、かつ開催回数が「2～4回程度」であることから、「半日～1日程度」とした。
- ※3 「1回の評価会議は概ね半日程度」とのコメントがあり、かつ開催回数が「おおむね2回」であることから、「1日程度」とした。
- ※4 所要時間の回答なし（応募者数、施設、選定委員会により異なる旨のコメントあり）。
- ③ 応募者一者あたりの所要時間の見込みなどもあれば教えてください。

回答内容	30分から1時間程度	特になし
都市名	名古屋市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
都市数	1	18

(3) 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について

市は「熊本市市民参画と協働の推進条例」において、審議会等の会議録の取扱いを定めており、速やかに公表することとしている（非開示情報を含む場合はこの限りではない）。

○熊本市市民参画と協働の推進条例

(審議会等)

第11条 市長等は、審議会等その他これに準ずるものの構成員については、審議会等その他これに準ずるものの設置目的を踏まえ、市民の幅広い層から必要な人材を選定するとともに、公募等により選定された者を積極的に加えるよう努めなければならない。ただし、法令の規定により構成員の構成が定められていることその他の事由がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、審議会等その他これに準ずるものの会議(以下「会議」という。)を開催する場合は、開催日時、場所等を公表しなければならない。ただし、緊急に開催するときその他やむを得ない理由があるときは、公表しないことができる。

3 会議は、公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 不開示情報を含む事項について審議等を行うとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公にすることが適当でない認められる事項について審議等を行うとき。

4 市長等は、会議が開催されたときは、速やかに会議録を公表するものとする。ただし、前項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

また、指定管理者選定に関しては、「候補者選定ガイドライン」において、「熊本市情報公開条例」に基づき議事録の情報公開請求があった場合、非開示情報を除き開示すると規定している。

○候補者選定ガイドライン

第6 選定結果の公表

3 申請関係書類等の取扱い

開示請求があった場合は請求内容を十分精査の上、熊本市情報公開条例第6条により、以下の要領により取り扱うこととする。

(1) 選定委員会の審議過程(議事録)

「熊本市情報公開条例」第7条にあたる部分を除き開示。

(以下、省略)

○熊本市情報公開条例
 (実施機関の開示義務)
 第 6 条 実施機関は、文書等の開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、当該開示請求に係る文書等に次条に定める情報(以下「不開示情報」という。))が記録されている場合を除き、当該開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該文書等の開示をしなければならない。
 2 実施機関は、開示請求に係る文書等の一部に、不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分(以下この項において「不開示情報部分」という。)が当該不開示情報部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報部分を除いて開示することがこの条例の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

そのため、市は、指定管理者選定に関する選定委員会における議事録については、公表・開示の前提として作成することとしている。

しかし、次の施設に関して、選定委員会において議事録は作成されておらず、これらの条例等に従った取扱いがなされていない。

<対象施設>

公の施設名	指摘事項	頁数
熊本市流通情報会館	4. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	5 2
熊本市現代美術館	4. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	6 9
熊本市男女共同参画センターはあもにい	3. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	8 4
熊本市総合体育館・青年会館	2. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	1 3 1
熊本市総合屋内プール		
南部総合スポーツセンター		
託麻スポーツセンター		
田迎公園運動施設		
水前寺競技場		
水前寺野球場	3. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	1 4 6
水前寺江津湖公園		
くまもと森都心プラザ	3. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	1 6 8
健軍文化ホール	2. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	1 8 6
熊本市国際交流会館	3. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	2 0 5
熊本市子ども文化会館	2. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	2 2 8
熊本市障害者福祉センター希望荘	3. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	2 5 4
熊本市辛島公園地下自転車駐車場 (運営)	3. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	2 7 3
熊本市自転車駐車場		
熊本市庁舎北側自転車		

公の施設名	指摘事項	頁数
駐車場		
熊本市上通自転車駐車場		
熊本市庁舎自転車駐車場		
熊本市斎場	2. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	289
熊本市辛島公園地下駐車場	3. 選定委員会に関する議事録の作成及び保管について【指摘】	311
熊本市辛島公園地下通路		
熊本市辛島公園地下自転車駐車場（施設）		

【指摘】

指定管理者の選定に関する選定委員会においては、委員会における審議過程を公表・開示することを前提として、「熊本市市民参画と協働の推進条例」「候補者選定ガイドライン」及び「熊本市情報公開条例」に従い、議事録を作成するとともに適切に保管する必要がある。

他都市の状況は、18都市が作成されている。

<他都市の状況（アンケート結果）>

① 議事録が非公表の場合、選定委員会の議事録は作成されていますか。

回答内容	作成する	作成していない
都市名	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	浜松市
都市数	18	1

② 議事録の作成について、ガイドライン等で規定されていますか。

回答内容	指定管理者制度におけるガイドライン等で規定している	指定管理者制度におけるガイドライン等では規定していないが、他の要綱等で規定している	なし
都市名	札幌市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、大阪市、堺市、広島市、北九州市、福岡市	仙台市、さいたま市、新潟市、京都市、神戸市、岡山市	浜松市、名古屋市
都市数	11	6	2

(4) 候補者において市の現職またはOBが役員として在籍する場合の選定委員の人選について

指定管理者選定に関する選定委員会の人選について、「候補者選定ガイドライン」では次のように定めている。

○候補者選定ガイドライン

選定委員会は、指定管理者制度を適用させようとする公の施設を所管する局（熊本市事務分掌条例（昭和46年条例第36号第1条）に規定する局をいう。）の局長、市長が指名する職員及び市長が指名する外部の学識経験者、公認会計士等2名以上の計5名程度をもって組織する。

下記の対象施設の指定管理者選定に関する選定委員は、2名以上が外部の学識経験者等で組織され

ており、当該ガイドラインに沿った取扱いがなされている。

しかし、候補者の中には、市の現職またはOBが役員として在籍しているところがあった。一部の候補者の役員に市の現職またはOBが在籍している状況の中で、選定委員に内部委員（市の職員）が含まれているのであれば、指定管理者の選定に関して必ずしも公平性が担保されているとはいえない。

<対象施設>

公の施設名	指摘事項	頁数
熊本市現代美術館	5. 候補者において市の現職またはOBが役員として在籍する場合の選定委員の人選について【意見】	69
熊本市総合体育館・青年会館	3. 候補者において市の現職またはOBが役員として在籍する場合の選定委員の人選について【意見】	132
熊本市総合屋内プール		
南部総合スポーツセンター		
託麻スポーツセンター		
田迎公園運動施設		
水前寺競技場		
水前寺野球場		
水前寺江津湖公園	4. 候補者において市の現職またはOBが役員として在籍する場合の選定委員の人選について【意見】	147
健軍文化ホール	3. 候補者において市の現職またはOBが役員として在籍する場合の選定委員の人選について【意見】	186
熊本市国際交流会館	4. 候補者において市の現職またはOBが役員として在籍する場合の選定委員の人選について【意見】	206
熊本市子ども文化会館	3. 候補者において市の現職またはOBが役員として在籍する場合の選定委員の人選について【意見】	228
熊本市障害者福祉センター希望荘	4. 候補者において市の現職またはOBが役員として在籍する場合の選定委員の人選について【意見】	254
熊本市辛島公園地下自転車駐車場（運営）	4. 候補者において市の現職またはOBが役員として在籍する場合の選定委員の人選について【意見】	274
熊本市自転車駐車場		
熊本市庁舎北側自転車駐車場		
熊本市上通自転車駐車場		
熊本市庁舎自転車駐車場		
熊本市辛島公園地下駐車場	4. 候補者において市の現職またはOBが役員として在籍する場合の選定委員の人選について【意見】	312
熊本市辛島公園地下通路		
熊本市辛島公園地下自転車駐車場（施設）		

【意見】

上記の対象施設における選定委員は、「候補者選定ガイドライン」に沿った人選ではあるものの、本件の場合、前述のような状況にかんがみると、指定管理者の選定の公平性を客観的に担保するためには、選定委員はすべて市職員以外の外部の委員を選ぶことが望まれる。

そのために、候補者の役員に市の現職またはOBが在籍している場合には、選定委員はすべて外部の学識経験者等から人選するべく、現行の「候補者選定ガイドライン」を改訂することが望まれる。

他都市の状況は、「選定委員はそもそも外部選定委員のみで構成されている」が9都市、「内部選定委員は構成委員となれるが応募団体の役員等になっている場合など利害関係があると認められる者は内部選定委員にはなれない」が7都市である。

<他都市の状況（アンケート結果）>

① 内部選定委員（市職員）と外部選定委員（市職員以外）の構成について定めているものはありますか。

回答内容	条例で定めている	規則で定めている	要綱、指針、ガイドライン等で定めている
都市名	札幌市、さいたま市、千葉市、京都市、岡山市	堺市、広島市	仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、北九州市、福岡市
都市数	5	2	12

② また、その内訳はどのようなものですか。

回答内容	原則として外部選定委員のみで構成	原則として内部選定委員及び外部選定委員の両方で構成
都市名	千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市（※1）、京都市、大阪市、神戸市（※2）、岡山市、北九州市	札幌市、仙台市、さいたま市、相模原市、静岡市、浜松市、堺市、広島市、福岡市
都市数	10	9

※1「施設の設置者の観点から、市職員1名を加えることができる」とのコメントあり。

※2「必要ある場合には、1名に限り内部委員を認める」とのコメントあり。

③ 応募者の役員の中に市からの現役派遣職員又は市のOB職員がいる場合、内部選定委員は選定委員会の構成委員となれますか。

回答内容	そもそも外部選定委員のみで構成されている	内部選定委員は構成委員となれるが、応募団体の役員等になっている場合など利害関係があると認められる者は内部選定委員にはなれない	市の職員（OBは含まない）は、指定管理者の指定を受けている団体の役員への就任を不可としており、応募者の役員に市の職員（OBは含まない）がいることは想定していない	特段の制限なし
都市名	千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、北九州市	札幌市、仙台市、相模原市、静岡市、浜松市、広島市、福岡市	さいたま市	名古屋市、堺市
都市数	9	7	1	2

④ 公の施設の事業形態を考慮し、その事業に関する専門家を外部選定委員に選任していますか。

回答内容	選任している
都市名	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
都市数	19

(5) モニタリングの適切な実施について

①備品管理について

下記の対象施設について、市が実施したモニタリングにおいて、その評価項目のうち「施設及び物品等が適切に管理されているか」については「適」と評価されている。

しかし、備品の管理については改善すべき事項が存在しており、前述の評価項目について「適」とした市の評価は実態に即しているとは言えない。

②管理経費の収支状況の確認について

下記の対象施設における管理経費の収支状況について、適切でない事項が検出されたもの、または指定管理者から市へ提出がなかったものがあった。

なお、「指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針」には次のとおり定められており、市に対し指定管理者の財務状況の確認と評価を行うよう求めている。

○指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針
2 財務状況の確認と評価
毎年度事業終了後に提出する事業報告書において、指定管理業務に関する財務状況（料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等）も報告する義務があり、市はこの財務書類で応募段階の収支計画と乖離していないかを確認することとする。
加えて、指定管理者の法人あるいは団体全体の決算後、すみやかに財務書類等を提出させ、指定管理者の財務状況が継続的にサービスを提供できる状態にあるかどうかを確認することとする。
その結果が芳しくない場合は、市は、指定管理者との協議の場を設定し、悪化原因や今後の対策等について説明を受け、指定管理業務の継続的な運営を主眼として合理的・客観的な指導・助言を行う。
この場合、指定管理者の財務運営の健全化に向けた対策は自己責任で行うことが基本であることに留意すること。

<対象施設>

公の施設名	指摘事項	頁数
熊本市流通情報会館	7. モニタリングの適切な実施について【指摘】	53
熊本市現代美術館	9. モニタリングの適切な実施について【指摘】	71
熊本市男女共同参画センターはあもにい	8. モニタリングの適切な実施について【指摘】	87
熊本市総合体育館・青年会館	5. 適切なモニタリングの実施について【指摘】	132
熊本市総合屋内プール		
南部総合スポーツセンター		
託麻スポーツセンター		
田迎公園運動施設		
水前寺競技場		
水前寺野球場		
水前寺江津湖公園	6. モニタリングの状況について【指摘】	148
くまもと森都心プラザ	5. モニタリングの適切な実施について【指摘】	170

公の施設名	指摘事項	頁数
健軍文化ホール	5. モニタリングの適切な実施について【指摘】	187
熊本市国際交流会館	8. モニタリングの適切な実施について【指摘】	208
熊本市子ども文化会館	5. モニタリングの適切な実施について【指摘】	229
熊本市障害者福祉センター希望荘	5. モニタリング調査の実施回数について【指摘】	255
	6. 適切なモニタリングの実施について【指摘】	255
熊本市辛島公園地下自転車駐車場（運営）	5. モニタリング調査の十分な実施について【指摘】	274
熊本市自転車駐車場		
熊本市庁舎北側自転車駐車場		
熊本市上通自転車駐車場		
熊本市庁舎自転車駐車場		
熊本市斎場	4. 適切なモニタリングの実施について【指摘】	290
熊本市辛島公園地下駐車場	8. 適切なモニタリングの実施について【意見】	314
熊本市辛島公園地下通路		
熊本市辛島公園地下自転車駐車場（施設）		
桜の馬場観光交流施設、桜の馬場観光交流施設駐車場	6. 適切なモニタリングの実施について【意見】	343

【指摘】

①備品管理について

市は、モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の実施している業務について、書類の確認にとどまらず、備品の管理であれば例えば書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を適宜実施し、適切に評価するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を行う必要がある。

②管理経費の収支状況の確認について

指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針の「2 財政状況の評価と確認」において「毎年度事業終了後に提出する事業報告書において、指定管理業務に関する財務状況（料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等）も報告する義務があり、市はこの財務書類で応募段階の収支計画と乖離していないかを確認することとする。」と規定している。

市は、管理経費の状況につき、基本方針の趣旨に従い適切に確認する必要がある。さらに、市は指定管理者に対して、必要に応じて改善指導を行う必要がある。

(6) その他

その他の指摘及び意見は、下記のとおりである。

<対象施設>

公の施設名	指摘事項	頁数
熊本市流通情報会館	2. 応募者（申請者）が1団体について【意見】	51
	5. 無記名による審査方法について【意見】	52
	6. 指定管理者の人件費について【意見】	52

公の施設名	指摘事項	頁数		
熊本市現代美術館	2. 応募者（申請者）が1団体について【意見】	6 8		
	6. 指定管理者の公募について【意見】	6 9		
	7. 利用者アンケート結果について【意見】	7 0		
	8. 事業報告書及び事業計画書の提出について【指摘】	7 0		
熊本市男女共同参画センターはあもにい	4. 指定管理業務ごとの選定委員会の設定について【意見】	8 4		
	5. 収支報告の適切性について【指摘】	8 5		
	6. アンケート結果を踏まえた利用促進のための方策について【意見】	8 6		
	7. PDCAサイクル確立のために必要な「改善見直し」について【意見】	8 6		
熊本市総合体育館・青年会館	6. 利用率向上のための SNS の活用について【意見】	1 3 3		
熊本市総合屋内プール				
南部総合スポーツセンター				
託麻スポーツセンター				
田迎公園運動施設			7. 管理する施設の種類と指定管理者募集のありかたについて【意見】	1 3 4
水前寺競技場				
水前寺野球場				
水前寺江津湖公園	5. 業務の再委託について【指摘】【意見】	1 4 7		
くまもと森都心プラザ	4. 指定管理者の月次報告及び決算書の数値の適切性について【指摘】	1 6 8		
健軍文化ホール	6. 音楽練習室の利用方法について【意見】	1 8 8		
熊本市国際交流会館	5. 指定管理者である共同企業体の収支報告書について【指摘】	2 0 6		
	6. 共同企業体の構成員が再委託にかかる競争入札の指名業者になることについて【指摘】	2 0 7		
	7. 共同企業体における構成員間の関係について【意見】	2 0 7		
熊本市辛島公園地下駐車場	5. 利用料金制の導入について【意見】	3 1 2		
熊本市辛島公園地下通路	6. 案内標示等の改善について【意見】	3 1 3		
熊本市辛島公園地下自転車駐車場（施設）	7. 事業報告書における「管理経費の収支状況」の提出について【指摘】	3 1 3		
桜の馬場観光交流施設、桜の馬場観光交流施設駐車場	1. P F I 事業の契約に関する議決と公の施設にかかる条例に関する議決のタイミングについて【指摘】	3 3 8		
	2. 指定管理に関する議決が否決された場合の文書による取り決めについて【意見】	3 4 0		
	3. 再委託を行う場合の市の承諾について【指摘】	3 4 0		
	4. 協定書上のリスク分担の明示について【指摘】	3 4 1		
	5. 年度業務計画書における「収支計算書」及び年度総括書における「管理経費の収支状況」の未入手について【指摘】	3 4 2		

6. 指定管理者第三者評価制度の導入に関する参考意見

(1) モニタリングの問題点

指定管理者の実施した指定管理業務については、「指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する

る基本方針」に従い、公の施設の所管課がモニタリングを実施することとなるが、市はこのモニタリング以外に第三者による評価は特に行っていない。

モニタリングに際しては、施設の専門的知識のみならず、管理経費の収支状況や指定管理者の決算書類をある程度読み解けるだけの知識など、種々の専門性が要求されるが、所管課の担当者が抱える業務量や人事異動といった時間的制約等により、すべての専門性を所管課の担当者が修得するには限界がある。

また、所管課は公の施設に対する責任主体であるため、指定管理者の実施した指定管理業務を評価するための客観性を確保できない可能性がある。

このように、所管課のみでモニタリングを実施し指定管理業務の評価を行うのは、専門性及び客観性を確保するという点で問題がある。

(2) 参考意見

そこで、指定管理業務の評価に関する専門性及び客観性を確保し、評価をより効果的に行うため、指定管理者第三者評価制度を導入し、指定管理者による公の施設の管理及び運営の状況について、所管課によるモニタリングのみならず、第三者による評価を行うことが望まれる。

なお、第三者評価について、選定評価委員会が実施するケースと、それ以外の外部者（専門性を有する者）が実施するケースがある。「第三者」をどのように設定するのか、施設の状況にかんがみて検討することが望まれる。

他都市の状況としては、指定管理者第三者評価制度あるのが 19 都市中 12 都市（施設によって異なるを含む）、その中で選定評価委員会が実施しているが 7 都市、原則として外部の評価機関が実施しているが 4 都市、3 方式で第三者評価をしているが 1 都市である。

<他都市の状況（アンケート結果）>

① 指定管理者第三者評価制度がありますか。

回答内容	あり	施設によって異なる	なし
都市名	さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、浜松市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市	京都市	札幌市、仙台市、川崎市、静岡市、名古屋市、岡山市、広島市
都市数	11	1	7

② 指定管理者第三者評価制度がある場合にはその手法を教えてください。

回答内容	原則として選定評価委員会 が実施	原則として外部の評価機関 が実施	①指定管理者第三者評価機 関、②福祉サービス第三者 評価制度による評価、③指 定管理者選定評価委員会の 3 方式
都市名	千葉市、相模原市、浜松市、 京都市、大阪市、神戸市、 福岡市	さいたま市、新潟市、堺市、 北九州市	横浜市
都市数	7	4	1

人 事 委 員 会

人委規則第 12 号

平成 27 年 3 月 20 日

平成 18 年改正条例附則第 8 項から第 10 項まで及び平成 18 年改正教育職条例附則第 6 項から第

8項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

平成18年改正条例附則第8項から第10項まで及び平成18年改正教育職条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則

平成18年改正条例附則第8項から第10項まで及び平成18年改正教育職条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年人委規則第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（平成19年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の廃止）

2 平成19年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成19年人委規則第15号）は、廃止する。

（平成23年改正条例附則第3項及び第7項から第9項までの規定による職務の級及び給料の切替えに関する規則の一部改正）

3 平成23年改正条例附則第3項及び第7項から第9項までの規定による職務の級及び給料の切替えに関する規則（平成23年人委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 削除

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

人 委 規 則 第 1 3 号

平成27年3月20日

平成18年改正条例附則第5項及び平成18年改正教育職条例附則第3項の規定による最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

平成18年改正条例附則第5項及び平成18年改正教育職条例附則第3項の規定による最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則

平成18年改正条例附則第5項及び平成18年改正教育職条例附則第3項の規定による最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則（平成18年人委規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人 委 規 則 第 1 4 号

平成27年3月20日

熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市単身赴任手当支給規則（平成6年人委規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第4号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第5号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第6号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第7号中「40,000円」を「43,

000円」に改め、同項第8号中「以上」を「以上 2,000キロメートル未満」に、「45,000円」を「48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(10) 2,500キロメートル以上 58,000円

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

(表)

単 身 赴 任 届

年 月 日 提出

任命権者 様	所 属 課 名	職 名	職 員 コ ー ド	氏 名
				印
勤務公署名	所 在 地			
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 異動 <input type="checkbox"/> 3 転居(□本人 □配偶者)		左記事実の 発生年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 4 その他()			
熊本市単身赴任手当支給規則第6条の規定に基づき、配偶者等との別居の状況等を届け出ます。				
異動直前の 居住状況等	本人の住居			
	同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生)		
異動発令年月日	年 月 日	配偶者と別居した年月日	年 月 日	
異動後の 居住 状況等	配偶者と別居した事情	<input type="checkbox"/> 熊本市一般職の職員の給与に関する条例第16条第1項第1号に該当 <input type="checkbox"/> 1 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員の父母、配偶者の父母又は同居の親族を介護すること <input type="checkbox"/> 2 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること <input type="checkbox"/> 3 配偶者が引き続き就業すること <input type="checkbox"/> 4 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること <input type="checkbox"/> 5 その他() <input type="checkbox"/> 熊本市一般職の職員の給与に関する条例第16条第1項第2号(権衡職員)に該当 []		
	本人の住居	入居年月日	年 月 日	
	住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生) <input type="checkbox"/> その他(続柄) 年 月 日生) <input type="checkbox"/> その他(続柄) 年 月 日生)		
	配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる(住所 入居年月日 年 月 日)		
	配偶者の住所と職員の新たな住所までの距離	<input type="checkbox"/> 100km未満 <input type="checkbox"/> 100km以上～300km未満 <input type="checkbox"/> 300km以上～500km未満 <input type="checkbox"/> 500km以上～700km未満 <input type="checkbox"/> 700km以上～900km未満 <input type="checkbox"/> 900km以上～1,100km未満 <input type="checkbox"/> 1,100km以上～1,300km未満 <input type="checkbox"/> 1,300km以上～1,500km未満 <input type="checkbox"/> 1,500km以上～2,000km未満 <input type="checkbox"/> 2,000km以上～2,500km未満 <input type="checkbox"/> 2,500km以上 ※ 主要都市との距離は裏面参照		
所属長 確認印	庶務担当 者確認印			

確認及び決定欄		年 月 日 受理	
単身赴任手当支給確認欄	支給決定 年 月 日・金額	改定 年 月 日	改定 年 月 日
届出内容の確認日	年 月 日	円	円
異動発令年月日	年 月 日	改定	改定
別居年月日	年 月 日	円	円
別居事由	1 2 3 4 5/権衡職員	年 月 日	年 月 日
異動先		円	円
熊本市一般職の職員の給与に関する条例第16条及び同条に基づく熊本市単身赴任手当支給規則の規定に従い上記のとおり確認し決定する。 年 月 日		課長	

(裏)

記 入 上 の 注 意

(単身赴任届)

- 1 太線枠内及び提出年月日のみ記入すること。
- 2 「届出の理由」欄には、該当する理由の口の中にレ印を付し（新規の場合は理由1のみにレ印を付する。）、理由4に該当する場合はその内容を()内に記入すること。
- 3 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に勤務公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 4 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 5 「届出の理由」の1以外に該当する場合は、「異動直前の居住状況等」欄の記入は要しない。
- 6 「配偶者と別居した事情」欄には、該当口の中にレ印を付し、理由5又は権衡職員に該当する場合は、()内にその理由を記入すること。
- 7 「住居における同居者」欄には、該当口の中にレ印を付し、()内に生年月日を記入し、その他に該当する場合は、職員との続柄についても記入すること。
- 8 「配偶者の住居」欄には、該当口の中にレ印を付し、異なる場合は()内に住所及び入居年月日を記入すること。
- 9 単身赴任手当を受けていた職員が、要件を欠いた場合には、「届出の理由」欄中「2異動」、「3転居」又は「4その他」の該当口の中にレ印を付し、「2異動」の場合には、異動発令年月日のみを、「3転居」の場合には、転居年月日のみを、「4その他」の場合には()内に(要件の喪失)とのみ記入すること。
- 10 「配偶者の住所と職員の新たな住所までの距離」欄には、該当口の中にレ印を付すること。参考までに熊本市（熊本駅）から福岡市（博多駅）までの距離は 118 k m、同じく広島市（広島駅）までの距離は 399 k m、同じく岡山市（岡山駅）までの距離は 560 k m、同じく大阪市（大阪駅）までの距離は 744 k m、同じく名古屋市（名古屋駅）までの距離は 927 k m、同じく東京都（東京駅）までの距離は 1,293 k m、同じく千葉市（千葉駅）までの距離は 1,332 k m、同じく東松島市（矢本駅）までの距離は 1,686 k m、同じく札幌市（札幌駅）までの距離は 1,782 k mである。

附則に次の 1 項を加える。

(平成 30 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

- 3 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 8 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた条例第 16 条第 2 項に規定する 30,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額は、26,000 円とする。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 1 5 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則熊本市単身赴任手当支給規則（平成 6 年人委規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 項本文」を「第 3 項第 1 号」に、「別表」を「別表第 1」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 条例第 28 条第 3 項第 2 号及び教育職条例第 11 条第 3 項第 2 号に規定する人事委員会規則で定める額は、別表第 2 のとおりとする。
- 3 条例第 28 条第 1 項及び教育職条例第 11 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて条例第 28 条第 2 項及び教育職条例第 11 条第 2 項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係るこれらの項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

別表中「（第 2 条関係）」を「（第 2 条第 1 項関係）」に改め、同表中

「

熊本市事務決裁に関する訓令（平成 8 年訓令第 3 号）別表第 3 に掲げる課及びかい等（コンプライアンス推進室、男女共生推進室、社会保障・税番号制度推進室、特別滞納対策室、資産マネジメント推進室、精神保健福祉室、一時保護所、温暖化対策室、事業ごみ対策室、企業立地推進室、担い手推進室、国際室、マイス推進室、にぎわい推進室、埋蔵文化財調査室、建築審査室、鉄道高架関連整備室、建築物安全推進室、建築保全室及び自転車対策室を除く。）の長及び熊本市区役所等事務決裁に関する訓令第 6 条に規定するかいの長並びに農業委員会事務局西区分室長、農業委員会事務局南区分室長、農業委員会事務局北区分室長、教育委員会事務局教育相談室長、市立高等学校事務長、学校給食共同調理場長及び植木図書館長で職務の級が 5 級の職員

」

を

「

職務の級が 5 級の職員で人事委員会が別に定める職員

」

に改め、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 2 条第 2 項関係)

適用給料表	支給を受ける職員	勤務1回の額
行政職員給料表及 び消防職員給料表	職務の級が9級の職員	5,000円
	職務の級が8級の職員	4,000円
	職務の級が6級及び7級の職員	3,000円
	職務の級が5級の職員で人事委員会が別に定める職員	2,000円
医療職員給料表	職務の級が4級及び5級の職員	5,000円
	職務の級が3級の職員	3,000円
教育職給料表(1)	職務の級が4級の職員	3,000円
	職務の級が3級の職員	2,000円
教育職給料表(2)	職務の級が3級の職員	2,000円

備考 特定任期付職員給料表の適用を受ける者の支給額については、別に人事委員会規則で定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 1 6 号

平成 27 年 3 月 30 日

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成 19 年人委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を同条第 1 項とし、第 9 条中「特定任期付職員に係る」を「熊本市管理職員特別勤務手当支給規則（平成 6 年人委規則第 25 号。以下「特別勤務手当規則」という。）別表第 1 備考に規定する人事委員会規則で定める」に改め、同条の次に次の 1 項を加える。

2 特別勤務手当規則別表第 2 備考に規定する人事委員会規則で定める管理職員特別勤務手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 号給が 6 及び 7 の職員 6,000 円
- (2) 号給が 5 の職員 5,000 円
- (3) 号給が 2 から 4 までの職員 4,300 円
- (4) 号給が 1 の職員 3,500 円

3 給与条例第 28 条第 1 項及び熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号。以下「教育職給与条例」という。）第 11 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて給与条例第 28 条第 2 項及び教育職給与条例第 11 条第 2 項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係るこれらの項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。